

ブラジル連邦共和国公害防止関係法規集

(ブラジル連邦共和国鉱山公害防止)
(技術協力事業資料)

昭和60年1月

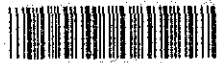
国際協力事業団
鉱工業開発協力部
鉱工業開発技術課

鉱開技
JR
85-130

ブラジル連邦共和国公害防止関係法規集

(ブラジル連邦共和国鉱山公害防止)
技術協力事業資料

JICA LIBRARY



1025107[2]

昭和60年1月

国際協力事業団
鉱工業開発協力部
鉱工業開発技術課

国際協力事業団		
受入 月日	'85. 9. 24	703
登録No.	11983	66.1
		MIT

目 次

1. ブラジル連邦共和国鉱業法	1
2. ブラジル連邦共和国鉱業法規則	25
3. ブラジル連邦共和国公害防止関係法規	58
1) 政令第 88351 号	58
2) 省令第 330 号	64
3) 鉱山動力省大臣官房閣僚間省令第 917/82 号	66
4) 省令第 1031 号	68
5) 内務省環境特別局基本法規集	70
4. ブラジル連邦共和国森林法・動物保護法	211
5. 各州の環境関連機関	231

1. ブラジル連邦共和国鉱業法

1984年10月修正

参 考 文 献

「ブラジル連邦共和国の鉱業法」

金属鉱業事業団資料センター（1973年10月）

ブラジル連邦共和国鉱業法

鉱業法

第1章 予備条項

第2章 探 鉱

第3章 探 掘

第4章 地 役 権

第5章 罰 則 ・ 取 消

第6章 砂鉱探掘・貴金属採取および表層探掘

第7章 鉱業会社

第8章 最 終 規 定

ブラジル鉱業法（1967年）

1967年2月28日付法令第227号、および当該法令の一部改定令1967年3月14日付法令第318号。

共和国大統領は、1966年12月7日付憲法第4号の第9条第2項により付与された権限に基づき、27年間にわたる現行の鉱業法（1940年1月29日付法令第1985号）の実施による経験により多くの情報が収集され、そしてそれらが有効に利用されるべきであることに鑑み、

第二次世界大戦後、科学および技術における衆知の如き進歩により、鉱物資源の開発技術が大きな変革を遂げたことに鑑み、

時とともに広がる高度な国家権益を保護するため法令を現代に適するものとする必要性に鑑み、国際市場に伍して行けるよう国家の能力を保護するため、技術革新をもたらす特定の活動を律する基準を具備することが、国家に課せられた責務であることに鑑み、

これらの目的を認識するとき、鉱業権を現在の状況に適させるのに、良い機会であることに鑑み、さらに、鉱山エネルギー、大蔵、経済企画の各大臣の1967年2月20日付令6-67-GBの解説に詳説されていることに鑑み、

次のとおり制定する。

鉱業法（Codigo de Mineração）

第1章 予備条項

第1条 鉱物資源、鉱業、および、鉱物製品の販売、取引ならびに消費を規制することは国家の権限

である。

第2条 本法においては、鉱物の開発は次の諸制度によるものとする。

- I - 探掘権制度 (Regime de Concessão) 連邦政府の特権布告に基づくもの
- II - 鉱業権の認可および免許制度 (Regime de Autorização e Licenciamento) 鉱山エネルギー大臣の認可および地方政府の法規に基づく免許の交付によるもの、並びに生産者として大蔵省の然る可き機関に登録しているもの
- III - 登記制度 (Regime de Matrícula) 鉱床の存在する地区の連邦徴税局に砂鉱專業者 (garimpeiro) として登記しているもの
- IV - 独占制度 (Regime de Monopólio) 特別法に基づき、連邦政府により直接もしくは間接に実施されるもの

第3条 本法は次のことを規定する。

- I - 国家の鉱物資源を形成する地上もしくは地下に存在する鉱物物質ならびに化石質物質に関する権利
 - II - これらの利用 (aproveitamento) の制度
 - III - 探掘、採掘、その他鉱業に関する事項についての連邦政府による監督
- 項 鉱産局 (Departamento Nacional da Produção Mineral 略号DNPM) は、本法ならびに補足の法令を執行する権限を有する。

第4条 鉱床とは、経済的価値のある鉱物物質もしくは化石物質の凝集したもの——それが地表に露出、あるいは地中に埋れているにかかわらず——と見なされる；また鉱山とは、採掘中の鉱床——たとえ現在採掘が中止されていようとも——をいう。

第5条 本法においては、鉱床を次の9種類に分類する。

- 種類 I - 金属鉱物の鉱床
- 種類 II - 土木建設に直接使用する鉱物物質の鉱床
- 種類 III - 肥料鉱物の鉱床
- 種類 IV - 固形状化石燃料の鉱床
- 種類 V - 瀝青岩およびピロ瀝青岩の鉱床
- 種類 VI - 宝石および装飾用石の鉱床
- 種類 VII - 上掲の種類に入らない工業用鉱物の鉱床
- 種類 VIII - 鉱水
- 種類 IX - 地下水

第1項 上記分類には、液体燃料、天然ガス、あるいは核エネルギーに使用する鉱物物質の鉱床は含まれない。

第2項 上記各種類に掲げた鉱物あるいは鉱物物質の明細は、連邦政府令で定める。また、これら明細は技術革新に伴い変更することがある。

第 8 項 多様な用途をもつ鉱物物質については、その主たる用途により分類される。

第 4 項 DNPМは、鉱床の分類に関する疑義を明らかにする責務を有する。

〔注〕（鉱業法施行規則第 8 条抜すい）

第 8 条 各種類に挙げられる鉱物物質の明細は、次の通りである。

種類Ⅰ—アルミニウム、アンチモニー、砒素、ベリリウム、ビスマス、カドミウム、セリウム、セシウム、コバルト、クローム、鉛、銅、スカンジウム、錫、鉄、ゲルマニウム、ガリウム、ハフニウム、イットリウム、イリジウム、インジウム、リチウム、マンガン、マグネシウム、水銀、モリブデン、ニオブウム、ニッケル、金、オスミウム、銀、プラチナ、パラジウム、ラジウム、レニウム、ロジウム、ルビジウム、ルテニウム、セレンウム、タリウム、タンタル、テルル、チタン、タングステン、バナジウム、キセノン、亜鉛、ジルコンの鉱石

種類Ⅱ—スレート、砂、礫岩、片麻岩、花崗岩、珪岩、砂利（その材料が、混合材、装飾用石もしくはモルタルとしての用途において、未加工のまま使用されること。かつ、加工会社に原料として供給されない場合）

種類Ⅲ—燐酸塩、グアノ、カリウム塩および硝石

種類Ⅳ—石炭、褐炭、泥炭および腐泥岩

種類Ⅴ—瀝青岩およびピロ瀝青岩

種類Ⅵ—宝石および装飾用石

種類Ⅶ—上記種類に属しない工業用鉱物物質。即ち、角閃石、鑄物用砂、粘土、耐火粘土、紅柱石、アガマトライト（agalmatolitos）、アスベスト、スレート、無水石膏、アントフィライト（antofilita）、ベントナイト、重晶石、硼酸塩、石灰石、珊瑚石灰岩、方解石、カオリン、天青石、藍晶石、石灰質貝殻、コランダム、クリソタイル、珪藻土、ドロマイト、工業用ダイヤモンド、デュモルチエライト、硫黄、ストロンチアナイト、凍石（esticalitos）、長石、千枚岩、螢石、石膏、石墨、ザクロ石、頁岩、白榴石、レウコフェライ（leucofilito）、マグネサイト、大理石、雲母、オーカー（ocres）、ピンギーダ（pinguita）、パイロフィライト、バイライト、石英、珪岩、珪緑岩、臭素塩、ロード塩、岩塩、サポナイト、珪石、滑石、透角閃石、トリポリ石、パーミキュライト、珪灰石

種類Ⅷ—鉱水

第 6 条 鉱物を採掘する権利に関し、鉱山は次の 2 種類に分類される。

(I) 鉱山であることが証明された鉱山（Mina Manifestada）——1934 年 7 月 16 日現在において採掘中の鉱山（ただし、一時的に中止されていたものも含む）および、1934 年 7 月 10 日発効の布告第 24642 号第 10 条ならびに 1935 年 9 月 10 日発効の法律第 94 号に従って証明

された鉱山をいう。

(II) 許可された鉱山 (Mina Concedida) — 採掘権が連邦政府の発する布告により許可 (付与) された鉱山をいう。

項：次のものは鉱山の構成部分と見なす。

- a) 鉱物の採掘および生産物の選鉱精錬を目的として設置された建物、構築物、機器材ならびに機具。ただし、その選鉱精錬は鉱山の操業のために認可された地域内で行なわれるものに限る。
- b) 採掘作業に不可欠な地役権
- c) 作業に使用される動物および車輛
- d) 認可された地域内で行なわれる採掘作業のために必要な機器材
- e) 120日間分の採掘作業に必要な糧食

第7条 鉱床の開発は、鉱山エネルギー大臣による採鉱認可、もしくは共和国大統領の布告に基づく採掘権の取得を条件とする。ただし、上記の2つの権利は、ブラジル人、もしくは鉱業会社として当国において設立された会社に対してのみ付与されるものとする。

項：鉱山であることが証明された鉱山、あるいは登録された鉱山の開発には、連邦政府許可 (concessão) は必要としない。ただし、これらの鉱山も採掘、納税ならびに監督については、本法の規定条件に従うものとする。

第8条 Lei No 6567-24.09.1978 第17条により削除された。

第9条 ガリンベイロによる砂鉄採掘、貴金属採取あるいは表層採掘としてはっきり限定され、特徴づけられた鉱物の開発は、登記制度によるものとする。

第10条 次の事項については、特別法により規定される。

- I — 国家独占の対象となる鉱物の鉱床
- II — 考古学上の対象となる鉱物または化石
- III — 博物館、教育施設、および他の科学的目的に向けられる鉱物または化石の見本
- IV — 生産段階にある鉱泉
- V — 地下水

第11条 “認可”ならびに“特権”制度の適用に際しては、本法の規定に従うものとし、次のことが尊重されるものとする。

- a) 採鉱認可あるいは採掘権をDNPMにさきに申請した者に付与される優先権は、当該先願者に付与される。
- b) 鉱業の収益への(土地所有者の)参与権は、単一鉱物税の10分の1に相当するものであり、1967年3月14日以降付与された採掘権に適用される。

第12条 前条に記載した参与権は、その不動産とはなれて譲渡または担保の対象とはならない。しかし、土地所有者は、次の権利を保有する。

- I — 限定された将来における配当受取権の譲渡または担保

II 一 権利の放棄

項：本条に記載した法的行為は、それらが不動産登記所に登記されるまでは、第三者に対抗することができない。

公害防止

第13条 鉱物資源の採鉱、採掘、選鉱・精錬、販売、消費、あるいは企業化に従事している自然人もしくは法人は、その設備、機材、ならびに工場に対する、DNP Mの代理人 (agente) による査察に便宜を図り、かつ次の情報を与える義務がある。

I 一 生産規模、ならびに生産物の品質

II 一 本条のはじめのところで掲げた作業あるいは活動が遂行されている技術的ならびに経済的条件

III 一 市場ならびに販売価格

IV 一 鉱物の生産量、需要量、およびこの需要に関連する技術的、経済的条件

第2章 探 鉱

第14条 探鉱とは、鉱床の限定、その評価、および経済的開発、採掘の可能性の決定に必要な作業の実施をいう。

第1項 探鉱には、とくに次に述べる現地、および実験室における作業を含める：調査地域について適当な規模での地質精査；露頭および各露頭間の相関関係の調査；地球物理学および地球化学的調査；鉱化地域における調査坑の掘さくおよびボーリング；組織的なサンプリング；サンプルおよびボーリングコアの物理的ならびに化学的分析；市場または工業利用上の仕様に適合する精鉱を得るための鉱物もしくは有用鉱物物質の選鉱試験

第2項 鉱床の限定は、実施した作業により収集された資料の対比、相互関係の把握および解析の結果もたらされるものであり、鉱物の埋蔵量および品位測定の基本資料を提供するものである。

第3項 経済的開発の可能性は、生産コスト、運賃、および市場価格の予備的分析により決定される。

第15条 探鉱認可は、DNP Mが規則通りに審査をし報告を行なった書類に基づき、鉱山エネルギー大臣が認可するものとし、ブラジル人もしくはブラジル法人あるいは鉱業会社に付与される。

項：探鉱作業は、有資格者である鉱山技術者もしくは地質技術者の責任により実施されなければならない。

第16条 探鉱認可の申請は、鉱山エネルギー大臣あてに2通作成の上、DNP Mの受付に提出するものとし、そこで機械的に番号が付され、記録され、受付証が交付される。その申請書には、次の情報および証明書が添付されなければならない。

I 一 自然人の場合には申請者の氏名、国籍、民法上の身分、職業、および住所；法人の場合には、鉱業会社としての営業許可証の写し、ならびに国家商業登記局に登録された登記簿抄本、鉱業法第20条の手数料納付の証明

II 一 探鉱対象鉱物の名称、探鉱申請地域の面積（ヘクタール表示）、名称および位置についての説

明（その地域の主要な地形の状態、周囲の土地所有者の氏名、州、市、町、村の名称）

Lei No 7085 21-12-1982, 第1条により改正

III-2 通の平面図：これは鉄道、車道、橋、トンネル、キロメートル境界標、河川、峡谷、湖、町、関係する土地所有権の境界線など識別するための主な要素が表示してあり、そして適当な縮尺の申請地域境界線（真の南北および東西の直線で構成された幾何学的な形で、その2つまたは例外として1つの頂点は土地の紛うこと無き定点と結び、各辺の長さ方位を記載する。）を表示したもので、当該地域の位置図も添えること。

IV-法定的有資格技術者の責任の下に作成され、地質の見取図上に適切に表示された探鉱作業の計画書、これには、その作業遂行に必要な予算ならびに資金源、あるいは資金調達能力を表示しなければならない。

a) 申請者ならびに技術者は、探鉱作業およびそれに必要な予算が正当であることを説明するため、ならびに作業の遂行に要する支出に必要な資金供給を保証するため、DNPMの質問に応じなければならない。

b) DNPMは、封鎖勘定の信用口座の開設を承認することができる。これは、探鉱作業進捗に応じて徐々に解除される。

c) DNPMにより認められた探鉱計画およびその予算は、土地所有者あるいは土地の法的な所有者に支払われる補償金の法的見積りの根拠となる。

項：探鉱認可の申請が第三者の土地になされる場合は、探鉱計画には必ず作業実施予定表を記載しなければならない。

第17条 前条のI・II・IIIに挙げた記載事項あるいは証明の伴わない申請書は、DNPM局長はこれを受付けない。

第1項 申請書および添付資料をさらに明らかにするために要求される追加資料あるいは必要事項を完備するのに、申請者は、DNPMのこれらの要求が国家の公報に公表された日から起算して60日の猶予が与えられる。

第2項 第1項の猶予期間を経過した場合、DNPMの長はこの申請を却下する。

*第18条 探鉱権又は認可の申請対象地域は次の条項に合わない限り自由とみなされる。

I-この地域が探鉱権、探鉱認可、探掘鉱区、表示された鉱山地質調査許可に関係する場合

II-この地域が先に探鉱権申請対象であって、次の様に却下されていない場合

a) 前条及び本条第1項でいう状態にある場合

b) 申請受付日に本鉱業法第23条と第26条の単項にかかわる制限によって出願資格の取得が禁止された場合

III-対象地域が先願の認可対象であるか認可されるべき地域であって、その登録申請がその公布から30日以内になされた場合

IV-その地域が探鉱権の更新申請対象地域で、仮申請が出され決定が下されていない場合

V—その地域が探鉱権申請対象地域であって、夫々の作業の報告書が仮提出され決定が下されていない場合

VI—その地域が夫々の作業の報告書が承認されて、探鉱権が付与されるべき地域で、本鉱業法第31条により探掘鉱区を申請する権利を有する場合

第1項 申請地域が自由でない場合申請は鉱産局の局長の裁可により却下されるものとし、二部提出された申請書の一部は申請者に返還され、又夫々の審理に含まれる公文書も返還される。

第2項 本条のIからVIの条件にあてはまる地域を含むため申請対象地域の一部分が不適当な場合で、それ以外の地域で探鉱や許可によって開発することが、技術的、経済的に可能であると考えられる場合、鉱産局の判断で、前条第1項、第2項に従って、申請者に最初の申請地域を修正して申請をかえるよう便宜が与えられる。

*第19条 探鉱権又は、その延長の申請が却下された場合、官報に発表された日から60日以内に再審の申請を出すことができる。

第1項 再審申請の却下は官報に発表された日から30日以内に鉱山動力大臣の権限で行える。

第2項 再審請求の仲裁により、その決定に関する請求に含まれる地域についてその却下が受けられた後、再審請求又は上訴が決定されるまで探鉱権申請の処理手続きは中止される。

第3項 再審請求又は上訴がなされると探鉱権の請求の却下は前項の手続きの後に処理される。

*第20条 探鉱権の申請者は、1975年4月29日付法律6205の第2条単独項の規定の最大価格の3倍に相当する手数料を支払わねばならない。この手数料は1964年10月8日付法律4425号により前以ってブラジル銀行に納め、“国家鉱業基金—可処分部分”に振込まれる。

第1項 申請者は次の場合手数料の返還をうける権利を有する。

a) 申請が鉱業法第17条及び第18条第1項により基本的に却下された場合

b) 申請が法律上探鉱権を与える権限のある機関又は公的企業の承諾なく却下された場合

第2項 対象地域が自由でこの鉱業法の条件を充たしている場合、鉱業局は申請者に官報に発表された日から30日以内に探鉱認可の公布にかゝる費用の支払をし、その支払証を鉱業局に提示するよう公文で通知する。

第3項 もし申請者が前項の規定をその期間内に実行しない場合、鉱産局の局長の裁可により申請は却下され、その手続き者は保管される。

第21条 探鉱認可は、鉱山エネルギー大臣からの認可証をもって付与される。そして、その認可証には、探鉱しようとする土地所有者の表示、ならびに地域境界およびヘクタール表示による面積が明示される。

項：この権利は、連邦公報に掲載される認可証の写し、およびDNPMにより保存される帳簿への転記にある。

第18～20条：Lei No 6403—15.12.1976第1条で改正された

第 2 2 条 探鉱認可は、次の条件、ならびに本法に記載されているその他の条件に従って付与される。

I—この権利は、個人のものであり、相続人が第 1 6 条第 I 項および第 IV 項の条件を満たすならば、相続人もしくは生存する配偶者、または商業上の継承人に限って譲渡できる。

* II—探鉱認可は 3 年間有効であり、さらに更新することができる。ただし、更新の際は、探鉱認可の期間が無効となる前少なくとも 60 日以内に D N P M へ申請をし、次の条件を遵守することが必要である。

a) 更新の申請書には、さらに探鉱作業を継続することの正当性の説明とともに、これまでの作業の報告と得られた結果を記載しなければならない。

b) 取得者は、更新の手数料および公表費用を支払わなければならない。

* Lei No 6567 - 24 .07 .1978 第 1 条により全面改正された

III—探鉱作業は、探鉱認可に限定された地域以外では行なってはならない。

IV—航行することのできる河川の河床、湖および大陸棚における探鉱は、航行もしくは水陸輸送が阻害されず、あるいはまた安全である場合に限り許可される。ただし、これらの探鉱は、これを管轄する官庁の定める条件に従わなければならない。

V—要塞、鉄道、自動車道、飲料水源、公道または公共牧場のある地帯における探鉱は、これを管轄する官庁の承諾を必要とする。

VI—第三者の権利は尊重されるべきであり、探鉱認可取得者は、発生するいかなる損失、損害をも補償する義務がある。しかし、政府は、これらの権利について生ずる制約に対し責任を負わない。

VII—探鉱中に採掘された鉱物は、分析および工業化試験のためにのみ探鉱地域から移動することができる。ただし、D N P M は当局の判断に基づき、これらの鉱物の商業規模に達した量を自由に処分することを認めることができる。

VIII—探鉱認可の有効期限内に探鉱作業が終了したとき、D N P M が要求すると否とにかかわらず、探鉱認可取得者は、法的有資格技術者によって作成された詳細な説明書を提出するものとする。その報告書には、鉱床の埋蔵鉱量、鉱石または有用鉱物の品位および採掘の可能性、ならびに特に次の事項に関する参考資料を添付しなければならない。

a) 位置、接近方法ならびに通信手段

b) 適当な尺度に縮尺された探鉱地域の地質調査図

c) 鉱床の天然露頭、および探鉱作業中に露出した露頭に関する詳細な説明

d) 鉱石または有用な鉱物の品位、ならびに鉱体の限界

e) 鉱床の成因、分類および他の同様の性質を有する鉱床との比較

f) 確定埋蔵量、推定埋蔵量、予想埋蔵量の計算に必要な量および品位の図表

g) 選鉱・精錬試験の報告書

h) 探鉱の経済的可能性に関する証明

第 2 3 条 探鉱作業の結果の如何にかかわらず、探鉱認可所有者は与えられた期間内に遂行された作

業に関する報告書を提出しなければならない。

項：探鉱認可所有者が本条の条件を満たすまで、新たな探鉱を認可することは禁じられている。

第24条 探鉱認可を修正したときは、認可の期間は、修正認可の日から起算される。

第25条 連邦政府令による規則に定められているごとく、探鉱認可は、最大面積が制限されている。

「注」（鉱業法施行規則第29条抜すい）

第29条 探鉱認可は、次のとおり最大面積が制限されている。

種類Ⅲ、ⅣおよびⅤ 2,000ヘクタール

種類ⅠおよびⅥ 1,000ヘクタール

種類Ⅵ 500ヘクタール

種類ⅡおよびⅦ 50ヘクタール

鉱業法規則第29条参照

第26条 いかなる個人も法人も、各鉱物について同じ種類の鉱物について最大50の探鉱認可を保有することができる。

公害防止

第27条 探鉱認可保有者は、探鉱認可地域の範囲内の公共または私有の土地において、該当作業および必要な補助作業を実施することができる。ただし、探鉱認可保有者は、土地所有者または法的土地所有者に対し、土地の占有のための地代、および探鉱作業より生ずる損失あるいは損害に対する補償金を支払うものとする。なお、次の条件を遵守するものとする。

I—地代は、実際に占有される地域の範囲内における最大純益額を超えることはできない。

II—発生した損害に対する補償は、次の号に規定する場合を除き、実際に探鉱作業が行なわれる地域内の不動産売買価格を超えることはできない。

III—探鉱作業に必要とされる地域を含む土地の全域に農業および牧畜に使用不用となるほど損害が及ぶ場合は、当該補償金はその土地全域の不動産売買価格に相当する額にまで達することがあり得る。

IV—第II項および第III項に記載されている不動産売買価格とは、同地方にある同種の土地の不動産売買価格との比較により得られる。

V—公共地の場合は、地代支払は免除され、探鉱認可保有者は、損失および損害の補償を支払うだけでよい。

VI—探鉱認可保有者が、本条に述べた地代および補償金について、探鉱認可の転記（登録）日までに土地所有者、または法的土地所有益と書類による合意に達しなかったときには、DNPMの長は3日以内に鉱床の所在する地区の地方裁判所に、当該認可に係る書類の写しを送付する。

VII—この通知受領日より15日以内に、裁判所は本条に記載される地代および損失、損害につき、民法上の規定による評価を命ずるものとする。

Ⅷ—この問題について、地方検察官が訴訟の終るまで国家の代表者として呼出される。

Ⅸ—Ⅶに記載した受領日より最高30日以内にその評価額が裁判所に提出されなければならない。

X—評価に要する法定費用は、探鉱認可保有者が負担するものとする。

XI—評価の審理が終了した後に、裁判所は探鉱認可保有者に8日以内に2年分の地代および補償金支払のための保証金に相当する額を供託するよう要求する。

XII—供託が行なわれたならば、裁判所は土地所有者または法的な土地の所有者に、8日以内に探鉱作業を許可するよう命ずる。そして、その決定をDNPMの長に通知するとともに、もし探鉱認可保有者が希望するならば、探鉱作業の遂行を保証する手段がとられるよう地方警察当局にもその決定を通知する。

XIII—探鉱期間が延長されるときは、DNPMの長は有効期間内に本条第Ⅵ項に規定された条件に従い、その旨を裁判所に報告するものとする。

XIV—前項の通知受領日より8日以内に、裁判所は探鉱認可保有者に対し、延長期間に相当する追加額の供託を命ずる。

XV—前項の供託が行なわれたならば、裁判所は土地所有者または法的土地所有者に対し、延長期間内における探鉱作業の継続の許可を命じ、そしてDNPMの長および地方警察局長に、その決定を通知する。

XVI—探鉱作業の終了に伴ない、当該探鉱認可保有者ならびにDNPMの長は、裁判所にこの事実を報告し、補償金および地代の支払に関する訴訟手続を終了せしめるものとする。

第28条 前条に規定する訴訟が終了する前に、損害を受けたと考える者は、裁判所に提訴することができる。

第29条 探鉱認可保有者は、次の事項を遵守しなければならない。遵守しないときには、制裁の罰を受けるものとする。

I—探鉱作業を次の期間内に開始すること。

a) 探鉱認可保有者本人が土地所有者の場合、あるいは本法第27条に記載する補償金の支払額および形期に関し土地所有者との間で合意に達している場合は、連邦公報に探鉱認可が公表されてから60日以内

b) 占有ならびに損害に対する補償金の評価が裁判所で審査される場合は、探鉱地域に対する法定手続がとられてから60日以内

II—探鉱作業開始後、正当な理由がなく連続3ヶ月以上、あるいは累計120日以上作業を中断しないこと。

項：作業の開始、再開、中断、および探鉱認可証に明記されていない有用な鉱物を発見した場合は、ただちにDNPMに通知しなければならない。

第30条 探鉱作業の終了ならびに本法第22条のⅦの報告書の提出に伴ない、DNPMは報告書の正確性につき、ただちにこれを検査し、鉱産振興部(Divisão do Fomento da Produção

Mineral)の意見に基づき、次の裁定を下すものとする。

- a) 鉱床の存在が証明されたときは、報告書を承認する。
- b) 不十分な探鉱作業、あるいは誤った技術的管理により鉱床の評価が不可能になった場合、報告書を承認しない。
- c) 鉱床の存在しないことが証明された場合は、報告書を保管する。

項：報告書の承認もしくは保管の決定は、その地域が適正に探鉱された事を公式に宣言するものである。

第31条 探鉱認可保有者は、報告書が承認されたならば、採掘権を申請するのに1年間の猶予が与えられ、そしてこの期間内に限り、本法に定める方式により採掘権取得の折衝ができる。

*第32条 前条の期間の満了に伴い探鉱認可保有者、もしくはその権利の継承者が採掘権の申請を行わないときは、その権利は失効するものとし、鉱産局の局長は官報にその探鉱された鉱床は採掘鉱区の申請のために自由に処分し得ることを発表する。

第1項 その布告は各場合の特殊条件に応じて採掘鉱区の申請者が充たすべき必要条件を定める。

第2項 採掘鉱区の権利を与えるための優先順位を決めるためには、布告で決められた期間内に受理された申請書が一様に評価され、その中から鉱産局の判断で鉱産物部門の利益に最もよくかなう申請者が最優先者として選ばれる。

第33条 隣接もしくは近接した地域において同一鉱物に対する探鉱認可が集中している場合は、認可保有者達は、DNPMの判定に基づき1つの探鉱計画案ならびに同様に1つの作業実施報告書を提出することができる。

第34条 政府が探鉱作業において探鉱認可保有者と協力する場合はいつでも、DNPMと探鉱認可保有者との間で締結された技術協力協定の条項に従い、政府の支出した経費は償還されるべきものとする。

第35条 前条に規定する経費償還額は、探鉱認可保有者により、ブラジル銀行の“国家鉱業基金—可処分部分”口座に供託されるものとする。

第3章 採 掘

第36条 採掘とは、有用な鉱物の探鉱から選鉱精錬に至る、鉱床の工業的開発を目的とするすべての総合的作業をいう。

第37条 採掘権は、次の条件のもとに付与される。

I—鉱床は探鉱され、かつ、その報告書がDNPMにより承認されていなければならない。

II—採掘地域は、探鉱地域の範囲内にあり、探鉱および選鉱精錬の経済的、技術的实施に適しているものでなければならない。

項：登録された鉱業会社に限り、採掘する権利を有し、その採掘権の数については制限を受けない

* Lei No 6408 — 15.12.1976 第1条により改正された

ものとする。

公害防止

第 38 条 探掘権は、探鉱認可保有者またはその継承者により鉱山エネルギー大臣に申請されるものとし、次の説明資料ならびに証明書が添付されなければならない。

I 一 国家商業登記所への当該会社の登記証明書、ただし、上記会社とは、ブラジル人によって所有されるか、または出資されている会社、あるいはブラジル国内にて設立された株式会社であって、いずれの場合も鉱業会社としての営業を許可されたものでなければならない。

II 一 探掘されるべき鉱物物質の名称。これには付与された探鉱認可およびその報告書の承認についても記載すること。

III 一 探掘予定地域の名称および説明書。ただし、正確かつ明瞭に必ず地図上に記載されるべき河川の溪谷、峡谷、鉄道および高速道路、明白に識別できる自然の境界線あるいは地形の特徴を記載しなければならない。また、隣接する探鉱認可ならびに探掘権と境界線、地区、市、町、村、州の表示、さらに土地所有者または法的土地所有者の氏名および住所を記載しなければならない。

IV 一 申請地域境界線：これは、真の南北および東西の直線で構成された幾何学的な形で、その 2 つまたは例外として 1 つの頂点は土地の紛うことなき定点と結び、各辺の長さおよび方位を記載したもので、利害関係のある土地所有権の範囲と所有者名も記載し、かつ当該地域の位置図を添えること。

V 一 鉱山で利用しなければならない地役権。

VI 一 選鉱設備まで言及した鉱床の経済的利用計画。

VII 一 経済的利用計画および鉱山経営の遂行に必要な資金を保有もしくは調達ができることを証するもの。

項：探掘地域が“国境地帯特別委員会”の管轄地域にある場合は、同委員会の許可証を提出しなければならない。

公害防止

第 39 条 鉱床の経済的利用計画は 2 部提出され、かつ次の内容を記載しなければならない。

I 一 申請理由説明書

II 一次の事項に関する計画または計画案

- a) 採用予定の探掘方法、および当初の生産規模とその拡張計画
- b) 地下作業の場合は、照明、換気、輸送、信号および保安
- c) 地上輸送、および鉱石の選鉱精錬ならびに凝集設備
- d) 発電、給水および空調設備
- e) 鉱山および作業の衛生
- f) 山元に居住する全員の住居ならびに生活区域
- g) 種類 VII の鉱床の場合には、噴泉の捕収および防止設備、分配、利用設備

第40条 鉱床の経済的利用計画のために設置される設備および機器材の規模は、申請書に添付された計画案に基づく生産量に一致しなければならないが、将来拡充することを容認する。

第41条 探掘権申請書は、DNPMにおいて日付順に機械的に番号を付して登録し、当該探掘認可の書類に添付される。

第1項 申請者には、保管（登録）日時が記載されかつ書類が提出されたことを証する受付証1通が交付される。

第2項 探掘作業報告書に追加資料が必要となったときは、申請者はそれらの書類の完備に60日間の猶予が与えられる。

第3項 この期間は、DNPMの長の裁量により同じ期間だけ延長できる。

公害防止

第42条 探掘が公共に反するか、あるいは工業的開発を行なうとする他の者に害を及ぼす場合は、探掘権の許可は拒否される。後者の場合、報告書が承認されているときは、探掘者は探掘作業のために支出した費用に関し政府より補償を受ける権利を有する。

第43条 探掘権は、共和国大統領の署名による布告により付与され、DNPMの帳簿に記帳される。

第44条 探掘権取得者は、連邦公報に公告された日から90日以内に、DNPMに対し鉱床の占有を申請するものとする。

第1項 探掘権取得者は、当国における最高の最低賃金の5倍に相当する手数料を、ブラジル銀行内の“国家鉱業基金—可処分部分”口座に振込むものとする。

第2項 申請書受領後、DNPMは鉱床を占有する日を決定するものとし、利害関係者は公文書あるいは官報による発表により、その旨が通知されるものとする。

第3項 利害関係者は、鉱床占有当日に土地ならびに占有権の設定に必要な全てのことが有効となるよう準備しなければならない。

第45条 鉱床の占有は、次のような手続を経るものとする。

I—もし必要とあらば隣接鉱山の探掘権者に、8日前に郵便または電報で、本人またはその代理人が本行為に立ち合うことができるよう、また、特に境界線確定に立ち合うことができるよう通知される。

II—定められた日時に、探掘権者があらかじめ用意した境界標識により鉱床の境界線を確定し、正式に探掘権許可証に記載された探掘地域が確定され、ただちに探掘権者の鉱床の占有が認められる。

第1項 DNPMの代理人(agente)は、その事実の公式記述書を作成し、鉱床占有権となる探掘権者がこれに署名する。またその行為に立ち合う証人および隣接鉱山の探掘権者は、ともにこれに署名する。

第2項 境界線標識は、常によく見えるようにされていなければならないが、また、DNPMの許可がない限りこれを変更することがないものとする。

第46条 鉱床の占有権の設定に反対する訴訟は、その発効日より15日以内に、鉱山エネルギー大臣に申し立てることができる。

項：もしその訴訟が認められたならば、“鉱床占有権”は無効となる。

公害防止

第47条 本法の一般条件のほか、採掘権者は、本法第5章に規定される不履行による罰則に従い、次の義務を負うものとする。

I - DNP Mの認める不可抗力の場合を除き、連邦公報における採掘権布告の日より6ヶ月以内に、採掘計画に従って、その作業を開始すること。

II - DNP Mの承認した採掘計画に従い鉱床の採掘を行なうこと：ただし、正式の証明を受けた計画案の写しを鉱山現場に保管すること。

III - 採掘権布告に示された鉱物に限りこれを採掘すること。

IV - 採掘権布告に示されていない鉱物を発見したときは、ただちにDNP Mに通知すること。

V - 所定の基準を遵守して採掘作業を行なうこと。

VI - 業務を遂行するため、法的に有資格者の技術者に採掘作業の管理を委任すること。

VII - 乱掘により、爾後の鉱床開発を困難もしくは不可能にしないこと。

VIII - 採掘により、直接あるいは間接的に第三者に与える損失または損害に対し責任をとること。

IX - 山元の住居の安全と衛生を促進すること。

X - 水資源の浪費を避け、近隣の不動産に損失または損害を及ぼす場合は排水すること。

XI - 採掘もしくは選鉱・精錬作業による空気または水の汚染を避けること。

XII - 第5条のVIIIの鉱床の場合は、水源を保護、維持し、技術的規定に従ってこれを利用すること。

XIII - 連邦監督機関の指示する手段をとること。

XIV - あらかじめDNP Mに届け出ることなしに、採掘作業を中止しないこと。

XV - 採掘作業を一時中止する場合は、要請あるときはいつでも採掘作業を再開できるよう鉱山を良好な状態に保つこと。

XVI - 毎年3月15日までに前年の活動状況に関して、DNP Mに報告すること。

項：本条第IV号に記載された鉱物の採掘権を付与されるには、採掘権布告にその鉱物を追加することが必要である。

第48条 既定の採掘計画に従わないで採掘作業が行なわれ、あるいは残余の鉱床の経済的利用を不可能にするような方法で採掘が行なわれるときは、これらの採掘は乱掘と見なされる。

(原書)

CODIGO DE MINERAÇÃO E LEGISLAÇÃO CORRELATIVA

Volume I

PUBLICAÇÃO ESPECIAL No. 6

Departamento Nacional Da Produção Mineral

Ministerio Das Minas E Energia

第49条 採掘作業が一旦開始されたならば、不可抗力による場合を除き、連続6ヶ月以上これを中断することはできない。

公害防止

第50条 前年の採掘作業の年次報告には、とくに次の事項に関する報告を含まなければならない。

- I-採掘方法、採掘された鉱物の消費市場への輸送ならびに供給先
- II-埋蔵量の変化、産出鉱物の特徴、経済的に引き合う最低品位、ならびに有効/無効鉱物の比率
- III-少なくとも生産量、在庫量、粗鉱ならびに精鉱の平均販売価格、単一鉱物税および土地所有税の支払に関する月々の数値を含む図表
- IV-鉱山および選鉱・精錬場の労働者数
- V-鉱山ならびに採掘作業に投入された投資額
- VI-会社の年次貸借対照表

第51条 採掘作業中に得られたさらに正確な鉱床に関する知識により、経済的利用計画を変更することが妥当になったとき、あるいは市場の状況から生産規模を変更する必要があるとき、採掘権者はDNPMに必要な変更案を提示し、それらの検討と新計画案の最終的承認を求めるものとする。

公害防止

第52条 DNPMが承認した採掘計画に違反して採掘を行なうときには、採掘権者は警告から採掘権の没収までその度合に応じた罰則が課せられるものとする。

公害防止

第53条 DNPMの承認を条件として、同一の鉱床あるいは鉱化帯の地域において、同一鉱物について同一採掘権者に付与されるいくつかの採掘権は、“採掘グループ”の名称のもとに1つの採掘単位に合併することができる。

項；DNPMの承認を条件として、採掘グループの採掘権者は、採掘作業を1つもしくはいくつかの合併された採掘権地域にのみ集約することができる。ただし、その作業の効力がグループの鉱床全体の総埋蔵量の重要性と矛盾しない場合に限る。

第54条 特定の鉱物について国家保有であると宣言された地帯において、政府は他の鉱物の採掘あるいは採掘を認めることができる。ただし、その採掘、採掘作業は、国家保有鉱物の作業と両立するものであり、別個のものであり、かつ国家および国民経済上の利益に基づき特別の条件に従うものとする。

項；本条の規定は、同様に“国家独占制度”に基づき、採掘あるいは採掘が行なわれている地域にも適用される。

公害防止

第55条 採掘権者が、正当な法的手段により採掘権を譲渡もしくは請負わせる場合、採掘権のもつ

権利、義務、制限および効果は有効である。

第1項 譲渡または請負の行為は、採掘権の登録が行なわれた後にのみ有効である。

第2項 採掘権は分割不能であり、採掘権を譲渡できるのは、本法の規定に従い採掘を行なうことのできる者に限るものとする。

*第3項 鉱区に査定された負債及び責任は、債権者に対する個人的行為以外、鉱区の消滅によって解消される。

*第4項 債権者は、鉱区が理由の如何をとわず債務者が最初の鉱業権者の所有にもどらない限り、消滅した鉱区の新しい鉱業権者に対して如何なる行為もとることはできない。

*Lei No 7085-21-21-1982 第1条により追加

**第56条 鉱区は分割によって、鉱床の合理的開発に悪影響を及ぼさず、技術的開発可能性、分割された鉱床の利用の経済性、鉱床の生産の増加が証明される限り、鉱産局の判断で2つ又はそれ以上に分割することができる。

単独項 鉱区の分割申請は、鉱区保有者と新しく鉱業権者になろうとする人が連名で、理由説明書、各鉱区毎に鉱業法第38条に指示された事項を含んだ申請書を鉱産局の受付に提出し、機械的に登録された受領書を付して鉱山動力大臣に申請書提出するものとする。

**Lei No 7085-21-21-1982 第1条により変更

第57条 いかなる裁判も採掘作業の中止をもたらし禁止あるいは差押さえを行なうことができない。

公害防止

第58条 鉱山エネルギー大臣に申請をすることにより、採掘権保有者は一時的に採掘作業を中止したり、採掘権を放棄する許可を取得することができる。

第1項 いずれの場合も、申請書には実施済の作業内容、鉱山の状態および将来の可能性に関する報告が添付されていなければならない。

第2項 DNP Mは、技術者により現場を確かめた後に、鉱山エネルギー大臣の決定に資する結論を出すものとする。

第3項 採掘権者の作業中止あるいは採掘権放棄の理由が否認された場合、DNP Mは作業継続が可能であることを証する。あるいは必要な場合は罰則適用のために必要な手段を鉱山エネルギー大臣に提案するものとする。

第4章 地 役 権

公害防止

第59条 鉱床の存在する土地および隣接の土地は、探鉱および採掘の目的のため、地上・地下の地役権（自由出入権）に従う。

項：地役権は、次のものため設定される。

a) 修理工場、設備、選鉱場、付帯施設および住居の建設

- b) 輸送路，通信線の開設
- c) 採掘，選鉱ならびに人のために必要な水の確保と導水
- d) 送電
- e) 鉱山および選鉱・精錬場からの排水
- f) 人員および資材の通行，換気管および送電線の開設
- g) 既存施設の活動を妨げない水源の利用
- h) 使用済資材並びに鉱山廃棄物の堆積

第60条 地役権が成立するのは，占有した土地の価値および前条の占有により発生する損害を事前に補償することが条件である。

第1項 当事者間で合意に達しない場合，必要なときは裁判所の“占有”命令による占有地の地代も含め，調停による調査および評価の結果に基づいて決定された補償金額を裁判所の命ずる通り供託するものとする。

第2項 探鉱認可保有者または採掘権保有者が土地所有者または土地改良物所有者に支払う補償および損失額の計算は，本法第27条の規定ならびに連邦政府令により制定される規定に従うものとする。

第61条 補償金受取人の責に帰することができない理由により，前条の補償金の支払が遅れた場合，必要な貨幣価値修正を行ない得るものとし，探鉱認可保有者または採掘権保有者は，その額全額を支払う義務を負う。

第62条 補償金として明確に確定した金額が支払われ，土地の占有に対する地代が決定するまでは，探鉱あるいは採掘作業を開始することはできない。

第5章 罰則および取消

公害防止，担保措置

第63条 探鉱認可あるいは採掘権により生ずる義務の不履行は，違反の度合により次の処罰を受けるものとする。

I－警告

II－罰金

III－探鉱認可あるいは採掘権の取消し

第1項 警告および罰金の罰則は，DNPMの権限によって行なわれる。

第2項 探鉱認可の取消しは，鉱山エネルギー大臣の裁断によるものとする。

第3項 採掘権の取消しは，連邦政府布告によりなされるものとする。

公害防止

第64条 第1回目の罰金は，当国における最高最低賃金の3倍から50倍とする。

第1項 再犯の場合，罰金は倍額となる。

第2項 本法の規則は、違反の度合により課せられる罰金に適用される基準を定めるものとする。

第3項 罰金は、その罰金を明記してブラジル銀行の“国家鉱業基金—可処分部分”口座に支払われなければならない。

公害防止

第65条 次の違反があるとき、探鉱認可または採掘権は取消されるものとする。

- a) 鉱床、鉱山を放棄した旨の公式証拠
- b) 警告や罰金にかかわらず、探鉱あるいは採掘作業の開始期限または再開期限を遵守しないとき
- * c) 警告や罰金にかかわらず、探鉱権付与の条件にそむいて探鉱作業を行った場合（改正追加）
- * d) 警告や罰金にかかわらず、乱掘又は採掘権に含まれない鉱物を採掘した場合（改正追加）
- e) 監督官庁の再三の忠告に従わない場合、特に1年以内に罰金違反を3回起した場合。

*第1項 採掘鉱区の消滅は、鉱産局の局長が連邦の官報の布告によって、探鉱権や採掘権の請求のため、その地域が自由に処分し得ることを宣言することにより成立する。

*第2項 その特殊性に従って希望者が守るべき必要条件是布告によって設定される。

*第3項 探鉱権や採掘権の付与の優先順位を決めるためにその都度布告によって決められた適当な期間内に登録された請求書を尊重して鉱産局の判断で鉱物の分野での特殊の利益に沿って希望者の中から優先順位が決める。（第1～3項改正追加）

第66条 本法の規定に違反した場合、探鉱認可、採掘権を取消することができる。

第1項 取消は、次の場合職権で行なうことができる

- a) 探鉱、採掘地域の限界を故意に違反した場合
- b) 第22条第1項の規定を遵守しない場合

第2項 その他の場合は、できる限りDNPMは修正行為により、不十分な点を是正するようにするものとする。

第3項 連邦公報に採掘権が公告された日から1年以内においては、いかなる利害関係者も権利取消の訴えを裁判所に提訴することができる。

第67条 探鉱認可または採掘権の取消の理由が明らかになった場合には、放棄の場合を除き、権利所有者は全体として鉱山に損害を与えることなしに除去できる資産の所有権までは失なわない。

第68条 取消を宣言する行政手続は、職権によるか、明らかな苦情に基づいて行なわれるものとする。

第1項 DNPMの長は、権利所有者あての公文書による呼び出し、もしくは現住所不明の場合は公告により呼び出しを行なうものとする。そして60日以内に権利所有者が異議の申立をしなければ行政手続が開始される。

第2項 上記の期間が過ぎると、弁明書あるいは異議申立を行なわなかった説明書を付し、書類一切を鉱山エネルギー大臣に提出し、その決定を受けなければならない。

第3項 探鉱認可の取消または無効を宣する大臣の決定には、次の事項を考慮する。

a) 15日以内に再考の申請

b) 30日以内に共和国大統領あての上訴、ただし権利所有者が前項の期間内において再考の申請を行っていない場合とする。

第4項 再考の申請は、上訴を行っていないときには、共和国大統領に職権による上訴として判決を仰ぐものとし、上訴受領後30日以内に判決が行なわれるものとする。また、あらかじめ法的猶予期間内に提出されたならば、上訴として受付られた旨の証明書を含め、弁明のための新たな準備をするよう被告あてに通知されるものとする。

第5項 権利の取消または無効を宣せられた権利所有者は、本条第8項において与えられた権利を行使するならば、再考の申請に基づき、鉱山エネルギー大臣の判決を待っている間は、共和国大統領あての上訴をすることはできない。

第6項 ただ1回の再考の申請および上訴が認められる。

第7項 行政手続の終了に伴ない上級裁判所の決定する手続の執行は、即座になされた上訴、再考の申請あるいは他の引延し方法により影響を受けるものではない。

第9条 探掘権の取消または無効の罰則を適用する行政手続は、前条第1項の規定に従うものとする。

第1項 訴訟手続に従う正規の審理に必要な一切の取調べの終了とともに、DNP Mの長は抗弁の書類（もしくは抗弁が行なわれなかった旨を証する証明書）、呼出し状、ならびに呼出し状が被告のもとに送達されたことを証する証明書を含めて一切の調書を鉱山エネルギー大臣に提出するものとする。

第2項 書類の内容、特に鉱業会社より提起された釈明理由を調査した後、同大臣は報告書とともにその結論を付し、共和国大統領に提出するものとする。

第3項 希望する者は、連邦公報に判決が公告された日から起算して10日以内に（延長は不可）上級裁判所に、判決の再考を申請する権利を有する。ただし、その訴訟につき再審を正当化する新たな証拠が提示されなければならない。

第6章 砂鉱探掘・貴金属採取および表層探掘

第70条 本条において次のように定義する。

I 砂鉱探掘 (garimpagem) とは、かつての河床、または河岸地域に存在する残留鉱床または漂砂鉱床ならびに平地、山腹、丘の上などに二次的鉱床として存在する宝石、準宝石、有価金属・非金属鉱物の探掘において簡単な道具、手動器具もしくは簡単な携帯機器を用いて行なう個人的な作業をいう。（上記の鉱床を一般に garimpos という。）

II 貴金属採取 (faiscação) とは、河や海の漂砂鉱床または残留鉱床として存在する貴金属の探掘において、簡単な道具、手動器具もしくは簡単な携帯機器を用いて行なう個人的な作業をいう。（上記の鉱床を一般に faisqueiras という。）

III—表層採掘 (cata) とは、露出した鉱脈の風解部より、金鉱採掘、貴金属鉱採掘に用いられるような方法で爆薬を用いないで有用鉱物物質を採掘し初歩的な手段により分離を行なう個人的な作業をいう。

第71条 砂鉱採掘、貴金属採取あるいは表層採掘の初歩的採掘方法により、個人的に有用鉱物の採掘に従事する者を砂鉱專業者 (garimpeiro) と称する。

第72条 砂鉱採掘、貴金属採取および表層採掘には次の特徴がある。

I—初歩的な採掘形態によるものである。

II—採掘鉱床の種類に特徴がある。

III—常に自己の負担において作業を行なう個人的な作業内容である。

第73条 砂鉱採掘、貴金属採取および表層採掘は連邦政府の許可 (permissão) を条件とする。なお、砂鉱專業者に対しては、この仕事を希望する者誰に対しても、連邦徴税局が徴収する最小の報酬税 (taxa remuneratória) の支払のみが課せられる。

第1項 砂鉱專業者の許可は、当該地区の連邦徴税局に登録することを条件とし、毎年更新されなければならない。また、その許可は当該地区の連邦徴税局の管轄地域内に限り、有効である。

第2項 個人の登録は、関係者の口頭による申請にて行なわれ、地区連邦徴税局の名簿に登録される。ただし、組合税の支払および徴税局の課する報酬税 (taxa remuneratória) の支払の証明書を提示しなければならない。

第3項 登録された砂鉱專業者に対し、写真、氏名、国籍、住所を明らかにした登録証明書が交付され、同時に特定地域での仕事を実施する権限を与える旨の公文書が付与される。

第4項 砂鉱專業者が必要な登録証明書を取得していない場合、砂鉱採掘、貴金属採取あるいは表層採掘用の機器材は没収されて競売に付され、そしてその売上金は“国家鉱業基金—可処分部分”に供託される。

第74条 民間所有地または民間所有河川における砂鉱採掘、貴金属採取および表層採掘の許可には、土地所有者の事前の同意を必要とする。

項：砂鉱採掘・貴金属採取および表層採掘を行なうため、両者協議の上、砂鉱專業者が土地所有者に対して支払う費用は、連邦徴税局の課する単一鉱物税の10分の1を超えないものとする。

第75条 探鉱認可地域又は採掘鉱区内における砂鉱採掘、貴金属採取および表層採掘作業を行うことは禁止される。

*第76条 何時でも鉱物分野の利益に応じて、特定の地域における砂鉱採掘・貴金属採取または表層採取の作業のみによって鉱物を開発することは、鉱産局の局長の提言に基づく、鉱山エネルギー大臣の命令によって制限される。

第77条 砂鉱採掘、貴金属採取および表層採掘により取得された鉱物に対する単一鉱物税は、本税を規定する特別法の条項に従い、連邦政府が正当に認めたと購入者もしくは精錬業者が支払わねばならない。

第78条 公共の安寧を保つため、もしくはある鉱物資源が浪費されていることが判明した場合は、DNPMの局長の要求に基づき、鉱山エネルギー大臣はある地区におけるすべての砂鉱採掘、貴金属採取および表層採掘活動を打ち切ったり、これらの地区におけるある鉱物の採掘を排除したりする決定を行なうことができる。

第7章 鉱業会社 (Da Empresa de Mineração)

第79条 本法においては、鉱業会社とは、ブラジル国内において設立され、かつ住所を有する企業または会社であって、その法的構成のいかんにかかわらず、その目的にブラジル領土内における鉱床の開発を含むものをいうと解される。

第1項 本条に述べる企業または会社の構成分子は、ブラジルまたは外国籍の自然人または法人である。ただし、その定款のなかにそれらの名称を記載しなければならない。

第2項 個人企業は、ブラジル人に限り設立することができるものとする。

第80条 当国内において、探鉱または鉱床を採掘するための権利を取得し、または鉱業活動を行なうためには、既に設立済の当該鉱業会社が次の説明書および証明書を添付しDNPMに申請し、鉱山エネルギー大臣の認可書により作業の遂行を許可されることが条件である。

I 個人企業の場合は、商工省の商業登記局への登記証明書の写し

II 有限会社の場合は、定款の登記抄本および商工省商業登記局への登記証明書の写し

III 株式会社の場合は、当会社が合法的に設立された旨を公示する官報。

第1項 外国法人の場合は、適正に証明され、また翻訳された次の書類を提出し、合法的に設立されている旨を証明しなければならない。

a) 設立に関する公正証書または証書

b) もし必要あれば、母国における定款

c) 母国の法律に従い合法的に設立されている旨の証明書。

第2項 鉱業会社として活動するための認可証書は、各許可証の原本となる。そして、それはDNPMの原簿に転写され、そして商工省商業登記局に原本またはその写しが登記される。

第81条 商業登記局の登記事項への修正などを含む会社の定款等についての全ての変更は、あらかじめ鉱山エネルギー大臣の承認を求めなければならない。上記の承認がなされた後、登記のため、会社から商業登記局に提出されるものとする。

項：会社の名称の修正を含む変更は、鉱業会社として活動するための新たな認可を取得しなければならない。

第82条 DNPMに事前に通告しないで登記事項を変更した鉱業会社は、認可の取消までの罰則適用を受けることがある。

第8章 最終規定 (Das Disposições Finais)

第83条 鉱物資源について、本法に規定がないときは、慣習法を適用する。

第84条 鉱床とは、そこに存在する土地と異なる別個の不動産であり、この土地の所有は、その鉱床を構成する鉱物もしくは有用鉱物の所有を含むものではない。

第85条 鉱床あるいは鉱山の地表下における境界は、常に認可あるいは付与された地域の周辺を垂直に通過する線である。

公害防止

第86条 探掘能率あるいは生産性を引き上げることを目的として、同じ鉱床または同一鉱化帯にある近隣の探掘権者は、連邦政府令により鉱業組合設立の認可を受けることができる。

第1項 鉱業組合設立認可申請書には、次の事項を記載しなければならない。

I 一 鉱業組合を結成する利点の供述および合同会社が有する経済的財政的源泉を記載した陳情書

II 一 鉱業組合約款草案、作業予定計画、および行政当局に要望する援助事項のリスト

第2項 新企業体すなわち鉱業組合は、この目的のため特別に指名された委員会の作成する権利付与証書添付約款に記載される条件に従うものとする。

第87条 原告の訴える訴訟がいかなるものであれ、探掘作業あるいは採掘作業の継続を妨げない。

項：法的訴訟が行なわれると、実施中の作業が中断されないように、必要な実地検分 (ad perpetuam rei memoriam) の手続がとられる。

公害防止

第88条 鉱物の採掘、売買、工業化に関する一切の活動は、法の定める範囲内においてD N P Mの直接法的監督を受けるものとする。

項：監督は、すべて関連法令の定める手続に従って行なわれるものとする。

第89条 1969年10月21日付法令1038号の29条により削除。

第90条 採掘中に放射性鉱物または核エネルギーに利用できる性質をもつ他の鉱物の存在が発見された時は、探掘権は、その探掘権の認める探掘鉱物の経済価値が、含有する放射性鉱物の経済価値より上回る場合に限り存続するものとする。

第1項 経済的利用が可能にして、予期しない放射性鉱物の存在が重要なものであり、探掘権の許可する鉱物の経済価値より勝れている場合は、その鉱山は没収される。

第2項 探掘権保有者または採掘権保有者は当該許可証に指定された鉱物とともに発見された放射性鉱物を、鉱山エネルギー大臣に通知するものとし、これを怠ったときは、然るべき罰則を負うものとする。

第91条 空中探査が遂行可能であることが証明できる鉱業会社は、本法に規定する探掘認可申請書作成に必要な予備的地形情報を得ることを目的として、空中地質探査の承認の申請をすることができる。

第1項 本条により許可される地域は、本法第25条に記載する面積の制限は受けない。

第2項 この許可は、国家安全委員会の事前の承諾を得て、DNP Mの長さの承認のもとに与えられる。

第8項 空中地質探査の許可は、官報に告示された日から起算して最大90日間に限って認められ、延長は認められない。

第4項 空中地質探査の許可は必ずしも保証されてはいない。そして、本法第25条に規定する地域制限を遵守し、前項の期間内に探鉱認可を申請するならば、許可地域内において探鉱認可取得優先権が、この空中地質探査により当該会社に付与される。

第5項 鉱業会社は、空中地質探査の結果をDNP Mに報告し、承認を得なければならない。

第9.2条 DNP Mは、次の登録簿を保管しなければならない。

登録簿A - 1934年7月10日発効の法令第24642号第10条および1935年9月1日発効の法第94号に従い証明された鉱床と鉱山について転記された“証明された鉱床と鉱山の登録”

登録簿B - それぞれの認可証が転記されている“探鉱認可の登録”

登録簿C - それぞれの権利付与証の転記されている“探掘権の登録”

登録簿D - 鉱業会社として機能することが認められたそれぞれの許可証が転記されている“鉱業会社の登録”

第9.3条 “探鉱認可” “探掘権布告” および “通告類” の告示は、申請者の費用により共和国の官報に公表される。

項：商業新聞による公表は、同じく申請者の負担であり、そしてその写しは、当該関係書類に付加するため、DNP Mにただちに送付されなければならない。

第9.4条 連邦政府が原料鉱物もしくはその製品に関する問題を取り扱う場合は、DNP Mに常に相談しなければならない。

第9.5条 本法発効以前に付与された探鉱認可および探掘権は有効であるが、その権利遂行にあたっては、本法の規定に従うものとする。

第9.6条 探掘作業は、憲法の規定に従い実施されなければならない。

第9.7条 連邦政府は、手続上の最大猶予期間の決定を含め、本法を発効させるために必要な政令を発するものとする。

第9.8条 本法は、1967年3月15日発効するものとし、本法と反対の規定は廃棄される。

ブラジリア、1967年2月28日

(独立より146年、共和国発足より79年)

2. ブラジル連邦共和国鉱業法規則

1984年10月修正

参 考 文 献

「ブラジル連邦共和国の鉱業法の規則」

金属鉱業事業団資料センター（1978年9月）

2. ブラジル連邦共和国鉱業法規則

鉱業法規則の承認

鉱業法規則

- 第 1 章 予備条項
- 第 2 章 鉱床および鉱山の概念と分類
- 第 3 章 鉱物物質の探鉱と開発に関する制度
- 第 4 章 優 先 権
- 第 5 章 探 鉱 権
- 第 6 章 地代および補償金の支払
- 第 7 章 地質予察調査
- 第 8 章 探 掘 権
- 第 9 章 鉱床占有認可
- 第 10 章 探掘グループ
- 第 11 章 鉱 業 連 合
- 第 12 章 地 役 権
- 第 13 章 探掘権収益に対する参加権
- 第 14 章 核鉱物の産出
- 第 15 章 鉱 山 会 社
- 第 16 章 罰則および取消
- 第 17 章 砂鉱探掘、貴金属採取および表層探掘
- 第 18 章 D N P M の権限
- 第 19 章 登記簿および記録
- 第 20 章 最終および暫定規定

鉱業法規則の承認

1968年7月5日付 官 報

1968年7月2日付政令第62934号

共和国大統領は、1967年3月14日発効の法令第318号、および1967年9月13日発効の法令第330号によって改訂された1967年2月28日発効の法令第227号第97条の規定を考慮し、憲法第83条第Ⅱ項が付与する権限を行使して、下記条項を公布する。

第1条 鉱山動力大臣が署名し、ここに提出された鉱業法規則を承認する。

第2条 この政令は、公布日より発効し、この政令に反対の規定は無効となる。

ブラジリア、1968年7月2日(独立より147年、共和国発足より80年)

A. COSTA E SILVA

Jose Costa Cavalcanti

鉱業法規則

第1章 予備条項

第1条 本法は、次のことを規定するものである。

I - 国家の鉱物資源を形成する地上もしくは地下に存在する鉱物物質ならびに化石物質に関する権利。

II - これらの探鉱および開発に関する制度。

III - 探鉱、採掘およびその他鉱業に関する事項についての連邦政府による視察および監督。

第2条 鉱物資源、鉱物生産および鉱物製品の販売、取引ならびに消費を規制することが、国家の責務である。

第3条 鉱床とは、そこに存在する土地と異なる別個の不動産であり、その土地の所有とは、その鉱床を構成する鉱物もしくは有用鉱物の所有を含むものではない。

第4条 鉱床あるいは鉱山の地表下における境界は、常に認可あるいは付与された地域の周辺を垂直に通過する線である。

第5条 鉱物の所有権に関しては、鉱業法および本法の規定に従い、規定のない場合は、民法が適用される。

第2章 鉱床および鉱山の概念と分類

第6条 鉱床とは、それが地表に露出、あるいは地中に埋れてることにかかわらず経済的価値のある鉱物物質もしくは化石物質の凝集したものと見なされ、また鉱山とは、それが現在中止されていることにかかわらず採掘されている鉱床をいう。

第7条 本法においては、鉱床を8種類に分類する。

種類I - 金属鉱物の鉱床。

種類II - 土木建設に直接使用する鉱物物質の鉱床。

種類III - 肥料鉱物の鉱床。

種類IV - 固形状の化石燃料の鉱床。

種類V - 瀝青岩およびピロ瀝青岩の鉱床。

種類VI - 宝石および装飾用石の鉱床。

種類Ⅶ—上記の種類に属しない工業用鉱物の鉱床。

種類Ⅷ—鉱水。

第1項 上記分類には、液体燃料、天然ガス、あるいは核エネルギーに使用する鉱物物質の鉱床は含まれない。

第2項 多様な用途をもつ鉱物物質については、その主たる用途により分類される。

第8条 各種類に挙げられる鉱物物質の明細は、次の通りである。

種類Ⅰ—アルミニウム、アンチモニー、砒素、ベリリウム、ビスマス、カドミウム、セリウム、セシウム、コバルト、クローム、鉛、銅、スカンジウム、錫、鉄、ゲルマニウム、ガリウム、ハフニウム、イットリウム、イリジウム、インジウム、リチウム、マンガン、マグネシウム、水銀、モリブデン、ニオブウム、ニッケル、金、オスミウム、銀、プラチナ、パラジウム、ラジウム、レニウム、ロジウム、ルビジウム、ルテニウム、セレンウム、タリウム、タンタル、テルル、チタン、タングステン、バナジウム、キセノン、亜鉛、ジルコンの鉱石。

種類Ⅱ—スレート、砂、礫岩、片麻岩、花崗岩、珪岩、砂利（その材料が、混合材、装飾用石もしくはモルタルとしての用途において、未加工のまま使用されること。かつ、加工会社に原料として供給されない場合）

種類Ⅲ—磷酸塩、グアノ、カリウム塩および硝石。

種類Ⅳ—石炭、褐炭、泥炭および腐泥岩。

種類Ⅴ—瀝青岩およびピロ瀝青岩。

種類Ⅵ—宝石および装飾用石。

種類Ⅶ—上記種類に属さない工業用鉱物物質、すなわち、角閃石、鑄物用砂、粘土、耐火粘土、紅桂石、ろう石、アスベスト、スレート、硬石膏、直閃石、ベントナイト、重晶石、硼酸塩、石灰石、珊瑚石灰岩、方解石、カオリン、天青石、藍晶石、石灰質貝殻、コランダム、クリソタイル、珪藻土、ドロマイト、工業用ダイヤモンド、ジェモルチール石、硫黄、ストロンチアナイト、凍石、長石、千枚岩、螢石、石膏、石墨、ザクロ石、頁岩、白榴石、レウコフェライト、マグネサイト、大理石、雲母、オーカー、ピンガイド、パイロフィライト、黄鉄鉱、石英、珪石、珪線岩、臭素塩、ヨード塩、岩塩、サポナイト、珪石、滑石、透角閃石、珪藻土、ひる石。

種類Ⅷ—鉱水。

公害関係

第9条 鉱山は、採掘権の形態により2つの種類に分類される。

I—鉱山であることが証明された鉱山（Mina Manifestada）、これは1934年7月16日現在において採掘中の鉱山（ただし一時的に中止されていたものも含む）および1934年7月10日発効の法令第24642号第1.0条ならびに1935年9月10日発効の法律第94号に従って明らかにされた鉱山をいう。

II—認可された鉱山（Mina Concedida）、これは採掘権の対象となっている鉱山。

公害関係

第10条 次のものは、鉱山の構成部分と見なす。

- a) 採掘および生産物の選鉱を目的として設置された建物、構築物、機器材ならびに材具。ただしその選鉱は、鉱山の操業のために認可された地域内で行われるものに限る。
- b) 採掘作業に不可欠な地役権。
- c) 作業に使用される動物および車輛。
- d) 認可された地域内で行なわれる採掘作業のために必要な機器材。
- e) 120日間分の採掘作業に必要な糧食。

第3章 鉱物物質の採鉱と開発に関する制度

第11条 鉱物物質の採鉱と開発に関する制度は、次の通りである。

- I - 認可制度 (Regime de Autorização)
- II - コンセッション制度 (Regime de Concessão)
- III - 免認制度 (Regime de Licenciamento)
- IV - 登記制度 (Regime de Matrícula)
- V - 独占制度 (Regime de Monopólio)

項：認可制度は鉱山動力大臣の認可、コンセッション制度は連邦政府の法令、免許制度は地方政府の法規に基づいて交付にされるもの、ならびに生産者として大蔵省の担当部局に登録しているもの（ただし、DNPMに対して各地域の図面を提出しなければならない）。登記制度は、鉱床の存在する地区の連邦徴税局にガリンペイロとして登記しているもの、独占は特別な法律に規定されたときにこれによるものとする。

第12条 採鉱権もしくは採掘権は、ブラジル人もしくは鉱山会社として、当国において設立された会社に限って付与される。

項：鉱山であることが証明された鉱山、あるいは登録された鉱山のコンセッションや開発とは無関係にこれらの鉱山の採掘、納税ならびに監査に関しては本法に定めた条件に従うものとする。

第13条 Lei No 6567 - 24.09.1978 により削除された。

第14条 砂鉱採掘、貴金属採取あるいは表層採掘としてはっきり限定され、特徴づけられた鉱物の開発は“登記制度”に従うものとする。

第15条 次の事項については、特別法により規定される。

- I - 国家独占の対象となる鉱物からなる鉱床。
- II - 考古学上の対象となる鉱物もしくは化石。
- III - 博物館、教育施設および他の科学的目的に向けられる鉱物または化石の見本。
- IV - 地下水。

項：採取中の鉱泉は、鉱泉法に規定がない場合は、鉱業法および本法に従うものとする。

第4章 優先権

第16条 何ら制限を受けていないと思われる地域に対する探鉱権の申請、あるいは利用可能となる旨宣言された鉱床に対する探掘権の申請においてDNPMへの先願登録は、優先権とみなし、これらに対する申請者は、“優先権者”と認定される。

第17条 探鉱権もしくは探掘権の申請は次の場合、DNPM局長の裁断により不承認とされ、保管される。

I—探鉱権もしくは利用可能な旨が宣言された鉱床に対する探掘権の申請において、その対象地域が既に事前に申請された対象地域である場合。

II—当該地域が、探鉱報告書の承認を行う段階にあって探鉱権者もしくはその相続人に探掘権が保証されている場合。

III—当該地域が、探鉱権、探掘権あるいは地質探査権の対象となっている場合。

第1項 申請された地域が、本条の第I、II、III項に言及された地域のいずれかに対して、部分的に重複し、かつDNPMの判断により、残りの地域における探鉱が、技術的、経済的に正しいと証明された場合は、これらの申請者は、予めその申請を再調整することを欲するか意見を求められる。

第2項 申請が不承認となった場合は、公式に申請を受けたことは、申請者に何の権利ももたらさない。

第5章 探鉱権

第18条 探鉱とは、鉱床の限定、その評価、および経済的開発、探掘の可能性の決定に必要な作業の実施をいう。

第1項 探鉱には、特に次に述べる現地および実験室における作業を含む。

すなわち、調査地域について、適当な規模での地質精査、各露頭間の相関関係の調査、地球物理学および地球化学的調査、鉱化域における探鉱坑道の掘さくおよびボーリング、組織的なサンプリング、サンプルおよびボーリングコアの物理的ならびに化学的分析、市場または工業利用上の仕様に適合する精鉱を得るための鉱物もしくは有益な鉱物物質の選鉱試験。

第2項 鉱床の限定は、実施された作業により収集された資料の対比、相互関係の把握および解析の結果もたらされるものであり、鉱物の埋蔵量および品位算定の基礎資料を提供するものである。

第3項 経済的開発の可能性は、生産コスト、運賃、および市場価格の予備的分析により決定される。

第19条 探鉱作業は、有資格者である鉱山技術者もしくは地質技術者の責任によって実施されなければならない。

第20条 探鉱権認可の申請は、鉱山動力大臣あてに2通作成し、DNPMの受付に提出するものとし、そこで日付順に機械的に番号が付され、登録され、受付証が交付される。その申請書には、次

の情報および証明書が添付されなければならない。

I - Lei No 6403, 15-12-1976 第1条により削除

II - 探鉱対象鉱物の名称, 面積(ヘクタール表示), 探鉱申請地域の名称, ならびに詳細説明(すなわちその地域の主要な地形の状態, 周囲の土地所有者の氏名, 州, 市, 町, 村の名称)。

III - 2通の平面図, これは鉄道, 車道, 橋, トンネル, キロメートル境界標, 河川, 峡谷, 湖, 町, 関係する土地所有権の境界線など識別するための主な要素が表示してあり, そして適当な縮尺の申請地域境界線(真の南北および東西の直線で構成された幾何学的な形で, その2つまたは例外として1つの頂点は土地の紛うこと無き定点と結び, 名辺の長さ方位を記載する。)を表示したものでなければならない。

IV - 当該地域の位置を示す平面図。

V - 法的有資格技術者の責任の下に作成され, 地質の見取図上に適切に表示された探鉱作業の計画書, ならびにその作業遂行に必要な予算。

VI - 探鉱作業遂行に必要な資金源あるいは資金調達能力の表示。ただし, これは銀行口座貸方設定により交付される証明書を必要とする。または, 信用金融機関あるいは投資金融機関との資金借入契約書を提出すること。DNPMは, 必要に応じて, 銀行口座貸方設定の真偽をブラジル中央銀行に確認するよう求めることができる。

VII - 探鉱申請地区が, 国境地帯特別委員会の管理にあるときは, 同委員会の承諾証明書。

第1項 探鉱権が第三者の土地に申請された場合は, 探鉱計画には必ず作業実施予定表を記載しなければならない。

第2項 申請者ならびに技術者は, 探鉱作業およびそれに必要な予算が正当であることを説明するため, ならびに作業の遂行に要する支出に必要な資金供給を保証するため, DNPMの質問に応じなければならない。

*第3項 探鉱申請がなされた鉱物の種類によって決められた面積の限度を3%以下超過する場合, 対象面積を是正するため指示が出されるものとする。

*第4項 本規則第29条第4項に決められた限度を3%以下不足する場合, 対象面積を是正するため指示が出されるものとする。

*第5項 対象面積が, 前第3項, 第4項に決められた限度内にない場合, 探鉱認可申請は却下され, その地域の手続きは無効と見なされる。

*第6項 探鉱申請は一つの地域以外の地域を申請することはできない, 違反すれば却下され, その地域の手続きは無効と見なされる。(第3~6項改正追加)

第21条 前条の第I, II, III, IV項に関する情報あるいは証明の資料が伴わない申請書類は, DNPM局長はこれを受け付けない。

第1項 申請者は, 前条の第V項および第VI項に規定される書類を提出するため, DNPMにおいての申請書類受領日より起算して60日間の猶予が与えられる。

第2項 申請書および添付資料をさらに明らかにするために要求される追加資料、あるいは必要資料を完備する技術として、申請者にDNPMのこれらの要求が官報に公表された日から起算して、60日間の猶予が与えられる。

第3項 要求された条件が遂行されずに、第1項もしくは第2項の期間を経過したときには、この申請はDNPM局長により不承認とされ、直ちに保管される。ただし、当事者は、2通提出された書類の1部、ならびに妥当なる公正証書の写しの1部の返却を要求する権利を有する。

第22条 Lei No 6403, 15-12-1976第1条により削除

第23条 探鉱権は、官報に記載された許可証の真の写し、およびこの目的のためDNPMにより正当に記帳されたことを詳説する真の写しからなる。

第24条 探鉱権許可証には、場所、境界線および表面積（ヘクタール表示）によって限定された各地域に含まれる土地所有権権者が表示されなければならない。

第25条 探鉱権は、次の条件に従い、付与される。

I—この権利は個人のものであり、相続人が第20条第1項および第VI項の条件を満たすならば、相続人もしくは生存の配偶者、かつ商業上の継承人にのみ付与される。

II—Lei No 6403, 15-12-1978第15条により削除、鉱業法第22条第2項参照。

III—探鉱作業は、探鉱権に限定された地域に限り、これを行なうことができる。

IV—航行することができる河川の河床、湖および大陸棚における探鉱は、航行もしくは水陸輸送が阻害されず、あるいは安全であるときにかぎり許可される。ただしこれらの探鉱は、これを管轄する官庁の定める条件に従わなければならない。

V—要塞、高速道路、鉄道、車道、飲料水源、国道、国立公園における探鉱は、これを管轄する官庁の承諾を必要とする。

VI—第三者の権利は、尊重されるべきであり、探鉱権取得者は、発生するいかなる損失、損害をも補償する義務がある。しかし、政府はこれらの権利から生ずる制約に対し責任を負わない。

VII—探鉱中に採掘された鉱物は、分析および工業化試験のためのみ探鉱地域から移動することができる。また、DNPMは当局の判断に基づき、これらの鉱物の商業規模に達した量を自由に処分することを認めることができる。

VIII—探鉱権の有効期間内において探鉱作業が終了したとき、DNPMが要求すると否とにかかわらず、作成された最終探鉱作業報告書を提出するものとする。

項：DNPMは、次の場合には探鉱権を取り消し、当該地域は何ら拘束されないものとする。

I—探鉱権の有効期間が終了し、また、その更新を申請せずに、探鉱権者が、本条第VIII項および第26条に記載した報告書を提出しなかった場合。

II—探鉱権の更新のための有効期間が終了し、探鉱権者が、前項に要求する報告書を提出しなかった場合。

III—たとえ規定された期間内に報告書が提出された場合でも、前項の報告書完成のためのDNPM

の要求条件が満足されなかった場合。

第26条 前条の第Ⅶ項に記載された報告書には、鉱床の埋蔵鉱量、鉱石または有用鉱物の品位、および採掘の可能性、ならびに特に次の事項に関する参考資料を添付しなければならない。

- a) 位置、接近する方法ならびに通信手段。
- b) 適当な尺度に縮尺された探鉱地域の地質図。
- c) 鉱床の自然のままの露頭、および探鉱作業中に露出した露頭に関する詳細な説明。ならびに地質構造断面図およびボーリング断面図を概念図をもって図示しなければならない。
- d) 鉱石または有用鉱物の品位ならびに鉱体の限界。
- e) 鉱床の成因、分類および他の同様な性質を有する鉱床との比較。
- f) 選鉱試験の報告書。
- g) 採掘の経済的可能性に関する証明。
- h) 確定鉱量、推定鉱量、予想鉱量の計算に必要な容量および品位の図表。

項：埋蔵鉱量とは、次に定義される。

I—確定鉱量：鉱量は、露頭、トレンチ、坑道、地下作業およびボーリングによって明らかになった容積にもとづき計算される。また、その品位は、詳細なサンプリングの結果によって決定される。検査、サンプリングおよび測定地点は、鉱石の容積、形および品位が完全に補足できる程度に近い間隔を置き、地質の性状も十分に補足されねばならない。計算された鉱量および品位は、一定の制限内で厳密に決定されなければならない。その制限は、実際量の差において増減20%の許容範囲でなければならない。

II—推定鉱量：鉱量とその品位は、一部は、特定の測定とサンプリングあるいは実際の生産の資料から、一部は、地質的証拠を基にした、妥当な距離まで外側に広げることにより計算される。

III—予想鉱量：鉱床の地質学的性質に基づき推定される鉱量。探鉱作業は、ほとんどあるいは全く行なわれない。

第27条 探鉱作業の結果の如何にかかわらず、探鉱権者は、与えられた期間内に遂行された作業に関する報告書の提出が義務づけられている。当該地域の探鉱権者が、本条の条件を満たすまで、新たに探鉱権を許可することは禁じられている。

第28条 探鉱権を修正したときは、探鉱権の期間は、修正された許可日より起算される。

第29条 探鉱権は、次のとおり最大面積が制限されている。

種類Ⅲ、ⅣおよびⅤ	2,000ヘクタール
種類ⅠおよびⅥ	1,000ヘクタール
種類Ⅶ	500ヘクタール
種類ⅡおよびⅧ	50ヘクタール

第1項 道路のない、到達困難な地方および内陸地方において、種類Ⅰ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの何れかに該当する鉱物および硫黄、岩塩の探鉱に関し、莫大な投資および、高度な技術を要する作業を実施

するための探鉱申請が、鉱山会社より提出された場合は、鉱産局の判断により最高10,000ヘクタールまで当該探鉱地域を設定することができる。

第2項 上記の規定は、本法の他の要求事項に抵触せず、下記条件を満足させ得る鉱山会社にのみ適用される。

a) 鉱業法第16条Ⅳ項に定める資金、または本法第20条Ⅴ項に定める許可契約は、探鉱計画書による作業の実施に対してのみ使用されることをDNPMを窓口としてDNPMに対し署名入りで確認すること。

b) 技術的・管理的能力を有し、探鉱を行うため適切な機械装置を操作することができるか、又はこれらの作業を委任された第3者がその企業の責任において、要求事項を満足に行うことを証明すること。

第3項 本条第1項に規定された最大面積の決定に際しては、探鉱作業許可付与の場合の通常の審議、報告手続きと全く同じで、DNPMより鉱山動力大臣あてに稟議するものとする。

第4項 通路のない、到達困難な地域、および内陸地方で、種類Ⅱ・ⅤおよびⅦに該当する鉱物に対する最小許可面積は、1件につき、1,000ヘクタールとする。

第5項 1965年10月27日付法律第5173号、第2条によるAmazoniaは通路のない到達困難な地域と見なす。ただし、管轄本部所在地の市街地および郊外は、この限りではない。

第6項 その他の道路のない、到達困難な地域および内陸地域の限定はDNPMの提案に基づき鉱山動力大臣通達によるものとする。

第7項 上項にもとづき、鉱山動力大臣が、道路のない到達困難な地域を、その通達で決定しようとするときは、常に、探鉱申請書が当該地域に位置している申請人が、関係通達に定める期限ならびに条件にしたがい、その申請書を作成せねばならない。これに違反した場合は、申請書は却下される。

第30条 Decreto Lei № 723, 31-7-1969, 第1条により削除。

第31条 探鉱権者は、次のことを遵守しなければならない。これに違反した場合は、この規則第16条にある制裁の罰則を受けるものとする。

I 探鉱作業を次の期間内に開始すること。

a) 探鉱権取得者当人が、土地所有者の場合、官報に探鉱権取得が公表されてから60日以内。

b) 探鉱権取得者当人が、土地所有者でない場合、本法第37条に記載する補償金の支払い額および形態に関し、土地所有者との間で合意に達しているならば、“a)”項に示す期間内。

c) 占有ならびに損害に伴う補償金の評価が法定で審査される場合は、探鉱地域における法定手続きがとられてから60日以内。

II 探鉱作業開始後、正当な理由がなく連続3ヶ月以上、あるいは累計120日以上作業を中断しないこと。

項：作業の開始、再開、中断および探鉱権許可証に明記されていない有用な鉱物を発見した場合は、

ただちにDNPMに通知しなければならない。

第32条 探鉱作業の終了、ならびに本法第25条第Ⅶ項および第26条に記載する報告書の提出に伴ない、DNPMは、報告書の正確性を直ちに検証し、鉱産振興部の意見に基づき、次の裁定を下すものとする。

- a) 技術的・経済的に開発可能な鉱床の存在が証明されたときは、報告書を承認する。
- b) 不十分な探鉱作業、あるいは技術的に管理を誤ったために、鉱床の評価が不可能になった場合、報告書を承認しない。
- c) 技術的・経済的に開発可能な鉱床の存在しないことが証明された場合は、報告書を保管する。

項：報告書の承認もしくは保管の決定は、その地域が適正に探鉱されたことを公式に宣言するものである。

第33条 探鉱権者は、報告書が承認されたならば、探掘権を申請するのに1年間の猶予が与えられ、そしてこの期間内に限り、鉱業法に定める方式により探掘権取得の折衝ができる。

第34条 Lei No 6403, 15-12-1976, 第1条により削除。

公害関係

第35条 隣接もしくは近接した地域において同一鉱物に対する探鉱権が集中している場合は、探鉱権保有者あるいは探鉱権保有者達は、DNPMの判定に基づき、1つの探鉱計画案ならびに同様に1つの作業実施報告書（ただし、すべての作業を含み、かつ本法第26条の“h”および“項”に基づき各地域ごとの資料を含むものとする）を提出することができる。

項：本条の規定は、DNPMの判定により、隣接もしくは近接した地域に於ける同じ鉱物の探鉱権申請において、個々の申請者に適用することができる。

第36条 政府が探鉱作業において探鉱権保有者と協力する場合はいつでも、DNPMと探鉱権保有者との間で締結された技術協力協定の条項に従い、政府の支出した経費は償還されるべきものとする。

項：本条に記載する経費償還額は、探鉱権者により、ブラジル銀行の“国家鉱業基金—可処分部分”口座に供託されるものとする。

第6章 地代および補償金の支払

第37条 探鉱権保有者は、探鉱権が認められた地域に限り、公共もしくは私有地において、当該作業およびこれに必要な補助作業を実施することができる。ただし、探鉱権保有者は、土地所有者、または法的土地所有者に対して、土地の占有のための地代および、探鉱作業より生ずる損失あるいは損害に対して補償金を支払うものとする。なお、次の条件を遵守するものとする。

I—地代は、実際に占有される地域の範囲内における最大純益額を超えることはできない。

II—発生した損害に対する補償は、次の項に規定された場合を除き、実際に探鉱作業が行なわれる地域内の不動産売買価格を超えることはできない。

Ⅲ 探鉱作業に必要な地域の全域が、農業および牧畜に使用不能となるほど損害がおよぶときは、当該補償金は、その土地全域の不動産売買価格に相当する最高限度まで達することがあり得る。

Ⅳ 第Ⅱ項および第Ⅲ項に記載される不動産売買価格とは、同地方にある同種の土地の不動産売買価格との比較により得られる。

Ⅴ 公共地の場合は、地代支払は免除され、探鉱権保有者は、損失および損害の補償を支払うだけでよい。

第38条 探鉱権保有者が、前項の地代および補償金について、探鉱権許可証の交付日までに、土地所有者または法的土地所有者と書類による合意に達したという証明を手続書類に追加しないときには、D N P M局長は、8日以内に鉱床の所在する地区の地方裁判所判事に当該探鉱権の許可証の写しを送付する。

第1項 この通知受領日より15日以内に、判事は、本条に記載される地代および損失、損害につき、民法第957条と第958条の規定による評価を命ずるものとする。

第2項 この評価には、国家を代表する公共代理人として地方検察官が当該関係者とともに召喚される。

第3項 D N P Mにより承認された予算による探鉱計画は、評価報告書中に示され、補償金決定に際し、配慮すべき要素と見なされなければならない。

第4項 評価報告書が提示された場合、判事は、第1項に記載する命令の日から最高30日以内に地代の額を決定するものとし、その判決には、停止条項を含まれない。

第5項 評価の審理が終了した後に、裁判所は、探鉱権者に8日以内に2年分の地代および補償金支払のための保証金に相当する額を供託するよう命ずる。

第6項 供託が行なわれたならば、裁判所は、土地所有者または法的土地所有者に、8日以内に探鉱作業の開始を許可するよう命ずる。そして、D N P M局長ならびに探鉱権者が希望するならば、探鉱作業の遂行を保証する手段がとられるよう、地方警察局長に、裁判所の決定を通知する。

第7項 探鉱期間が延長されるときは、D N P M局長は、有効期間内に本条6項に記載された条件に従い、その旨を裁判所判事に報告するものとする。

第8項 前項の通知受領日より8日以内に裁判所は、探鉱権保有者に対し、延長期間に相当する追加額の供託を命ずる。

第9項 前項の供託が行われたならば、裁判所は、土地所有者または法的土地所有者に対し、延長期間内における探鉱作業の継続を命じ、そしてD N P M局長および地方警察局長に、その決定を報告する。

第10項 探鉱作業の終了に伴ない、当該探鉱権保有者ならびにD N P M局長は、裁判所に、この事実を報告し、訴訟手続きを終了させるものとする。

第11項 評価に要する法定費用は、探鉱権保有者が負担するものとする。

第7章 地質予察調査

第39条 空中探査法による地質予察調査は、探鉱権申請書作成のために必要な予備的地質情報を得ることを目的とする。

第40条 空中探査法による地質予察調査とは、次のことをいう。

I－目的に適した縮尺の新しい空中写真の撮影。

II－各種の空中探査法に適した物理探査装置の使用。

III－許可された地域における鉱化作用の徴候を確認するための写真地質学的、地球物理学的解析。

項：III項に記載する解析は、技術的および法的有資格者によってのみ行うことができるものとする。

第41条 地質予察調査の許可は、すでに探鉱権の申請、探鉱権または採掘権の認可があった地域に対して、当該権利所有者の権利を尊重して承認することができる。

第42条 この許可は、D N P M局長により、次の条件に基づき鉱山会社として機能することを認可された会社または企業に対して、一時的にもしくは条件付で付与されるものとする。ただし、軍部（E M F A）の意見を考慮に入れた国家安全委員会の事前承諾を得なければならない。

I－地質予察調査は、許可地域の全域を網らさるよう行なわれなければならない。ただし、その許可される地域の最大限度は、12,000 km²とする。

II－空中探査の承認は、官報に告示された日より起算して最大90日間のみ認められ、その延長は認められない。

III－本法第29条および第30条に規定する地域制限を遵守し、前項の期間内の探鉱権を申請するならば、許可地域における探鉱権申請優先権が、この空中地質探査の承認をうけた者に、付与される以外、他の権利は生じない。

IV－第III項に記載する優先権を行使しない場合でも、第II項に規定された期限内にD N P Mに対して、空中写真撮影範囲、モザイク写真、写真解析、地質スケッチなどの各作業段階における準備、実施の際使用した資料の写しを含め、地質予察調査の結果に関する報告書を、政府の利用ならびに公衆への公示に資するため、提出しなければならない。

項：本条第IV項に記載した義務を履行しなかったときは、この承認を取得した者は、（たとえすでに許可を受けていたにしても）他の地域における地質予察調査は、禁止される。この場合は、この許可は、D N P M局長により無効と宣せられるものとする。

第43条 地質予察調査の許可申請は、D N P M局長あての申請書の形で行われ、同局の議定書部において、日付順に機械的に番号が付けられ、登録され、受付証が公布される。ただし、申請書には、次の報告書ならびに証明書各2部添付されなければならない。

I－鉱山会社として機能することの認可証、および商業登記所への登記を証明する会社または企業の登記抄本。

II－申請者または第三者の空中測定作業を行なうことを届け出た旨を証する軍部（E M F A）への登録証、ならびに当該の地質予察調査を行なう技術的能力と調査実施に適した機器を保有して

いることの証明書。

Ⅲ－経度および緯度線により規定された空中探査の予定地域の適当な縮尺による地図。

Ⅳ－特に航空路の高度および間隔に関する情報を含む飛行地域全域の飛行計画。

Ⅴ－飛行装置および使用予定の写真測定および地球物理学的装置の説明書，ならびにその正当性を証する技術的説明書。

第1項 DNP M局長は，書類手順が完了したならば，軍部（EMFA）に，当事者より提出された申請書および関係書類の写しを提出するものとする。

第2項 軍部（EMFA）により意見が出されたならば，関係書類は，軍部より国家安全委員会事務局長（SQ/CSN）に送られるものとする。

第3項 関係書類は，SQ/CSNによる審査を経た後，然る可き手続をとるためにDNP M局長に送られるものとする。

第4項 地質予察調査に関する諸活動の監督は，軍部（EMFA）がこれを行なうものとする。

第5項 本条に規定する証明書および説明資料を伴わない申請は，DNP M局長により不承認とされる。

第44条 地質予察調査許可証は，DNP Mの帳簿に転記されるものとする。

第8章 探 掘 権

第45条 探掘とは，有用な鉱物の探掘からその選鉱に至る鉱床の工業的利用を目的とするすべての総合的作業をいう。

公害防止

第46条 探掘権は，次の条件のもとに付与される。

I－鉱床は探鉱されていなければならない。

II－探掘地域は，探鉱地域内において，探掘および選鉱の経済的，技術的実施に適しているものでなければならない。

項：次の場合，第1項の条件は，満たされたものと見なす。

a) DNP Mにより探鉱され，技術的，経済的に開発可能と見なされた鉱床。

b) 探鉱権者により探鉱され，DNP Mにより承認された探鉱報告書がある鉱床。

c) 探掘段階で，DNP Mにより，その探鉱報告書が，再検討の結果満足なものと認められ，開発可能なる旨宣せられた鉱床。

第47条 登録された鉱山会社のみが探掘する権利を有し，その探掘権数については，制限を受けないものとする。

公害防止

第48条 探掘権は，探鉱権保有者またはその継承者により，鉱山動力大臣宛申請されるものとし，次の説明資料ならびに証明書が添付されなければならない。

- I - 国家商業登記所への鉱山会社としての営業を許可された登記証明書。
- II - 探鉱権取得および当該報告書の承認に言及した探掘されるべき鉱物の名称。
- III - 探掘予定地域の名称および説明書。ただし、正確かつ明瞭に必ず地図上に記載されるべき河川の溪谷、峡谷、鉄道および高速道路、明白に識別できる自然の境界線、あるいは地形の特徴を記載しなければならない。また、隣接する探鉱権ならびに探掘権との境界線、地区、市、町、村、州の表示、さらに土地所有者または法的土地所有者の氏名および住所を記載しなければならない。
- IV - 申請地区の略図、ただし、これには土地の正確にして明瞭な2つの基点を結んだ、例外的には、1つの基点を持つ真の南北および東西の方向のベクトルにより表示され、その真の距離と方向は、そのベクトルにより表示される幾何学的な縮尺によるものであり、かつ占有地の土地所有者の氏名も併記しなければならない。
- V - 位置図。
- VI - 鉱山に要求される地役権。
- VII - 選鉱設備まで言及した鉱床の経済的利用計画。これには合法的に認められた技術者により署名されていること。
- VIII - 経済的利用計画および鉱山経営の遂行に必要な資金を保有もしくは調達できることを証するもの。
- IX - 探掘地域が、“国境地帯特別委員会”の管轄地域にある場合は、同委員会の許可証を提出しなければならない。

公害関係

第49条 鉱床の経済的利用計画案は、2部提出し、かつ次の内容を記載しなければならない。

- I - 申請理由説明書
- II - 次の事項に関する計画または計画案。
 - a) 採用予定の探掘方法、および当初の生産規模とその拡張計画。
 - b) 地下作業の場合は、照明、通気、輸送、信号および保安。
 - c) 地上輸送、および鉱石の選鉱ならびに結粒設備。
 - d) 発電、給水および空調設備。
 - e) 鉱山および関連作業の衛生。
 - f) 山元に居住する全員の住居ならびに生活区域。
 - g) 種類Ⅶの鉱床の場合には、採水設備源の保護設備、水の汲上げ、配給利用設備。
- III - 前項に関連するプロジェクトまたは、仮プロジェクトの各々について、その開始と終了の予定日程を、探掘作業、開始日と共に付した行程表。

第50条 鉱床の経済的利用計画のために設置される設備および機器材の規模は、申請書に添付された計画案に基づく生産量に一致しなければならないが、将来拡充することを容認する。

第51条 探掘権申請書は、DNPMにおいて、日付順に機械的に番号を付して登録され、当該探掘

権の書類に添付される。なお、申請者には、公式に保管され、かつ書類が提出されたことを証する受付証一通が交付される。

項：探鉱作業報告書に追加資料が必要となった場合には、申請者は、それらの書類の完備に60日間の猶予が与えられる。この期間は、DNPM局長の裁量により同期間だけ延長できる。

公害関係

第52条 探鉱が公共に反するか、あるいは工業的利用を行なおうとする他の者に害を及ぼす場合は、探鉱権の許可は拒否される。後者の場合、報告書が承認されているときは、探鉱権者は、探鉱作業のために支出した費用に関し、政府より補償を受ける権利を有する。

第53条 探鉱権は、大統領の署名による布告により付与され官報に公示され、DNPMの帳簿に転記帳される。

公害関係

第54条 本法の一般条件の他に、探鉱権取得者は、本法第16章に規定された不履行による罰則に従い、次の義務を負うものとする。

I—DNPMの認める不可抗力の場合を除き、官報における探鉱権布告の日より6カ月以内に、鉱床の探鉱計画に従って、その作業を開始すること。

II—DNPMの承認した探鉱計画に従い、鉱床の探鉱を行なうこと。ただし、正式の証明を受けた計画案の写しを鉱山現場に保管すること。

III—探鉱権の許可証に示された鉱物に限り、これを探鉱すること。

IV—探鉱権の許可証に示されていない鉱物を発見した場合、ただちにDNPMに通知すること。

V—所定の基準を遵守して、探鉱作業を行なうこと。

VI—業務を遂行するため、法的に有資格の技術者に、探鉱作業の監督を委譲すること。

VII—乱掘により、鉱床の将来の利用を困難もしくは不可能にしないこと。

VIII—探鉱により、直接あるいは間接的に第三者に与える損失または損害に対し、責任をとること。

X—山元の住居の安全と衛生を促進すること。

XI—水資源の浪費を避け、近隣の不動産に損失または損害を及ぼす場合は、排水を行なうこと。

XII—探鉱もしくは選鉱による空気または水の汚染を避けること。

XIII—種類VIIIの鉱床の場合は、水源を保護ならびに維持し、技術的規定に従ってこれを利用すること。

XIII—連邦政府の監督機関の指示する手段をとること。

XIV—あらかじめDNPMに届け出ること無しに、探鉱作業を中止しないこと。

XV—探鉱作業を一時中止する場合は、要請あるときはいつでも探鉱作業を再開できるよう、鉱山を良好な状態に保つこと。

XVI—Lei No. 6403, 15-12-1976, 第1条により削除, 鉱業法第47条第16項参照。

第55条 前条第IV項に記載された鉱物の探鉱を付与されるには、探鉱権許可証にその鉱物を追加することが必要である。

第56条 採掘作業が、一旦開始されたならば、不可抗力による場合を除き、連続6か月以上中断することはできない。

公害関係

第57条 前年の採掘作業の年次報告には、特に次の事項に関する報告を含まなければならない。

- I 一 採掘方法、採掘された鉱物の消費市場への輸送ならびに供給先。
- II 一 埋蔵量の変化、産出鉱物の特徴、経済的に引き合う最低品位、ならびに有用鉱物と有用でない鉱物の比率。
- III 一 少なくとも生産量、在庫量、粗鉱ならびに精鉱の平均販売価格、鉱物単一税および土地所有税の支出に関する月々の数値を含む図表。
- IV 一 鉱山および選鉱場の労働者数。
- V 一 鉱山および採掘作業に投入された資金。
- VI 一 会社の年次貸借対照表。

第58条 採掘中に得られたより正確な鉱床に関する知識により、経済的利用計画を変更することが妥当になったとき、あるいは市場の状況から生産規模を変更する必要があるときには、採掘権者は、DNPMに必要な変更案を提出し、これらの検討と新計画案の最終的承認を求めるものとする。

第59条 採掘権者が、正当な法的手段により採掘権を譲渡もしくは請負わせる場合は、採掘権のもつ権利、義務、制限および効果は有効である。

第1項 譲渡または請負の行為は、採掘権の登録が行なわれた後にのみ有効である。

第2項 採掘権は分割不能であり、採掘権を譲渡することができるのは本法の規定に従い、採掘権を行なうことができる者に限るものとする。

第60条 採掘権に付帯する債務および負債は採掘権の終了とともに消滅する。ただし、債務者に対して個人的求償手段は消滅しない。

第61条 いかなる裁判も採掘作業の中止をもたらせ禁止、差押え、あるいは逮捕をすることはできない。

公害関係

第62条 採掘権者は、一時的に採掘作業を中止したい場合には、その旨をDNPMに届け出た後に、鉱山動力大臣に申請をしなければならない。その申請書には、実施済の作業内容、鉱山の状態および将来の開発可能性に関する報告が添付されていなければならない。

第1項 DNPMは、現場を確認した後に、鉱山動力大臣の審査ならびに最終決定に資する結論を出すものとする。

第2項 採掘権者の作業中止の理由が否認された場合、DNPMは、作業継続が可能であることを証する、あるいは必要な場合は罰則適用のために必要な手段を鉱山動力大臣に提案するものとする。

第3項 採掘権者は、その権利を放棄する場合は、その旨を鉱山動力大臣に届け出なければならない。

い。

第68条 既定の採掘計画案に従わないで採掘作業が行なわれ、あるいは残存の鉱床の経済的利用を不可能にするような方法で採掘が行なわれるときは、これらの採掘は乱掘と見なされる。

公害関係

第64条 前条に記載する状態で採掘が行なわれ、あるいは本法の規定を遵守せずに採掘する場合、採掘権者は、警告から取消までの罰則を適用される。

第65条 次の場合、DNP M局長は連邦政府の官報に公告することにより、鉱床が利用可能であることを宣しなければならない。

- I—その採掘権が取り消されたり、無効とされたり、または権利喪失が宣せられたとき。ただし、DNP Mの判断により鉱床がまだ枯渇しておらず、経済的に利用可能であると考えられるとき。
- II—採掘作業がDNP Mの判断により放棄された最終的に停止されたと認定され、かつ鉱床がまだ枯渇しておらず、経済的に利用可能と考えられるとき。
- III—採掘報告書が承認されたにもかかわらず、採掘権者またはその継承者が採掘権申請を辞退したとき。

第1項 Lei No 6403 ; 15-12-1976 第1条により取消、鉱業法第65条第1, 2, 3項参照。

第2項 これらの鉱床の採掘が可能である旨が宣せられた鉱山の採掘権者または租鉱権者は、補償を受ける権利はないものとする。

第3項 これらの鉱床の採掘が可能である旨の宣言は、当該採掘権または租鉱権証明書の転写紙の余白に記入されるものとする。

第9章 鉱床占有認可

第66条 採掘権取得者は、官報に布告された日から90日以内に、鉱産局に対して鉱床の占有を申請するものとする。

第1項 申請手続を行なった後、最高の最低賃金の5倍に相当する額をブラジル銀行の“国家鉱業基金—可処分部分”口座に払込むよう通知を受けるものとする。

第2項 支払の証明がされたら、DNP Mは鉱床占有日を決定するものとし、利害関係者は公文書あるいは官報における発表によりその旨が通知されるものとする。

第3項 利害関係者は、土地ならびにすべての事項を鉱床占有の当該日に有効となるよう準備しなければならない。また、上端に“D. N. P. M.”という略語を記した標識(できれば鉄筋コンクリート製)を準備しなければならない。

第67条 鉱床の占有は、次の手続を経るものとする。

I—もし必要なときは、隣接鉱山の採掘権者に8日前に郵便または電報で本人またはその代理人が本行為に立ち合うことが出来るよう、特に境界線確定に立ち合うことができるよう通知するものとする。

Ⅱ一定められた日時に、採掘権者があらかじめ用意した境界標識によって、鉱床の境界線は確定されるものとし、正式に採掘権許可証に記された採掘地域が確定するものとする。そして、直ちに採掘権者は鉱床の占有が認められるものとする。

第1項 D N P Mの代理人は、その事実の公式記述書を作成し、鉱床占有権となる採掘権者がこれに署名するものとする。また、その行為に立ち合った証人および隣接鉱山の採掘権者もまたこれに署名するものとする。

第2項 境界線標識は、常によく見えるようにされていなければならない。また、標識の変更は鉱産局の認可がなければできないものとする。

第68条 鉱床の占有に反対する訴訟は、効力発行日より15日以内に、鉱山動力大臣に申し立てるものとする。もし、その訴訟が認められたならば、鉱床占有権は無効となる。

第10章 採掘グループ

第68条 採掘グループとは、同一鉱床または同一鉱化帯における同一鉱物について、同一採掘権者に付与されたいくつもの採掘権を一つの採掘単位に合同したものをいう。

第70条 採掘グループの結成の判断は、鉱産局の判定に従い、鉱産局長がこれを承認するものとする。ただし、次の報告書および証明書2部を添付して申請しなければならない。

I—当事者の資格証明。

Ⅱ—当該の各採掘権を付した合同されるべき採掘地域を示す地図。

Ⅲ—とくに、次の事項を含む鉱床の経済的開発総合計画。

a) 説明書。

b) 実施予定の採掘方法（予定生産規模および将来の計画を考慮のこと）。

第71条 前条の許可証は、鉱産局の登記簿に転写され、合同されるべき当該採掘権に関する手続書類に注記されるものとする。

項：合同されるべき鉱床の採掘は、認可証の転写後においてのみ開始することができる。

第72条 採掘権の譲渡は、前条に記載する登記簿および譲渡された採掘権権利書謄本にその旨注記された後にのみ効力を有するものとする。

第73条 採掘グループの活動に関する年次報告書は、その全体の採掘状況について記載しなければならない。

第74条 “採掘グループ権利所有者は、鉱産局の判断により鉱産局が承認するならば、採掘権中の1つまたはいくつか鉱区に採掘作業を集中することができる。ただし、その場合には同グループに属する鉱床の総埋蔵鉱量の重要性を損するものであってはならない。

第75条 採掘グループの活動は、その全体の採掘について、採掘一般に対して本法の定める義務と罰則が適用されるものとする。

第11章 鉱業連合

第76条 採掘能率あるいは生産性を高めることを目的として、同一の鉱床または同一の鉱化帯にある隣接の採掘権者は、連邦政府令により鉱業連合の設立の認可を受けることができる。

第77条 鉱業連合の設立は、大統領の令により承認されるものとする。

第1項 鉱業連合は、鉱山動力大臣より指名された委員会の作成する採掘権証書添付約款に記載される規約に従うものとする。

第2項 この許可証は、DNPMの原簿に転記され、連合を設立した各採掘権利所有者の採掘権に係わる手続き書類に注記されるものとする。

第3項 設立決議書および許可証は、連合本部の所在する国家商業登記所の支局に登録されるものとする。

第78条 鉱業連合設立の申請は、鉱山動力大臣あて2通作成し、DNPMの受付に提出するものとし、そこで日付順に機械的に番号が付されて登録され、受付証が交付される。この申請書には、次の事項が記されていないなければならない。

I—当該の各採掘権を付した当事者の資格証明。

II—鉱業連合を設立することにより得られる利点の供述および鉱業連合が有する経済的、財政的源泉を記載した証明書。

III—鉱業連合約款草案。

IV—作業実施計画、ならびに必要な場合は行政当局に要望する援助事項のリスト。

第1項 本条に定められた事項の記載もれがあった場合は、この申請はDNPM局長によって却下される。

第2項 DNPMの審査が終了すると、鉱山動力大臣が審査するためとその後に前条第1項に規定した採掘権証書添付約款を作成する目的の委員会を鉱山動力大臣が指名するために、一件書類は鉱山動力大臣に提出される。

第79条 鉱業連合の活動に関する年次報告は、採掘全般について記述されなければならない。

第80条 鉱業連合に適用される義務および条件に関する違反は、その設立ならびに各採掘権の取消を意味するものとする。

第1項 取消に関する行政手続は、DNPMの職権によるか、失効通告によって行なわれるものとする。

第2項 鉱業連合は、官報による布告より60日以内に弁明を行なうため、召喚されるものとする。

第3項 この期限の終了に伴い、弁明書または弁明書不提出なることを付し、DNPMにより書類の手続きが行なわれ、関係書類は、鉱山動力大臣に提出されるものとする。

第4項 鉱山動力大臣は、行政手続開始理由が無効と判断する場合は、当該書類を保管するよう命ずるが、逆の場合は、報告と結論を添えて大統領に提出するものとする。

第12章 地 役 権

公害関係

第81条 鉱床の存在する土地および隣接の土地は、探鉱および採掘の目的のため、次の事項は地上および地下の地役権（自由通行権）に従う。

- a) 修理工場，選鉱場，その他付帯設備および住居の建設。
- b) 輸送路，通信線の開設。
- c) 採掘，選鉱ならびに人員に必要な水の確保と導水。
- d) 送電。
- e) 鉱山および選鉱場からの排水。
- f) 人員および資材の通行，通気および電力導管の開設。
- g) 既存施設の活動を妨がない水源の利用。
- h) 使用済資材ならびに鉱山廃棄物の堆積。

第82条 地役権が成立するのは、占有した土地および前条の占有により派生する損害を事前に補償することが条件である。

第1項 当事者間で合意に達しない場合、必要なときは裁判所の“占有”命令による占有地の地代の補償を含む仲裁を条件として、裁判所による調査および評価額確定による補償金額を供託するものとする。

第2項 探鉱権所有者または採掘権所有者が土地所有者または土地改良物所有者に支払う補償および損失額は、適用可能な場合は本法令第37条および第38条の規定に従うものとする。

第83条 妥当な時期に支払われなかった補償金は、所管当局が制定する指数を適用し、貨幣価値修正を行なうものとする。

第84条 補償金として明確に確定した金額が支払われるか供託され、土地の占有に対する地代が決定するまでは、探鉱あるいは採掘作業を開始することはできない。

第85条 DNP Mは、探鉱または採掘作業に不可欠な地役権設定の実際の必要性または経済的便益を確認するため、現場調査を行なう事ができるものとする。

第13章 採掘収益に対する参加者

第86条 鉱床が存在する土地の所有者は、採掘収益への参加が保証され、それは鉱物に対する鉱物単一税の10分の1に相当するものとする。

第87条 前条の規定は、1967年3月14日以後に与えられた採掘権に限りこれが適用される。

第88条 採掘の成果への参加権には、採掘権所有者から土地所有者に対して3ヶ月毎に、当該期間に、鉱床の所在する地区の連邦徴税局または信用機関に納付された鉱物単一税の合計の10分の1に相当する額が支払われるものとする。

項：連邦徴税局または徴税を委任された信用機関は、請求があったときは、土地所有者に対し、当

該 8 ヶ月間に徴収された鉱物単一税の合計ならびに当該採掘権証に基づく課税対象の鉱量を記入した証明書または計算書の抜粋を交付するものとする。

第 89 条 前条に記載した参加に該当する額は、次の場合、8 ヶ月ごとに、採掘権者により、鉱床の所在する地区の地区判事に供託されるものとする。

I - 土地所有権について疑問がある場合。

II - 土地所有者の住所が不明である場合。

III - 土地所有者が受取を拒否した場合。

項：供託の解除は、法廷の許可により行なわれるものとする。

第 90 条 前条に記載した参加権は、その不動産と別個に譲渡または担保の対象とはならない。ただし、採掘権許可証の後には、土地所有者は、次の権利を保有する。

I - 一定の配当の受取権を譲渡または担保とすることができる。

II - すべての権利を放棄する。

項：本条に記載した法的行為は、それらが不動産登記所に登記されるまでは、第三者に対抗し得ない。

第 91 条 本章の規定は、その採掘が国家の独占の対象となる鉱床および鉱山の採掘には適用しないものとし、採掘収益への参加権も生じない。

第 14 章 核鉱物の産出

第 92 条 探鉱権者または採掘権者は、核鉱物を発見したときは、国家原子力委員会 (CNEN) および DNPM に通知しなければならない。報告しないときは許可又は鉱区の取消処分とする。

第 93 条 採掘中に放射性鉱物または核エネルギーに利用できる性質をもつ他の鉱物の存在が発見されたとき、採掘権は、その採掘権の認める採掘鉱物の経済価値が、含有する放射性鉱物の経済的、戦略的価値より上回る場合にのみ継続するものとする。

項：放射性鉱物の存在を、国家原子力委員会および DNPM の意見を聴取して、政府が、採掘権を許可する鉱物の経済価値より勝れていると判断した場合は、採掘権は取り消され採掘権者に対して正当な補償がなされる。

第 15 章 鉱山会社

第 94 条 本法においては、鉱山会社とは、法的形態のいかんにかかわらず、ブラジル国内において鉱物資源の開発を目的とする、ブラジル国内にて設立され、かつ住居を有する企業または会社をいう。

第 1 項 個人企業は、ブラジル人に限り設立することができるものとする。

第 2 項 ブラジル人、または外国人の自然人または法人は、出資社員または株主として参加することができる。ただし、その定款のなかに上記を明確に記載しなければならない。

第95条 個人企業または会社は、一旦設立され、本店所在地の国家商業登記所の機関に登録されたならば、鉱山会社として機能するためには、鉱山動力大臣が告示する認可により作業の遂行を許可されることが条件である。

第1項 申請はDNPMに手続され、次の書類が提出されるものとする。

I - 国家商業登記所機関への登記証明書。

II - 有限会社または株式会社の場合は、第1項の証明書のほかに、定款の photocopy または抄本ならびに設立決議書掲載の連邦または州の官報。

第2項 外国法人が参加する会社は、さらに適正に証明し得る、かつ翻訳された外国法人に関する次の書類を添えて申請しなければならない。

a) 設立に関する証明または証書。

b) もし必要あれば母国における定款。

c) 母国の法律に従い、合法的に設立されている旨の証明書。

第96条 鉱山会社として機能するための認可証書は、各許可証の原本となり官報に公告される。また、それはDNPMの原簿に転写され、本社所在地の国家商業登記局に原本または写しが登録されるものとする。

項：認可証書が登記されたならば、当事者は、DNPMにこの事実を当該登記書類写しにより証明し、また、それは認可証書に添付されるものとする。

第97条 商業登記所への登記事項の修正などを含む会社の定款等についての全ての変更は、あらかじめ鉱山動力大臣の承認を求めなければならない。上記の承認がなされた後、当該事項を商業登記所に登記しなければならない。

項：鉱山会社の法的形態や名称を変更するときは、新しい認可証明が発行されるものとする。

第98条 あらかじめ鉱山動力大臣の承認を受けずに登記事項を変更した鉱山会社は、認可を取り消され、さらに他の与えられた権利も喪失し、罰則適用を受ける。

第16章 罰則および取消

第99条 探鉱権あるいは採掘権より生ずる義務の不履行は、違反の度合により次の処置を受けるものとする。

I - 警告。

II - 罰金。

III - 探鉱権あるいは採掘権の取消。

第1項 警告および罰金適用は、DNPMの権限によって行なわれる。探鉱権の取消は、鉱山動力大臣の権限とし、採掘権の取消は、大統領の権限とする。

*第2項 警告の罰則を適用するには、管理手続により行われ、通知を受けた人が弁護する権利を保證する。

* Lei No 88814 ; 04-10-1988 第1条により追加。

第100条 本法の規定に違反したる者は、次の条件に基づき罰則が適用されるものとする。

I 一本法第25条第Ⅲ項、第81条第Ⅰ項および第Ⅱ項ならびに第56条に規定された義務の不履行の場合は最高の最低賃金の5倍の罰金。

II 一本法第66条および第54条第Ⅰ、Ⅴ、ⅥおよびⅩⅥ項に規定された義務の不履行の場合は最高の最低賃金の10倍の罰金。

III 一本法第54条第Ⅱ、ⅢおよびⅣ項に規定された義務の不履行の場合は最高の最低賃金の20倍の罰金。

IV 一本法第97条の規定の違反の場合は最高の最低賃金の25倍の罰金。

V 一乱掘を実施した場合は最高の最低賃金の50倍の罰金。

項：再犯の場合は、特定、一般を問わず罰金は2倍とする。

第101条 前条に規定する不履行は、資格を有する行政官の作成する不履行宣言に基づき開始される行政手続きにて証明されるものとする。

第1項 不履行宣言は、次の事項を明瞭に記載しなければならない。当該探鉱権、探掘権または鉱山会社として機能するための許可証およびこれらの行政手続きを明確にし得るその他すべての事項。

第2項 不履行宣言は、官報に掲載され、そしてその写しは違反者に交付されるものとする。当該違反者は、この掲載の日から30日以内に弁明書を提出するものとする。

第3項 この期間経過後、弁明書またはこれが提出されなかった旨の報告を付して、関係書類はDNPM局長あてに回付され、その審査と決定を受けるものとする。

第4項 罰金を課する決定は、連邦政府の官報に掲載され、公文書で違反者に通知されるものとする。

第5項 罰金の額は、DNPMが指示する方法により、前条の決定発表の日より30日以内にブラジル銀行の“国家鉱業基金—可処分部分”口座に払込むものとする。

第6項 罰金を課する決定については、この発表から30日以内に鉱山動力大臣に上訴することができる。ただし、DNPMの指示する特別の方法で上訴を行なう旨を保証するため、ブラジル銀行の“国家鉱業基金—可処分部分”に、指定期限の最初の10日以内にその額が供託されるものとする。

第7項 上訴は、DNPM議定所部で手続され、手続終了後、DNPM局長の結論を付し鉱山動力大臣に提出されるものとする。

第8項 指定された期限内に罰金が納入されない場合は、強制執行により徴収されるものとする。

公害関係

第102条 次の違反がある場合、探鉱権または探掘権は取り消されるものとする。

I 一違反者が警告や罰金にかかわらず、

a) 探鉱あるいは採掘作業の開始期限または再開期限を遵守しないとき。

b) 許可証と一致しない探鉱作業を行なうとき。

公害関係

II 一 違反者が1年間に2回以上罰金を支払っているにもかかわらず、監督官庁の決定を履行しないとき。

III 一 警告または罰金は別として、乱掘を行なったとき、または採掘権認可証に含まれていない物質の採掘を行なったとき。

IV 一 探鉱または採掘作業を放棄または永久停止をした旨の公式証拠。

第103条 本法の規定に違反した場合、探鉱権、採掘権は取り消すことができる。

第1項 取消は、次の場合は、職権で行なうことができる。

a) 探鉱、採掘地域の限界を故意に違反した場合。

b) 本法第25条第1項の規定を遵守しない場合。

第2項 その他の場合は、できる限りDNPMは修正行為により、不十分な点を是正するようにするものとする。

第3項 官報に許可が公告された日より1年以内においては、いかなる利害関係者も権利取消の訴えを裁判所に提訴することができる。

第104条 探鉱権または採掘権の取消の理由が明らかになったときは、放棄の場合を除き、権利所有者は、資産の所有権までは失なわない。ただし、鉱山全体に損害を与えること無く回収できる資産にかぎる。

第105条 探鉱権の取消を宣言する行政手続きは、職権によるか、明らかな苦情に基づいて行なわれるものとする。

第1項 DNPM局長は、権利所有者あての公文書による呼び出し、もしくは現住所不明の場合は、公告により呼び出しを行なうものとする。そして60日以内に権利所有者は、異議の申立をしなければ行政手続きが開始される。

第2項 上記期間が過ぎると、弁明書あるいは異議申立てを行なわなかった説明書を付し、書類一切を鉱山動力大臣に提出し、その審査ならびに決定を受けなければならない。

第3項 権利の取消または無効を宣する大臣の公告の日より15日以内に、この決定に対し再考の申請を行なうことができる。

第4項 受け付けられなかった再考の申請は、大統領あての上訴として裁決を仰ぐものとし、上訴受領後30日以内に裁決が行なわれるものとする。また、あらかじめ弁明のための新たな証拠を準備するよう被告に通知されるものとする。

第106条 採掘権の取消または無効の罰則を適用する職権あるいは廃棄宣言による行政手続きは、前条第1項の規定に従うものとする。

第1項 訴訟の内容の正規の査察に必要な一切の手続きの終了とともに、DNPM局長は弁明の記

録，もしくは釈明が行なわれなかった旨を証する証明書を付し，一切の書類を鉱山勳力大臣に提出するものとする。

第2項 書類の内容，特に鉱山会社より提起された釈明理由を調査した後，報告書とともにその結論を付し，大統領に提出するものとする。

第17章 砂鉱採掘，貴金属採取および表層採掘

第107条 本条において，次のように定義する。

I 一砂鉱採掘 (garimpagem) とは，かつての河床，または河岸域に存在する残留鉱床あるいは，漂砂鉱床ならびに平地，山腹，丘の上などに二次的鉱床として存在する宝石，準宝石，貴重な有価金属，非金属鉱物の採掘において，簡単な道具，手動器具もしくは簡単な携帯機器を用いて行なう個人的な作業をいう。(上記の鉱床を一般に garimpos という)

II 一貴金属採取 (faiscagem) とは，河や海の漂砂鉱床または残留鉱床として存在する貴金属の採掘において，簡単な道具，手動器具もしくは簡単な携帯機器を用いて行なう個人的な作業をいう (上記の鉱床を一般に faisqueiras という)

III 一表層採掘 (cata) とは，露出した鉱床の風解部より，爆薬を用いないで有効な鉱物を採掘し，初歩的な手段により抽出する個人的な作業を指し，砂鉱採掘，貴金属採取に用いられる作業内容と同一である。

第108条 砂鉱採掘，貴金属採取あるいは表層採掘の初歩的採掘方法により，個人的に有用鉱物を採掘する労働者を砂鉱専業者 (garimpeiro) と称する。

第109条 砂鉱採掘，貴金属採掘および表層採掘は次の特徴がある。

I 一初歩的な採掘形態によるものであること。

II 一採掘する鉱床の種類に特徴があること。

III 一常に自己の負担において作業を行う個人的な作業内容であること。

第110条 砂鉱採掘，貴金属採掘および表層採掘は，連邦政府の許可を必要とする。なお，砂鉱専業者に対しては，この仕事を希望する者全てに対して，連邦徴税局が徴収する最小の報酬税 (taxa remuneratória) の支払のみが課せられる。

第1項 砂鉱専業者の許可は，当該地区の連邦徴税局に登録することを条件とし，毎年更新されなければならない。そして，その許可は，当該地区の連邦徴税局の管轄地域内に限り，有効である。

第2項 個人の登録は，利害関係者の口頭による申請にて行なわれ，地区連邦徴税局の名簿に登録される。ただし，徴税局の課する国税および報酬税の支払証明書を提示しなければならない。

第3項 登録された砂鉱専業者に対し，写真，氏名，国籍，住所を明らかにした登録証明書が公布され，同時に特定地域での仕事を実施する権限を与える旨の公文書が付与される。

第4項 砂鉱専業者が必要な登録証明書を取得していない場合，砂鉱採掘，貴金属採取あるいは表層採掘用の機器材は，没収されて競売に付され，そしてその売上金は「国家鉱業基金—可処分部

分”に供託される。

第111条 民間所有地または民間所有河川における砂鉱採掘，貴金属採取および表層採掘の許可には，所有者の事前の同意を必要とする。

項：砂鉱採掘，貴金属採取および表層採掘を行うため，両者協議の上，砂鉱専門家が土地所有者に対して支払う費用は，連邦徴税局の課する鉱物単一税の10分の1を超えないものとする。

第112条 Lei № 6463 ; 15-12-1976 第1条により取消，鉱業法第75，76条参照。

第113条 公共の安泰を保つため，もしくはある鉱物資源が浪費されていることが判明した場合は，DNPM局長の要求に基づき，鉱山動力大臣は当該地区のすべての砂鉱採掘，貴金属採取および表層採掘活動を封鎖したり，これらの地区におけるある鉱物の採掘を排除する決定を行なうことができる。

第18章 DNPMの権限

第114条 鉱物原料の採掘，販売ならびに工業化に関する活動を監視し監督することは勿論，本法を実施せしめるのはDNPMの権限である。

第1項 本法第7条の種類Vの鉱床については，特別立法により国家石油審議会（CNP）の権限にあるので，本条に記載する実施と監督の対象にならない。

第2項 国内の鉱業政策を実施し，あるいは監督するあらゆる機関との間で完全な調整を行なうため，国家原子力委員会（CNEEN），国家石油審議会（CNP）および石油公社（PETROBRAS）は，活動を行っている地域に関し，その詳細をDNPMに報告する責務がある。同様に，DNPMは，それらの機関の行なう特定の活動に支障があると思われる地域について，それらの機関の各々に対し意見を提示するよう要請する責務がある。

第115条 埋蔵されている鉱物の探鉱，採掘，選鉱，販売，消費もしくは工業化の活動を行なう個人あるいは法人は，DNPMの代理人に対し，次の情報を提供するとともに，施設，設備および作業の視察に便宜を図らなければならない。

I - 生産量ならびに生産物の質的特徴。

II - 業務の遂行もしくは本条に記載した開発活動についての技術的，経済的条件。

III - 市場ならびに販売価格。

IV - 鉱産物の消費に関する量ならびに技術的経済的条件。

第116条 鉱床の分類と特性に関する疑問を処理するのがDNPMの責務である。鉱山動力大臣に上訴することも認められている。

第117条 連邦政府が，鉱物である原料もしくはその生産物に関する問題を取り扱う場合，DNPMと常に事前に相談しなければならない。

第118条 DNPMは，敏速な処置ならびに敏速な最終結論をもたらす利益と，かつ望ましいことを考慮して，公衆に衆知させ得るような内部手続により訴訟手続の期限を定めることができる。

第19章 登記簿および記録

第119条 DNP Mには、次の登記簿および記録が保管されなければならない。

登記簿A - 1934年7月10日発効の政令第24642号第10条および1985年9月1日発効の法律第94号に従い表示された鉱床と鉱山について転写された“既知の鉱床と鉱山の登録”

登記簿B - 許可証を転写した“探鉱権の登録”

登記簿C - 許可証を転写した“探掘権の登録”

登記簿D - 鉱山会社として機能することが認められた許可証を転写した“鉱山会社の登録”

登記簿E - 認可行為を転写した“探掘地域組合せの登録”

登記簿F - 認可を転写した“鉱業組合の登録”

登記簿G - 認可を転写した“地質予察調査の登録”

登記簿H - 免許を転写した“免許の登録”

第20章 最終および暫定規定

第120条 ある鉱物が国家資源であると表明された地帯、あるいは“独占の規制”下にある探鉱または探掘対象地域においては、政府は、国家利益ならびに国家経済利益に基づき特別の条件によりはじめて他の鉱物の探鉱あるいは探掘を認めることができる。ただし、その探鉱、および探掘は国家独占資源の作業と両立するものか、関係しないものである場合に限る。

第1項 国家資源地帯については、他の鉱物の探査権もしくは探掘権は、事前に関係官庁より意見聴取を行った後にのみ、鉱山動力大臣が定める特別な条件に基づき認可され、あるいは付与されるものとする。

第2項 “独占の規制”下にある地域の場合は、他の鉱物の探鉱権もしくは探掘権は、事前に独占実施機関より意見聴取を行った後に限り、鉱山動力大臣が定める特別な条件に基づき認可され、あるいは付与されるものとする。

第3項 かかる作業が両立できなかつたり、重複出来ないことが判明したときは、いつでも探鉱権もしくは探掘権は、無効とされる。

第4項 本法の第IV章に記載する優先権は、本条に規定する場合は適用されない。また連邦政府は、国家利益ならびに国家経済利益を勘案して、探鉱権もしくは探掘権を付与しなければならない。

第121条 Lei No 6567 ; 24-09-1978により削除。

第122条 原告の訴える訴訟がいかなるものであれ、探鉱作業あるいは探掘作業の継続を妨げない。

項：法的訴訟が行なわれると、実施中の作業が中断されないように、必要な実地検分 (*ad perpetuam rei memoriam*) の手続がとられる。

第123条 DNP Mによって認可された探掘権、鉱業連合権その他諸鉱業権は、申請者の費用により官報に公表される。

項：当事者による商業新聞による公表は、同じく申請者の負担であり、そしてその写しは、当該関

係書類に付加するため、DNP Mにただちに送付されねばならない。

第124条 廃止

第125条 鉱泉を含め、国内に産出する鉱物もしくは化石の生産、取引、販売、消費および輸出を行なうためには、砂鉱探掘、貴金属採取および表層探掘の活動および“免許”の規制に従う活動と同様に、特別法に制定された鉱物単一税を納付しなければならない。

第126条 現在の“免許”有資格者は、本鉱業法第11条の項および第13条第1項に記載するDNP-Mへの免許登録を申請するために、1年の猶予が認められる。

ブラジリア 1968年7月2日

José Costa Cavalcanti

3. ブラジル連邦共和国公害防止関連法規

3. ブラジル連邦共和国公害防止関連法規

政令第 88351 号 (1983 年 6 月 1 日)

国家環境政策を規定する 1981 年 8 月 31 日付の法律第 6938 号と、生態学研究地域と環境保存地区の創設を規定する 1981 年 4 月 27 日付けの法律第 6902 号を細則規定する。

共和国大統領は、憲法 81 条第 III 項及び第 V 項により付与される権限を行使し、また 1981 年 8 月 31 日付けの法律第 6935 号と 1981 年 4 月 27 日付けの法律第 6902 号の規定に鑑みて、下記のように制定する。

表題 I 国家環境政策の執行について

第 I 章 趣旨について

第 1 条 国家環境政策の執行において、公権は、各政府レベル (連邦、州、郡 - 訳注) で、次の諸事項を行なう義務がある。

I - 経済開発と環境保護及び生態学的均衡とのバランスを計る事を目的とし、環境資源の恒常的な監督を維持する。

II - 生態学的保存ユニットを設立する事により、生態系の代表的地域を保護する。

III - 環境保護の現行基準に適合させるように、管理専門機関を通じ、潜在的もしくは、実質的汚染源となる活動の恒常的規制を維持する。

IV - 環境資源の合理的使用と保護の為の技術研究・調査を奨励し、その為、地域別もしくは部門別の工業・農業開発プラン・プログラムを利用する。

V - 危機的汚染地域で、各地域の環境の質の諸指標を恒常的にフォローするシステムを設置する。

VI - 国家環境システムの諸機関・団体に、汚染地域もしくは、汚染の恐れのある地域の存在を付きとめ、これに関する情報を提供し、その修復措置を提案する。

VII - 学校の必修課目に生態学研究を含めるように配慮し、市民及び共同体が環境保護に積極的に参加するよう、全ゆるレベルでの教育を指導する。

第 2 条 国家環境政策の執行は、連邦行政府内に於いては、内務省が総合的な調整を行なう。

第 II 章 国家環境システムの構成について

第 3 条 国家環境システム (SISNAMA) は、環境の質の保護及び改善を担当する国家、州、郡の諸機関・団体及び公権の設ける財団法人から成り、その最高機関は、国家環境評議会 (CONAMA) である。

第 I 節 国家環境評議会の構成と機能

第 4 条 国家環境システム (SISNAMA) の最高機関である国家環境評議会 (CONAMA) の構成、機能及び権限が本節に規定される。

第5条 CONAMAは、総会、8つの常設の技術事務室、特定の任務の遂行のため一定期間設けられる委員会から構成される。

第6条 CONAMAの総会は、下記のメンバーより成る。

I - 議長を務め、投票が同数の場合、投票する内務相。

II - 下記の諸大臣を代表する評議員。

- a) 法務相
- b) 海軍相
- c) 外務相
- d) 大蔵相
- e) 運輸相
- f) 農務相
- g) 教育・文化相
- h) 労働相
- i) 厚生相
- j) 商工相
- k) 鉱山動力相
- l) 大統領室企画庁長官
- m) 軍参謀部参謀長官
- n) 土地問題特別相

III - 環境特別庁長官。CONAMAの実行委員長となる。

IV - 連邦令により危機的汚染地区と宣言された州の州政府代表者。

V - ブラジルの北部、北東部、中西部の各地方の代表。各州の州知事が1年交替で指名。

VI - 全国商業連合、全国工業連合、全国農業連合の代表者達。

VII - 全国商業労働者連合、全国工業労働者連合、全国農業労働者連合の代表者達。

VIII - ブラジル環境・衛生エンジニアリング協会 (ABES) とブラジル自然保存の為の財団法人 (FBCN) の両会長。

IX - 環境資源保護と汚染対策の為に合法的に設立され、大統領が自由に選択する2つの協会の会長。

§ 1° 第V項に言及される一般地域代表は危機的汚染地域と宣告される地方に属する州の代表によりとって代わられる。

§ 2° 第V項に言及される地方の一部である諸州は、危機的汚染地域の宣告を受ければ、一般地域代表を指名する権利を失う。

§ 3° 第II, IV, V項に指摘される評議員達は、それぞれの補欠員と共に共和国大統領が指名し、公報に、指名の政令が発表された後の最初の評議会会議で就任する。

§ 4° 共和国大統領は、内務相が提出する CONAMA への参加を希望する、合法的に設立された各種協会リストにもとずき、各暦年もしくはその一部につき、大統領の任期が終わるまで、第 IX 項に指摘される。環境保護協会の代表者達を指名する。

§ 5° CONAMA の一般総会は、連邦府の本部で 3 ヶ月毎に会合し、特別総会は、その会長自身の発意か、もしくは、メンバーの 3 分の 2 の要請により招へいされる。

§ 6° 特別総会は、技術的もしくは政治的な都合で必要とあらば、本部以外の場所に招へいする事ができる。

§ 7° CONAMA の総会の最低出席人数はメンバーの半数プラス 1 名で、単純多数決で審議される。

§ 8° 会議の討議項目は、CONAMA の規定にもとずき、少なくとも 15 日前に組織され、配布される。

§ 9° CONAMA の会議は、総会のメンバーの 3 分の 2 が反対しないかぎり、公開される。

第 II 節 国家環境評議会の権限について

第 7 条 CONAMA の権限は下記の通りである。

I - 国家環境政策のガイドラインの策定に於いて、内務相を介して、共和国大統領を補佐する。

II - 国家環境政策の細則規定及び実施に必要で、同評議会の権限に属する諸規則を発令する。

III - 特別環境庁 (SEMA) の技術的援助を得て、実質的もしくは潜在的に汚染の原因となる活動の許可について、一般的規則及び基準を定める。

IV - 許可の前後に必要と判断すれば、公又は民間の大型プロジェクトの代替案に関する検討、もしくは、これが環境にもたらす結果についての研究を行なう事を決定し、行政府の諸機関・団体や民間団体に、この件の審査に不可欠な情報を要請する。

V - SEMA が、仮預託金もしくは、現物担保やこれに相当する銀行保証として課す料料その他の処罰に関して、上訴のある場合、最終的行政審議機関として、決定を下す。

VI - 罰金を、科学的研究や環境教育も含めた環境にプラスとなる措置の実施義務に変える事を目的として、SEMA と処罰された個人もしくは法人との間での協定を許可し、和解を認可する。

VII - 政府当局に事前に事情聴取し、金融機関に通知する事で、一般的性格もしくは、条件付きで供与された税制恩典の喪失と制限や政府系金融機関の融資ラインへの参加停止を SEMA を代理として、決定する。

VIII - 各当該官庁に事情聴取した上で、自動車、航空機、船舶による汚染の規制に必要な全国的規則及び基準を定める。

IX - SEMA の研究に基づき、環境資源、主に水資源の合理的利用を目的とし、環境の質の規制や維持に関する規則や基準や標準を定める。

X - 生態学研究地域、環境保護地域、生態学保存地域、生態学関連重要地域に関する一般的規則を定める。

XI - 危機的汚染地域、汚染飽和地域、汚染飽和途上地域に関する規準を定める。

XII - 環境に関する全国情報システム (SINIMA) の内部規約を承認する。

§ 1 - 潜在的もしくは実質的に汚染の原因となる活動の許可規則・基準は、環境保護に必要不可欠な条件を定めねばならない。

§ 2 - 本条第 VII 項に規定される処罰は、CONAMA の特定規則に事前に定められるケースに於いてのみ科され、当事者には広範な弁護が保証される。

§ 3 - 環境の質の規制や維持に関する規則、基準、標準の設定に於いて、CONAMA は汚染対象の自力更生力と測定可能な一般的パラメーターを定める必要とを考慮する。

第 8 条 1971 年 10 月 19 日付けの政令第 69382 号に関しては、CONAMA は、内務相管轄の第 2 級集団審議機関と分類される。

独立項 - CONAMA は、内部規約を作成する。

第 III 節 技術事務局と技術委員会について

第 9 条 技術事務局は、SEMA が調整する CONAMA 総会の補佐機関で、下記のものがある。

I - 法律問題

II - 科学研究・オリエンテーション

III - 通信と環境教育

IV - 生態系

V - 固形廃棄物と生物毒

VI - 一般的大気の質

VII - 自動車汚染

VIII - 沿岸・内陸部の水質

§ 1 - 最高 7 名のメンバーから成る技術事務局の構成に於いては、必要とあらば、総会に代表される多種部門の各種カテゴリーが考慮される。

§ 2 - 技術事務局のメンバーは、CONAMA の会長がこれを指名し、任期は 2 年で、同じく 2 年間更新でき、無報酬である。

§ 3 - 技術事務局の会議は、CONAMA の実行局の代表者が議長となる。

第 10 条 技術事務局は、CONAMA の会長が創設し、構成メンバーは、その実行局が指名し、事務局を創設する条例は、その趣旨と継続期間を指定しなければならない。

第 IV 節 中央機関について

第 11 条 SISNAMA の中央機関である SEMA が、技術事務局及び技術委員会に技術面・管理面での支持を提供する。これにより SEMA に合法的に付与される他の権限が棄損される事はない。

第 12 条 CONAMA の技術面・管理面での支持を提供する為、SEMA は、その実行局の業務に於いて下記の事を行なうべきである。

I - 当該規則にのっとり、連邦機関・団体や州・郡機関に一定期間、公務員の協力を要請する。

II - CONAMA の会議や技術事務局や技術委員会の機能に必要な行政面での援助を確保する。

III - 環境の為の国家情報システム (SINIMA) を通じ、SISNAMA の構成機関間での情報交換を調整する。

IV - CONAMA の条例の公表・普及を推進する。

第V節 部門別機関の調整について

第13条 1981年8月31日付の法律第6938号第6条III項の扱う部門別機関は、国家環境政策に関する限り内務相がこれを調整する。

第VI節 課別・地方機関について

第14条 課別機関のSISNAMAへの統合と、連邦レベルから州レベルへの機能の委任は、SISNAMAの部門別機関の介入を認めた上で、各課別機関とSEMAとの間で結ばれる協定の対象となりうる。

第三章 国家環境システムの業務について

第15条 SISNAMAの業務は、下記の項目を守った上で、構成諸機関・団体の調整のとれた連携により遂行される。

I - 環境棄損に関する情報や、CONAMAの規定にのっとった環境保護活動を世論に知らせる。

II - 州・郡は、SISNAMAのとり措置に対する補足的・補充的規則や標準を作成し、当該措置を地域化する。

独立項 本条の取扱う州・郡規則・標準は、汚染源の発散・放出・放散パラメーターを設定する事が出来る。但し、これらのパラメーターは、CONAMAの設定するパラメーターより厳密でなければならない。

第16条 SEMAは、前条に規定される実務上の連携の他にも、各部門別機関の活動の総合的調整に於いて内務相を補佐する権限がある。

§1 - 部門別機関は、年次レポートとして、活動プラン及び実施中のプログラムに関する情報を提供すると共に、特別な要請に応え、部分的レポートを提供し、SEMAは上記の情報その他入手される情報に基づき、毎年、ブラジルの環境事情に関するレポートを公表する。

§2 - SEMAは、前項に言及される諸レポートをブラジルの環境事情に関する年次レポートにまとめ、翌年の2番目の会議で、これを発表し、CONAMAの考察に付す。

第17条 CONAMAは、SEMAを介して、部門別、課別、地方別機関の情報及び鑑定書を期限付きで要請する事ができる。

§1 - 許可、監査、取締り業務に於いては、過剰な事務手続きの要求や、手持ちの情報の要請を避けるべきである。

§2 - 正当な関心がある事を証明する個人もしくは法人は、中央機関、部門別機関、課別機関、地方機関に、手数料を支払って、技術分析の結果を申請する事ができる。

§ 3 - SISNAMAの構成機関は、情報を要請もしくは提供する場合、産業秘密を守り、不正競争を避けなければならない。必要とあらば、行政秘密の名目で、訴訟が起こされ、担当者が、この訴訟の責任をとる。

第Ⅳ章 活動の許可について

第18条 実質的もしくは潜在的に汚染の原因となる環境資源利用諸活動を行なう、企業の建設・設置・拡張・稼働や、何らかの形で環境汚染を惹起する事業は、SISNAMAを構成する当該州機関の事前許可を受けると共に、法が要求する他の許可をとる必要がある。

§ 1 - CONAMAは、許可のため環境インパクトの研究の基礎となる基本的基準を設定する。この基準は下記の事項等含む。

- a) 当該地域の環境診断
- b) 提案される活動及びその代替案の叙述
- c) プラスもしくはマイナスの大きなインパクトをつきとめ、分析、予測する。

§ 2 - 環境インパクトの研究は、資格のある技術者が行ない、環境インパクトレポートとなり、費用は、プロジェクトの提案者が負担する。

§ 3 - 当事者の要請で、産業機密物件と明記されるものは尊重した上で、然るべき、理由説明のある環境インパクト・レポートは一般人が入手できる。

§ 4 - 産業機密を守った上で、全ゆる形態の許可申請、許可の更新、それぞれの許可供与はSEMAの承認するモデルにもとづき、州の公報や地域又は地方の発行部数の多い定期刊行物に当事者負担で、略式発表される。

第19条 州の環境機関及びSEMA（これは補足的に）は、当該罰金以外にも、ガス発散や液体流出物や固形廃棄物を、供与された許可に規定される条件及び限度内に維持する為に、必要な限りに於いて、汚染源となる活動の短縮を決定する。

第20条 公権は、取締り権限を行使するにあたり、下記の許可を発行する。

I - 事前許可（LP） 活動企画の予備段階に発行され、郡、州、連邦政府の土地使用プランを守った上で、立地、設置、操業段階で守られるべき、基本的要件を含む。

II - 設置許可（LI） 承認された実施プロジェクトにある仕様にもとづき、設置開始を許可する。

III - 操業許可（LO） 必要な確認を行なった後、事前許可と設置許可の規定に従い、許可された活動の開始及び、汚染規制設備の稼働を許可する。

§ 1 - 本条の取扱う許可の供与期間は、活動の技術的性格を尊重した上で、CONAMAが設定する。

§ 2 - CONAMAの決議に規定されるケースに於いては、本条の扱う許可は、SEMAの認可を必要とする。

§ 3 - 各種許可の発行される前に設置、操業活動が開始される場合、各課別機関及びSEMAの

幹部達は、罰則、行政停止措置、司法措置、抗告その他予防措置をとった上、この事実をこれらの活動を融資する機関に伝えなければ、職務上の責任を問われる。

§ 4 - 核物質の生産もしくは、原子力使用及び応用の為の企業の許可は、国家原子力委員会(CNEN)が、SEMAの鑑定書を通じ、州・郡の環境取締り機関の意見を聴取した上でこれを出す。

§ 5 - 前項の扱う権限を除く、連邦政府所管の他のケースに於いて、SEMAは、州・郡の汚染取締り機関の処理する技術審査を考慮した後、それぞれの許可を発行する。

第 21 条 行政上訴は、

I - 州機関が許可を出さないよう決定した場合、州知事に対し、

II - 国家原子力委員会(CNEN)の決定については、鉱山動力相に対し、

III - SEMAのみに権限のある許可の場合、

認可証書の否認のケースも含め、内務相に対し行なう事ができる。

第 22 条 1981年8月31日付け法律第6938号第16条の規定に従い、操業を短縮する場合、次の要素等を考慮する。

I - 許可に明記される条件の不履行。

II - CONAMAもしくは、他の州取締り機関の決定する質規格に合った原材料の不在もしくは、不備。

第 23 条 SEMAは、本規定にある許可の施行及び監督の為の一般規則の発行をCONAMAに提案する権限がある。

§ 1 - 環境の質の基準・規則・標準の適用の監督及び取締りは、SEMAが、各課地方機関の活動を補足する形で、行使する。

§ 2 - SEMAの補足的権限には、環境資源の保存もしくは修復に関係する公共/民間団体のプロジェクトの事前分析が含まれる。

§ 3 - 企業の所有主もしくは、その代理人は全ゆる場所の検査の為、潜在的な汚染活動現場の監査人の立入りを許可しなければ、法にのっとり処罰される。

§ 4 - 警察当局は、必要とあらば、監査人の職務遂行に際し、援助する。

第 24 条 SEMAは、審査対象となるプロジェクトの分析に際し、プロジェクト承認の為に、原料・原材料・製品が、その使用により生ずる汚染効果を除去もしくは削減するような質規格を有する事を保証できるような措置を当事者が採用する事を要求する。

第 V 章 Incentive について

第 25 条 政府融資機関もしくは、インセンティブの管理機関は、融資・インセンティブの供与の際、本規定にある許可の証明を条件とする。

第 26 条 CONAMAは、環境の質の改善を趣旨とし、税制・金融面でのインセンティブや恩典の供与

案を内務相を通じ、連邦・州・郡の行政府の評定に付す。

第VI章 登録について

第27条 SEMAは、環境保護活動・手段の連邦技術登録簿の作成に必要な規則をCONAMAの承認に付す。

表題II 生態学研究地域と環境保護地域について

第I章 生態学研究地域について

第28条 連邦生態学研究地域は、内務相の提案で、行政府の政令により設けられ、その管理は、SEMAが調整する。

§1 生態学研究地域設立条例は、その地理的境界、名称、管理担当機関及び1981年4月27日付法律第6902号第1条§2に言及される区画割りを確定する。

§2 生態学研究地域に影響するようなエンジニアリング工事を実施するについては、CONAMAの事前の意見聴取が義務付けられる。

第29条 連邦生態学研究地域に於いては、1981年4月27日付法律第6902号第1条§2にある区画割りはSEMAがこれを決定する。

第30条 生態学研究地域から半径10km以内の近隣地域では、生物相に影響を及ぼすような活動は全て、CONAMAの権限の範囲内でCONAMAの発行する規則に従う。

第II章 環境保護地域について

第31条 連邦レベルでは、内務相がSEMAの鑑定書にもとずき、共和国大統領に環境保護地域の創設を提案する。

第32条 環境保護地域を宣言する政令は、その名称、地理的境界、主要目的、同地域に含まれる環境資源利用の禁止・制限に言及する。

第33条 環境保護地域の監督監査機関は、関連法の目的が達成されるよう土地所有者達を指導・援助しなければならない。

独立項 環境保護地域に含まれる土地の所有者達は、土地所有権を示す看板に環境保護地域の名称を記し、観光事業の宣伝や同地域で生産される産物の原産地を示す為に使う事ができる。

第34条 環境保存に対する全ゆる形での奉仕は、重要で、公けの感謝に値するものとみなされる。

第35条 連邦政府系信用・金融機関は、環境保護地域内にある所有地の土地の合理的利用及び衛生・住宅条件の改善の為、SEMAの支援を受けて提出される申請を優先する。

表題III 罰則規定

第36条 本規定に定められる規則の不履行となるかもしくは、当該行政機関もしくは、当局の正規

の決定の不遵守となるような行為や怠慢は全て本規定の違反行為となる。

第37条 下記の違反行為に於いて環境汚染度に比例して10から1000 ORTN（長期国債）までの罰金が課される。

- I - 水質が公式分類に規定される質以下となる事に寄与する。
- II - 大気の質が公的決議に定められる最低レベル以下となる事に寄与する。
- III - 決議もしくは、特別許可の規定に違反して、環境汚染の原因となる固体、液体、気体流出物・廃棄物を発散・放出する。
- IV - 法の要求する環境許可なしに、もしくは、これに反して、潜在的な環境汚染活動を行行使する。
- V - 共同体の公共給水の中断を要するような水質汚染の原因となる。
- VI - 栽培植物・野生植物の破壊を惹起するような全ゆる性格の汚染の原因となる。
- VII - 環境保護地域、生態学保存地域、生態学研究地域、生態学関連重要地域に於いて、地方生物相で稀れとみられる種類を何らかの形で傷つけたり、殺生したり、捕獲する。
- VIII - 環境保護地域、生態学保存地域、生態学研究地域、生態学関連重要地域に於いて、貯水池の沈泥もしくは急速な浸食により環境汚染の原因となる。
- IX - 環境汚染に対する保護の為の使用・通過禁止その他の管理規定を守らない。
- X - SEMAの信任する代理人達が潜在的に危険な状況を検査するか環境汚染の発生を審査するのを阻止するかこれを困難にする。

第38条 下記の違反行為に於いては、惹起される環境汚染に比例して50から1,000までのORTNの罰金が課される。

- I - 環境保護地域で各環境取締り機関の許可なしに、砂、土、岩石100 m³以上を動かし、環境汚染を生ずるような溝の開孔や地均し工事を行なう。
- II - 健康を害したり、福祉を危険におとし入れるような全ゆる性質の汚染を生ずる。

第39条 下記の違反行為に於いては、100から1,000 ORTNの罰金が課される。

- I - 都市の一区画もしくはこれに匹敵する場所から例え一時的であれ、住民の退去の原因となる大気汚染を生ずる。
- II - 都市もしくは農村部の地域を人間の居住に不適切なものとするような土壌汚染を生ずる。
- III - 哺乳動物、鳥類、は虫類、両生動物、もしくは魚類の死を惹起するような全ゆる性質の汚染を生ずる。

第40条 罰金の計算は、下記の事情にもとづき増減される。

- I - 減刑条件としては、
 - a) 違反者の理解力や学歴が低い事
 - b) 棄損の自発的修復、もしくは、惹起された環境汚染の制限により違反者が実効的に後悔の念を表明する事
 - c) 違反者が環境汚染の危険が迫っている事を当局に事前に通告する事

d) 環境監督・取締り担当官に協力する事。

II - 増刑条件としては、

- a) 特定行為の再犯
- b) 環境汚染の範囲が広い事
- c) 例え偶発的でも詐欺する事
- d) 他人の所有地に汚染結果が出る事
- e) 都市部で違反行為がなされる事
- f) 人間の健康に対する恒常的棄損
- g) 法的保護下にある地域で違反が行なわれる事
- h) 動物の殺害や捕獲で残酷な方法を使用する事

第41条 当初処罰された行為もしくは怠慢が続く事で違反が継続する場合には、それぞれの刑罰が汚染行為が停止されるまで毎日適用される。

第42条 違反が本規定の一つ以上の規定の処罰の対象となる場合、一般的な項目より特定の項目の方に該当する。

第43条 違反が未成年もしくは、不能者によりもたらされた場合、法的な責任者が罰金を引き受ける。

第44条 環境法違反により、州・郡・連邦府准州が罰金を課す場合、同じ違反行為に対し連邦政府の課す、これと同額、もしくは、これ以上の罰金は、除外される。

第45条 処罰を課した環境当局の承認する責任条項により違反者が、環境汚染停止の為の特定措置をとる事を保証する場合、罰金要求は一時停止されうる。

独立項 違反者が義務を果たせば、罰金は当初の金額を90%削減される。

第46条 罰金の適用に対する行政上訴は、審議保証の法的条件が満たされたら、連邦政府所管では、特別環境庁長官の決定に付され、最後の審議では、CONAMAの決定に付される。

独立項 特別環境庁長官が上訴者に有利な決定を下し、罰金が500 ORTN以上の場合には、CONAMAは、これを更に上訴する事が出来る。

第47条 SEMAは各州の公的機関と協定を結び一定のケースに於いて、本規定により付与される監督・取締り活動の行使を代行させる事ができる。

表題IV 最終的規定と暫定規定について

第48条 CONAMAは、権限の枠内で、本規定の遵守に必要と判断する諸決議を下す事が出来る。

第49条 本政令は、公布の日から施行される。

第50条 これに反する規定は廃止される。

ブラジリア市 1988年6月1日 独立から162周年，共和制から95周年

João Figueiredo

Mário David Andreazza

省令第330号 1981年3月16日

鉱山動力相，内務相，商工相は，その権限を行使し，代替エネルギーとしての石炭の生産と利用を拡大する為のプログラムは，環境に及ぼす影響の評価方法の開発及びその規制と最少限化を必要とする事に鑑み，

石炭産出地方の水資源を回復・保存し，都市での活動，農牧畜業，工業，漁業，観光事業を保護する事で，水源を保護する手段を開発する必要に鑑み，

採鉱・選鉱，貯蔵，輸送の各作業と廃棄物の行く先は規制されるべきである事に鑑み，

最後に，石炭生産・利用関連活動に関連する法規を評価する必要に鑑みて，下記のように決議する。

I - 技術的研究にもとづき90日以内に石炭の採鉱，選鉱，輸送，利用活動に於ける環境規制措置を提案するという特別の趣旨をもつ高レベルの作業グループを創設する。

II - 作業グループは，下記の諸機関の代表8名から成る。

a) 鉱山動力省

事務総局

Luiz Moreira Barbirato

ブラジル電力会社補佐会社 (Companhia Auxiliar de Empresas Elétricas Brasileiras - CAEEB)

Jorge Gabiza de Faria

国家鉱物生産局 (Departamento Nacional de Produção Mineral - DNPM)

Alexandre Trajano de Arruda

国家石油審議会 (Conselho Nacional do Petróleo - CNP)

Erla Mari Bombin Gomez

b) 内務省

特別環境庁 (Secretaria Especial do Meio Ambiente)

Eduardo Maia Nogueira

Suely Monteiro Galvão de São Martinho

c) 商工省

工業技術庁 (Secretaria de Tecnologia Industrial - STI)

Haroldo Mattos de Lemos

工業開発審議会 (Conselho de Desenvolvimento Industrial - CDI)

Ivo Simas Moreira

III - 本作業グループの調整は，鉱山動力省の代表が行なう。同代表は下記の権限を持つ。

a) 会議の招へい・議事進行を行なう。同代表がこれを出来ない場合，内務省の特別環境庁の代表者の1人が議長となる。

- b) 作業グループの承認する事項の発表に責任をもつ。
 - c) 作業グループで討議した後、個別事項を取り扱う為、技術的サポートとなる補助委員会を設ける。
- IV-作業グループの会議開催時に参加出来ないグループメンバーは、代表する各機関の幹部が事前にコーディネーターに指名する補欠メンバーにより代替される。
- V-作業プロセスに於いて必要に応じて、直接・間接行政機関、州機関、民間企業の参加を要請する事が出来る。
- VI-代表者達の移動費用、その他各行動分野で必要とされる費用は、各機関が負担する。
- この省令は、公布の日施行される。

Césari Gals

鉱山動力相

Mário David Andreazza

内務相

Marcos José Margnes

商工相代行

閣僚間省令第917/82号(1982年7月6日)

鉱山動力相、内務相、商工相は、その権限を行使し、1967年2月28日付けの大統領令第227号と、1973年10月30日の政令第73000号の規定を考慮し、

石炭生産・利用の拡大と環境の保存とを調和させる必要に鑑み、

1981年3月16日付省令第330号により設けられた閣僚間作業グループの提出した提案と勧告に鑑み、

下記のように決議する。

I - 全国土に設立される石炭採鉱会社は、本省令の公布の日から180日以内に国家鉱物生産局-D-N P Mと特別環境庁-SEMAに実施日程表を伴った下記のプロジェクトを提出しなければならない。

a) 全ゆる水流に捨てられる流出物の質を規定する1976年1月15日付けの内務省官房省令第0013号に従うよう鉱山の排水や石炭選鉱により生ずる液体流出物の処理プロジェクト

b) 石炭の採鉱もしくは選鉱により生ずる固体副産物、産物、廃棄物の輸送・操作・最終的、かつ又、部分的処分のプロジェクト

c) 採鉱地域の修復プロジェクト

II - 石炭採鉱許可は、

大統領令第227167号の第22、27、47条中の各項の規定を忠実に守る為に、特別環境庁(SEMA)と国家鉱物生産局(DNPM)が発行する基準指令(instrusao normativa)の規定する形態と期間に従って、然るべくSEMAが評価し、DNPMが承認する。本省令第1項のa、b、cに含まれる要求を達成する事を条件とする。

III - 石炭採鉱・選鉱の税制・金融面での恩典供与は、特別環境庁-SEMAが環境面に関して、好意的な鑑定書を出す事を条件とする。

IV - 石炭とその副産物の鉱山から消費者への輸送、操作、貯蔵は、現行法の要求を満たすよう大気や水の汚染を回避するような措置を使って行なわねばならない。

V - 石炭を使用する企業は、本省令の公布の日から180日以内に州環境機関に汚染規制プロジェクトを提出しなければならない。

VI - 石炭を使用するようになる企業は、使用と立地とを調整する為にも州環境機関から、汚染規制プロジェクトの承認を得なければならない。

VII - 石炭供給申請は、本省令の第5、6項にある要求を履行しなければ、応じられない。

VIII - 本省に規定される期間・規則を守らなければ、侵犯者は、現行法に規定される処罰を受ける。

IX - これらの諸措置の結果をフォロー・評価し、当局に新措置を提案する為、鉱山動力省、内務省、商工省、運輸省、共和国大統領室企画庁-SEPLANからの代表者達から成る技術委員会を鉱山動力省に設ける。

X-技術委員会の行なう活動により生ずる費用は構成機関の自己資金で負担する。

XI-この省令は公布の日から施行され、これに反する規定は、廃止される。

César Cals

鋤山動力相

Mário David Andreazza

内務相

João Camilo Penna

商工相

省令第1031号(1981年7月21日)

鉱山動力相は、その権限を行使し、

技術研究にもとづき石炭の採鉱、選鉱、輸送、使用活動の環境取締り措置を提案するという特定の趣旨をもって、1981年3月16日付省令第330号により創設された作業グループの提出した提案と勧告に鑑み、

上記の閣僚間省令に提案される措置の結果をフォロー・評価し、当該当局に新措置を提案する事を目的として、鉱山動力省、内務省、商工省、運輸省、共和国大統領室企画庁の代表達から成る技術委員会を鉱山動力省に設置する1982年7月6日付けの閣僚間省令の第Ⅹ項の規定に鑑み、

下記のように決議する。

I - 上述の技術委員会を構成する代表者及び補欠員として下記のメンバーを指名する。

a) 鉱山動力省 - MME

事務総局 - SG

現役: Pericles de Amorim Figueiredo

補欠: Luiz Moreira Barbirato

国家鉱物生産局 - DNPM

現役: Alexandre Trajano de Arruda

補欠: Benedicto Valdir Ramos

b) 内務省 - MINTER

現役: Suely Monteiro Galvão de São Martinho

補欠: Luiz Carlos Ferreira

c) 商工省 - MICO

現役: Hugo Tulio Rodrigues

補欠: Carlos Santos Amorim

d) 運輸省 - MT

現役: Cesar Augusto de Toledo Muller

補欠: Gouguim

e) 共和国大統領室企画庁 - SEPLAN

現役: Ricardo Luiz Santiago

補欠: Paulo Zolhof

II - 技術委員会の作業の調整は、鉱山動力省の事務総局代表が行なう。同代表は次の権限を持つ。

a) 会議の招へいと議事進行を行なう。

b) 定期的に委員会作業プランを作成し、メンバー達の考察に付す。

c) 1982年7月6日付けの閣僚間省令第917号の提案する措置の実施により得られる結果を委員会が、フォロー・評価できるように、DNPM, SEMA, 各州の環境機関に対し、定期的

レポートの提出を要請する。

d) 技術委員会の活動に関する通信物に署名する。

e) 当該局に第 e 項にあるような形でフォロー・評価する為に必要となる新措置を提案する。

Ⅲ-技術委員会はその活動の達成の為に、鉱山動力相を通じて、閣僚間省令第917号の提案する措置を適用した結果、環境保存に関する直接・間接行政機関、州機関、民間企業の代表者達の同委員会への参加も含めた参加を要請する事ができる。

Ⅳ-本省令は、公布の日施行される。

César Gals

鉱山動力相

内務省環境特別局

「基本法規」(ブラジリア 1983年)

まとめ:

1973～1982年期における伯国の環境に関する法規の選集。第1巻、及び第2巻(発行:各々1977年、1981年)の総括編。

	概 要
1973年10月17日付	動機の説明
1973年10月30日付	政令第73030号
1975年 8月14日付	大統領令第1413号
1975年10月 3日付	政令第76389号
1977年12月22日付	政令第81107号
1979年 6月 4日付	政令第83540号
1980年 7月29日付	政令第84973号
1980年 9月25日付	政令第85206号
1980年10月 7日付	大統領令第1809号
1980年12月18日付	政令第85505号
1981年 2月 4日付	政令第85698号
1981年 5月27日付	政令第86028号
1981年 6月 2日付	政令第86061号
1981年 7月 6日付	政令第86176号
1982年 1月12日付	政令第86829号
1982年 1月12日付	政令第86830号
1982年 2月18日付	政令第86955号
1982年 3月 9日付	政令第87000号
1982年 4月 2日付	政令第87079号
1982年 4月12日付	政令第87092号
1982年 5月31日付	政令第87222号
1982年 8月12日付	政令第87455号
1982年 9月13日付	政令第87561号
1982年 9月16日付	政令第87566号
1982年 9月24日付	政令第87648号
1980年 6月 2日付	法律第 6803号
1981年 4月27日付	法律第 6902号

1981年	8月31日付	法律第6938号
1975年	4月11日付	SEMA省令第003号
1976年	1月15日付	省令第0018号
1976年	4月27日付	省令第0231号
1976年	12月7日付	省令第0536号
1978年	3月29日付	関係閣僚省令第090号
1978年	11月17日付	省令第1832号
1978年	11月29日付	省令第323号
1979年	2月9日付	SEMA省令第002号
1979年	3月1日付	省令第053号
1979年	3月12日付	省令第003号
1980年	6月19日付	省令第092号
1980年	7月14日付	省令第100号
1980年	8月20日付	省令第124号
1980年	11月3日付	省令第0158号
1981年	1月29日付	関係閣僚省令第019号
1981年	4月13日付	SEMA省令第020号
1981年	6月4日付	省令第086号
1982年	4月28日付	関係閣僚省令第03号
1982年	5月3日付	省令第007号
1982年	5月24日付	省令第16号
1982年	7月6日付	関係閣僚省令第917号
1982年	7月29日付	省令第212号
1982年	10月26日付	省令第157号
1982年	10月27日付	省令第158号
1982年	11月9日付	関係閣僚省令第160号
1982年	12月7日付	省令第174号
1982年	8月25日付	意見書第P-22号
1982年	6月22日付	決議第06/82号

1973年10月17日付、内務省及び総合企画協力省による動機の説明、第01119号。

共和国大統領殿

国の天然資源の合理的利用は社会福祉促進及び経済発展をもたらすと共に、天然資源の保全を確保し、その濫用に起因する公害・汚染作用の防止に寄与することから、その執行は政府の優先的責務をなすものと存じます。

大気、水質、土壌、地下、動植物相等の天然資源を適切に管理することは、我々、もしくは我々の子孫の高度な生活水準確保をもたらすと共に、伯国領土の実質的・恒常的居住、更には経済的価値が高い資源の計画的開発、及び既知、未知の天然資源にかかる調査・研究を可能せしめるものであります。

天然資源の立法にかかる権限は、水質、地下資源、動植物相に関する規定掲げる。

1969年、10月17日付、憲法修正、第8条、第XVIII項、“c”、“h”、“i”に基づき、その大半が国家に付与されております。なお、同項“c”の「保健」に関しては、諸地域を管轄する州に補充的権限が付与されております。

本件に直接関係する現行の主要規範を列挙すると以下のとおり。

- 水資源法：1984年6月10日付 政令第24043号。
- 森林法：1965年9月15日付 法律第4771号。
- 狩猟法（Código de Caça）：1967年1月3日付 法律第5197号。
- 漁業法：1967年2月28日付 大統領令第221号。
- 国家衛生政策：1967年9月26日付 法律第5318号。（1969年10月13日付 大統領令第949号と関連）
- 鉱業法：1967年2月28日付 大統領令第227号（1967年3月14日付 大統領令第318号により改訂）。
- 土地の条令：1964年11月30日付 法律第4504号。

天然資源部門担当の主要政府諸機関・団体は以下のとおり。

a) 農務省

- 国家気象局（DNMET）
- ブラジル森林開発院（IBDF）
- 水産開発監督庁（SUDEPE）

b) 鉱山動力省

- 水資源電力局（DNAEE）
- 鉱産局（DNPM）
- 国家石油審議会（旧国家石炭計画委員会の業務を含む）
- 鉱物資源開発公社（CRRM）

c) 保健省

- 国家衛生工学部
- 公衆衛生特別サービス財団 (FSESP)

d) 海軍省

- 港湾沿岸局

e) 空軍省

- 航空電子科学・安全局

f) 内務省

- 保全工事局 (DNOS)
- 国立住宅銀行 (BNH)
- 地域開発監督庁, アマゾン開発庁 (SUDAM), 北東部開発庁 (SUDENE), 中西部地域開発庁 (SUDECO), 南部地域開発庁 (SUDESUL)。
- 連邦住宅・都市計画業務 (SFHU)

g) 総合企画協力省

- ブラジル地理・統計院 (IBGE)

h) 運輸省

- 国家港湾海運局 (DNPVN)

i) 国家調査審議会

- 国立宇宙研究所 (INPE)

連邦政府の業務は、政府の専門事務局、国营企業に加え、水資源を担当する以下の州・郡の諸団体により補佐されている。

1. Guanabard 州 (現 Rio de Janeiro 州)

- 衛生工学研究所
- 自然保護院

2. São Paulo 州

- 州立基礎衛生基金 (FESB)
- 基礎衛生技術センター (CETESB)

3. Pernambuco 州

- 州水質汚濁規制委員会 (CECPA)

天然資源の管理に関する責務の定義づけには、適宜な法律規制、及び執行構造の見直しが必要とされる。

1967年以降、水資源部門にかかる上記の定義づけの意での諸政策が検討されており、その一環として、1967年2月28日付、大統領令第248号により、国家衛生政策が公布され、旧地域別関係諸機関の調整担当特別省 (Min Extraordinário para a Coordenação dos Organismos R-

ogionais)に国家衛生審議会が置かれる運びとなった。

これと同時に、1967年2月28日付、大統領令第303号により、保健省に国家環境汚染規制審議会(Conselho Nacional de Controle de Poluição Ambiental)が置かれることとなった。

また1967年2月25日付、大統領令第200号により、内務省の責務として、基礎衛生、干害・水害予防工事、灌漑、開墾、天然災害被害者への援助等が定められ、保健省には、国家保健政策を講ずる権限が付与された。

次いで、法律第5318号が制定され、大統領令第248号及び第303号が無効とされると共に、国家衛生政策に代わり、内務省に国家衛生審議会が置かれる運びとなった。本審議会は内務省に従属する一方、保健省との協調を図るものである。

1968年には水資源法の改善を図るべく、関係閣僚ワーク・グループが発足。本グループは現行文書に定められる電力業務に関する規定の見直し、もしくは取り下げ、並びにコンセッション、許可、及び各々の監査部門にかかる規制のメカニズムの再編成を目的とするものである。

しかし、複雑な組織構造を有する水資源の管理にかかる問題と、天然資源全般の管理に係わる諸問題を別個に考えることは、双方の関係が深いことから、非常に困難である。これは伯国独自の問題ではなく、世界的にみても、天然資源の需要増大に並行して、本件にかかる諸問題に対する全面的配慮を行う傾向がみられる。1972年6月、ストックホルムで開催された国連会議でも、開発のプロセスと、これが環境に及ぼす影響に関する問題にスポットがあてられた。

天然資源の合理的利用を妨げることなく、環境保全にあたる中央管轄機関を制定する場合、本機関は優先的とされる諸問題の解決にあたり、適切な判断をとるべく、常時全面的な現状把握を可能せしめる条件を備えねばならない。

本機関に直接、もしくは間接的に付与される権限として、環境汚染、殊に水質汚濁対策を目的とする調査、企画、調整、補佐面での業務が考えられる。また、この為には、司法、行政、資金面での諸手段が必要とされる。なお、業務の執行にあたっては、政府、州、郡及び民営の諸団体との協約、もしくは契約締結をもって行なわれるべきであろう。

内務省の下にアマゾン開発庁(SUDAM)、北東部開発庁(SUDENE)、中西部地域開発庁(SUDECO)、南部地域開発庁(SUDESUL)、保全工事局(DNOS)、国立住宅銀行(BNH)、連邦住宅・都市計画業務(SERFHAU)等、環境保全にかかる技術、行政、融資面を担当する諸団体が従属することに加え、内務省に付与される権限を考慮した上で、添付する政令案に基づき、環境特別局(SEMA)を内務省内に置くことを提案するものであります。

敬具

José Costa Cavalcanti

João Paulo dos Reis Velloso

1973年10月30日付 政令第73030号

本政令により、内務省に環境特別局を置くこととする。

共和国大統領は、憲法第81条、第Ⅲ項、及び第Ⅴ項が付与する権限を行使し、下記を布告する。

I - 機関、及びその目的について、

第1条 1967年2月25日付、大統領令第200号、第172条、及び1969年9月29日付、大統領令第900号の規定に基づき、内務相に直属し、環境保全及び天然資源の合理的利用を担当する直接行政機関として、内務省に環境特別局を置くこととする。

§ 1 - 環境特別局（以下SEMAとする）の業務は、その他の諸省に法律上付与された権限を害することなく執行されることとする。

§ 2 - 内務省は、国家発展・技術開発政策が環境保全にもたらす影響について総合企画協力省と共に検討することとする。なお、技術開発政策と環境保全問題に関しては、国家調査審議会（CNP）との調整が行なわれることとする。

II - 指導、及び補佐について

第2条 SEMAには内務相に指名され、共和国大統領の任命による局長が置かれることとする。

第3条 SEMAには、天然資源の合理的利用、及び環境保全面での有資格者9名から成る環境諮問協議会（CCMA）を置くこととする。

§ 1 - CCMAのメンバーは、内務相の指名により、共和国大統領の任命をもって選定される。

§ 2 - CCMAには、絶対多数決により当選される議長を置くこととする。

III - 権限について

第4条 SEMAには以下の権限が付与されることとする。

- a) 環境の変化の過程を標準化、リモート・センシング等により注視し、有害要因を解明すると共に、その解決に努める。
- b) 天然資源の合理的利用を図るべく、環境保全を担当する関係諸機関・団体を補佐する。
- c) 環境保全、殊に水資源にかかる規制、基準等を検討・規定し、国民の福祉、並びに経済・社会の発展に努める。
- d) 既存の規制・基準の統制、監査に関しては、SEMA独自で、あるいは関係専門諸機関と協力してこれを実施する。
- e) 環境保全問題に関し、あらゆるレベルにおいて、専門家の育成・研修を奨励する。
- f) 公害、もしくは汚染作用に冒された天然資源の回復を目的として、融資コンセッションが政府系、民間企業等に交付される様融資エージェントに働きかける。
- g) 絶滅の恐れがある動植物の保全、及び遺伝物質の在庫管理にあたる関係専門諸機関に協力する。
- h) 国家の政策に関連する汚染因子、有害物質をリスト・アップし、常時その現状把握に努める。
- i) 環境保全を目的として、天然資源の適切な利用に関する知識の普及、教育計画等を促進する。

第5条 SEMAの局長は以下の責務を有する。

- a) S E M A の業務の監督，調整，指導。
- b) 当該機関に適用される合法的規定，規則を遵守し，また遵守せしめる。
- c) 協定，協約，契約，調整等を締結する。
- d) 業務報告書を作成し，これを内務相に提出する。
- e) プラン・プロジェクトの認可。
- f) 権限の委任。
- g) 人事採用・解除の申請書を内務大臣に提出する。

単項：内務省中央関係諸機関は，S E M A の人事，財政，管理，総務，予算，会計，経営の近代化の執行上必要とされる援助を与えることとする。

第6条 環境諮問協議会は，以下の責務を有する。

- a) S E M A の業務計画の作成，実施，及びS E M A に付与される権限の遂行にあたり，必要に応じてこれを補佐する。
- b) S E M A の業務にかかる規程条例，及び法定文書の作成に協力する。

IV-財源について (Recursos)

第7条 S E M A は以下の財源を有する。

- a) 連邦政府予算，追加クレジット，もしくは特別予算に委託されているもの。
- b) 贈与金，補助金，扶助金，きよ金，及び振替，相続，もしくは政府系・民間企業の個人，もしくは法人により譲渡されたもの。
- c) 国内，もしくは外国系の国際諸団体との協約，協定によるきよ金。
- d) S E M A に関連するオペレーション，業務に起因する収益。
- e) 各種政府系直接・間接行政機関に授与される予算の移転によるもの。

単項：内務省に関連する各種公団の1978年度末の予算残高を当該諸公団が再計画，もしくは応用する場合，S E M A の業務計画・諸活動に関連するものが優先視され，内務省の指針に従う場合に限り認可されることとする。

第8条 S E M A の業務は以下のメンバーにより実施される。

- a) 1967年2月25日付，政令第200号，第96条，及び97条に規定される契約形式に従って雇用された専門技師より成るスタッフ。
- b) 政府系直接・間接行政機関，諸団体並びに政府系企業，半官半民企業，財団法人等より要請に応じて動員された職員。
- c) 特例として，1967年2月25日付，政令第200号，第111条に基づき，役務提供の形式の下に一時的に雇用されるメンバー。
- d) 文官行政，高等補佐の職務遂行の場合。

単項：S E M A は大臣官房代表への謝礼の一覧表を保持することとする。なお，内務省に適用される現行諸規定はS E M A 局員にも該当するものとする。

V - 報酬について

第9条 SEMA局長の役務は1972年10月10日付、政令第71285号に言及される区分の第3ランクに属する。

単項：SEMAを編成する各部幹部の役務は本条に掲げる政令の第1ランクに属する。

第10条 諮問審議会の開催にあたり、これに出席するメンバーが、従事する事務所を離れ、出張する場合、もしくは従来の業務を離れる場合、各々のケースに応じて、日当、旅費が補償されることとする。

VI - 一時的、及び一般条項

第11条 SEMAの業務は、内務省及びその他の省、州、郡の行政機関との協約にのっとり、また民営企業との契約書をもって執行され、水質汚濁及び天然資源の合理的利用等、環境保全に関する業務が優先的に行なわれることとする。

第12条 参加基金、特別基金等の資金は天然資源の合理的利用及び環境の保全を目的とするプロジェクトに優先的に適用されることとする。

単項：SEMAは本条に掲げるプロジェクト、及び基金の適用に関する分析に際し、総合企画協力省を補佐する責務を有する。

第13条 SEMAは、1973年・1974年度の業務計画において、水質汚濁対策計画の考察・執行に重点を置くこととする。

§1 - 本条において、SEMAは水質汚濁防止にかかる基本方針、基準を定める上で、水質汚濁とは、その物理的、化学的、又は生物的特性の変化により、住民の健康、保健、福祉を害するもの、動植物相に損害を与えるもの、もしくは水資源の社会的、経済的利用を危機にさらせしめる要因を総称する事とする。

§2 - 本条に言及される規定を遵守すべく、SEMAは各々に付与される権限にのっとり、政府系機関、関係諸団体との協約締結に努めねばならない。

§3 - なお、SEMAはあらゆる分野における業務の執行にあたり、州、郡、民間の諸機関、団体の実質的協力を早急に確保する様、努めなければならない。

第14条 連邦政府の直接・間接行政機関、並びに民間企業、半官半民企業、財団法人等は各々の管轄下にある分野において、SEMAの業務を実施する上で必要な援助を与えることとする。

第15条 内務大臣は本政令に言及される業務の遂行、並びにSEMAの組織構造上、及び執行上必要とされる補足的規範を制定することとする。

第16条 本政令は公布日より発効するものとし、これに抵触する規定は無効とする。

1973年10月30日 於 ブラジリア

(独立より152年、共和国発足より85年)

EMILIO G MEDICI

João Paulo dos Reis Velloso

José Costa Cavalcanti

1978年10月30日付連邦官報, p. 11024, Part I, 第一節に記載。

1975年8月14日付 大統領令第1413号

本大統領令は産業公害にかかる規制を定めるものである。

共和国大統領は、憲法第55条、第I項により付与される権限を行使し、第8条第XVII項“c”が定める規制を考慮し、以下を公布する。

第1条 伯国国土に設置予定、もしくは既存の産業施設は公害、及び環境汚染に起因する損害、損失を防止すると共に、損害賠償にかかる必要処置を施策せねばならない。

単項：本条に言及する処置の制定は政府当局により行なわれ、住民の福祉、健康、安全を目的とするものである。

第2条 本大統領令第1条に掲げる規定が遵守されない場合、違反を犯した産業施設は操業停止処分を受けることとする。但し、その工業活動が国家の発展や安全に非常に高い関係にあるとみなされる場合、本停止令は取り消されることとする。なお、停止処分及びその取り消しを定める権限は、政府行政府に限り付与されるものである。

第3条 公害防止政策に基づき、産業用地が制定される場合、政府の振興策を交付する関係諸機関は、危機に類する地域における汚染の悪化の防止を考慮することとする。

第4条 危機に類する地域では、都市圏区分の略図に基づき、既存の諸問題を考慮して、公害を規制する為の施設整備に必要とされる期間が限定されることとする。なお、より重大な危機に類している地域においては、産業施設の移転、及び移転対象地のF/Sが検討されることとする。

単項：公害規制設備の設置にかかる特別融資ラインを含め、政府はあらゆるレベルにおいて、当該問題の調整に必要な援助を与えることとする。

第5条 上記諸条項に言及される規定を遵守し、第1条単項に規定される措置に基づき、州・郡は各々の権限が及ぶ範囲内で、当該企業の操業条件を定めることができる。

第6条 本大統領令は、公布日より発効し、これに反する規定は無効とする。

1975年8月14日、 於 ブラジリア

独立より154年、共和国発足より87年

ERNESTO GEISEL

Armando Falcão

Geroldo Azevedo Henning

Sylvio Frota

Antonio Francisco de Azeredo da Silveira

Mário Henrique Simonsen

Dyrceu Araújo Nogueira

Alysson Paulinelli

Ney Braga, Arnaldo Prieto

J. Araripe Macedo, Paulo de Almeida Machado,

Severo Fagundes Gomes, Shigeaki Ueki.

João Paulo dos Reis Velloso, Maurício Rangel Reis,

Euclides Quandt de Oliveira,

Hugo de Andrade Abreu, Golbery de Couto e Silva,

João Baptista de Oliveira Figueiredo

Antonio Jorge Correa

L. G. do Nascimento e Silva

1975年10月3日付 政令第76389号

本政令は1975年8月14日付、大統領令第1413号に従い、産業公害の防止・規制を定めるものである。

共和国大統領は、憲法第81条第Ⅲ項が付与する権限を行使し、1975年8月14日付、大統領令第1413号の規定を考慮し、下記条項を公布する。

第1条 本政令においては、産業公害とは環境の物理的、化学的、もしくは生物的特性に変化をもたらす、あらゆるエネルギー源、もしくは固体、液体、気体物質、及び産業廃棄物を指し、以下の諸事項に関し、直接、もしくは間接的に害を及ぼす要素を指す。

- I - 国民の健康、安全、福祉を害するもの。
- II - 社会的・経済的活動を妨げる条件をもたらすもの。
- III - 動植物相等の天然資源に損害を与えるもの。

第2条 政府恩典を交付するCDI、SUDENE、SUDAM等の諸機関・政府機関の銀行は、産業公害対策の執行にあたり、各々のケースに応じた措置をとるべく、当該各種プロジェクトを評価すると共に、危機に類する地域の汚染悪化を防止すべく、プロジェクト対象地、処理法、もしくは公害を防止・規制する措置を施策する。

第3条 内務省に所属するSEMAは、国土内における産業公害の防止・調整を目的とする規範、規則、基準を講ずることとする。

単項：本条に言及される規範、規則、基準を制定するにあたり、水質、大気、土壌の自浄能力を考慮すると共に国家の社会・経済の発展を害さぬ様、努めねばならない。

第4条 州、郡は、各々の権限が許す範囲内において、連邦政府が定める規範、規則、基準に基づき、関係企業の操業条件、及び産業公害、環境汚染を防止、もしくは調整する上で満足せねばならない条件を定めることができる。

第5条 環境公害の防止、調整に必要とされる措置が行なわれない場合、違反者は州、郡の法規に定められた処罰に加え、以下の処分を受けることとする。

- a) 公権に付与される税制恩典等の制限。
- b) オフィシャルのクレジット施設における融資ラインの拘束。
- c) 企業の活動停止。

単項：本政令第10条に言及される場合、及び本条“c”に言及する処分を判決する権限は、政府当局に限り付与される。

第6条 本政令第5条に言及する活動停止処分の場合、商工省の意見を聴収し、内務省の提案に基づき、共和国大統領府において審査、決議されるものとする。

単項：本件にかかる問題の解決に必要な手段が尽きた場合、内務省は技術的根拠を検討して、SEMA、州双方の提案を考慮するものとする。

第7条 産業公害が人命並びに経済資財に重大かつ切迫した危機にさらす恐れがある場合、州、連邦

直轄区、連邦直轄領の長は、産業公害に起因する企業の活動縮少を図る非常処置をとる事ができる。
なお、産業活動の停止処分、もしくはその取り消しを行使する権限は、1975年8月14日付、大
統領令第1413号第2条により、連邦政府当局に限り付与される。

第8条 1975年8月14日付、大統領令第1413号第3条、第4条において、第二国家開発計画
(II PND)は、以下の危機に類する地域を対象として行なわれる。

- I - SÃO PAULO市の都市圏
- II - RIO DE JANEIRO市の都市圏
- III - BELO HORIZONTE市の都市圏
- IV - RECIFE市の都市圏
- V - SALVADOR市の都市圏
- VI - PORTO ALEGRE市の都市圏
- VII - CURITIBA市の都市圏
- VIII - CUBATÃO地域
- IX - VOLTA REDONDA地域
- X - Tietê川下流・中流域
- XI - Paraíba do Sul川流域
- XII - Jacui川流域、Guaiba河口湾地域
- XIII - PERNAMBUCO州沿岸地域

第9条 共和国大統領府企画庁は、国家都市圏・都市政策審議会(CNPU - 訳注：以下「CNPU」
とする)を介して、本政令第8条に言及される、危機に類する地域、並びにその恐れがある地域の
産業用地を限定する為の基本方針を、6ヶ月以内に制定する責務を有する。

第10条 商工大臣、内務大臣、及び共和国大統領府企画庁の長は、1975年8月14日付大統領令
第1413号第1条及び第2条の規定を遵守すべく、国家の発展・保安にかかる業務を担当するスタ
ッフ名を、60日以内に提示せねばならない。

第11条 共和国大統領府企画庁の長、並びに大蔵大臣は、90日以内にSEMA、商工省と共に制
定される基準に基づき、産業公害の予防・防止を図る特別融資ラインを提案せねばならない。

第12条 商工省産業技術局は、ブラジル地理統計院(IGGE - 訳注：以下IGGEとする)、及
び内務省SEMAと共に産業施設台帳に環境汚染要因、及び公害対策設備について明示する責務を
有する。

第13条 商工省は、産業技術局を介し、産業向役務提供を図るべく、産業公害対策の一環をなす技
術計画を策定する。

第14条 本政令は、公布日より発効し、これに反する規定は無効とする。

1975年10月3日 ブラジリア

(独立より154年、共和国発足より87年)

ERNESTO GEISEL

Severo Fagundes Gomes

João Paulo dos Reis Velloso

Maurício Rangel Reis

1977年12月22日付 政令第81107号

本政令は、1975年8月14日付、大統領令第1413号（脚註(1)－連邦法規、1975年、P. 489）第1条、及び第2条に掲げる規定に基づき、国家の発展・安全に極めて深い関係があるとみなされる活動の目録を定めるものである。

共和国大統領は、憲法第81条第Ⅲ項が付与する権限を行吏し、以下を公布する。

第1条 1975年10月3日付、政令第76389号（脚註(2)－連邦法規1975年、P. 593、P. 641）第10条、及び産業公害にかかる規制を定める1975年8月14日付、大統領令第1413号に基づき、以下の企業を国家発展・安全上深い関係があるとみなす。

I－資本の全額、もしくは一部が政府、もしくは政府当局の直接行政機関の出資による諸企業。

II－公務に従事する特許状を有する企業。

III－以下の諸活動に従ずる企業。

戦略兵器工業

石油精錬業

化学工業、石油化学工業

セメント工業

製鉄業

運搬用材料生産工業

セルロース産業

重工業

非鉄金属工業

肥料産業

農産産業

第2条 本政令は公布日より発効とし、これに抵触する規定は無効とされる。

共和国大統領、ERNESTO GEISEL

Angelo Calmon de Sá

João Paulo dos Reis Uelloso

Mauricio Rangel Reis

1979年6月4日付 政令第83540号

本政令は、1969年に開催された国際協定の規定に従い、石油公害による損害にかかる市民としての責任を規定するものである。

共和国大統領は、憲法第81条第Ⅲ項が付与する権限を行使し、下記条項を公布する。

第1条 本政令においては、1977年3月28日付、政令79437号により公布された。石油公害による損害にかかる市民としての責任に関し、国際協定(1969年)第1条に言及される定義が適用される。

第2条 石油の輸送船舶所有者は、国際協定第3条第2項の場合を除き、領海を含む、伯国国土内における石油公害に関し、市民としての責任を負うものとする。

第3条 前条に掲げる責任の保証として、契約者である国で登録されている船舶のうち2,000t以上の石油を輸送する外国国籍の船舶は、本国際協定第Ⅶ条第2項の規定に従い、伯国水域、港、もしくはターミナルでの航海、滞在に際し、融資保証書を保有する義務がある。

単項：非契約者である国で登録されている外国国籍の船舶は国際協定第Ⅴ条第1項に掲げる金額を満足させる融資保証を提示する義務を有する。

第4条 海軍省港湾沿岸本部(DPC)は、第3条に言及される保証、もしくは融資保証の提示を要請すると共に、伯国国旗を有する船舶に対し、保証書を発行する。

第5条 SEMAは、石油公害の予防・減少を目的として、石油公害に関する規範、基準を制定する責務を有する。

第6条 石油公害が起きた地域を害轄する州の環境規制を担当する関係諸機関は、SEMAと共に石油公害による損害の予防・調整を図る必要処置を施策すると共に、石油公害を起こした船舶の所有者が適用した措置を監査する事とする。

単項：船舶所有者が適用した措置が不適であると州関係機関が判断した場合、環境公害対策担当の州機関の指名を受けた被公害地域の関係当局は、船舶所有者に代わって、適切な措置をとることができる。

第7条 SEMA、もしくは環境公害対策を担当する州関係機関は、政府系諸機関、もしくは民間諸機関の協力を要請することができる。

第8条 公害の防止・調整にかかる活動は、石油公害の発生が確認されると同時に開始される。

§1 - 石油公害が発生した場合、もしくはその可能性があると確認された場合、発見者は早急にその旨を当該地域の港務部、又はこれに準ずる関係機関に通告する義務がある。

§2 - 前項に掲げる通告を受理した場合、港務部は、早急にSEMA、及び被公害地域の環境規制を担当する州機関にこれを通告する義務を有する。

§3 - 港湾沿岸本部は、石油公害にかかる調査を実施すると共に必要な証拠を収集し、調査報告書をSEMAに提出せねばならない。

第9条 SEMA、もしくはSEMAと共同で訴訟を起こした石油公害被害者は、これにかかる必要

書類を連邦政府当局に提出する義務があり、政府当局は違反者の市民としての責任を問うべく、訴訟手続きをとることとする。

§ 1 - 市民の責任を向う訴訟手続きは、船舶所有者、もしくはその保証人、もしくは融資保証を交付した団体、又は個人に対して行なわれるものである。

§ 2 - 船舶所有者、又はその保証人、もしくは融資保証を交付した団体、又は個人等は共犯者として、もしくは単独犯としての責任を負うこととする。

第10条 損害賠償は、伯国法規に従い、双方の了解がある場合に限り、友好的解決、仲裁裁判、又は訴訟による裁判判決が行なわれる。

第11条 石油公害被害者は、個人、法人を問わず、SEMAを介して、訴訟を起こさずして損害賠償を要請することができると共に、第9条に基づき、SEMAと共同で訴訟を提起することができる。

第12条 SEMA、及び環境公害規制関係州機関等は、石油公害対策にかかる経費、及び物質的損害賠償金を計上する義務を有する。

第13条 損害賠償金の総額が本国際協定に規定する金額を超過した場合、超過分に関しては、公害被害者側の間で等分に分割される。

第14条 港湾沿岸本部、SEMA、及び環境規制関係州機関は、各々が付与される権限が及ぶ範囲内において、本政令の規定を遵守せしめるべく、通達、及び内部規程を公布することができる。

第15条 本政令に掲げる諸規定は、州が所有する船舶、もしくは公害が発生した時点において、州の責任の下で非商業用政府業務に使用されていた船舶の場合に限り、これを適用しないこととする。

第16条 本政令は公布日より発効とし、これに反する規定は無効とされる。

1979年6月4日、ブラジリア

(独立より158年、共和国発足より91年)

JOÃO B. DE FIGUEIREDO

Maximiano Fonseca

Eliseu Resende

César Cals Filho

Mário David Andreazza

1980年7月29日 政令第84973号

本政令は原子力発電所，及び生態学研究所を同一地域内に設置することを規定するものである。

共和国大統領は，憲法第81条第Ⅲ項が付与する権限を行使し，

環境の保全，及び天然資源の合理的利用を実現する必要性を考慮し，

伯国原子力計画を継続して遂行する必要性を考慮し，

原子力発電所の設置・操業に必要な精密評価の実施は，生態学研究所の業務の一環をなす事を考慮し，

原子力発電所，及び生態学研究所が同一地域内に設置された場合，環境の特性を観察する上で正確なデータ把握を可能せしめることを考慮し，

下記条項を公布する。

第1条 原子力発電所は，生態学研究地域と制定されている地域内に設置されねばならない。

第2条 鉱山動力省，及び内務省は，前条に言及される規定を遵守する上で必要不可欠なる処置を推進する権限を与えられる。

第3条 本政令は公布日より発効し，これに反する規定は無効とされる。

共和国大統領， JOÃO FIGUEIREDO

Cesar Cals Filho

Mário David Andreazza

Danilo Venturini

1980年12月25日付 政令第85206号

本政令は、1975年10月3日付、政令第76389号（脚註(1)：連邦法規、P. 593、641）第8条に掲げる産業公害対策に必要な措置に関する規定を改訂するものである。

共和国大統領は、憲法第81条第Ⅲ項が付与する権限を行吏し、以下を公布する。

第1条 1975年10月3日付、政令第76389号第8条に、以下を追加することとする。

“XIV - Santa Catarina 州南部地域”

第2条 本政令は公布日より発効とし、これに反する規定は無効とする。

共和国大統領、JOÃO FIGUEIREDO

Mário David Andreazza

1980年10月7日付 大統領令第1809号

本政令は国家原子力計画の安全措置を制定するものである。

共和国大統領は、憲法第55条第1項が付与する権限を行使し、以下を公布する。

第1条 統合計画の確立、及び共同活動の調整、並びに国家原子力計画の安全対策、及び当該計画に従事するスタッフ、並びに周辺の住民・環境の保護に必要な措置を継続して実現することを目的とし、原子力計画安全措置（SIPRON、訳註：以下「SIPRON」とする）を制定することとする。
単項：本条においては、以下の必要措置が適用される。

- a) 物的防護
- b) 国家保障措置
- c) 原子力技術安全
- d) 放射能防御措置
- e) 労働保健・保障
- f) 非常事態に際しての住民保護
- g) 環境保護
- h) 情報

第2条 SIPRONは、政府、州、郡、管理局の関係諸機関、諸団体、並びに国家原子力計画に従事する民間企業、及び財団法人により構成される。

第3条 SIPRONを構成する諸機関、及びその主要業務は以下のとおり。

I - 中央機関

一 国家安全審議会の事務総局

II - 一部内調整機関

a) CNEN（国家原子力委員会）

物的保護、国家保護措置、原子力技術安全措置、放射能防御措置等。

b) 労働省、労働保健・保障局

労働での保健・保障。

c) 内務省、SEDEC（民間防衛特別局）

非常事態での住民の保護。

d) 内務省、SEMA

環境保護。

e) 国家情報局本部（AC/SNI）

情報部門。

III - 担当部の行政諸機関

国家原子力計画を執行する権限を有する政府、州、郡、及び民間の諸機関、諸団体。

IV - 運営部

- a) 原子力発電所
- b) 運送部
- c) SIPRONの判断に基づく、その他の諸施設。

V-支援機関

本大統領令の規定に従い、国家原子力計画の安全な執行に直接寄与し、かつ当該計画に間接的な関連を有する政府、州、郡、民間の諸機関、諸団体。

単項：第2条に掲げる諸機関、諸団体は、各々が所属する機関の方針に反しない限り、各目上、当該中央機関の指導に従うこととする。

第4条 本中央機関はSIPRON全般の調整にあたる責務を有する。

第5条 部内調整機関は、課内行政機関、及び運営部の指導、監督、監査を行う責務を有する。

第6条 課内行政機関は、ここに規定される規範、及び指令、並びに現行の特別法規を遵守し、又遵守せしめる責務を有する。なお、当該機関に委託されるプロジェクト、業務等を安全に遂行すべく、必要な措置を施策する責務を有する。

第7条 運営部は、安全確保に必要な措置を統合すると共にこれを遂行する責務を有する。

第8条 本大統領令は公布日より発効し、これに抵触する規定は無効とする。

共和国大統領、JOÃO FIGUEIREDO

Danilo Venturini

1980年12月18日付 政令第85565号

本政令は、SIPRON（国家原子力計画安全措置）を制定する。1980年10月7日付、大統領令第1809号を規定するものである。

共和国大統領は、憲法第81条第Ⅲ項が付与する権限を行使し、

1967年2月25日付、大統領令第200号第30条第4項に掲げる規定を考慮し、

以下の諸条項を公布する。

第I章 予備条項

第1条 SIPRONは、国家原子力計画にかかる統合計画の確立、共同活動の調整、及び当該計画の安全確保、並びに関係スタッフ、及び周辺の住民・環境の安全確保に必要な措置を講ずることを目的とする。

単項：本条においては以下の諸項目を必要措置とみなす。

- a) 物的防護
- b) 国家保障措置
- c) 原子力技術安全
- d) 放射能防御
- e) 労働保健・保障
- f) 非常事態に際しての住民保護
- g) 環境保護
- h) 情報

第2条 本政令においては、下記の定義に従うこととする。

I—「国家原子力計画」(Programa Nuclear Brasileiro)とは、連邦政府の指導、調整、監督の下に行なわれ、原子力の平和的利用を図る各種プロジェクト、及び諸活動を指す。

II—「物的防護」(Proteção Física)とは、関係物質、機材、施設等のサボタージュの阻止、及び許可を得ずして関係物質(特に核物質)の持ち出し禁止、もしくは持ち出された物質等の発見、奪回を目的として講じられる諸処置、並びにSIPRONの運営部のスタッフの財産、健康を保証する諸措置を指す。

III—「国家保障措置」(Salvaguardas Nacionais)とは、許可されていない用途に向けられた関係物質を早急に発見すると共に、原子力の平和的利用にかかる措置は、国家の責務であることから、これに関係する技術的機密情報が外部にもれることを防止する為の諸処置を指す。

IV—「原子力技術安全」(Seguranca Técnica Nuclear)とは、原子力計画の遂行にあたり、事故防止を図るべく、建設、管理、及び運営部の操業上、施策される技術面での諸措置を指す。

V—「放射能防御措置」とは、イオン化放射能の放出を、CNEEN(国家原子力工学委員会)が勧告するレベルに減少させるべく、施策される諸措置を指す。

VI-「原子力発電所」とは、CNENが規定する許容量内において、核物質の生産、処理、再処理、利用、操作、もしくは保管される設備をいう。但し、運送中、倉庫として一時的に利用される施設を除く。

VII-「運送部」とは、国家原子力計画に使用される物質の運送にかかる諸措置をさす。

VIII-「核物質」とは、1962年8月27日付法律第4118号第2条に言及される特定の親物質、もしくは核分裂性物質を指す。

IX-「放射性物質」とは、直接、又は間接的にイオン化作用を有する電磁・粒子放射性物質を放散する物質を指す。

X-「特定物質」とは、核物質の処理、利用、生産用として特別に調査される物質をいう。

XI-「重要装置」とは、その故障、破壊、移動等により、非常事態を直接、もしくは間接的に起因し得る装置、システム、機材、物質等を指す。

XII-「特定装置」とは、核物質の処理、利用、生産の為、特別に設計・整備される装置を指す。

XIII-「支援部隊」とは、非常事態に備え、SIPRONの運営部を援助すべく、事前に指名される部隊、国軍、補助軍等の軍事機構を指す。

XIV-「補足支援部隊」とは、安全措置が要される地域を管轄する国軍、軍事警察、消防署等の軍事機構、及び連邦警察、州の警察署等を指す。なお、当該部隊は、SIPRONの要請に応じて、これを援助することができる。

XV-「安全対策情報部」とは、SIPRON運営部の安全確保を目的として、SIPRONの内部、もしくは外部に制定される情報網を指す。

第II章 中央機関について

第3条 国家安全理事会事務総局(SG/CSN)は、中央機関として、SIPRONの高等指導、監督、取り調べ等を行う責務を有する。

第4条 国家安全理事会事務総局の官房長官を長とし、以下のメンバーより構成される、国家原子力計画保護・調整委員会(COPRON-訳註:以下「COPRON」とする。)を置くこととする。

I- 鉱山動力省の代表

II- 国家原子力委員会(CNEN)の代表者

III- 原子力開発公社(NUCLEBRÁS)の代表者

IV- 中央電力会社(ELETROBRÁS)の代表者

V- 労働省、労働保健・保障局(SSMT)の代表者

VI- 内務省、民間防衛特別局(SEDEC)の代表者

VII- 内務省、SEMAの代表者

VIII- 国家情報局本部(AC/SNI)の代表者

IX- 国家安全理事会事務総局(SG/CSN)の代表者

§ 1 - 国家安全理事会官房長官がCOPRONの会長としての権限を阻止された場合、国家安全理事会事務局の代表者がその代理を努めることとする。

§ 2 - COPRONのメンバーの選定は、関係閣僚の指名により、国家安全理事会事務局の推せんにより、共和国大統領の任命をもって行なわれる。

§ 3 - 国家安全理事会事務局は、必要に応じて他の官庁、州政府、市政府、並びに民間企業等の代表者がCOPRONに参加する様、要請することができる。

§ 4 - COPRONの会議は、定期的、もしくは委員長の召集に応じて開催される。

§ 5 - COPRONのメンバーの業務は無償とする。

§ 6 - COPRONのメンバーの旅費、日当等にかかる諸経費は、関係諸機関の予算に計上された資金により負担されることとする。

第5条 COPRONは以下の諸事項に関する調査、企画の面において、中央機関を補佐する責務を有する。

I - 以下の諸機関との協議、調停。

a) 部内調整機関の目的とSIPRONの目的との適合を図るべく、調整を行なう。

b) SIPRON内での調整、整備を実施する上で、高等支援部隊の協力・援助が必要とされる場合。

II - SIPRONの業務を規定する為に一般規程、もしくは基本方針を策定する。

III - 共和国大統領の要請に応じて、国家原子力計画の安全に関する意見書を作成し、国家安全理事会にその審議をゆだねる。

IV - 原子力安全措施に関する現行法規の近代化を図る計画を策定する。

第三章 その他の諸機関の責務について

第1節 部内調整機関について

第6条 部内調整機関は、以下の諸機関より成る。

I - 国家原子力委員会 (CNEN)

II - 労働省、労働保健・保障局

III - 内務省、民間防衛特別局 (SEDEC)

IV - 内務省、SEMA

V - 国家情報局本部。

第7条 国家原子力委員会は、物的防護、国家保障措置、原子力技術安全措施、放射能防護措置等を担当する各部の調整を行うと共に、現行法規に基づいて、以下の責務を有する。

1 - 下記の諸事項に関する規則、もしくは指令の制定。

a) 物質、設備の物的防護

b) 物質、機材の保障措置及び管理

c) 技術上の機密情報の保護措置

d) 原子力技術安全措置

e) 放射能防御

II - 前項に掲げる規則、指令の監督、監査。

III - 下記事項に関し、担当部門と外務省との協調を維持する。

a) 海外の諸機関、諸団体と締結される契約について

b) 国際学会、国際会議において、伯国の参加、及び代表者の選出について

IV - 州政府、及び関係閣僚の協力、援助が要される場合、これを申請する。

V - 国家原子力計画の実施に際して、常時現状把握に努めると共に、非常事態の徴候を注視する。

第8条 労働省、労働保健・保障局は、現行法に従い、労働保健・保障部門での調整を行うと共に、放射能照射にかかる問題に関し、国家原子力委員会の意見を聴ずる義務を有する。

第9条 民間防衛特別局（SEDEC）は、現行法に従い、非常事態における民間の防衛面での内部調整を実施する責務を有する。SEDECの主要責務を列挙すると、以下のとおり。

I - 民間防衛面において、非常事態に際した場合の計画、調整に関する規則、指令等を定める。

II - 以下の諸問題に関し、国家原子力委員会と合意に達する様、努める。

a) 原子力発電所での事故により、非常事態発生の恐れがある範囲の限定について。

b) 民間防衛にあたるスタッフの養成を考慮し、現行の放射能防御に関する規則について。

第10条 SEMAは、環境保全担当部門の内部調整を行うにあたり、現行法に従い、以下の責務を有する。

I - 環境保全に関する規則、基準の作成、及び制定。

II - 前項に掲げる規則、指令の適用を監督、監査すると共に、必要に応じて、その他の諸機関、及び関係専門団体との契約、協約をもって、その協力を仰ぐ。

III - 放射性有害物質に関して、国家原子力委員会に協力する。

第11条 国家情報局本部は、情報部門に関し、部内調整を行う責務を有する。

第II節 担当課の行政機関

第12条 担当課の行政機関とは、以下の諸機関をいう。

I - NUCLEBRÁS（ブラジル原子力公社）：本社、もしくはその子会社を介して。

II - ELETROBRÁS（ブラジル電力公社）：FURNAS（中央電力会社）、及びその他の子会社を通じて。

III - 原子力発電所の操業許可証を保有する州、又は民間の電力サービス業社。

IV - 国家原子力計画に参加する政府系、州もしくは民間の教育施設、及び科学研究所。

第13条 担当課の行政機関等は、以下の責務を有する。

I - 部門別調整諸機関、もしくは現行の関連法規が規定する規則、指令等を遵守する。

II - 課別行政機関の管理下にある運営部の指導、監督にあたり。

a) 適用される特別規則、指令等を考慮する。

b) これを適用する場合の監査を行う。

III - 必要に応じて、連邦政府、州、郡の諸機関、及びこれに所属する諸団体に対し、当該行政諸機関の責務をなす計画、業務等に関連する特別処置を要請する。

IV - 役務提供契約書には、安全面での責務、任務に関して明示する。

V - 環境保全、人命の安全対策に関する知識を普及する為のキャンペーン、プログラム等を、州、郡の関係官庁と共に推進する。

VI - 計画対象地、もしくは業務が実施されている地域の現状を把握し、非常事態を起因し得る要因の徴候を注視する。

第III節 運営部について

第14条 SIPRONの運営部とは以下の施設を指す。

I - 建設中、修理中、もしくは操業中の原子力発電所。

II - 特定の核物質、放射性物質、及び重要装置、特定装置等の運送部。

III - 国家安全審議会事務局の決議により設立された産業、教育施設、及び研究所。

第15条 本組織の運営部は、以下に列挙する措置の統合、並びに執行にあたる責務を有する。

I - 物的防護

II - 国家保障措置

III - 原子力技術安全

IV - 放射能防衛

V - 環境保護

VI - 労働保健・保障

VII - 情報

第16条 運営部は以下の責務を有する。

I - 担当課別行政諸機関が規定する特別・特殊規則、指令、並びに現行の関連法規を遵守する。

II - 物的防護を保証し、非常事態に対処する為の保安軍を置く。

III - その管轄下にある地域の現状を握し、非常事態をもたらす恐れがある要因を発見する。

IV - 地方の関係官庁と共同で、環境の保全、及び人命の安全を凶る安全対策に関する知識を普及する為のプログラム、キャンペーン等を実施する。

V - 当該地域の補足支援軍、支援軍、民間防衛機関等との関連を維持する。

第IV節 支援機関について

第17条 1980年10月7日付大統領令第1809号第3条第V項の規定に従い、支援機関とは以下の諸機関を指す。

I - 海軍省

II - 陸軍省

Ⅲ－外務省

Ⅳ－大蔵省

Ⅴ－運輸省

Ⅵ－空軍省

Ⅶ－連邦警察局

Ⅷ－国家原子力計画対象地域の州，郡政府

Ⅸ－国家原子力計画の企画，作業面での安全を担当する役務提供契約者側の民間企業，及び団体。

第18条 支援機関は以下の業務を担当する。

I－提出される協力申請書の検討。

II－申請者側に必要措置について通知する。

第19条 支援機関に限り付与される権限について。

I－海軍省，及びこれに所属する諸機関，軍事団体

a) 国家原子力計画に関連する施設が設置される地域周辺の海洋，河川の防衛対策を規定すると共に，当該計画の防衛が，第18条第II項により付与される権限を超過した場合，航海地域での航海禁止，阻止，限定等を行う。

b) 重要装置，特定物質，核物質等の水上運搬にかかる保障対策，並びに航海の安全を図る処置を施策する。

II－陸軍省，及びこれに所属する諸機関，もしくは軍事団体

a) これら諸機関の管轄下にある地域内に国家原子力計画の施設がある場合，国内防衛，陸上防衛政策の作成するにあたり，当該施設にかかる諸問題を考慮する様，規定する。

b) 支援軍を指名する上で必要な処置，対策等を講ずる。

Ⅲ－外務省，もしくは当局諸機関

政府ベースで締結される国際条約等に関する通知を行なう。

Ⅳ－農務省，もしくは当局諸機関

核物質の通関が早急に行なわれる為に必要な措置をとる。

Ⅴ－運輸省，もしくは当局諸機関，団体

a) 輸送路の変更にかかる措置

b) 当該機関の管轄下にある地域の輸送路の交通を限定する場合に必要な措置

c) 核物質等の運搬にあたり，特別警備隊を手配する。

Ⅵ－空軍省，及び当局諸機関，団体

a) 航空路の利用を禁止，阻止，限定する場合に必要な措置をとる。

b) 航空路の変更に関する必要措置をとる。

c) 重要装置，特定物質，核物質の航空輸送に関する必要措置を施策すると共に，警備隊を手配する責務を有する。

Ⅶー連邦政府警察局，当局地方管理庁，警察署

その管轄下にある地域において，安全対策を講ずる必要がある場合，以下の諸措置，及び手続きをとる。

- a) 非常事態を起因し得る要因の発見を目的として，当該地域の現状を握る上での必要な措置。
- b) 国家原子力計画に損害を与える犯罰が生じた場合，犯罪者の責任を審査する上で必要な手続き。

Ⅷー州政府，もしくはこれに関連する州の事務局，諸団体

次の事項に関し，必要な措置を施策する責務を有する。

- a) その管轄下にある輸送路の交通限定
- b) 住民への表明を図るプログラム，キャンペーン等への協力。
- c) 安全対策が要される地域を管轄する軍事警察，消防署，民事警察署等の機構。
- d) 非常事態に際し，民間防衛面に関する諸問題の企画，対処。

Ⅸー郡政府

住民への事情表明を目的とするプログラム，キャンペーンの実施に必要な処置をとる。

第20条 民間諸団体は，SIPRONとの間で調印された契約書，書類等に言及される，特別防衛措置を遵守する義務を有する。

第Ⅳ章 非常事態について

第Ⅰ節 非常について

第21条 非常とは，国家原子力計画に係わるプロジェクト，もしくは諸活動に異常が生じ，これを担当する関係諸機関がコントロールできない状態が発生した場合において，正常回復の為に特別措置を要する状態を指す。

単項：非常事態は次の場合に発生し得る。

- a) 原子力発電所等の建設，管理，操業中。
- b) 核物質，特定の放射性物質，特定の重要装置の運搬中。

第22条 国家安全審議会は，非常事態の特徴，その拡大，及びSIPRONの関係諸機関の諸活動を規定する一般規程を策定する。

第Ⅱ節 諸機関の一般的責務について

第23条 非常事態に際し，関係諸機関は以下の一般的責務を有する。

Iー運営部

- a) 非常事態を評価し，非常事態の特徴，タイプ，発生地，切迫性，効力，影響等を限定する。
- b) 非常事態の警告を行なうと共に，現状把握に努め，必要に応じて次の諸機関の援助を要請する。

ー関連する担当課の行政機関

一 支援軍，補足支援軍

一 担当地域の民間防衛機関

c) 非常事態の調整，及び効力の減少を図る措置を施策する。

II 一 担当課の行政機関

a) 運営部をフォローし，できる範囲内での必要措置を施策する。

b) 国家原子力委員会の担当分野に関係する場合，当該委員会にその件について通告する。

c) 必要に応じて，民間防衛，国軍，連邦警察，もしくは州警察の専門スタッフの援助を要請する。

III 一 国家原子力委員会

a) 非常事態の現状を握し，国家原子力委員会の責務が及ぶ範囲内で，必要措置をとる。

b) 必要に応じて，諸活動の調整を行なう。

IV 一 支援軍，及び補足支援軍

a) 運営部より警告を受けた場合，非常事態の特徴，タイプ，切迫性等に応じて，各々の担当分野での援助要請に応えられる様，体制を整え，待機する。

b) 運営部より援助要請があった場合，これに応ずる。

V 一 民間防衛，国軍，連邦警察，もしくは州警察の専門スタッフは，指令に従い，特別援助を提供する。

第 2 4 条 非常事態のタイプに応じた関係諸機関，諸団体の詳細な責務に関しては，非常事態の一般規程に表示される。

第 V 章 一時的規定，最終的規定について

第 2 5 条 国家原子力委員会は，当該委員会の責務に関する規定を，公布日より 120 日以内に見直すと共に，SIPRON の規定との調整を図る責務を有する。

第 2 6 条 SIPRON を構成する諸機関のうち，操業中，もしくは建設中の施設を有する諸機関は，防衛対策に関する規則，指令等が本政令の規定に適合する様，努めねばならない。

第 2 7 条 本政令第 2 2 条に言及する一般規程が公布されない限り，原子力発電所建設許可手続き上必要とされる非常事態への対策計画は，これに関連する部門の調整諸機関の指導下において，運営部が従属する関係行政機関により策定される。

単項：支援諸機関は，第 III 章第 IV 節の規定に従い，本条に言及する非常事態への対策計画策定に協力する。

第 2 8 条 本政令は公布日を以って発効とし，これに抵触する規定は無効とする。

1980 年 1 2 月 1 8 日， 於 ブラジリア

(独立より 159 年，共和国発足より 9 2 年)

JOÃO FIGUEIREDO

Daniilo Venturini

1981年2月4日付 政令第85698号

本政令は、生産能力5,000 ℓ/日までの氷和アルコールプラントの登録に関する基準を制定するものである。

共和国副大統領は、共和国大統領の代理として、憲法81条第Ⅲ項が付与する権限を行使し、下記を公布する。

第1条 PROÁLCOOLの融資援助を受けていない、生産能力5,000 ℓ/日までの民間氷和アルコール生産者は、次の条件下において、砂糖・アルコール院（IAA）にて、概略登録（registro sumário）を行うことができる。

I - 生産されるアルコールは、プロジェクトの許認可保持者が所有するプラントでの自家消費用、もしくは、農業組合、又は農業生産者協会の組合員、会員の間で消費されねばならない。

II - 生産に余剰分が生じた場合、余剰分の商業化は、プラントの所在地、及び生産されるアルコールの用途等に応じて、国家石油審議会（CNP）、もしくは砂糖・アルコール院（IAA）が規定する品質管理、商業化管理システムに基づく場合に限り許可される。

III - 当該プラントへの原料供給は、砂糖プラント、もしくはアルコールプラントへの供給分を害してはならない。

IV - 産業廃棄物（低アルコール含有酒、砂糖キビ洗浄用水）の処理は、内務省SEMAの現行規定に従って行なわれねばならない。

第2条 国家アルコール行政委員会（CENAL）は、砂糖・アルコール院（IAA）と共に、登録申請手続きに関する概略を規定する。

単項：ここに掲げる手続きは、農務省の意見を聴いた上で、30日以内に施策される。

第3条 国家アルコール審議会は、本政令に言及される諸プラントの技術開発を注視し、援助すると共に、その経済的価値の審査、評価、現状把握に努めることとする。

第4条 本政令は公布日より発効とし、これに反する規定は無効とする。

1981年2月4日、ブラジリア

（独立より160年、共和国発足より93年）

AURELIANO CHAVES

João Camilo Penna

Arnaldo Rodrigues Marbalho

Mário David Andreatza, Angelo Amaury Stabile

1981年5月27日付 政令第86028号

本政令は国土内において「国家環境週間」を設けることを規定するものである。

共和国大統領は、憲法第81条第Ⅲ項が付与する権限を行使し、以下を公布する。

第1条 国土内において、「国家環境週間」を設けることとする。

第2条 国家環境週間は、国の天然資源の保全に関し、国民の参加を推進することを目的とする。

第3条 国家環境週間は、「世界環境の日」が祝される6月の第一週目に施行される。

第4条 内務省は、SEMAを介し、国家環境週間記念祭を調整する責務を有する。

第5条 本政令は公布日を以って発効とし、これに反する規定は無効とする。

1981年5月27日、ブラジリア

(独立より160年、共和国発足より93年)

JOÃO FIGUEIREDO

Mário David Andreazza

1981年6月2日付 政令第86061号

本政令は、生態学研究所の設立を規定するものである。

共和国大統領は、憲法第81条第Ⅲ項が付与する権限を行使し、

1981年4月27日付法律第6902号を考慮し、以下を公布する。

第1条 国家の領土内にある、Amazonas, Rio Grande do Sul, Mato Grosso, Acre, Piauí 諸州、及びAmapá, Roraima 両連邦直轄領に、次の生態学研究所を置くこととする。

I - ANAVILHANAS 生態学研究所：所在地 Amazonas 州, Manaus, Airão, Novo Airão 諸郡。総面積：350,018 ha。地理的境界：省略（訳註：以下、地理的境界、省略）

II - ARACURI - ESMERALDA 生態学研究所：所在地 Rio Grande do Sul 州, Esmeralda 郡。面積 2,726,269.5351 m² の3地区より成る。

III - IQUE 生態学研究所：所在地 Mato Grosso 州, Aripuanã 郡。面積 2.0 万 ha。

IV - MARACÁ 生態学研究所：所在地 Maracá 島, Uraricoera 川に点在する諸島, 小島, 及び Roraima 連邦直轄領, Boa Vista 郡, Santa Rosa, Maracá の一部。面積 101,312 ha。

V - MARACÁ - JIPIOCA 生態学研究所：所在地 Amapá 連邦直轄領, Amapá 郡, 及び Carapori 運河にある Maracá do Norte 島, Maracá do Sul 島, Jipioca 島。面積 72,000 ha。

VI - ACRE 川生態学研究所：所在地 Acre 州, Assis Brasil, Sena Madureira 両郡 (Gleba Abismo)。面積 77,500 ha。

VII - TAIAMÁ 生態学研究所：所在地 Paraguai 川, 境界地域, Mato Grosso 州, Cáceres 郡。面積 11,200 ha。

VIII - URUGUI - UNA 生態学研究所：所在地 Piauí 州, Ribeiro Gonçalves 郡。面積 135,000 ha。

単項：本政令に掲げる、これら生態学研究所の管理は、内務省 SEMA の責務とする。なお、SEMA は、当該地域の監視、監査等に関する処置を施策するにあたり、環境保全問題に関心を持つ政府系諸機関、及び民間諸団体との協約締結を推進することができる。

第2条 生態学研究所の内部規程は、SEMA の長の提案に基づき、内務大臣により制定されるものである。

第3条 本政令は、公布日より発効とし、これに反する規定は無効とする。

1981年6月2日、ブラジリア

(独立より160年、共和国発足より93年)

JOAO FIGUEIREDO

Mário David Andreazza

脚註：本政令を転載するにあたり、各地域の地理的境界に関する文書は省略されている。全文の資料は、SEMA にて入手可能。

1981年7月6日付 政令第86176号

本政令は、観光用特別地域、及び観光用地の設立を規定するものである。

共和国大統領は、憲法第81条第Ⅲ項が付与する権限を行使し、

1977年12月20日付法律第6513号第35条の規定を考慮し、

以下を公布する。

第Ⅰ章 目的について

第1条 観光用特別地域、及び観光用地の設定、並びに当該地域に既存の文化的、自然的価値を有する財産の保護を目的とする。

第2条 商工省は、EMBRATUR（ブラジル旅行社。訳註：以下「EMBRATUR」とする。）を通じ、本条に言及する諸活動を調整する責務を有する。なお、これら諸活動は、以下の連邦政府諸機関、諸団体により実施される。

I－共和国大統領府、IPLAN（企画研究所）

II－教育文化省、SPHAN（国家歴史芸術遺産関連業務。訳註：以下「SPHAN」とする。）

III－農務省、IBDF（ブラジル森林開発院）

IV－農務省、SUDEPE（水産開発監督庁）

V－内務省、SEMA

VI－CNDU（国家都市開発審議会）－1979年4月20日付政令第83355号により発足。

単項：本政令第34条、及び第38条の規定に基づき、必要に応じて州、郡政府の協力が要請される場合がある。

第3条 EMBRATURは、本政令に掲げる諸活動の関連づけ、及び調整に努めると共に、次の責務を有する。

I－観光用地域を設定する為に必要な処置を推進する。

II－観光用地、及び観光用地域に既存の文化的、自然的価値を有する財産を宣する為に必要な措置を推進すると共に、観光地としての利用と、これら財産の保全とを適合させる。

III－観光用地、及び観光用特別地域の財産目録を作成する場合、当該地域に既存の財産を常時チェックし、現状に関する知識の普及に努める。

IV－本政令、及び1977年12月20日付法律第6513号の規定に違反が生じた場合、違反者を処罰する。

第Ⅱ章 観光用特別地域について

第4条 観光用特別地域とは、水域を含む国土内において、本政令の規定に基づき、当該地域の文化的、自然的価値の保全、及び向上を目的とする開発計画の対象地域を指す。

単項：観光用特別地域は以下のタイプに分類される。

I 一 優先的観光用特別地域

観光上、極めて重要とみなされ、以下の条件を満たす観光開発計画の対象地域を指す。

- a) 観光客、訪問者等の出入が頻繁である事実が確認されている地域
- b) 観光用地、及び都市として適宜なインフラを有する地域、もしくは、EMBRATUR の提案、及び国家観光審議会（CNTur）が定める条件に従い、上記インフラ設備を整備する事が可能であるとみなされる地域。
- c) 保全対策、及び復旧プロジェクトを施行する必要がある観光用地が含まれている地域。
- d) 当該地域へのアクセスを保証し、“b” 項に掲げるインフラの整備を目的とする公共事業、もしくは民間企業による事業が実施されている地域、もしくは実施が予定されている地域。
- e) 公共事業、もしくは民間企業による事業、あるいは土地の区分、占有等により、土地が不当に利用される事を防止する為、もしくは調整する為に必要な措置を考察する必要がある地域。

II 一 観光保護区

観光用地とみなされる為に、次の諸措置を実現する必要があるとみなされる地域を指す。

- a) 必要不可欠とされるインフラの整備
- b) 当該地域の環境保全、及び既存の文化的、自然的価値がある財産の保護を保証する為の必要措置。
- c) 観光客、訪問者等の出入を規定すると共に、当該地域で行なわれる諸活動、工事、サービス等に関する規則を制定する為に必要な処置を施策する。なお、本項に掲げる諸措置は、前項に言及する諸措置に適合せねばならない。

第 5 条 観光用特別地域は、国家観光審議会の提案に基づいて公布される政令により規定される。

第 6 条 EMBRATUR は、観光用特別地域を設定する為に必要とされる調査、研究等を実施せねばならない。なお、これらの調査は、公式文書、もしくは連邦政府、州、首都圏、郡等の直接、もしくは間接行政諸機関により提出される申請書に基づいて行なわれるものとする。

§ 1 一 観光用地、もしくは観光用特別地域の制定を申請する文書は、本政令第 7 条第 I ~ V 項、及び本政令第 30 条第 I ~ III 項に言及される諸資料を添付の上、EMBRATUR 宛に提出される。

§ 2 一 EMBRATUR に申請書が提出されてから 180 日以内に、これが認可されない場合、国家観光審議会は、本期間満了期日より 15 日以内にこれを再審議する責務を有する。

第 7 条 EMBRATUR は、第 5 条に言及する調査、研究等を審議すると共に、以下の諸事項を含む明細書を作成する。

I 一 調査対象地域の限定

II 一 観光上重要とされる一般的特徴

III 一 特別対策を要する地域、財産、並びに第 2 条に言及される関係諸機関、諸団体への適宜な保護について。

IV 一 国家、もしくは森林開発院が保有する不動産。

V - 場合に応じて、境界地域を明示する。

VI - 1977年12月20日付法律第6513号第7条第2項の規定に従い、当該地域での調査、研究を担当する諸機関、諸団体について。

単項：本条に言及される調査、研究等は、国家観光審議会の認可を得た場合に限り実施されることとする。

第8条 本政令第6条に掲げる調査、研究の対象物件が、他の政府系諸機関の管轄下にある地域、もしくは財産を成す場合、EMBRA TURは当該諸機関の意見をたかさねばならない。

§ 1 - 当該諸機関は、意見をただされてから60日以内に意見を表明せねばならない。なお、本期間は、要請に応じて、30日延期することができる。

§ 2 - 第1項の規定に従って意見の表明がなされない場合、調査、研究作業は継続して遂行される。

§ 3 - 森林開発院、もしくはSEMAの特定の意見表明の有無を問わず、観光開発に関連するプラン、プロジェクトは、国立公園内の生物保護区、生態学研究所、自然保護区等の生態保護地域の設定、作業計画等に関する規定を遵守せねばならない。なお、当該地域において観光開発プロジェクトが実施される場合、その前提条件として、動物相保護対策が講じられねばならない。

§ 4 - 観光開発を図る諸プラン、プロジェクトが公園、保護地、農耕地、インディアン指定居住区、もしくはインディアンの文化的、民族的財産がある地域を対象として実施される場合、事前にインディアン審議会、及びFUNAI（国立インディアン保護財団）の意見が聴取されねばならない。

第9条 調査対象地が国境地域にある場合、EMBRA TURは外務省、及び国家安全審議会に向けて実施予定の調査、研究等に関し、通知せねばならない。

単項：国境地域に隣接する諸国が共に当該地域を観光上重要であるとみなす場合、EMBRA TURは、外国領土内における共同活動の実施に関し、これら諸国との交渉を行う様、外務省に提案することができる。

第10条 必要な調査、研究等の対象となる不動産の所有者は、国家観光審議会より承認された場合に限り、第7条に言及する審議について15日以内に通知されねばならない。

第11条 当該通知は、第2条に掲げる諸機関のみならず、調査対象地域を管轄する連邦政府、州、郡の諸機関の公式代表者に対しても、15日以内に行なわれねばならない。

単項：調査対象地域に既存の不動産の所有者、もしくは当事者に対する個人的通告の有無を問わず、本条、及び第10条に言及される通告は、連邦官報、及び調査対象地域を管轄する州の官報に公表される。

第12条 第10条に言及する通告には、以下の諸事項が明示される。

I - 調査対象地全域において、被通告者側が有する責務について。但し、次の責務は除く。

- a) 自然的、文化的価値がある遺産の保護に関し、特別連邦法規に規定される諸責務。
- b) 安全、衛生、財産保護等を確保する為に、関係主務官庁が必要と定めた諸事業。

II－調査実施期間中における土地の利用，占有等に関し，主務官庁が講ずる一時的な基本方針について。

単項：第11条に言及する諸機関，諸団体への通知には，第15条に言及されるワーク・グループ代表者の指名を要請する文書が含まれる。

第13条 本通知は，次の場合に無効とみなされる。

I－観光用特別地域を制定する政令法案に対し，国家観光審議会が反対決議を表明した場合，その公布日より無効とされる。

II－連邦官報に本通知が公布されてから180日以内に，国家観光審議会が意見を表明しない場合。

III－連邦官報に本通知が公布されてから360日以内に観光用特別地域，もしくは観光用地が制定されない場合。

第14条 EMBRATURは，第6条に言及する諸調査，研究等を実施する上で必要とされる協約，契約等を施策することができる。

第15条 第2条に言及する諸機関，諸団体等は，連邦官報に本通知が公表されてから10日以内に，これに必要な調査を監督するワーク・グループを構成すべく，各々の代表者推せん書をEMBRATURに提出する。なお，本ワーク・グループの編成は商工省の省令をもって実現する。

単項：本条に掲げるワーク・グループは，観光用特別地域として制定された地域の便宜について意見することができると共に，当該地域を優先的観光用地，もしくは観光保護区として区分する上で，意見を述べることができる。

第16条：優先的観光用地で調査，研究が実施される場合，その報告書には次の諸項目が明示されなければならない。

I－境界

II－観光上重要とみなされる特徴

III－当該地域で実施される諸プラン，プロジェクト等の作業計画，並びにこれを執行する諸機関，諸団体名を明示する書類の準備期限。

IV－第2条に言及される諸機関，諸団体に付与される権限に基づき，当該プラン，プロジェクト等が認可されるまでの期間に限り，土地の利用，占有等に関する基本方針は，関係主務官庁の規定に従うものとする。

V－前項の規定に従い，上記のプラン，プロジェクト等が認可されるまでの期間に実施される諸活動，工事，各種サービス業務のうち，許可，もしくは禁止されるもの，並びに事前に意見書を要するものについて。

VI－所要資金の概算，及び資本金について。

第17条 観光用特別保護区において調査，研究等が実施される場合，第16条に言及される諸項目に加え，当該地域の観光上重要な特徴を害する恐れがあるプロジェクト，事業等について明示せなければならない。

第18条 国家観光審議会が反対意見を表明した場合、第15条に掲げるワーク・グループは自動的に解散される。

第19条 第7条に言及する EMBRATUR の審議を国家観光審議会が承認した場合、当該ワーク・グループは、観光用特別地域を制定する政令のドラフト作成期間中に実施される調査、研究活動を監査せねばならない。なお、本ドラフトは、EMBRATUR を介して国家観光審議会に提出されるものであり、当該審議会の承認を得た場合は、第5条の規定に基づき、商工大臣を介して、共和国大統領に提出される。

第20条 観光特別地域が優先的観光用地として制定された場合、EMBRATUR は、ワーク・グループに対し、10日以内の実施予定中のプラン、プロジェクト等の作成を委任する文書を提出せねばならない。

単項：上記プラン、プロジェクト等の作業計画表には、以下の諸項が表示されねばならない。

I - 業務計画の明細

II - 基本的作業工程

III - 規定の期間に基づき、各々の段階別作業工程表の準備期間

IV - 概算、及び資本源

第21条 第20条に言及する諸作業終了後、ワーク・グループは EMBRATUR 宛に現状報告書を提出せねばならない。

第22条 EMBRATUR は、観光用特別地域を制定する政令の公布日より15日以内に、1977年12月20日付法律第6513号第14条、及び本政令第2条に言及される連邦政府諸機関、諸団体に対し、第14条に掲げる技術委員会 (Comissão Técnica de Acompanhamento) のメンバーを推せんせねばならない。

第23条 商工省の省令により任命される当該委員会のメンバーは、上記プラン、プロジェクトを作成する上で、これを監督する責務を有すると共に、承認されたプラン、プロジェクト等を遂行する責務を有する。

第24条 上記プラン、プロジェクトの計画表には、次の諸項目が明示されねばならない。

I - 観光用特別地域に既存の文化的、自然的価値を有する遺産の保全、価値の向上、複旧、回復等を目的として、本政令第2条に言及される諸機関、諸団体が定める規則。

II - 第I項に言及される目的、及び関係主務官庁により承認された都市開発プランの条件を遵守して行なわれる都市開発計画、及び土壌の占有に関する基本方針。

III - 資本源、及び融資ラインの表示。

第25条 技術委員会より認可されたプラン、プロジェクト等は、EMBRATUR を介して国家観光審議会に提出され、ここで審議されるものである。

第26条 国家観光審議会より承認されたプラン、プロジェクト等は、連邦政府、州、都市圏、郡レベルにおいて実施されるべく、作業の遂行を担当する関係諸機関、諸団体に EMBRATUR を介し

て提出される。

第27条 観光用特別保護区において実施予定のプロジェクトが、観光上重要な特徴を害する恐れがある場合に限り、連邦政府、州、郡の諸機関、諸団体は、EMBATUR、もしくは当該地域の観光保全を担当する関係諸機関、諸団体と共にその調整にあたることとする。

第三章 観光用地について

第28条 観光用地とは、国土内において、観光用特別地域としてみなされているか否かを問わず、本政令の規定に基づき、次に掲げる諸事項を対象物件として実施される特殊な観光開発計画の対象となる地区を指す。

I－特定の保護政策の対象とされない財産

II－当該地域周辺の環境保護、及び順応

第29条 EMBATURは、第2条に言及する諸機関、諸団体の意見を聴取した上で、観光用地を制定する為に必要な研究、調査等を施策する。

第30条 実施されるプラン、プロジェクト等の計画書には次の諸項目が明示されねばならない。

I－境界

II－地域周辺の保存、順応

III－観光用地の景観、特徴

IV－観光用地の利用、占有にあたり、第III項に言及される景観、特徴の保全を目的として規定される一般規程について。なお、建造物、建築物は、当該地域の景観、特徴と調和せねばならない。

第31条 観光用地の制定は、実施済の調査、研究を検討した上で、EMBATURの提案に基づき、国家観光審議会の決議に従って行なわれる。

単項：観光用特別地域の制定を目的として、調査、研究が実施されている地域に関しては、第4条に言及するプラン、プロジェクト等が承認された場合に限り、観光用特別地域として限定される。

第四章 観光上重要な文化的・自然的財産

第32条 次の諸事項は、観光上重要とみなされるものである。

I－本政令に規定される観光用特別地域、観光用地、もしくは特別法規により保護区と制定される地域に既存の、1977年12月20日付法律第6513号第I条第I～III項に掲げる諸財産。

II－EMBATURの提案に基づき、第2条に掲げる関係諸機関、諸団体の意見を聴取した上で、国家観光審議会により認可され、政令にて観光上重要と宣せられたもの。

第33条 本章に掲げる文化的、自然的財産に関しては、本政令に定める規定が遵守されねばならない。

第V章 州、郡の業務について

第34条 本政令に掲げる規定の実施にあたり、州、郡に付与される権限に基づき、EMBRATURは、次の諸事項を目的として、州、郡との協約等を推進することができる。

I—その管轄下にある地域、及び1977年12月20日付法律第6513号、並びに本政令の規定に基づき、その責任の下にある地域で実施される諸活動を遂行する。

II—プラン、プロジェクトの作成、及び執行。

III—EMBRATURの業務は、州、都市圏、郡独自の方針に従い、各々に付与される権限に応じて調整される。

第35条 なお、EMBRATURは、文化的、自然的財産の保存を目的として、1977年12月20日付法律第6513号第6条、第I項の規定に従い、SPHANを介して、連邦政府、州、郡の関係諸機関と協約、契約等の手続きをとることができる。

第36条 1977年12月20日付法律第6513号、及び本政令により規定される基本方針に従い、州、郡レベルでの独自法規に基づき、補足的な観光用特別地域、及び観光用地を制定することができる。

第37条 観光用特別地域、もしくは観光用地と制定された地域において、第2条に言及する諸機関、諸団体は、本政令により規定される基本方針、プラン、プロジェクト等との調整を図るべく、当該地域を管轄する州、郡の要請に応じて、あらゆる援助を与えることとする。

第38条 税金、及び融資面での特典許認可に関しては、EMBRATUR、及び観光面での支援政策を担当する諸機関、団体、連邦当局等は、1977年12月20日付法律第6513号、及び本政令の規定と独自の法規の適合を実現した州、郡を優先的に支援する。

第VI章 罰則について

第39条 観光用特別地域、もしくは観光地において許可を得ずして当該地域の全域、もしくは一部を破壊、損傷した場合、及び原形を害する様な行為を行った場合、違反者は刑事裁決に加え、以下の罰則を科される。

I—ORTN（価値修正付国債。訳註：以下「ORTN」とする）1,000倍までの罰金。

II—観光用特別地域、もしくは観光用地での活動の停止、もしくは許可されない利用法の停止。

III—建造物の差押え。

IV—損失、損害、もしくは原形に変化を加えた場合、これを回復、修復、もしくは復旧する様、義務づける。

V—観光用地周辺の環境の保全、及び順応を害する建築物、建造物等の取り壊し、もしくは除去。

§1—国家観光審議会は、EMBRATURの提案に基づき、本条に言及する罰則の重大性を評価する基準を制定する。

§2—第39条第II～V項に掲げる罰則は、第I項の罰則に累積して適用することができる。

§ 3 - SPHAN, IBDF (ブラジル森林開発院), 及び SEMA の保護下にある文化的、自然的財産に対する違反行為が生じた場合、これに該当する罰則が適用された場合でも、当該諸機関の特別法規に規定される罰則は免れない。

§ 4 - 違反者が法人である場合においても、本政令が規定する罰則処分に該当する行為に参加した個人の違反者は、本条第 I 項に掲げる罰則を免れない。

第 40 条 観光用特別地域、もしくは観光用地において規定に反する活動が行なわれた場合、もしくは当該地域を不当に利用した場合、違反者はその活動、もしくは利用を停止する様、通告される。

単項：本通告には、違反行為とみなされる活動、利用等を停止するまでの期間が明示され、これを遵守しない場合、罰則が科されることとする。

第 41 条 第 40 条に言及する訴訟提起の原因となり得る事業は全て、EMBRATUR により差押えられ、違反者は違反行為によりもたらされた損失、損害等を回復、復旧、もしくは復原する為の措置を施策する様、通告される。

単項：本通告には、回復、復旧、復原工事を実施する為の期限が明示され、これを遵守しない場合、第 39 条の罰則が科される。

第 42 条 観光用地周辺の環境保護、順応等を害する建築物、又は障害物の存在が確認された場合、責任者はこれを定められた期限内に破壊、もしくは除去する様、通告される。なお、これを遵守しない場合には、第 39 条に掲げる罰則が科される。

第 43 条 第 39 条に言及される処分の履行は、場合に応じて、EMBRATUR、もしくは本政令第 2 条に言及する関係諸機関、諸団体により行なわれる。

§ 1 - EMBRATUR により適用される罰則に関して、国家観光審議会 (CNTur。訳註：以下「CNTur」とする) は、以下の場合に応じて、再審議を申請することができる。

I - 職権上、当然再審議をせねばならない場合：ORTN の 100 倍を越す罰金が科せられた場合に行なわれる。

II - 任意的再審議：前項以外の罰則が科せられた場合、CNTur の決議に定められた形式、もしくは期間内に行なわれる。なお、この場合、停止処分は含まれないこととする。

§ 2 - 罰金として調達された金額は、罰金処分を下した機関、もしくは団体の予算に組み込まれる。

第 44 条 第 39 条第 II ~ V 項に言及される罰則が適用された場合、EMBRATUR は、これを関係主務官庁に通知すると共に、当該官庁により必要措置が考察される様、要請する。なお、当該措置には、裁判、及び刑事処分を含むこととする。

第 VII 章 一般規定、及び一時的規定

第 45 条 EMBRATUR は、観光用特別地域、及び観光用地での指導行為、決定行為に関する文書が、当該地域にある諸不動産登録簿の備考欄に転載されるべく、当該行為に関する文書の写しを不動産登録所に提示する。

第46条 観光用特別地域、及び観光用地にある不動産の譲渡手続きには、第45条に言及する決定行為に関する文書を明示、もしくは引用せねばならない。なお、これを怠った場合、譲渡手続きは無効とされる。

第47条 本政令の規定に基づき、観光用特別地域、又は観光用地として制定された地域に関し、EMBRATURは規定の法規に基づき、関係主務官庁等と共同で、所有権放棄行為、及び行政義務を決定する行為等を施策する。

第48条 CNTur、及びEMBRATURは、各々の権限が及ぶ範囲内において、本政令の執行を定める行為を下すことができる。

第49条 本政令は、公布日より発効し、これに反する規定は無効とされる。

1981年7月6日、ブラジリア

(独立より160年、共和国発足より93年)

JOÃO FIGUEIREDO

João Camilo Penna

1982年1月12日付 政令第86829号⁽²⁾

本政令はCONANTAR（国家南極問題関係委員会）の発足を定めるものである。

1982年1月12日付 政令第86830号⁽¹⁾

本政令はCIRN（海産資源関係閣僚委員会）にPROANTAR（国家南極政策）を策定する権限を付与するものである。

* 脚註(1), (2)：本政令の全文は、海軍省にて入手可能。

1982年2月18日付 政令第86955号

本政令は、農業用肥料、中和剤、接種剤、刺激物、受精媒介物の検査、監査を規定する1981年7月18日付法律第6934号、及び農務省の業務にかかる料金を規定する1980年12月16日付法律第6894号（1981年、大統領令第1899号により改訂される）を制定するものである。

共和国大統領は、憲法第81条第Ⅲ項が付与する権限を行使し、以下を公布する。

第I章 予 備 条 項

第1条 農業用肥料、中和剤、接種剤、刺激物、受精媒介物の検査、取り調べは、本政令の規定に基づいて行なわれることとする。

単項：本政令においては、以下を定義する。

- a) 「検査」とは、製品、施設等の衛生面、技術面の状態を確認することを指す。
- b) 「取り調べ」とは、場合に応じて該当する規定が遵守されているか否かの確認を目的とし、政府系諸機関が当局外部で執行する活動を指す。

第2条 本政令に掲げる検査、取り調べは、農務省により実施される。

- § 1 - 農務省は、商業面での取り調べを実施する権限を、州、連邦直轄府、政府直轄領等に委任することができる。
- § 2 - ここに掲げる責務の委任は、協約をもって成立するものであり、当該協約には、業務条件、及び報酬の支払法が定められる。
- § 3 - 委任された権限の行使は、常時農務省の監督、調整の下で為されねばならない。

第3条 本政令においては、次が定義に従うこととする。

- I - 肥料とは、一種以上の植物性養素を含有する、天然、もしくは合成の無機物、有機物等を指す。
 - a) 単純肥料とは、一種以上の植物性養素を含有する、単一の化合物により構成される肥料を指す。
 - b) 混合肥料とは、二種以上の単純肥料より構成される肥料を指す。
 - c) 有機肥料とは、一種以上の植物性養素を含有する、植物性、もしくは動物性肥料をいう。
 - d) 有機・無機肥料とは、有機肥料、及び無機肥料の混合、もしくは化合により成る肥料を指す。
 - e) 合成肥料とは、天然の生物化作用、もしくは植物性、動物性残留物の混合により生ずる生物化作用によって得られる肥料を指す。
 - f) 複合肥料とは、二種以上の化合物の化学反応により生じ、二種以上の養素を含有する肥料を指す。
- II - 中和剤とは、植物に適さない土壌を改善させる物質を含有する製品を指す。
 - a) 酸度、又はアルカリ度の中和剤とは、土壌に損害を与えずに、土壌の酸度、又はアルカリ度の中和を促進する製品をいう。
 - b) 塩度の中和剤とは、土壌に溶解する塩度の減少を促進する製品を指す。

c) 土壌の改良，又は土壌調節剤とは，土壌の物理的，物理化学的特質の改善を促進する製品をいう。

d) 中和能力とは，酸度の中和剤に含有される CaCO_3 に代表され，中和を促す能力を有する要素を指す。

III-接種とは，植物の成長を促進する微生物を含有する物質の添加を指す。

IV-刺激剤，もしくは受精媒介物とは，農産物の増産に直接，又は間接的に寄与する要素を含有する製品を指す。

V-養素とは，植物の成長，生産に重要な元素を指す。

a) 一次多量養素：窒素（N），リン（ P_2O_5 中），カリウム（ K_2O 中）

b) 二次多量養素：カルシウム（Ca），マグネシウム（Mg），イオウ（S）。

c) 微量養素：ホウ素（B），塩素（Cl），銅（Cu），鉄（Fe），マンガン（Mn），モリブデン（Mo），亜鉛（Zn），コバルト（Co）。

VI-添加物とは，肥料の混合物に添加される物質を指す。但し，流動性肥料中の水分，及び粒子を外装する物質を除く。

第II章 個人・法人登録

第I節 企業の設置登録

第4条 肥料，中和剤，接種，刺激物，もしくは受精媒介物等の生産者は，個人，法人を問わず，農務省にて当該施設の登録を行なわねばならない。

§1-本条に言及する登録は，各施設毎に別個に行なわれる。

§2-登録の有効期間は5年とされ，同期間の延長を行うことができる。

§3-登録申請書には以下の情報，書類が添付されねばならない。

a) 会社名

b) 会社の本部，及び支店の住所

c) 関係当局に登録されている会社の設立書類

d) 業務内容，設備，機材，及び操業能力

e) 製品の名称，マーク，タイプ，特徴

f) 製造法，もしくは生産過程，及び製品の品質管理政策

g) 包装，保管の際に利用される印のモデル，及び製品の鑑別法の明示

h) 技術援助を担当する有資格者の役務証明書

i) 企業内にある実験室，もしくは第三者の実験室において品質管理にあたることができることを確認する書類。

§4-商業活動のみに従事する会社に関しては，前項“f”，“g”，“h”に規定される義務を免除される。

§ 5 - 中和剤，有機肥料，天然リン酸塩の生産者等は，製品の特徴，原料等を明示しなければならない。

§ 6 - 本条第 3 項に言及する情報，書類等に変更が加えられた場合，30 日以内にその旨を農務省に通告せねばならない。

§ 7 - 会社名，業務内容，住所等に変更が為された場合は，30 日以内に登録更新手続きをとることとし，これを遵守しない場合，罰金が科される。

§ 8 - 登録更新手続きは，登録有効期限が満了する期日の最低 90 日前に行なわれねばならず，これを遵守しない場合，違反者に対し，制裁が科される。

§ 9 - 登録，もしくは登録更新手続きには各々の場合に該当する料金の支払証明の提示が義務づけられている。

§ 10 - 第 3 者の実験室にて製品の品質管理が行なわれる場合，生産施設に，当該実験室の業務賃貸契約書を提示せねばならない。なお，上述の業務を遂行する能力を証明する為にも，当該実験室は，生産施設がある地区内に設置されていなければならない。

第 5 条 生産，もしくは商業に従事する施設の登録に係わる基準，条件，並びに分類区分に関する規定は，農務省の条例に従うものとする。

第 II 節 製品の登録

第 6 条 肥料，中和剤，接種，刺激物，もしくは受精媒介物等の登録は，農務省にて行なわれることとする。

§ 1 - 本登録は，5 年間有効とされ，同期間の延長を申請することができる。

§ 2 - 登録手続きには，農務省発行の公式申請書用紙が使用されることとし，申請料金の支払証明書の写しを一部添付せねばならない。

§ 3 - 登録手続きに必要な情報，書類等は農務省の規定に従うこととする。

第 7 条 肥料，中和剤，接種，刺激物もしくは受精媒介物等の保証，及び明細書に関する規定は，農務省の条例により定められる。

§ 1 - 単純肥料の保証は，十進法単位で表示されることとする。但し，明細書に表示されている単位を満たさねばならない。

§ 2 - 肥料に二次多量養素が添加される場合，許容量が保証書に明示されている場合に限り許可されるものとする。

第 8 条 窒素の定着剤，及び受精媒介物中の刺激物を除く，土壌改良物質の登録は，当該製品が農業用に適していることを保証する書類に加え，これが接種される農産物の種類，適用量を明示した上で，品質，最低保証等を確認する為の技術的調査が行なわれ，調査結果の報告書を提出せねばならない。

第 9 条 製品の特徴，成因，組織，品質，適用等に関し，混惑，もしくは誤解をまねく様なデータ，元素等を有する製品は，登録することが許可されない。

第10条 登録済の製品の要素に変更が加えられる場合、最低30日前に、その旨を農務省に通告せねばならない。なお、これに違反した場合は罰金が科せられる。

単項：製品の保証、マーク、品質等を変える様な変更が加えられた場合、新規に製品登録手続きをとらねばならない。

第11条 当初包装のまま販売される輸入製品の登録は、製品生産国側で実施された分析の証明書にのっとり、輸入許可書に明示された数量に関してのみ、登録手続きがとられる。

第12条 注文に応じて混合が為される場合、本製品の登録手続きは免除される。但し、当該製品の再販売は堅く禁じられている。

単項：上述の混合が為される場合、その旨を事前に関係監査機関に通告せねばならない。

第13条 添加物を含有する単純肥料は登録されないこととする。但し、葉状肥料の効力向上を目的とする場合を除く。

第三章 検査、監査

第14条 農務省の監査機関は、産業、商業施設、倉庫、農耕地に既存の肥料、中和剤、接種、刺激物、又は受精媒介物、並びにこれらの製品が生産、保管、もしくは販売される施設の検査、監査を実施する責務を有する。

§1 - 接種を監査する場合には、これが生産、販売されている施設にて採取されたサンプルを対象として実施される。

§2 - 製品の保持者は、監査の実施上必要とされる労力を手配する。

第15条 製品購買者は、課税伝票発行日より60日以内に、文書にて、監査機関の管轄下にあるサンプルの取り戻し要請書を提出することができる。但し、サンプルの引渡しは、サンプルの保管状態が適正である場合に限り許可される。

単項：サンプルを採取する場合、生産者側は、最低15日前に、文書にてその日時、場所等を明示する通告を受領せねばならない。なお、生産者側は指定の日時、場所に出席する義務を有し、これを怠った場合には違反者とみなされる。

第16条 サンプルの採取は、監査機関の中等、もしくは高等レベルの鑑定人の監督の下で行なわれねばならない。

第17条 監査の対象となるサンプルは、製品全体を代表するものとみなされ、サンプル採取に関する基準、及び手続き上の規定は、農務省の条令により制定される。

第18条 監査手続きに関する書類のモデルは農務省の条例により承認され、一本化されるものとする。

第19条 当該分析は、政府機関、もしくは当局の委任状を有する実験室にて行なわれ、分析方法、及び作業の標準化に関する規定は、農務省の条例により制定される。

第20条 監査機関は、実験室での分析結果に基づいて製品の品質を審議し、当事者に品質に関する

審査結果を報告する。

単項：製品に欠陥がないと確認された場合、監査に該当する料金は免除される。

第21条 製品に欠陥が確認された場合は訴訟手続きが提起される。当該書類には、違反項目、罰則等が明示されると共に、被告者側が専門家による鑑識を申請する権利を有する旨が明示される。

第22条 当事者は、上述の訴訟書類を受理してから20日以内に専門家による鑑識を申請することができる。

単項：上記期間内に当事者側が専門家による鑑識の申請書を提出しない場合、違反行為に該当する罰則が科される。

第23条 鑑識が申請された場合、当該鑑識は政府当局の実験室にて、法的有資格技師2名により、規定の分析法に従って実施される。なお、ここに掲げる法的有資格技師の内訳は、当事者よりの代表者1名、及び実験室の所長に指名された実験室側の代表者1名である。また、鑑識には、監査機関の管理下にあるサンプルが使用される。

§1 当事者は、鑑識が実施される日時、場所に関し、文書にて通告される。なお、当事者側を代表する有資格技師が指定の日時、場所に欠席した場合、監査機関側の代表者による分析結果を承認するものとみなされる。

§2 鑑識、及び鑑識の結果報告は、訴訟議事録に記入される。また、鑑識方法に不正が確認された場合、及び鑑定人2名の間で分析結果に関する意見の不一致が生じた場合、その旨を同議事録に表示することができる。

§3 分析結果の相違が許容範囲内にある場合、その平均値が最終結果としてみなされる。

第24条 鑑識に使用されるサンプルは、厳封している事が鑑定人によって確認されねばならない。

単項：サンプルが開封された事が確認され、これに替わるサンプルが入手不可能な場合、監査訴訟は保管されることとする。なお、違反者の責任、審査を目的として、当事者への訊問が開始される。

第25条 鑑識結果の数値に相違が生じた場合、当該監査機関の管理下にあるサンプルを対象として、早急に再鑑識が実施される。

§1 窒素、リン、カリウムを含有する肥料の鑑識が行なわれる場合、下表の許容範囲を超過した場合に限り、鑑識結果に相違が生じたとみなされる。

品 位	N, P ₂ O ₅ , K ₂ O
5 未 満	± 0.30
5 ~ 10	± 0.60
10 ~ 25	± 0.80
25 ~	± 1.00

§2 酸度、及びアルカリ度の中和剤に関しては、差異が0.5を超過する場合に限り、鑑識結果に

関する意見の不一致が生じたときみなされる。

§ 3 — その他の製品に関する差異、及び許容範囲の制定に、農務省の条例に従って規定される。

第 26 条 再鑑識は、第 1 回目の鑑定を担当した両鑑定人の目前において、実験室の長により指名された鑑定人によって行なわれる。再鑑識の結果が、前回の鑑識結果を継承する場合、再鑑識の分析結果が優先視される。

単項：再鑑識の結果、依然として数値に相違が確認された場合、各々の鑑識結果の平均値が計上され、この平均値が最終結果としてみなされる。

第 27 条 監査を担当する関係当局は、最終結果を当事者に通知する。なお、製品に欠陥がある事が確認された場合、これに該当する罰則が履行される。

第 28 条 分析結果が下表の許容範囲を超過する場合、分析結果が偽造された可能性があるものとみなされる。

I — 肥料、中和剤の場合

0 ~ 4.9	成分当り	- 60 %
5 ~ 9.9	〃	- 50 %
10 ~ 19.9	〃	- 40 %
20 ~ 39.9	〃	- 30 %
40 ~	〃	- 20 %
成分の合計		- 30 %

II — 接種の場合

製品 1 g 当り根瘤菌の細胞量が 1,000 万未満の場合。

III — 粒度分析の保証書付製品

50 % を超過する場合。

第 29 条 検査官、監査官は、役務証明書 の 提示をもって、本政令に言及する、生産、販売施設、倉庫、及び管理、運搬を担当する施設に自由に出入することができる。なお、当該諸官は、付与される権限を行使する上で必要とされる場合、警官署の援助を要請することができる。

単項：役務証明書を発行する権限は、農務省の中央監査機関に限り付与される。

第 IV 章 生産の検査

第 30 条 生産に関する検査を実施する権限は、農務省に限り付与され、肥料、中和剤、接種、刺激物、又は受精媒介物の商業化に従事する施設を対象として、これら製品の品質、及び数量の管理を目的として行なわれる。

第 31 条 検査は次の諸項目を対象とするテスト、調査によって実施される。

a) 成因、特徴のいかんを問わず、原料を対象として。

- b) 製品の操作、変質、精製、処理、保管、ラベル付けについて。
- e) 施設の設備、器材について。
- d) 製品の品質管理を担当する研究所について。

単項：検査済の製品は、本政令に規定される諸条件を満足する場合に限り引渡されるものである。

第32条 検査は、農務省の農業技師、化学工業技師、化学技師等によって実施される。

第33条 検査の実施は、当事者の申請をもって、農務省の条例に基づき、次の諸条件が満たされる場合に限り、行なわれるものとする。なお、検査証明書の有効期間は、最低1年とする。

- a) 製品、施設の登録証明書
- b) 生産ラインに適合する設備、機材
- e) 品質管理にあたる、独自の実験室
- d) 検査の業務執行に適合する管理設備
- e) 製品の生産、及び品質管理を担当する有資格技師のスタッフ。

単項：検査の証明書は、中央監査機関に指名された専門家が構成する審議の鑑定書をもって、初めて発行されるものとする。

第34条 検査実施済の製品には、包装、ラベル等に特別な説明書が明記される。

単項：検査の説明書の形式は、農務省の条例に従って、一本化される。

第35条 検査実施中の施設で生産される製品の取調べは、その販売ルートにおいて行なわれる。なお、製品の引渡し、登録、ラベル、包装、保管条件、外見、宣伝、保存等に関する書類も同様に取調べの対象とされる。

§1 違反行為が確認された場合、当該製品は直ちに保留され、監査当局において分析される。

§2 生産施設のアシスタント技師は、分析用サンプルの採取時に立ち合うことができる。

第36条 検査実施中の施設は、次の諸事項を遵守せねばならない。

- a) 有資格技師の手配、並びに検査にかかる業務の遂行上必要な機材、設備等の準備。
- b) 製品の品質管理に必要な不可欠な設備、機材、装置等を整備すると共に、実験室が常時利用できる状態に保たねばならない。
- c) 勤務時間外に作業が実施される場合、作業内容、及び作業時間（開始・終了時間を含む）を明示する通知の提出。
- d) 製品の生産、産業化、運搬、販売等に関する評価の統計資料を翌月10日までに提出する。
- e) 検査料金を期限内に収納する。

第37条 検査の停止、取り下げは、以下の場合に行なわれる。

- a) 当事者の要請があった場合。
- b) 本政令に言及される規定を遵守しない場合。
- c) 監査中央機関の判断に基づく場合。
- d) 製品の偽造が確証された場合。

単項：検査の停止，又は取り止めを起因した要因が排除された場合に限り，当事者の要請をもって検査を再開することができる。

第V章 事前措置

第38条 肥料，中和剤，接種，刺激物，又は受精媒介物の監査に関する事前措置とは，差押え，押収等の処置を指す。

第39条 設備の部分的，又は全面的差押えは，次の場合に実施される。

- a) 未登録，又は登録有効期限が終了した設備
- b) 不適切な設備
- c) 装置に故障，又は欠陥がある場合
- d) 第47条“b”，“c”に掲げる違反の再犯
- e) 詐欺，又は悪意が確認された場合

§1 差押え期間は，州の監査担当官庁によって定められる。

§2 “a”，“b”，“c”に関する違反が認められた場合，各々の場合に応じて，これらの条件を満たす為の猶予期間が限定される。

第40条 製品の差押えは，次の場合に施行される。

- a) 未登録，又は登録有効期間が終了した設備
- b) 未登録製品，もしくは登録有効期間が終了した製品
- c) 製品の特別説明書に不足分がある場合
- d) 外観，包装，ラベル，又は書類等が規定の条件を満たさない場合
- e) 監査官による鑑定の結果，欠陥が確認された場合
- f) 第35条に言及する違反が確認された場合
- g) 検査の対象とされている製品に，関係必要書類が添付されていない場合
- h) オーダー・メイドによる製品の再販売
- i) 偽造の形跡が認められる場合

§1 差押えられた製品は，サンプルの採取を以って，監査機関により分析される。

§2 差押え処分の場合，製品の引渡しの為に満足させるべき諸条件，及び，“h”，“i”の場合を除き，各々のケースに応じた差押え期間が制定される。

§3 差押えられた製品は，監査裁決が下されるまでは，その保持者の管理の下に保管される。

§4 実験室では，差押えられた製品のサンプルの分析を優先視する。

第41条 留保，差押え等にかかる訴訟手続きは，農務省の条例に規定する条件に従って行なわれる。

第VI章 違反，及び罰則

第42条 本政令の規定を遵守しない場合，違反者は以下の罰則を科される。

- a) 警告
- b) 罰金
- c) 製品の没収
- d) 登録の停止，又は取り消し
- e) 設備の一時的，又は決定的操業停止。

§ 1 - 本条に列挙する諸罰則は，違反行為の内容，及び状況に応じて適用されるものである。

§ 2 - 罰金は単独，もしくは他の罰則に加重して科される。

§ 3 - 本条に列挙する罰則が適用された場合，違反者は民事上，刑事上の責任を免がれないこととする。

§ 4 - 犯罪，又は規則違反等の違反行為が為された場合，監査官庁は，警察機関の代理として，取り調べを実施せねばならない。

第 4 3 条 初犯者に対する警告は，関係当局の判断により，文書にて為される。但し，製品の保証に関する違反行為を除くこととする。

第 4 4 条 罰金処分は以下の場合に行なわれる。

I - 保証書の数値が一致しない場合。但し，以下の許容限界を考慮する。

- a) 一次多量養素

保証書に明示される品位と，分析結果により確認された品位との差異が5倍以下の場合。なお，品位の測定は，製品の生産量，在庫分，販売量をベースとして行なわれる。

- b) 二次多量元素，及び微量養素を含有する混合物として販売されている製品の場合

MVRの20～100倍

- c) 二次多量元素，及び微量養素が別個に販売される場合

不足分(%)	罰金(MVR)
10.1～25	20～50
25.1～50	50～150
50～	150～1,000

- d) 酸度の中和剤

不足分(%)	罰金(MVR)
酸化物の合計比：10.1～25 又は 酸化マグネシウム中：21.1～35	10～20
酸化物の合計比：25.1～40 又は 酸化マグネシウム中：35.1～50	20～50
酸化物の合計比：40.1～50 酸化マグネシウム中：50～	50～150
酸化物の合計上：50～ 酸化マグネシウム中：50～	150～1,000

- e) アルカリ度，塩度の中和剤，及び酸度の中和剤の中和能力：MVRの20～100倍
- f) 土壌の改良用として販売されている接種の根瘤菌（細胞）含有量が，1g当たり，1,000万未満の場合

MVRの20～100倍

- g) 産業施設にて接種用製品のサンプリング結果

製品1g当りの根瘤菌細胞の含有量	罰金(MVR)
7,000万～1億未満	10～20
4,000万～7,000万未満	20～50
1,000万～4,000万未満	50～100
1,000万未満	100～1,000

- h) 製品の粒度分析結果

粒度分析	罰金(MVR)
説明書の90～100%未満	20～50
70～90%未満	50～100
70%未満	100～1,000

- i) 有機肥料中の有機物質

不足分(%)	罰金(MVR)
10～25	10～20
25～35	20～50
35～50	50～100
50～	100～1,000

- j) 有機肥料のC/N関係，pH，及び湿度に関する場合

MVRの20～100倍

II—規定の規則違反，もしくは監査面における違反行為の場合，以下の罰金が調達される。

- a) 製品の差押え，押収処分の場合

MVRの20～100倍

- b) 差押えられた製品の紛失，消失，又は再販売に関する場合

MVRの100～500倍

- c) オーダー・メイドによる混合物を販売した場合

MVRの100～500倍

- d) 未登録の会社，又は製品

MVRの20～200倍

e) 製品の鑑別証明書に関する不正行為

MVRの100～500倍

f) 誤解，過失，混感を起因する宣伝

MVRの100～500倍

g) 生産者がバラ荷の製品を商業施設に供給した場合（但し，中和剤を除く）

MVRの100～300倍

h) 商業施設がバラ荷の製品を受理，もしくは販売した場合

MVRの100～300倍

i) 産業施設の許可を得ずして製品が再包装された場合

MVRの100～300倍

j) 包装紙に「天然リン酸塩」，又は「天然リン酸塩含有」の明白な表示をせずに，天然リン酸塩を生産した場合

MVRの50～200倍

k) 産業施設が，技術的援助を常時準備していない場合

MVRの500～1,000倍

l) 登録されている元素の変更に関する通告を怠った場合

MVRの30倍の罰金に加え，遅延料として，1月当たり，MVRの10倍相当の罰金。

m) その他の違反

MVRの20～100倍

III－偽造が確証された場合

MVRの500～1,000倍

IV－監査活動への障害，妨害

MVRの500～1,000倍

§ 1－第1項 "a" に該当する罰金は水に溶解する P_2O_5 の品位に不足分が確認された場合に科されるものである。なお，ここに掲げる罰金は，水和中性アンモニアクエン酸塩，もしくはクエン酸に溶解する P_2O_5 品位が規定の数値を満足する場合においても，これを免れないものとする。

§ 2－許容限界を遵守しない場合に科せられる罰金額は，超過，不足分ののりとして計上される。

§ 3－第1項 "d" ， "e" に該当する罰金は，接種（"em granel"）を販売する商業施設より調達される。

§ 4－再犯が生じた場合は，倍の罰金が課される。（但し，保証書の不足分に関する場合を除く）。

§ 5－再犯とは，再審議ができない決議が下されてから，同じ違反が再び犯された場合を指す。

第45条 前条第1項“a”に言及する罰金は、次の基準にのっとって定められる。

- a) 分析の結果、品位の合計が登録表に記入されている数値の95%を超過し、養素に不足分が確認された場合、罰金は養素の不足分に関して計上される。
- b) 分析の結果、品位の合計が登録表に記入されている数値の95%を超過し、養素に不足分がない場合、罰金は、登録表に記入されている数値の合計と、分析結果の品位の合計の差異にのっとって計上される。
- c) 分析の結果、品位の合計が登録表に記入されている数値の95%未満、更に養素に不足分が確認された場合、以下の罰金が科せられる。
 - c)-1 各養素の不足分にのっとって計上される罰金
 - c)-2 登録表に記入されている数値の合計と、分析結果の品位の合計の差異にのっとって計上される罰金。なお、養素に不足分が認められた場合、これに該当する罰金加重的に科される。

第46条 製品の没収は次の場合に適用される。

- a) 差押え処分に科される条件を遵守しない場合。
- b) 接種、刺激物、又は受精媒介物の分析結果が、最低保証の許容限界を下廻る場合。

単項：没収された製品は、中央監査機関の判断に基づいて、競売対象物、もしくは、政府の調査機関、農業教育施設、慈善施設、又は非営利的施設に提供される。

第47条 製品の廃棄処分は次の場合に行なわれる。

- a) 製品の有効期限が過ぎた場合。
- b) 肥料中過塩素酸塩のうち、 NaClO_4 及び NH_4CNS 含有量が各々1%を越す場合。
- c) 葉状肥料、土壌用肥料のピウレット含有量が各々0.3%、1.5%を越す場合。
- d) 製品が用途に適さないとみなされる場合、もしくはその再利用ができないと認められる場合。

第48条 登録の停止は次の場合に実施される。

I - 製品に関して

- a) ある要素に関し、保証の欠陥が3度に渡って確認された場合。
- b) その用途に適さない事が確認された場合。
- c) 偽造が確認された場合。

II - 施設に関して

- a) 単独、加重を問わず、前条に掲げる違反が再犯した場合
- b) 差押えの際に規定される義務が遵守されない場合
- c) 第46条、47条に掲げる違反行為の再犯

§ 1 - 第I項“a”の罰則は、次の濃度一覧表に基づいて適用される。

要素の濃度 (%)	不足分 (%)
5 以下	50
5.1 ~ 10	40
10.1 ~ 20	30
20 を超過	25

§ 2 - 登録の停止期間は、場合に応じて、以下の通りに定められる。

- a) 施設対象の場合： 60 日以内
- b) 製品対象の場合： 120 日以内

§ 3 - 本条に掲げる規定は、登録の有効期間中に発覚された違反を対象とするものである。

第 4 9 条 登録の取り消しは、次の場合に行なわれる。

- a) 前条に言及する操業停止処分の対象となる違反の再犯があった場合
- b) 詐欺、又は悪意が確証された場合
- c) 犯罪、又は警察犯に該当する違反行為があった場合

§ 1 - 本条に掲げる登録の取り消しが為された場合、登録の新規申請は、1 年間禁止される。

§ 2 - 本条 "b" , "c" に掲げる違反の為、取消処分を受けた施設の保有者は、個人、法人を問わず、他の施設の登録も認可されない。

第 5 0 条 施設の一時的操業停止は、次の場合に行なわれる。

- a) 差押えにかかる義務を遵守しない場合
- b) 施設、又は製品が登録されていない場合

第 5 1 条 施設の決定的操業停止は、次の場合に行なわれる。

- a) 一時的操業停止処分を再度適用された場合
- b) 取り調べの結果、詐欺、悪意が確証された場合

第 5 2 条 登録の停止、取り消し、及び操業の一時的、決定的停止に関する処分は、州の主務官庁の提案に基づき、農務省中央監査機関の決議に従って適用される。

第 5 3 条 本政令に言及される制裁は、諸規定の違反者、もしくは共犯者を対象として履行される。

第 5 4 条 製品の保証の欠陥を審査する場合、監査の一環として、サンプリングが実施される。

第 5 5 条 不正行為が確証された場合、関係主務官庁は訴訟手続きを提起する。

第 5 6 条 被告側は、訴訟手続き提起日より 20 日以内の対抗処置をとることができる。

単項：被告は、上述の期間内に、専門家による製品の鑑識を申請することができる。

第 5 7 条 対抗処置の期間が終了し、訴訟書類が完備した場合、州の監査関係官庁の裁決に委ねられる。

第 5 8 条 裁決結果は当事者に通告され、当事者は、通告を受けてから 10 日以内に再審議手続きをとる権利を有する。

§ 1 一 罰金処分の場合、再審議手続きは、これに相当する金額の預金証明をもって提起される。

§ 2 一 再審手続きが完備すると同時に、当該金額は当事者に返納される。

第 59 条 罰金の調達は、通告を受けた日より 30 日以内に、農務省の指令に従って国庫の口座に納入される。

§ 1 一本条に定める期間終了後、当該金額納入されない場合、罰金調達は裁判をもって為される。

§ 2 一 罰金処分に対する再審議手続きがとられず、15 日以内にこれを清算する場合、20% の割引が行なわれる。

第七章 生産の技術面での補佐

第 60 条 肥料、中和剤、接種、刺激物、又は受精媒介物を生産する施設は、常時、有資格技師に技術面での補佐を受けねばならない。

§ 1 一 有資格技師は、農務省より発行される役務証明書を保有せねばならない。

§ 2 一 ここに掲げる技術面での補佐は、当該役務証明書の保持者である、施設の所有者、幹部、共同出資者によって実施されることができる。

§ 3 一 上記の有資格技師が不在の場合は、その一時的代理として、早急に他の有資格技師を置くこととする。

§ 4 一 生産の技術面での補佐を担当する有資格技師は、設備操業中、施設内に滞在する義務を有する。但し、中和剤生産施設の場合を除く。

第 61 条 有資格技師者の怠慢欠席の場合、施設の所有者、幹部スタッフ等は、当該有資格技師と共に連帯責任をとる。

第八章 一般規定、及び一時的規定

第 62 条 肥料、中和剤、接種、刺激物、又は受精媒介物の製造、調合、精製、貯蔵、運搬、保管、販売等は、本政令の規定を遵守した場合に限り許可される。

単項：本政令に掲げる規定は、製品、及び生産施設の宣伝の形式、方法にも該当する。

第 63 条 本政令に列挙される、中和剤以外の製品をバラ荷として引渡す場合、生産施設は、直接、産業、もしくは消費者に引渡さねばならない。

第 64 条 生産者は、各四半期終了後、農務省の条例に従って、肥料、中和剤、接種、刺激物、受精媒介物等の前期四半期生産量、販売量に関する報告書を、監査機関に提出せねばならない。

第 65 条 肥料、中和剤、接種、刺激物、受精媒介物等の生産、販売面での検査、監査は、1981 年 12 月 21 日付、大統領令第 1899 号第 2 条第 IV 項に言及される料金をもって報酬される。なお、当該諸料金の調達は、大蔵省の関係当局に規定される指令に基づいて行なわれる。

第 66 条 農務省は、本政令に掲げる製品の包装、再包装、マーク、ラベル、宣伝に関する規定を、当局条例に基づいて制定する。

第67条 1980年12月12日付法律第6894号の公布以前に発行された登録証明書は、その有効期限を、1982年7月30日にまで延期できる。

第68条 本政令は公布日より発効とする。

第69条 これに反する規定は全て無効とされる。

1982年2月18日 ブラジリア

(独立より161年、共和国発足より94年)

JOÃO FIGUEREDO

Carlos Uiacard

Angelo Amaury Stabile

Delfim Netto

1982年3月9日付 政令第87000号

本政令は、Cubatãoの環境の保全、管理、復旧を責務とする関係閣僚委員会を設けると共に、以下の諸規定を制定するものである。

共和国大統領は、憲法第81条第Ⅲ項、Ⅴ項が付与する権限を行使し、1980年7月31日付法律第6938号の規定を考慮し、以下を公布する。

第1条 内務大臣の監督下に、São Paulo州、Cubatão郡の環境の保全、管理、復旧を目的として実施される諸活動の調整にあたる関係閣僚委員会を設けることとする。

第2条 本政令に言及される関係閣僚委員会は、以下の諸機関に所属するメンバーによって構成される。

I - 内務省

- a) 委員長：SERSE（南東部地域特別局）の局長
- b) 副委員長：SEMAの長
- c) CNDU（国家都市開発審議会。訳註：以下「CNDU」とする）の長。
- d) BNH（国家住宅銀行）の代表者1名
- e) DNOS（国家衛生事業局）の代表者1名

II - 商工省

- a) 産業技術局（STI）の代表者1名
- b) 国家経済開発銀行（BNDE）の代表者1名
- c) SIDERBRÁS（ブラジル製鉄会社）の代表者1名

III - 鉱山動力省

PETROBRÁS（ブラジル石油会社）の代表者1名

IV - 保健省

SNABS（保健基本活動局）の代表者1名

V - 労働省

SSMT（労働保健・保障局）の代表者1名

VI - 大統領府・企画庁

CNPq（国家科学技術開発審議会）の代表者1名

VII - 国家安全審議会・事務総局のオブザーバー1名

単項：関係閣僚委員会に参加するその他のメンバー

- a) São Paulo州政府の推せんによる代表者3名
- b) Cubatão郡市役所の推せんによる代表者1名
- c) 内務省の判断に基づいて参加する、連邦政府の諸機関、諸団体、Baixada Santista地域の市役所、及び科学・技術関係諸団体の代表者等。

第3条 関係閣僚委員会は、以下の責務を有する。

I - 連邦政府、行政府の担当分野において、Cubatão 郡内での産業公害の抑制を目的とする必要措置を施策する。

II - 産業公害の管理、並びに環境の保全、回復を目的とする中期計画を内務大臣に提出する。

III - 産業用地の土壌の利用に関する政策を内務大臣に提案する。

IV - 第II項、第III項の規定を遵守する為、連邦政府、州、郡の諸機関との関連に努める。

V - 上述する諸事項の規定に従って実施される諸活動の調整、注視を行なう。

第4条 関係閣僚委員会には、当該委員会が規定する責務を有し、選挙権を持たずして、当該委員会の会議に参加する長が置かれる。

単項：SEMA、及び南東部地域特別局は、技術、経営面での援助を行う責務を有する。

第5条 関係閣僚委員会のメンバー、及び長は、内務大臣の指名をもって選定される。

第6条 本政令会の規定を実施する上で必要とされる、その他の規定は、内務大臣が制定することとする。

第7条 本政令は公布日より発効とする。

第8条 これに抵触する規定は全て無効とする。

1982年3月9日、ブラジリア

(独立より161年、共和国発足より94年)

JOÃO FIGUEIREDO

Mário David Andreazza

1982年4月2日付 政令第87079号⁽¹⁾

本政令は、エネルギー動員政策の基本方針を承認するものである。

共和国大統領は、憲法第81条第Ⅲ項が付与する権限を行使し、

1982年1月29日付政令第86889号第1条、及び第4条の行使に従い、

以下を公布する。

第1条 エネルギー動員政策の⁽¹⁾基本方針は、本政令をもって承認される。

第2条 本政令は公布日より発効とし、これに反する規定は全て無効とされる。

1982年4月2日、ブラジリア

(独立より161年、共和国発足より94年)

JOÃO FIGUEIREDO

Cesar Cals Filho

Daniel Uenturini

◎脚註(1) 本エネルギー動員政策の基本方針に関する資料は、鉱山動力省にて入手可能。

1982年4月12日付 政令第87092号(*)

本政令は、JARI生態学研究地域を設けるものである。

共和国大統領は、憲法第81条第Ⅲ項が付与する権限を行使し、

1981年4月27日付法律第6902号の規定を考慮し、

以下を公布する。

第1条 Almeirim郡、Jari地域に生態学研究地域を設けることとする。

第2条 内務省は、本政令の諸規定を遵守する上で必要不可欠な措置を考察する。

第3条 Jari生態学研究地域の管理は、内務省SEMAの責務とする。なお、その管轄下にある地域の動植物、景観等の管理にあたっては、連邦政府の特別法規の規定が遵守される。

第4条 本政令は公布日より発効とする。

第5条 これに反する規定は無効とする。

1982年4月12日、ブラジリア

(独立より161年、共和国発足より94年)

JOÃO FIGUEIREDO

Mário David Andreazza

Daniilo Venturini

脚註(*) 本政令の全文は、SEMAにて入手可能。

1982年5月31日付 政令第87222号(*)

本政令は、Seridó, Serra das Araras, Guaraquecaba, Caracai に生態学研究地域を置くことを定めるものである。

共和国大統領は、憲法第81条第Ⅲ項が付与する権限を行使し、

1981年4月27日付法律第6902号の規定を考慮し、

以下を公布する。

第1条 伯国国土内、Rio Grande do Norte 州、Mato Grosso 州、Paraná 州、及び Roraima 政府直轄領に以下の生態学研究地域を置くこととする。

I - SERIDÓ 生態学研究地域：所在地 Rio Grande do Norte 州、Serra Negra do Norte 郡、面積 11,663,844.94 m²。地理的境界（省略。訳註：以下、地理的境界に関する文書省略）。

II - SERRA DAS ARARAS 生態学研究所：所在地 Mato Grosso 州、Barra do Bugres 郡、及び Cáceres 郡。総面積 28,700 ha。

III - GUARAQUECABA 生態学研究地域：所在地 Paraná 州、Superagui dos Pinheiros das Pecas 島、Lararjeiras 島、Rebello 島、Pavoca、Cambaqui 島、及び Pinheiros, Guaraquecaba 沿岸、並びに Benito 湾に点在する 14 地区より構成される。面積 13,638.90 ha。

IV - CARACARAI 生態学研究地域：所在地 Roraima 政府直轄領、Caracarai 郡。面積約 80,560 ha。

単項：本政令に掲げる生態学研究地域の管理は、内務省 SEMA の責務とする。なお、SEMA は、管理、監査に関する措置を施策するにあたり、政府系行政諸機関、及び自然保護を主務とする民間諸団体との協約を推進することができる。

第2条 生態学研究地域の内部規定は、SEMA の長の提案に基づき、内務大臣がこれを規定する。

第3条 本政令は公布日より発効とし、これに反する規定は無効とする。

1982年5月31日 ブラジリア

(独立より161年、共和国発足より94年)

JOÃO FIGUEIREDO

Mário David Andrezza

脚註(*) 本政令の全文は、SEMAにて入手可能。

1982年8月12日付 政令第87455号(*)

本政令は、Sauim Castanheiras生態保護区を設けるものである。

共和国大統領は、憲法第81条第Ⅲ項が付与する権限を行使し、

1981年8月31日付法律第6938号第9条第Ⅵ項の規定を考慮し、

下記を公布する。

第1条 本政令により、Saium-Castanheiras生態保護区を、SUFRAMA(Manaus自由貿易地区監督庁)の管理下にある、Amazonas州、Manaus都市圏に設けることとする。面積1,092,000 m²。(以下省略)

第2条 内務省は、本政令の規定を遵守する上で必要不可欠なる諸措置を推進することができる。

第3条 Sauim-Castanheiras生態保護区の管理は、内務省SEMAの責務とし、SEMAはその管轄下にある地域の土壌、動植物相、景観等を管理するにあたり、特別法規に言及される規定を遵守せねばならない。

第4条 本政令は公布日より発効とし、これに反する規定は無効とする。

1982年8月12日、ブラジリア

(独立より161年、共和国発足より94年)

JOÃO FIGUEIREDO

Mário David Andreatza

1982年9月13日付 政令第87561号

本政令は、Paraíba do Sul川流域の環境の保護、及び回復にかかる諸措置を規定するものである。

共和国大統領は、憲法第81条第Ⅲ項が付与する権限を行使し、

1980年7月2日付法律第6801号、

1981年4月27日付法律第6902号、

1981年8月31日付法律第6938号、

1975年8月14日付大統領令第1413号の規定を考慮し、

以下を公布する。

第1条 1975年10月3日付政令第76389号第8条第Ⅹ項に言及される、公害発生の危険性が高い地域とは、CEEIVAP (Paraíba do Sul川流域・統合調査行政委員会)の管理計画「003-EX-80A」の一環として作成された地図にのっとり、Rio de Janeiro州、Campos都市圏を含め、Paraíba do Sul川流域の地域を指す。

単項：本条に言及される管理計画、並びに当該地域の地図、及び関係報告書は、IBGE (ブラジル地理統計院)に保管されている。

第2条 Paraíba do Sul川流域の環境を保護、復旧する為には、以下の諸措置が施策される。

I - 産業用地、都市開発対象地、農業用地、環境保護区等を明示する広域区分図の作成。

II - 当該地域にある全都市における給水、下水処理政策を優先的に施策する。

III - 当該地域に既存の産業施設、もしくは建設予定地の産業施設に該当する産業公害規制を策定する。

IV - 水質汚濁対策、環境保全確保等を目的とする既定の法規、及び税制特典等を適用する。

単項：政府系直接、間接行政機関、団体、並びに連邦政府の法律に基づいて設立された財団等は、相互協力をもって、本条に言及される広域区分図の作成に努めることとする。

第3条 本政令第1条に言及される地域においては、以下の諸産業の建設、拡大計画を禁ずることとする。

I - 含水銀クロロソーダ工場

II - 有機塩素を含有する農産物用防腐剤生産施設。但し、SEMAの限定により建設されたものを除く。

III - 内務省SEMAが定める基準に基づき、高毒性の非分解性物質を廃棄物として排出する産業。

IV - 含発癌性物質を廃棄物として排出する産業。

単項：本条第Ⅳ項に言及する発癌性物質とは、法律、及びSEMAの公式報告書にリスト・アップされている諸物質をいう。

第4条 本政令により限定された地域に既存の産業において生産過程に変更が加えられる場合、これによって廃棄物の品質が悪化しない事が確認された場合に限り、許可されることとする。

第5条 沖積性、水成の河川流域、もしくは陥没地等の凹地を利用する場合、農牧、植林、生態学保護区としての利用が優先的とされる。

第6条 環境保護地域とは、第1条に言及される地図に保護区として限定されている地域、並びに Petrópolis 山脈地域、Mantiqueira 山脈の中腹、頂上、斜面等を指す。

§ 1 一本条により環境保護区とみなされた地域においては、次の諸項目が禁止される。

- a) 水源の汚染を起因し得る可能性が高いとみなされる産業の設立。
- b) 当該地域の生態的条件を害する恐れがある埋め立て工事、及び運河の建設。
- c) 土壌の急速な侵食作用、又は水流妨害等を起因する諸活動。
- d) 当該地域に生存する稀少生物相を絶滅させる恐れがある諸活動。

§ 2 SEMA は、政府系諸機関、諸団体と関連しながら、環境の保全を主務とする関係州団体との協約を調印することができると共に、本条に規定される環境保護地の管理に関する協約者側の権限、責務等を定めることができる。

第7条 Paraíba do Sul 川流域における調査、採掘活動は、当該地域の環境にもたらされるインパクトに関する報告書を審査した上で、SEMA がこれを承認した場合に限り許可される。

第8条 本政令第1条に言及される地域において、政府系直接・間接機関が投資、もしくは融資を行う場合、事前に本政令に定める基本方針との調整が行なわれねばならない。

第9条 連邦政府は、内務省を介して、連邦政府、州、郡、民間企業等の参加による Paraíba do Sul 盆地環境衛生管理協会の発足を奨励する。

単項：本条に掲げる協会は、以下を目的とするものである。

- a) 当該地域における下水、排水設備の整備を推進する。
- b) 産業公害の規制、予防等を支援する。
- c) 環境の保護を図る。

第10条 BNH（国立住宅銀行）、及びBNDES（国家経済社会開発銀行）は、Paraíba do Sul 川流域における下水、排水用の給水設備、及び産業公害対策に関する装置、施設等の設置、もしくは拡張を図る融資ラインを優先する。

第11条 第1条により限定された地域において、本政令の基本方針が郡のプラン、プロジェクト、もしくは法律に組み込まれた場合、あるいは第9条に言及される協会に参加する郡は、政府の援助金を優先的に与えられることとする。

第12条 内務省は、政府レベルにおいて州、郡と共同で、本政令に掲げる諸活動の調整を行なうこととする。

第13条 内務省SEMAは、Paraíba do Sul 川流域を管轄する市役所、もしくは環境問題を担当する州の諸機関、諸団体に、当該地域の土壌、及び水資源の利用に関する規定を当事者に表明、普及することを目的として、第2条に言及する広域区分図を提供する。

第14条 本政令は公布日より発効する。

第15条 これに反する規定は無効とされる。

1982年9月13日、ブラジリア

(独立より161年、共和国発足より94年)

JOÃO FIGUEIREDO

Mário David Andreazza

政令第 87566 号 1982 年 9 月 16 日

1972 年 12 月 29 日にロンドンで完結された廃棄物その他の物質の投入による海水汚染防止に関する協定の本文を公布する。

共和国大統領は、

1982 年 3 月 31 日立法政令 (decretos legislativa) により、1972 年 12 月 29 日にロンドンで完結された廃棄物その他の物質の投入による海水汚染防止に関する協定の本文を議会在承認した事に鑑み、
ブラジル政府は、1982 年 7 月 26 日に第 XVIII 章に従い、協定への参加書を寄託した事に鑑み、
上記の協定は、第 XIX 条 2 項に従い、1982 年 8 月 25 日から施行された事に鑑み、
下記のように制定する。

第 1 条 本政令にコピーの添付してある廃棄物その他の物質の投入による海水汚染防止に関する協定の本文は、この通りに実施・遵守される。

第 2 条 本政令は、公布の日から施行され、これに反する規定は、無効となる。

ブラジリア、1982 年 9 月 16 日、独立から 161 年、共和制から 94 年

Goão Figueiredo

R. S. Guerreiro

廃棄物その他の物質の投入による海水汚染防止に関する協定、1972 年

本協定の契約当事者は、

海水環境と海の維持する生物は、人類にとり、死活に関する重要性をもち、その質も資源も損なわれないように管理する事を保証する事は、人類全体の関心事である事を認識し、

海が廃棄物を同化しこれを無害にする能力や天然資源の再生の可能性は、無限ではない事を認識し、

国連憲章と国際法の原則に従い、諸国は、それぞれの環境政策にもとづき、自国の資源を開発する主権を持ち、各国の管轄区内もしくは、各国の管理下で行なわれる活動が、他の諸国、もしくは、国の管轄地域外にある地帯の環境を棄損しないように保証する責任がある事を認識し、国の管轄地域外の海底とその地下に関する原則についての国連総合の決議第 2749 (XXV) 号を想起し、

海水汚染源は、大気、河川、湾、下水、配管を通じた投入や排出等各種あり、各国が、こうした汚染を阻止する為、最善の手段を用い、海中に投入する有害な廃棄物の量を減らす製品や処理を考察する事が重要であるという観点から、

廃棄物投入による海水汚染を規制する為の国際的活動を即刻とる事は可能であるし、そうすべきであるが、こうした活動は、その他の海水汚染源を規制する為の措置を出来るだけ早急に検討する事を除外するものではないという事を確信し、

一定の地理的地帯に共通の利益をもつ諸国が、本協定を補足する為の適切な協定を結ぶよう助長し、海水環境の保護を改良する事を望んで、

下記の事に同意する。

第1条 契約当事者達は、個別、かつ集団で、海水環境の全ゆる汚染源の実質的規制を行ない、人間の健康に対する危険を生じたり、生物資源を損なったり、海中生命を損傷したり、海の条件を棄損したり、海の他の正当な用途に干渉したりするような廃棄物その他の投入による海の汚染を阻止する全ゆる可能な措置をとる事を、特に約束する。

第2条 契約当事者達は、次の諸条の規定にもとづき、それぞれの科学的、技術的、経済的可能性に従い、投入による海水汚染を阻止する為、個別に、また集団で、有効な措置をとり、この点について各自の政策の調和をはかる。

第3条 本協定に於いては、

1. a) 「投入」とは

i) 船舶、航空機、platformその他の建造物が廃棄物その他の物質を故意に放出する全ての行為。

ii) 船舶、航空機、platformその他の建造物を故意に沈没させる全ての行為と了解する。

b) 「投入」は、下記の事項を含まない。

i) 船舶、航空機、platformその他の建造物及びその設備もしくは、その派生物の通常操作中に事故的に廃棄物その他の物質が海中に放出される。但し、廃棄物を除去する為の船舶、航空機、platformその他の建造物によりもしくは、これに向けて輸送される廃棄物その他の物質、もしくは上述の船舶、航空機、platformその他の建造物中で上記の廃棄物その他の物質を処理する際に派生する物は、除く。

ii) 放棄の趣旨とは別の目的の為物質が放置される。この場合、この放置が本協定の趣旨に違反していない事。

c) 海底の鉱物資源の掘削、採鉱、その他の処理により直接的に派生する廃棄物その他の物質を、沿岸の外に放出する事は、本協定の規定中には、含まれていない。

2. 船舶・航空機とは、種類が何であれ、水中もしくは大気中で移動する乗物と了解される。

3. 海とは、州内部の水ではない全ての海水と了解される。

4. 廃棄物その他の物質とは、全ゆる部類、形態もしくは性質の物資や物質と了解される。

5. 特別許可とは、事前申請により、Annex 第II, IIIに従って特別に容認された許可と了解される。

6. 一般的許可とは、Annex IIIに従い、事前に容認された許可と了解される。

7. 組織とは、契約当事者達が第XV-2条に従って任命された組織と了解される。

第IV条

1. 本協定の規定に従い、契約当事者達は、次に挙げるケースを除き、どのような形態・条件下で

も、廃棄物その他の物質の投入を禁止する。

a) Annex I に挙げられる廃棄物その他の物質の投入は禁止される。

b) Annex II に挙げられる廃棄物その他の物質の投入には、事前の特別許可が必要である。

c) その他の全ゆる廃棄物その他の物質の投入には、事前の一般的許可が必要である。

2. 許可は、全て、Annex III の B・C 節の規定に従って、投入地の特徴の事前調査も含め、Annex III にある全てのファクターを慎重に考慮してからでないと、容認されない。

3. 本協定の規定は、ある契約当事者が、Annex I に言及されていない廃棄物その他の物質の投入を、同者に関して禁止する事を阻止するものとは、解釈されてはならない。

第V条

1. 悪天候による不可抗力の場合もしくは、人命に対する危険のある場合、もしくは海で、船舶、航空機、platformその他の建造物に実質的な恐れがあるような場合に投入がこうした恐れを回避する為の唯一つの手段であり、こうした投入により、生ずる損害が、投入しなければ発生する損害に比べて小さい場合で、海での人命や、船舶、航空機、platformその他の建造物の安全を保護する事が必要な時には、第IV条の規定は、適用されない。こうした投入は、人間もしくは、海中生命に対する損害を生ずる確率を最少限に減らすような仕方で行なわれ、即刻、組織に通知する。

2. 人間の健康に受け入れがたいリスクをもたらす、他に実行可能な対策がない緊急のケースに於いて、第IV条 a 節1項の規定の例外として、契約当事者は、特別許可を発行する事が出来る。当該者は、影響を受ける可能性のある他の国もしくは諸国や組織に、許可発行前に相談する。組織は、第XIV条に従い、採用すべき最適な処置を即刻、当該者に勧告する。当事者は、出来得る限りに於いて、また措置を採用すべき期間内で、海水環境のダメージを回避する義務を守り、この勧告に従い、組織に採用措置に関して通知する。当事者達は、こうした情勢に於いては、相互に援け合う事を約束する。

3. 契約当事者は、本協定の批准もしくは、賛同の際、もしくは、その後いつでも、本条2項に認められる権利を放棄する事が出来る。

第VI条

1. 各契約当事者は、下記の事項を実施する為、適切な担当者もしくは、担当者達を任命する。

a) Annex II に挙げられる物質の投入や第V条2項に規定される事情下での投入につき、事前に申請される特別許可を発行する。

b) その他全ての物質の投入につき事前に申請される一般的許可を発行する。

c) 投入の許可される全ゆる物質の性質、量の登録を維持する。

d) 本協定の趣旨の為、諸海の条件を、個々に、もしくは、他の当事者達や適切な国際組織と協力して、監視・規制する。

2. 契約当事者の担当者もしくは、担当者達は、投入される物質について、第1項に従い、特別／

一般的許可を発行する。

- a) 各国の領土内で輸送される物質
 - b) 本協定に参加しない国の領土で輸送される場合、当事者の登録した船舶もしくは、航空機、もしくは、当事者の国旗を掲げる船舶もしくは航空機が輸送する物質
3. 第1項 a, b 節に従い特別ノ一般許可を発行する場合、適切な担当者もしくは、担当者達は、Annex III の規定及び適切とみなされる追加基準・措置・要件を守る。
4. 各契約当事者は、第1項の c, d 節及び第3項に従って採用される基準・措置・要件に詳細される情報を組織に、また必要とあらば、地域協定にもとづき設けられた書記局を通じ、その他の当事者達に直接、通知する。この情報の後の処置や情報の性質は、当事者達が相当に相談して取決める。

第VII条

1. 各契約当事者は、下記の事項全てに対し、本協定を適用するのに必要な措置をとる。
 - a) 領土内で登録されたが、国籍表示旗を掲げる船舶や航空機
 - b) 領土内もしくは領海内を投入される物質を輸送する船舶や航空機
 - c) 当事者の管轄地帯にある船舶・航空機や固定 platform や floating platform で、投入作業に従事しているものと推定されるもの
2. 各契約当事者は、領土内で、本協定に違反するような行為を予防・処置する為に適切な措置をとる。
3. 当事者は、特に外洋に於いて、本協定に違反する投入を行なっているとみなされた船舶や航空機に関し、通知する措置も含めて、本協定の実質的適用の為に処置を作成するのに協力する事に同意する。
4. 本協定は、国際法に従って、主権免除権のある船舶や航空機には適用されない。但し、各当事者は、自国が所有するか、それとも、自国が開発中の船舶や航空機が本協定の趣旨に合った形態で操業する事を、適切な措置をとる事で、確保する。
5. 本協定の規定は、各当事者が、国際法の原則の枠内で、海への投入を阻止する他の措置をとる権利をおかすものではない。

第VIII条 本協定の目標を達成する為、一定の地理的地帯の海環境を保護するという共通の利害を有する契約当事者達は、地方の特徴を考慮し、本協定に従って、特に投入による汚染を予防する為の地方レベルでの協定を結ぶよう努力する。本協定の契約当事者達は、組織が通知する地方協定の目的と規定に従って行動するよう努力する。契約当事者達は、各種協定の当事者達が守るべき、調和のとれた処置を準備する為に地方協定の契約者達と協力するように努める。監視・規制レベルに於いても、科学調査レベルに於いても協力に特別留意する。

第IX条 契約当事者達は、組織その他の国際機関の内部で協力する事で当事者達が下記の事項について要請する援助を振興する。

- a) 科学・技術要員の訓練
- b) 調査、監視、規制に必要な機械、設備、役務の提供
- c) 食品が原因となる汚染を防止するか最少限にとどめる為、出来れば、関係国内で廃棄物を放棄・処理その他の措置をとり、本協定の趣旨・目的の達成を助長する。

第X条 廃棄物その他の物質の投入により他の国の環境もしくは、他の環境地帯に惹起される損害に対する諸国の責任についての国際法の原則に従って、契約当事者達は、投入操作に関する責任の所在の決定とその解決策に対する処置を練る事を約束する。

第XI条 契約当事者達は、第1回目の諮問会議で、本協定に適用される解釈に関する論争の解決の為の処置を考慮する。

第XII条 契約当事者達は、当該専門機関その他の国際機関内で、下記の事項により惹起される汚染に対する海環境の保護措置を採る事を助長する約束をする。

第XIII条 本協定の規定は、沿岸諸国や国旗の諸国の海上権、管轄区の性質やその範囲に関して、どの国の現在もしくは将来の要求や法律論題や、国連総会の2750C決議(XXV)に従って招へいされた海上権に関する国連会議による海上権の法典化や展開を予断判決(prejudge)するものでない。

契約当事者達は、沿岸諸国が沿岸地帯で本協定を適用する権利と責任を定める為海上権会議後、但し1976年前に組織が招へいする会議で相談する事に同意する。

第XIV条

1. イギリスと北アイルランドは、受託国の一つとして、組織問題について決定する為、遅くとも、本協定の施行の3ヶ月後に契約当事者達の会議を招へいする。
2. 契約当事者達は、本協定につき書記局の機能を果たす為、上記の会議を開く際に存在する適切な組織を任命する。この組織に加盟しない本協定の契約者は、組織が義務履行の為に費やす費用に適切な納付金をおさめる。
3. 本組織の書記局の機能は、下記の事項を含む。
 - a) 少なくとも2年に1度契約者達の諮問会議を、契約者達の3分の2が申請する場合いつでも特別会議を招へいする。
 - b) 契約者達や適切な国際機関に相談し、本条第4項に指摘される処置の作成・適用を準備・援助する。
 - c) 契約者達からの情報の要請と提供を考慮し、これを適切な国際機関に問い合わせ、本協定に関連しながら、これが個別的にカバーしていない問題について勧告を提供する。
 - d) 第IV-3, V-1とV-2, VI-4, XV, XX, XXI諸条に従い組織が受けとる全ゆる通知を契約者達に伝える。

組織の任命前には、こうした機能は、必要に従い、受託者が(本趣旨については英国と北アイルランド)行なう。

4. 契約当事者達の諮問会議もしくは、特別会議に於いては、本協定の適用を定期的に検討し、

下記の事項を行なう事ができる。

- a) 本協定とその Annex を第 XV 条に従って改訂し、保証する。
 - b) 特に Annex の内容も含め、本協定に関する科学的もしくは技術的性格の問題に於いて、契約当事者達もしくは組織と協力するよう一つもしくは複数の適切な科学組織を招へいする。
 - c) 第 VI 条第 4 項に一致して作成されるレポートを受けとり、これを考慮する。
 - d) 海水汚染防止に関心のある国際機関との協力、これらの機関間の協力を推進する。
 - e) 適切な国際機関に相談し、特別事態、緊急事態を決定する基本的基準も含め、第 V 条第 2 項に指摘される処置や投入の為の適切な場所の指定も含め、こうした事態に於ける諮問、補佐、物質の安全放棄の為の処置を練るかこれを採用し、これに関して勧告を行なう。
 - f) 他に必要な措置を考慮する。
5. 第 1 回諮問会議に於いて、契約当事者達は、必要処置の規則を定める。

第 XV 条

1. a) 第 XIV 条に従い招へいされる契約当事者達の会議に於いて、出席者 3 分の 2 の多数で本協定への補則を採用する事ができる。当事者の 3 分の 2 が組織に、補則承諾書を寄託した日から 60 日後、これを承諾した当事者達に対し施行される。他の当事者達に対しては、この補則の承諾書を寄託して 30 日後に施行される。
- b) 組織は、第 XIV 条に基づく特別会議招へいの要請や契約者達の会議で採用される補則や各補則の施行日を全契約者達に通知する。
2. Annex への補則は、科学的もしくは技術的考察にもとづく、第 XIV 条に基づき招へいされる会議の出席者の 3 分の 2 の多数決で承認され、各契約者が組織に承諾を通知した直後施行される。但し、100 日経過する前に、この時点では、補則を承諾する事は出来ない旨の声明を行なう契約者は例外である。契約者達は、補則が会議で承認された後できるだけ早急にこれを承諾する旨、組織に意志表明するよう努力すべきである。契約者は、いつでも、事前の反対声明を承諾声明に代える事ができる。それにより、以前反対されていた補則が当該契約者に対し施行されるようになる。
3. 本条に基づく承諾もしくは反対の声明は、組織にその旨の書類を寄託する時により行なわれる。組織は、こうした書類の受託を契約者全員に通知する。
4. 組織の任命前には、書記局の機能は、本協定の受託者の一人としてイギリス及び北アイルランドが暫定的に引き受ける。

第 XVI 条 本協定は、1972 年 12 月 29 日から 1973 年 12 月 31 日までロンドン、メキシコ・シティー、モスクワ、ワシントンで、どの国も調印できる。

第 XVII 条 本協定は、批准の必要がある。批准書類は、メキシコ、ソ連、イギリス、北アイルランド、アメリカの諸政府に対し寄託される。

第 XVIII 条 1973 年 12 月 31 日以降、本協定には、どの国が加入してもよい。加入書類は、メキシコ、

ソ連、イギリス、北アイルランド、アメリカ政府に対し寄託される。

第XX条

1-15番目の批准書もしくは加入書が寄託された日から30日後に、本協定は施行される。

2-15番目の批准書もしくは加入書が寄託された後に、協定を批准するか、これに加入する契約当事者達については、各当事者が批准書もしくは加入書を寄託して30日後に施行される。

第XX条 受託者達は、契約当事者達に下記の事項について伝える。

a) 第XVI条、XVII条、XVIII条、XXI条に従い、本協定の調印及び批准、加入もしくは、終了通告

b) 第XX条に従い本協定の施行される日

第XXI条 どの契約当事者も、6ヶ月前に、受託者の一人に書式で通告する事で、本協定の終了通告をする事ができる。

第XXII条 本協定の原文(英語、仏語、露語、西語版は、同様に認証される)は、アメリカ、メキシコ、英国、北アイルランド、ソ連政府に対し寄託され、これらの政府は、あらゆる国に認証済みコピーを送付する。

各国政府に然るべく許可された下に署名する全権使節が本協定に証人として調印する。

本協定は、1972年12月29日、メキシコ・シティー、ロンドン、モスクワ、ワシントンで4通作成される。

Annex I

1-ハロゲン有機化合物

2-水銀と水銀化合物

3-カドミウムとカドミウム化合物

4-持続性プラスチックその他持続性人造材料、例えば、漁業や航行その他海の正当な利用行為を困難にするような浮遊したり、懸垂するネットやケーブル

5-投入の為船積みされた原油、燃料油、重ディーゼル・オイル、油圧油(hydraulic fluid)、潤滑油やこれらの油を含む混合物

6-国際担当機関(現在国際原子力機関)が公共衛生、生物衛生その他の理由で海への投入が不適切と決めた高度放射性廃棄物その他の物質

7-化学戦争、生物戦争の為に生産される全ゆる形状(例えば、固体、液体、半液体、気体、生体)の物質

8-本Annexの上述の諸節は、物理的、化学的、生物学的プロセスにより、海中で無害な物質に急速に転換する物質については、適用されない。但し、下記の条件付きである。

i) 食用海中生物の肉の味を悪くしない。

ii) 人間もしくは家畜の健康を危険にさらさない。

物質が無害かどうかについて何らかの疑問があれば、契約者は、第XIV条に規定される問い合わせ処置をとるべきである。

9. 本 Annex は、汚染物質のこん跡として、第 1 項から第 5 項にかけて、言及される物質を含む住宅用水の泥や液渾の残滓といった廃棄物その他の物質には適用されない。こうした廃棄物は Annex II もしくは III の規定の適用を受ける。

Annex II

特別な注意を必要とする次の物質・物資が、第 XI 条 1 項 a 節に関し、列挙される。

A. 下記の物質をかなりの量含む廃棄物。

砒素	}	とその化合物
鉛		
銅		
亜鉛		

シリコンの有機化合物

シアン化物

弗化物

殺虫剤及び Annex I に含まれないその副産物

B. 大量の酸・アルカリの投入許可を出す際、第 A 節に挙げられる物質や次の物質が廃棄物中にあるかどうかを考慮する。

ベリウム	}	とその化合物
クロム		
ニッケル		
バナジウム		

C. 海底まで潜水して、漁業もしくは、航行をむずかしくする可能性のある大型のコンテナ、スクラップその他の廃棄物。

D. Annex I に含まれていない放射性廃棄物その他の放射性物質、これらの物質の投入許可の発行の際、契約当事者は、担当国際機関（現在は国際原子力機関）の勧告を十分に考慮しなければならない。

Annex III

第 IV 条 2 項を考慮し、物質の海中投入許可の認可基準を定める際、検討しなければならないファクターとしては、次のようなものがある。

A. 物質の特徴と構成

1. 投入物質の総量と平均構成（例えば、年間のそれ）
2. 形態：例えば、固体、泥状、液状、気体
3. 特徴：物理的（例えば、可溶性、密度）、化学的、生化学的（例えば、Oxygen Demand, 栄養素）、生物学的（例えば、ビールス、バクテリア、酵素、寄生虫の存在）
4. 毒性

5. 持続性：物理的，化学的，生物学的
 6. 生物学的物質もしくは，沈澱物の累積と生物転換 (biotransformation)
 7. 物理的，化学的，生化学的交換への感受性，他の溶解有機・無機物質との水中での相互作用への感受性
 8. 資源（魚類，貝類その他の販売の可能性を減らすような変化もしくは交換を生ずる確率）
- B. 投入場所と貯蔵方法の特徴
1. 立地（例えば，投入地帯の経緯度，深度，沿岸からの距離），他の地帯に関連した立地（例えば，レジャー・産卵・苗床・漁業その他の開発可能な資源の地域）
 2. 特定期間中の除去率（例えば，1日，1週間，1ヶ月間の量）
 3. 梱包・抑制方法（あれば）
 4. 提案される放出方法により得られる初期稀薄
 5. 分散特徴（例えば，水平方向の移動や垂直混合に対する水流，潮，風の効果）
 6. 水の特徴（例えば，温度，pH，塩分，成層，汚染の酸素指数－DO，COD (Chemical Oxygen Demand)，BOD (Biochemical Oxygen Demand)－有機・鉱物形態の窒素，アンモニア，浮遊物質，その他の栄養素，生産性も含む
 7. 海底の特徴（例えば，地形学，地理化学的・地質学的特徴，生物学的生産性）
 8. 投入地帯で行なわれた他の投入の有無と，その結果（例えば，重金属や有機炭素の含有量に関する情報）
 9. 契約当事者は，投入オペレーション実施許可を発行する際，季節的変動も考慮した上で，上記の地帯でのこうした投入結果を，本 Annex に従って定める為に適切な科学的基礎があるかどうかを考慮する。
- C. 一般的考察・条件
1. レジャーに対してありうる影響（例えば，浮遊・座礁物質の存在，汚濁，悪臭，変色，泡立ち）
 2. 海中生物，養魚，貝養殖，魚の群れ，漁業地帯，海藻の収穫と栽培に対してありうる影響
 3. 他の海の用途に対してありうる影響（例えば，工業用水の質の低下，ストラクチャーの海中腐食，浮遊物質が船舶の操作に支障，海底での廃棄物や固体物質の蓄積が漁業もしくは航行に支障，科学的／保存趣旨上，特に重要な地帯の保護
 4. 地上での処理，廃棄・除去方法もしくは，海中投入前に有害度の少ない物質に転換する為の処理方法が実際にあるかどうか。

政令第 87648 号 (1982 年 9 月 24 日)⁽¹⁾

海上交通規約を承認

共和国大統領は、憲法第 81 条 3 項の付与する権限を行使し、以下のように制定する。

第 1 条 本政令に添付される海上交通規約が承認される。

第 2 条 本条の取扱う規約は、本政令公布から 180 日後に施行される。

第 3 条 本政令は、公布の日に施行される。

第 4 条 1940 年 7 月 11 日付政令第 5798 号、1940 年 9 月 4 日付け政令第 6225 号、1945 年 10 月 15 日付政令第 19812 号、1945 年 12 月 7 日付政令第 20162 号、1945 年 12 月 26 日付け政令第 20269 号、1949 年 1 月 17 日付け政令第 26216 号、1949 年 1 月 26 日付け政令第 26239 号、1950 年 1 月 11 日付け政令第 27693 号、1952 年 7 月 28 日付け政令第 31201 号、1953 年 8 月 20 日付政令第 33611 号、1953 年 9 月 1 日付け政令第 33711 号、1953 年 11 月 9 日付け政令第 34501 号、1956 年 6 月 12 日付け政令第 39563 号、1957 年 7 月 31 日付け政令第 42945 号、1957 年 8 月 14 日付け政令第 42040 号、1957 年 8 月 21 日付け政令第 42142 号、1958 年 8 月 7 日付け政令第 44297 号、1960 年 1 月 20 日付け政令第 47674 号、1961 年 1 月 26 日付け政令第 50115 号、1961 年 3 月 10 日付け政令第 50330 号、1963 年 1 月 17 日付け政令第 2080 号、1963 年 6 月 11 日付け政令第 52108-A 号、1963 年 12 月 16 日付け政令第 53314 号、1967 年 3 月 7 日付け政令第 60313 号、1968 年 1 月 25 日付け政令第 62179 号、1969 年 1 月 22 日付け政令第 64015 号、1969 年 5 月 20 日付け政令第 64548 号、1974 年 5 月 24 日付け政令第 74105 号、1975 年 10 月 8 日付け政令第 76401 号、1977 年 8 月 17 日付け政令第 80179 号、その他、本政令に反する規定は、無効となる。

ブラジリア、1982 年 9 月 24 日、独立から 161 年目、共和制から 94 年目

Goão Figueiredo

Maximiano Fonseca

1) 本政令により承認された規約の全文は、海軍省で入手できる。

法律第6803号(1980年7月2日)

危機的汚染地域に於ける工業区画に対し、基本的ガイドラインを規定し、その他の措置をとる。

共和国大統領は、次の法律を議会が制定し、私が認可する事を通達する。

第1条 1975年8月14日付け大統領令第1413号(1)第4条に言及される危機的汚染地域に於いては、工場設置用地帯は、工業活動と環境保護のバランスをはかる、法律で承認された都市区画方式により定められる。

第1節 本条の取り扱う地帯は、次の範ちゅうに分類される。

- a) 蔽密な工業地帯
- b) 主に工業用地帯
- c) 多目的地帯

第2節 上記の範ちゅうは、所属する危機的地域の特殊性と、ここに設置される産業の性質を考慮して、更に小さな範ちゅうに分ける事が出来る。

第3節 既存の産業もしくは産業グループで本法に従って定められた工業地帯内に限定されていないものは、特別な汚染規制設備の設置を強制され、もっと重大なケースに於いては、移転を強制される。

第2条 蔽密な工業用地帯は、現行法に従い、廃棄物の適切なコントロール・処理方法をとった後にも、住民の健康、安寧、安全に対する危険を惹起するような固体、液体、気体の廃棄物や、騒音、振動、発散、放射を生ずる工業設備の立地に優先的に用いられる。

第1節 本条の言及する地帯は、

- I—土地使用に関する法的規制を尊重し、廃棄物の同化能力及び環境保護能力の高い地域に位置しなければならない。
- II—稼働と安全に必要なインフラ・ストラクチャーや、基本サービスの設置を助長する地域に立地しなければならない。
- III—残留的・偶発的效果から近隣地帯を保護できるような隔離するグリーンベルトを周辺部に維持しなければならない。

第2節 蔽密な工業用地帯では、その基本的な機能に不可欠ではない事業や、こうした機能により生ずる有害な効果を被むるような事業を設置する事は、禁止される。

第3条 主に工業用地帯は、工程に適切な廃棄物コントロール・処理方法を適用すれば、その他の都市活動に大した支障を惹起せず、住民の夜間の休息を乱さない産業の設置に優先的に使用される。

独立項：本条の言及する地帯は、

- I—稼働と安全に必要な基本サービスと適切なインフラ・ストラクチャーの整備を助長する条件のある地域に立地しなければならない。
- II—内部に他の用途に対する汚染効果を最少限にする環境保護地域がなければならない。

第4条 多目的地帯は、生産工程が立地する都市もしくは農村環境の活動を補足するもので、特別な

汚染コントロール方法の使用如何を問わず、これらの活動と両立するもので、どの場合にも近隣の住民の健康、安寧、安全に不都合を生じない産業の立地用である。

第5条 工業用地帯は、その範ちゅうとは別個に次のように分類される。

I - 不飽和地帯

II - 飽和途上地帯

III - 飽和地帯

第6条 飽和度は、インフラストラクチャーの工業用有効面積や、SEMA（特別環境庁）と州・市町村が各々の権限の枠内で定めた基準・規則に従い、測定・設定される。

第1節 危機的汚染地域に於ける汚染コントロールプログラムや、産業の設置、操業、拡張の為の許可は、各工業地帯範ちゅうについての飽和度に従い区別される規則が適用される。

第2節 本条の規定に従い、環境基準にもとづくクライテリアは、不飽和地帯を対象に設定され、飽和途上地帯、飽和地帯へと徐々に制限が強化される。

第3節 主に工業用地帯と多目的地帯に於いて、本条の規定に従い、飽和度を測定する際の既存のインフラストラクチャー有効面積にもとづくクライテリアは、州政府が定めるが、市町村の法規も適用される。

第7条 国の権限を保証し、本法の規定を守って、州政府は、土地や環境保護地帯の使用・占有基準を、関連市町村の意見を聴取した上で定める。環境保護地帯に於いては、その文化的、生態学的、景観上の特徴から、もしくは、水源の保存や特別地域の保護の必要上、産業の立地は、禁止される。

第8条 その特徴から、工業用地の枠外にある原料産地の近くに立地しなければならない産業の設置は、本法の規則その他の関連法規を守って州政府の定めるクライテリアに従う。

第9条 危機的汚染地域に於ける産業の設置、操業、拡張の許可は、主に下記の生産工程の特徴に関して、本法の規定を守っているかどうか、また、SEMAや、州や市町村の担当機関の決める環境規則や基準にのっとっているかどうかによる。

I - ガス、蒸気、騒音、振動、放射の発散

II - 爆発、火事、有害な漏出その他の緊急事態の危険

III - 生ずる基本原材料、人員、交通の量と質

IV - 土地使用・占有基準

V - 電力・上下水道・通信その他のネットワークが使用可能

VI - 活動時間帯

独立項：本条の冒頭に規定される許可は、州の汚染規制機関の権限で、その為の趣旨についての許可の要求を除外するものではない。

第10条 州政府は、本法及び他の現行法規の規定を守り、下記の権限をもつ。

I - 厳密な工業用地帯や主に工業用地帯の区画、分類、設置を承認する。

II - 本法及びSEMAの制定する規則にもとづき、本法第1条第1節に言及される工業地帯の各範

ちゅうに於いて設置できる、工業設備の種類を定める。

III - 本項に言及される地帯に於いては、環境に対し有害な事故の予防・安全の恒常的サービスを設置し維持する。

IV - 厳密な工業用地帯や主に工業用地帯に於いて、環境保護基準・規則の遵守を監視する。

V - 直接州政府の管轄する工業地帯もしくは、国との協定により管轄する工業地帯を管理する。

第1節 都市圏に於いては、本条に規定される州政府の権限は、各州政府の協議会 (Conselho Deliberativo) を通じ、行使される。

第2節 石油化学基地やクロロ化学基地、石炭化学基地の立地や原子力施設その他法律に決められる施設用の厳密に工業用地帯の区画を承認し、設置を許可するのは、関連州・市町村政府の意見を聴取した上で国のみがこれを行なう。

第3節 上節に言及される地帯の許可の前に、都市区画設定に通常要求される研究の他にも、採用される対策の信ぴょう性を定める事を可能とする比較対象及びインパクト評価の特別研究が必要である。

第4節 公益に関わる特別なケースに於いては、州政府は、適切な規制条件を要求し、SEMAと都市圏協議会、また場合によっては、市町村の意見を聴取して、本法第1条第1節の取扱う地帯の外での工場設置を許可する事が出来る。

第11条 都市圏機関の権限に関する1973年6月8日付けの補則法第14条⁽²⁾の規定を守り、市町村は、下記の事項を行なう権限がある。

I - 本法の規定に反しないよう都市区画方式を設定する。

II - その権限の枠内で、地方の環境汚染対策、環境規制規則を公布する。

第12条 政府の incentive を管理する機関や団体は、資本参加の為も含め、産業への incentive や融資の供与を、本法の取扱う許可書の提出を条件とする。

独立項：特に飽和地帯に於いて、産業の移転や環境汚染の減少の為のプロジェクトは、担当機関の決定する特別融資条件を得る。

第13条 本法は、公布の日から施行される。

第14条 これに反する規定は、無効となる。

Goaõ Figueiredo - 共和国大統領

Goaõ Camilo Penna

Mário David Andreatza

Antonis Delfine Netto

(2) 連邦法1973年1040ページ

法律第 6902 号 (1981 年 4 月 27 日)

生態学研究地域、環境保護地域創設を規定し、その他の処置をとる。

共和国大統領は、

議会在下の法律を制定し、これを批准する事を通達する。

第 1 条 生態学研究地域とは、生態学の基本、応用研究、自然環境保護、環境保存教育の展開の為のブラジル生態系 (エコシステム) の代表的地域である。

第 1 節 各生態学研究地域の 90% 以上は、恒常的に生物相保存用地とされ、そのように行政条例に規定される。

第 2 節 残りの地域に於いては、規定に従い、承認された区画プランがあれば、自然環境に変更を生ずるような生態学研究の実施が許可される事ができる。

第 3 節 生態学研究地域で行なわれる科学的研究その他の活動は、そこに在る種の生存を危険におとし入れない必要性を常に考慮に入れる。

第 2 条 生態学研究地域は、国、州、市町村がそれぞれの所有地に設け、創設の際、その地理的境界と管理担当機関が決められる。

第 3 条 生態学研究地域の近隣地域に於いては、現地の生物相保護の為、1965 年 9 月 15 日付けの法律第 4771 号⁽¹⁾と 1967 年 1 月 3 日付けの法律第 5197 号⁽²⁾の規定に従い、規則として定められる注意を払う。

第 4 条 地方企画と天然資源の合理的利用に有用な情報を得る為、生態学研究地域は、人間が占拠し、修正を加えた同じ地方の地域との比較研究ができるような形で設置・構成される。

第 5 条 生態学の分野の研究やプロジェクトを融資する連邦機関は、生態学研究地域で行なわれる科学労作に特別な注意を払う。

第 6 条 内務省は、特別環境庁 (SEMA) を通じ、生態学研究地域の用途の遵守を管理し、創設される研究地域の登録を組織し、研究地域で開発されるプランや労作の作成の為、科学会議の開催を推進する。

第 7 条 生態学研究地域は、創設趣旨と違う目的に使われてはならない。

第 1 節 生態学研究地域用地では、下記の事項は禁止される。

- a) 私有の家畜の存在
- b) 原生の生物相の維持を損なわないような実験の為を除き、天然資源を開発する事。但し、第 1 条第 2 節の規定は、除外される。
- c) 全ゆる種類の武器の所持と使用
- d) 木の伐採機具の所持と使用

(1) 連邦法 1965 年 1434 ページ

(2) 同 1967 年 67 ページ

e) 動物捕かくあみ, その他捕かく機具の所持と使用

第2節 科学的作業や研究地域の整備の為であれば, 管理担当機関は, 前節の "c", "d", "e" 項に言及される物の所持と使用を許可する事が出来る。

第3節 本法に定められる禁止事項に違反すれば, 違反者は, 禁止物資の1~2年間の押収をうけ, 損害賠償を行なう。

第4節 前節に規定される処罰は, 生態学研究地域管理部がこれを適用する。

第8条 行政府は, 重要な公益のある場合住民の福祉を確保し, 現地の生態条件を保存もしくは改良する為に, 国土の一定地域を環境保護関連地域と宣言する事が出来る。

第9条 各環境保護地域に於いて, 行政府は, 所有権を規定する憲法の原則にのっとり, 下記の事項を制限もしくは禁止する規則を定める。

- a) 水源を害する可能性のある潜在的な汚染産業の設置と操業
- b) 地均し工事や掘割りの開設で, 現地の生態学条件を大幅に変更する場合
- c) 土地の急速な浸食かつ又河川・湖の沈泥の進行を惹起するような活動を行なう事
- d) 保護地域で地方生物相の稀な種を消滅させる恐れのある活動の行使

第1節 特別環境庁もしくは, 州レベルでこれに相当する機関は, 合同でもしくは, 個別的に, または他の機関との協定により, 環境保護地域を監視・監督する。

第2節 環境保護地域に於いては, 本条に規定される規則を守らねば, 違反者は, 不正規な活動の禁止, こうした活動に用いられた資材及び機械の押収といった予防措置, 出来るだけもどおりの状態にもどす義務, 200クルゼイロから2,000クルゼイロの段階的罰金科料, (違反が継続されれば, 毎日課せられ, O R T Hの指数により修正される) といった罰則を課される。

第3節 前節に規定される処罰は, S E M Aもしくは, 州のこれに相当する機関の発意により適用され, 罰金の場合, それぞれ国の収入もしくは州の収入となる。

第4節 本法に規定される罰金に対しては, 税制上処罰の課税と徴収を規定する税法と税制行政訴訟法の規定が適用される。

第10条 本法は, 公布の日から施行される。

第11条 これに反する規定は無効となる。

Goaõ Figueiredo — 共和国大統領

Mário Darid Andreazza

法律第 6938 号 (1981 年 8 月 31 日)

国家環境政策，その策定及び適用の趣旨とメカニズムを規定し，その他の措置をとる。

共和国大統領は，議会在が次の法律を制定し，これを認可する事を通達する。

第 1 条 本法は，連邦憲法第 8 条第 XVII 項 c, b, i に基づき，国家環境政策及びその策定及び適用の趣旨とメカニズムを定め，国家環境システムを構成し，国家環境審議会を創設し，連邦環境保護活動・書類技術登記簿を設ける。

(国家環境政策について)

第 2 条 国家環境政策の趣旨は，下記の原則を守った上で，社会経済的開発や国の安全，人命の尊厳の保護の為の条件を確保する為，生活に適切な環境の質を保存，改善，回復する事にある。

I - 環境を共同利用という点から保証・保護される必要のある公共財とみなし，生態学的均衡の維持に於ける政府活動

II - 土地，地下，水，大気の利用の合理化

III - 環境資源利用の企画と監視

IV - 生態系の代表的地域の保存によりこれを保護

V - 潜在的もしくは実質的に汚染を生ずる活動の規制と区画

VI - 環境資源の合理的利用と保護の為の技術の研究，調査を奨励

VII - 環境の質の状態のフォローアップ

VIII - 汚染地域の回復

IX - 汚染の恐れのある地域の保護

X - 共同体が環境保護に積極的に参加する事が出来るよう共同体を教育する事も含め，全ゆる教育レベルでの環境教育。

第 3 条 本法の趣旨につき，次の事項は下記のように了解される。

I - 環境：全ゆる形態に於ける生活を可能とし，これを保護・支配する一連の物理的・化学的・生物学的条件，法則，影響，相互作用。

II - 環境の質の劣悪化：直接もしくは間接的に，a) 住民の健康・安全・安寧を損なうような，b) 社会・経済活動に反する条件を創出するような，c) 生物相にマイナスになるような，d) 環境の美的もしくは衛生的条件を損なうような，e) 既定の環境基準にはずれて，物質もしくはエネルギーを放出するような活動から生ずる環境の質の劣悪化。

IV - 汚染者：環境の劣悪化の原因となる活動に直接・間接に責任のある公・民法の自然人もしくは法人。

V - 環境資源：大気，内陸部・地表部・地下水，河湾，領海，土地，地下，生物圏の要素。

(国家環境政策の趣旨)

第 4 条 国家環境政策は，次の事を趣旨とする。

I - 社会経済開発と環境・生態学的均衡の保存のバランスをはかる。

II - 国，州，連邦府，准州，市町村の利益に鑑み，環境の質と生態学的均衡に関する政府活動の重点地域の決定。

III - 環境の質の基準と標準及び環境資源の利用と取り扱い規則の設定。

IV - 環境資源の合理的利用を目的とする国内研究・技術の開発。

V - 環境取り扱い技術の普及，環境データ情報の公開，環境の質と生態学的均衡の保存の必要性に関する国民の認識を形成。

VI - 環境資源の合理的利用と永久保存を目的とし，これを保存・修復し，生活に適切な生態学的均衡を維持する事に貢献。

VII - 汚染者もしくは，破壊者に対し，生じた損害を回復かつ又賠償する義務を，利用者に対しては，環境資源の経済的利用に貢献する事を強制する。

第5条 国家環境政策のガイド・ラインは，本法第2条に規定される原則を守り，環境の質の保存と生態学的均衡の維持について，国家，州，連邦府，准州，市町村の各政府の活動を指導する為の規範・プランとして策定される。

独立項：公共・民間の企業活動は，国家環境政策のガイドラインに一致して行なわれる。

(国家環境システム)

第6条 環境の質の保護と改善に責任のある国家・州・連邦府・准州・市町村の各機関・団体や公権の設立した財団が，国家環境システム(SISNAMA)を構成する。これは，下記のように組織される。

I - 最高機関：国家環境審議会(CONAMA)，共和国大統領の国家環境政策のガイドライン策定を補佐する役割をもつ。

II - 中央機関：内務省特別環境庁(SEMA)，国家環境政策の施行を推進，規律化，評価する。

III - 部機関：連邦公共直接・間接行政機関を構成する機関・団体や公権の設立する財団で，その活動の全部もしくは一部が環境の質の保全もしくは，環境資源利用の規律化に関連するもの。

IV - 課機関：環境の質を劣悪化する傾向のある活動の規制・監視とプログラム・プロジェクトの実施を担当する州の機関もしくは団体。

V - 現地機関：各管轄地域に於いて，これらの活動の規制・監視を担当する市町村の機関団体。

第1節 各州はそれぞれ権限のある分野と管轄地域で，CONAMAの定めた基準を守り，環境に関する補足的規則，基準を作成する。

第2節 各市町村は，連邦・州の規則・基準を守り，前節に指摘される規則を作成する事が出来る。

第3節 本条に指摘される中央機関・部機関・課機関・現地機関は，正当な関心のある者からの要請があれば，行なった分析結果と理由説明を提供しなければならない。

第4節 現行法に従い，行政権は，SEMAの活動を技術面・科学面でサポートする財団を創設する事ができる。

(国家環境審議会)

第7条 国家環境審議会 (CONAMA) が創設される。その構成、組織、権限、機能は、行政権が、規定により定める。

独立項: CONAMA の構成員は、

- a) 規定に従って任命される州政府代表者達、地域毎の代議員制をとり共通の代表者を任命する事ができるが、連邦政令により、危機的汚染地域とみなされる地域のある諸州の代表者一名の参加は、確保しなければならない。
- b) 全国工業連合、全国農業連合、全国商業連合、全国工業労働者連合、全国農業労働者連合、全国商業労働者連合の会長達。
- c) ブラジル衛生工学協会・ブラジル自然保存の為の財団の会長達。
- d) 天然資源保護と汚染対策の為、合法的に設立される協会の共和国大統領に指名される代表者2名。

第8条 CONAMA の権限中には下記の諸事項が含まれる。

- I - SEMA の提案により、州が許可し、SEMA の監督する実質的・潜在的汚染活動の許可状に対する規則や基準を設定する。
- II - 必要と判断すれば、民間・公共プロジェクトの対案及びその環境に生ずる可能性のある結果の研究を行なう事を決め、連邦・州・市町村機関や民間団体にこの件の審査に不可欠な情報を要請する。
- III - 最後の訴訟審議の行政機関として事前預託により、SEMA の課した罰金その他の処罰について決定する。
- IV - 金銭的処罰を環境保護を利する措置の実施義務に変える事を目的とする協定を認可する。
- V - SEMA の代表により、総合的もしくは条件付きの性格で、公権が許可する税制面での恩典の失権もしくは制限や公的信用機関での融資ライン参加の失権もしくは停止を決定する。
- VI - 担当各省の意見を聴き、自動車、航空機、船舶の汚染規制の全国規則、基準を独占的に設定する。
- VII - 環境資源、主に水資源の合理的利用を目指し、環境の質の規制と維持に関する規則、基準、標準を設定する。

(国家環境政策の手段)

第9条 国家環境政策の手段は次のようなものである。

- I - 環境の質基準の設定
- II - 環境の区画
- III - 環境インパクトの評価
- IV - 実質的・潜在的汚染活動の許可及び見直し
- V - 環境の質の向上の為の機械の生産もしくは設置、技術の創出もしくは、吸収を奨励

VI—連邦，州，市町村の公権による生態学保存地域，生態学ステーション，環境保護地域，生態学的重要地域の創設

VII—環境に関する全国情報システム

VIII—環境保護の活動・手段の連邦技術登録簿

IX—環境保存もしくはその劣悪化の矯正に必要な措置を守らない事に対し，規律上もしくは，補償的な処罰

第10条 実質的・潜在的に汚染を生ずるとみなされる環境資源を用いるか，何らかの形で環境の劣悪化を生ずるような活動や店の建設，設置，拡張，操業は，SISNAMAを構成する州機関の事前許可及びその他の必要な許可がなければできない。

第1節 許可申請やその更新や許可は，州の公報や発行数の多い地方もしくはローカル紙に発表される。

第2節 CONAMAの決議に規定されるケースや期間に於いては，本条の取扱う許可は，SEMAの認可を必要とする。

第3節 州の環境機関とSEMA（これは補足的に）は，必要とあれば，また金銭上の罰則は，罰則として維持した上で，気体の放散液体廃液・固形廃棄物を許可状に定められる条件・限度枠内に維持する為，汚染発生活動の削減を決定する事が出来る。

第4節 石油化学基地や原子力施設その他法律に定められる施設に関し，本条の冒頭に定められる許可は，関係州・市町村政府の意見を聴取して，連邦行政権のみが，これを下す事ができる。

第11条 SEMAは，CONAMA自体の規則以外に，前条に規定される許可の施行，フォローアップ，監視規則，基準をCONAMAに提案する権限がある。

第1節 環境の質の基準・規則・標準適用の監視とコントロールは，SEMAが，州・市町村の担当機関の活動を補足する形で行なう。

第2節 略奪的もしくは汚染を生ずるような開発プロセスにより阻害される環境資源の保存もしくは回復を目的とした公・民機関のプロジェクトの分析は，監視・規制権限に含まれる。

第12条 政府の融資機関・団体やincentive（恩典）は，こうした恩典の資格のあるプロジェクトを承認するには，法に従った許可の入手とCONAMAの発行する規則・基準・標準を守る事を条件とする。

独立項：本条の冒頭に言及される機関・団体は，環境の劣悪化の規制と環境の質の改善の為の工事施行や機械購入をプロジェクトに記載させる事が出来る。

第13条 行政権は，下記の事項を目的とし，環境の為の諸活動を助長する。

I—環境の質の劣悪化を削減する為の技術研究やプロセスを国内で開発。

II—汚染対策機械の製造。

III—環境資源利用の合理化を助成するようなその他の発議権。

独立項：科学・技術研究の為の公権の機関，団体，プログラムは，その重点目標として，環境・生

態学分野に於ける基礎・応用知識を取得・開発する為のプロジェクトへの支持を考慮する。

第14条 環境の質の劣悪化により生ずる不都合や損害の矯正もしくは、環境の保存に必要な措置をとらない場合、違反者は、連邦・州・市町村法規に定められる処罰の他に、次のような罰則を適用される。

I - 最低10 ORTNから最高1,000 ORTNまでの単純罰金もしくは、毎日の罰金で、再犯の場合は、重くされる。但し、州、連邦府、准州、市町村が既に適用した罰金は国がこれを徴収する事はできない。

II - 公権の供与する *incentive* や恩典の失権もしくは制限。

III - 公的信用機関に於ける融資ラインへの参加の失権もしくは停止。

IV - 活動の停止。

第1節 本条に規定される処罰の適用を妨げる事なく、汚染者は、罪の有無とは無関係に、汚染活動により棄損をうけた環境や、第三者の損害を賠償するか、もしくは、復旧しなければならない。

第2節 州・市町村担当機関が義務を不履行する場合、環境庁が本条に定められる金銭上の処罰を適用する。

第3節 本条の第II項・第III項に規定されるケースに於いては、失権、制限、停止宣告は、CONAMAの決議を守り、利益や *incentive* や融資を許可した行政もしくは金融当局がこれを行なう。

第4節 海上・河川船舶やターミナルがブラジルの河川・海に残滓や原油を放散する事で生ずる汚染の場合には、1967年11月17日付けの法律第5357号の規定が優先される。

第15条 前条第IV項に規定される30日以上活動停止については、共和国大統領のみの権限である。

第1節 内務大臣は、環境庁の提案かつ又地方政府の企画により、本条に言及される活動を30日以内停止させる事ができる。

第2節 前節にもとづき宣告される決定は5日以内に、大統領に対し、上訴する事ができる。上訴により決定が一時停止される。

第16条 州、連邦府、准州の知事達は、汚染活動を必要な限度内に減らすか、それとも最高15日間停止する事を目的とする緊急措置をとる事が出来る。

独立項：前条にもとづき宣告される決定は5日以内に、内務相に対し上訴する事が出来る。但し、上訴はこの決定を停止する効果はない。

第17条 生態学的もしくは環境上の問題に関する技術コンサルティングや、実質的・潜在的汚染活動の規制の為の機械、器具、道具の商工業に従事する自然人・法人を強制的に登録する為に、SEMAの管理下で、環境保護活動及び手段の連邦技術登録簿を制定する。

第18条 1965年9月15日付けの法律第4771号⁽²⁾第2条に列挙される永久保存される森林その他の天然植物形態やブラジルが他の諸国と調印した協定、協約、条約により保護される渡り鳥の休

けい地は、S E M A の責任で、生態学保存地域もしくは生態学研究地域に変えられる。

独立項：生態学保存地域もしくは、生態学研究地域、その他生態学上重要と宣告される地域を
何らかの形で劣悪化する自然人もしくは法人は、本法第14条に規定される処罰を受ける。

第19条 (拒否)

第20条 本法は、公布の日から施行される。

第21条 これに反する規定は無効となる。

Goaõ Figueiredo - 共和国大統領

Mario David Andreazza

(2)連邦法規, 1965年, 1-434 ページ; 1979年, 756 ページ

SEMA省令第003号(1975年4月11日)

環境庁長官は、1973年10月30日付けの政令第73030号第4条C項により付与された権限を行使し、

水銀及びその化合物により惹起される汚染は、人間の健康と水生動物に重大な影響があり、主に水生動物の食物連鎖中へのこれらの汚染物質の濃縮力があることに鑑み、

規則設定の世界的なガイドラインとなっていて、アメリカの“Environmental Protection Agency”が1972年の“Water Quality Criteria”により提案した科学的基準に鑑み、

下記のように決定する。

- a - 水銀の全体的濃縮度は、海水中で水1ℓ当たり、0.10マイクログラム、公共用水源中で水1ℓ当たり、2.0マイクログラムを越えてはならない。
- b - 水体の汚染度を限定された地域内であれ、a項に定められるレベル以上にする廃液の放出の責任者は、適用できる刑法に規定される処罰を受ける。
- c - この省令は公布日に施行される。

Paulo Nogueira Neto

1975年4月24日の公報に発表

GM省令第0013号(1976年1月15日付)

内務大臣は、特別環境庁長官の提案を受け入れ、1973年10月30日付けの政令第7303号、1975年8月14日付けの大統領令第1413号、1975年10月3日付けの政令第76389号により付与された権限を行使し、

内陸部の河川を分類する必要性は、一定のパラメーターにより測定される水質を保護する為に欠かせない事に鑑み、

ある一定の河川もしくは、その各区間に要求される水質が、その主用途に一致している場合に、汚染規制コストがより適正となる事に鑑み、

内陸部の水体の分類は、必ずしもその現状ではなく、共同体の必要にこたえる為にそれが有すべきパラメーターに基づくべきである事に鑑み、

国土の内陸水の下記のような分類を定める事を決定する。

I-国土の内陸水は、その主用途別に次の4級に分類される。

1-第1級

a) 事前消毒されないか、もしくは簡単な消毒を受ける家庭補給用水

2-第2級

a) 通常処理後の家庭補給用水

b) 野菜や果物の木のかんがい用水

c) 一次接触リクリエーション(水泳、水上スキー、潜水)

3-第3級

a) 通常処理後の家庭補給用水

b) 一般魚類、その他の動・植物の保存用水

c) 動物の飲料水

4-第4級

a) 進んだ処理を受けた後の家庭補給用水

b) 航行用水

c) 景観調和の為の水

d) 工業用・かんがい用水や要求度の低い用途に使われる水

II-良質の水を要求度の低い用途に使う事には、こうした使用により、これらの水に対し定められた質をそこなわない限り、何ら障害はない。

III-第2, 3, 4級の水に於いては、残滓を放出する事は許される。但し、本省令の第XIV項の規定を守った上で、放出後、各水級に対し設定されたパラメーターの限度を満たさねばならず、この場合、汚染規制担当機関が、許されうる汚染度を量化する必要がある。

IV-各種の水に対し定められた主用途を考慮して、関係当局は、各級水の水準を守らせるように、汚

染規制プログラムをたてる。

- a) 水質等級審査日に第4級用に設定されたものを下回る水質を提示する水体は、少なくとも第4級の基準まで水質を回復する為の措置をとらねばならず、汚染規制当局は、この実施期間を設定する。
- b) 廃水の処理と輸送用に企画された水体は、本省令に定められる等級に該当しない。
- c) 連邦水の等級審査は、SEM Aが国家水電力局の意見を聴いた上で設定する。
- d) 州の水流については、等級審査は、州の担当機関が行なう。
- e) 断続河川については、担当機関が水質の特別条件を決める。

V-第1級水に於いては、廢液の放出は、例え処理後でも許されない。

VI-第2級水に対しては、次の限度もしくは条件が定められる。

- a) 自然でない泡も含めた浮遊物質-事実上不在
- b) 油やグリス-事実上不在
- c) 味や臭みのある物質-事実上不在
- d) 通常の凝固・沈殿、ろ過、プロセスにより除去できない人工着色剤の存在は許されない。
- e) 月に採集される少なくとも5件のサンプルの80%以上に於いて、大腸菌100 ml当たり1,000個の限度を越えてはならない。現地に、大腸菌検査手段がない場合、一次接触レクリエーション向けに比較的良いバクテリア条件が在る事を示す指標は、月に採集される少なくとも5つのサンプルの80%以上に於いて大腸菌が5,000以下である事である。
- f) BOD(生物化学的酸素要求量)/5日, 20°C, 5 mg/l まで。
- g) DO(溶存酸素量)どのサンプルに於いても5 mg/l 以下とはならない事。
- h) 潜在的に有害な物質(最高含有限度)

-アンモニア: 0.5 mg/l

-砒素: 0.1 mg/l

-バリウム: 1 mg/l

-カドミウム: 0.01 mg/l

-クロム: 0.05 mg/l

-シアン化物: 0.2 mg/l

-銅: 1 mg/l

-鉛: 0.1 mg/l

-錫: 2 mg/l

-フェノール: 0.001 mg/l

-弗素: 1.4 mg/l

-水銀: 0.002 mg/l

-硝酸塩: Nが10 mg/l

-亜硝酸塩: Nが1 mg/l

—セレンニウム：0.01 mg / ℓ

—亜鉛：5 mg / ℓ

Ⅵ—第3級水については、下記の事項を例外として、第2級と同じ限度・条件が設定される。

- a) 月に採集される少なくとも5つのサンプルの80%以上に於ける、大腸菌が100 ml当たり4,000個までである。現地で大腸菌検査手段がない場合、限界指数は、月に採集される少なくとも5つのサンプル中の80%以上中に、大腸菌が100 ml当たり2万個までとなる。
- b) BOD / 5日間、20℃、10 mg / ℓまで。
- c) DOどのサンプル中でも4 mg / ℓ以下とならない。

Ⅶ—第4級水については、下記の限度・条件が設定される。

- a) 天然でない泡も含めた浮遊物質—事実上不在
- b) 臭みと外観：異議が提唱できないようなもの
- c) フェノール 1 mg / ℓまで
- d) DO どのサンプル中でも0.5 mg / ℓ以上

Ⅷ—第4級水で、第3級水に定められた最高限度以上の大腸菌がある場合、公共補給の為に、飲用化を保証する為特殊処理法が使用されなければ、使用できない。

Ⅸ—第4級水が公共給水用に使用される場合、潜在的に有害な物質については、第2・3級用に定められたのと同じ集中限度が適用される。

Ⅹ—第2・3級用に設定されたBODの限度は、受容体の自浄能力検査で、規定されるDOの最低限度が、臨界的放出条件に於いて、同受容体のどの地点に於いても守られる事が証明されれば、引き上げられる事が出来る。

Ⅺ—本省令においては、汚染物質の含有量が極くわずかである事が「事実上不在」とみなされ、担当執行機関が必要とあらば、各ケース毎にこれを量化する。

Ⅻ—水質汚染規制担当当局は、現地の条件を考慮し、新規パラメーターを追加したり、本省令の規定の制限を更にきびしくする事が出来る。

Ⅼ—どの汚染源の廃液も、次の条件を守らなければ、水系に直接もしくは間接的に放出されてはならない。

- a) pH 5～9の間
- b) 温度は40℃以下
- c) 逃濁物質はインホンコーン^{*}の1時間テストで最高1 ml / ℓまで
- d) 最高放出量は、1日平均放出量の1.5倍まで
- e) 浮遊物質が不在
- f) 油脂成分は100 mg / ℓまで

* インオフコーン (Imhoff Cone) —下水の成分を調べる為に沈殿物質を測定する目盛の付いたガラス容器のこと

g) 有害となり得る集積物質は、SEMAの定める限度に従う

h) 病院その他の建物から出る水で病原体により汚染された廃棄物が加わっており、一次レクリエーションやかんがい用水中に放出される水は、当初の大腸菌指数が何であれ特別処理を行なう。

XV- 廃液は、前項の限度を守った上、本省令の条件に該当しない特徴を受容体に付与してはならない。この場合、汚染規制執行機関は、必要な監視を行なう。

XVI- 本省令に従い、本省令の公布の日に水処理をしていない産業は、プロジェクト作成、メーカーからの機械の供給、設置、テストに必要な期間を合計した期限が与えられる。それぞれの期間はケース毎に、担当執行機関が各段階毎に最少実行期間を考慮し、国内で生産される設備購入の可能性も考えて決める。

XVII- 本省令公布日に公的機関が承認した廃棄物処理設備があり、この設備が、本省令以前の法規を守ったものである産業は、こうした設備が承認を受けた生産力、稼働条件その他の特徴を維持する事を前提にして、本省令の要求に合わせる為に、水質汚染規制機関により決められる3年以上6年以下の期間を与えられる。

XVIII- 特別ケースに於いては、汚染規制執行機関の要請により、第XVII項に定められる期間は、SEMAがこれを削減する事が出来る。

XX- 本省令の適用は、水質汚染規制機関が行ない、法規遵守を監視すると共に、1975年8月14日付けの大統領令第1413号及び1975年10月3日付け政令第76389号の細則規定を守って、汚染産業活動の停止も含め、同省令に規定される処罰を適用する。

XXI- 汚染規制を担当する州機関がない場合、また在ったとしても、手ぬかりや義務の不履行があったり、定められた水の用途にかなりの損害を加える場合、特別環境庁は、補足的に直接行動をとる事ができる。

XXII- 州の汚染規制機関は、同機関の行なう国内内陸部の水体の分類や、設定する規則や標準についてSEMAに常に通知しなければならない。

XXIII- 水質汚染の原因となるもしくはその可能性のある工場は全て、毎年もしくは、変更のある時に、汚染規制執行機関に、廃液の量及び種類、また既存の汚染政策設備や装置に関する情報を伝えねばならず、そうしなければ然るべき処罰を受ける。担当当局は、こうした情報のコピーをSEMA、STI(MIC)、IBGE(SEPLAN)に送付しなければならない。

XXIV- 各州は、州の領土内で、それぞれの汚染規制機関を通じて、汚染される水流が例え領土内もしくは州の管轄下になくとも、廃物の規制、監督活動を行使しなければならない。

XXV- 郡や州の処罰がないか、もしくは不十分である場合、本省令の規定の不履行は、SEMAの発意で、違反者は担当連邦機関に対し、1975年10月3日付けの政令第76386号第5条a、b項に規定される処罰を受ける。

XXVI- 本省令は、公布の日から施行され、これに反する規定は無効となる。

(署名) Maurício Rangel Peis

1976年1月23日付公報に発表

省令第0231(1976年4月27日)

内務相は、特別環境庁長官の提案を受け、1973年10月30日付けの政令第73030号、1975年8月14日付け大統領令第1413号、1975年10月3日付け政令第76389号により付与される権限を行使し、

国土の幾つかの地域で大気の質が低下し続けている事に鑑み、住民の健康、安全、福祉や動・植物や大気の物質や使用を害し、こうした地域での生活の質が低下し、国の安全と経済を害する結果をもたらしている事に鑑み、

現地・地方政府機関の採用する大気汚染規制措置を技術面・管理面で調整する必要がある事に鑑み、国の安全と開発の利害に合わせ、最終的な形で、大気汚染規制を助長・実行するのが適切である事に鑑み、

下記の大気の質規準を定める事を決定する。

- I—大気の質規準とは、一定の大気汚染物質の濃度で、これを越すと住民の健康や安全や福祉に害を与えたり、動・植物や資材や環境全般にダメージを加えるものの事をいう。
- II—SEMAの承認する大気汚染物質のサンプリングと分析方法が参考方法となる。
- III—参考方法と矛盾せず、SEMAの承認する大気汚染物質のサンプリングと分析が、同等方法となる。
- IV—大気の質の測定は全て、温度25℃、水銀柱の圧力760mm(1,013.2ミリバーレル)に修正しなければならない。
- V—住民保護の為、達成目標として、また大気汚染規制の国家プランやこれにもとづく地方プランの作成の指標となるべき次のような大気の質規準が定められる。

a) 浮遊粒子

a.1 質規準

- 年間幾何平均濃度が1m³当たり80マイクログラム
- 1日の最高濃度が1m³当たり240マイクログラムで1年に1回以上、これを越えてはならない。

a.2 参考方法

- 大量サンプリング法、もしくは同認法

b) 二酸化硫黄

b.1 質規準

- 年間算術平均濃度が、1m³当たり80マイクログラムで、
- 1日の最適高濃度が、1m³当たり365マイクログラムで、年に1回以上これを越えてはならない。

b.2 参考方法

パラローザニリン ($\text{HOOC}(\text{C}_6\text{H}_4\text{NH}_2)_3$)法もしくは同等法

c) 一酸化炭素

c.1 質規準

－ 8時間の最高濃度－1 m³当たり1万マイクログラムで、1年に1回以上これを越えてはならない。

－ 1時間の最高濃度－1 m³当たり4万マイクログラムで、1年に1回以上これを越えてはならない。

c.2 参考方法

非拡散赤外線吸収法もしくは、これと同等の方法

d) 光化学オキシダント(酸化剤)

d.1 質規準(窒素酸化物や二酸化硫黄の干渉により修正される)

－ 1時間の最高濃度1 m³当たり160マイクログラムで、1年に1回以上これを越えてはならない。

d.2 化学ルミネセンス法もしくは、同等方法

VI－その他の汚染物質についての質規準は、これらに関する入手可能な科学情報が増えれば、SEMAがこれを定める。

VII－現在建設中の産業や今後建設される産業は、環境汚染規制について、SEMAの定めた基準、規則、規範を採用しなければならず、必要な規制、監督、許可は州の担当当局がこれを行なう。

VIII－汚染規制用機械は、出来る限り国産とする。

IX－州環境規制審議会や、これと同等の団体機関は、本省令に予定されている汚染規制プランの承認前でも、SEMAが承認した暫定プランに従って既に操業中の産業に於ける汚染対策設備の設置要求について執行機関を指導する事が出来る。

X－州の環境規制審議会もしくは、これと同等の団体機関は、緊急事態に対する活動プランを定め、必要な場合、SEMAの承認する規則の枠内で、これを適用しなければならない。

XI－前項に言及される緊急プランは、大気の熱転換期間中もしくは、他の危険な事態に固定/可動汚染の活動の削減を規定する事ができる。

XII－本省令にもとずき策定される州のプランは、適用前に、全国的な汚染規制の企画と合致させる為、SEMAに提出される。

XIII－SEMAは、州の汚染規制機関がない場合、もしくは、あっても、本省に規定される権限の遂行の際、欠陥もしくは、義務不履行を呈する場合、補足的に直接行動をとる事ができる。

XIV－郡機関による大気汚染の規制は、州の関連機関に一致して行なわれねばならない。

XV－大気汚染を惹起するかもしくは、惹起する可能性のある工業施設は、毎年、州の担当機関に、気体もしくは粒体の放散の種類と汚染対策機械を通知しなければならず、そうしなければ、適切な処罰を受ける。同州担当機関は、これらの情報のコピーを内務省のSEMAに提出する。

XVI-各州が大気汚染規制について地方の放散基準を採用する際、これは、S E M Aによる事前の承認を受けねばならない。

XVII-本省令に定められる大気の質規準は、本省令の公布の日から施行される。

XVIII-本省令は、公布の日から施行され、これに反する諸規定は無効となる。

(署名) Mauricio Rangel Reis

1976年5月7日の公報に発表

省令第0536号(1976年12月7日)

内務相は、その権限を行使し、1978年10月30日付けの政令第73030号、1975年8月14日付けの大統領令第1413号、1975年10月3日の政令第76389号の規定にもとづく特別環境庁長官の提案を受け、また、水浴用水の質について、1976年1月15日付けの省令第GM/No.0013号を補足する必要に鑑み、下記のように決定する。

- I—水浴(一次接触レクリエーション)用の内陸部の水もしくは海水は、同じ場所で採集され、以前の5週間の各週に得られたサンプル全体の80%以上に於ける糞便大腸菌が水100 ml当たり250個、もしくは、全部の大腸菌が水100 ml当たり1,250個以下である場合、この用途につき優秀(3つ星)とみなされる。
- II—水浴(一次接触レクリエーション)用の内陸部の水もしくは海水は、同じ場所で採集され、以前の5週間の各週に得られたサンプル全体の80%以上で、水100 ml当たり、糞便大腸菌が500個以下か、水100 ml当たり大腸菌のトータルが2,500個以下である場合、優良(2つ星)とみなされる。
- III—水浴(一次接触レクリエーション)用の内陸部の水もしくは海水は、優秀とも優良とも分類できないが、同じ場所で採集され、以前の5週間の各週に得られたサンプル全体の80%以上に於いて、水100 ml当たり糞便大腸菌が1,000個以下か、水100 ml当たり大腸菌のトータルが5,000個以下である場合、良(1つ星)とみなされる。
- IV—水浴(一次接触レクリエーション)用の内陸部の水もしくは海水は、優秀とも、優良とも、良とも分類できないが、同じ地点で採集され、以前の5週間の各週に得られたサンプル全体の80%以上に於いて、水100 ml中に糞便の大腸菌が4,000個以下かもしくは、水100 ml中の大腸菌のトータルが2万個以下である場合、この用途には疑問ありとみなされる。
- V—水浴用(一次接触レクリエーション)の内陸部の水もしくは海水は、下記の事項のどれが発生しても、この用途には不良とみなされる。
- 上記の範ちゅうに認められるバクテリア指数を越える為、どの範ちゅうにも分類されない。
 - 当該地方に水路経由で伝染する病気の発生率が異常にもしくは、相対的に高いと衛生当局が判断する。
 - 臭覚もしくは、視覚により、下水汚染の徴候が感知できる。
 - 例え希薄にされていても、雨水地下溝も含め、みぞや水流や運河経由で、下水を定期的、断続的もしくは散発的に受ける。
 - 健康に危険を呈したりレクリエーションを不快にするような油脂、その他の物質を含めた固体もしくは液体の残隙物が廃棄物が在る。
 - 可視度1,000 m以下、pH 6.5以下、8.3以上。
 - 人間に寄生する寄生虫が水中に存在するか、感染した中間媒体の存在が確認される。
 - 内陸部の水中に *esquistosomose** の媒体が存在する。この場合、禁止通告や警告がこの衛

生リスクを特別に言及すべきである。

i) その他一次接触レクリエーション(水泳)の実行を一時的もしくは、永久的に不適とするフアクター。

VI-疑問有りとな不良の範ちゅうは、分類担当機関もしくは団体が自身の判断で不適という範ちゅうに、一括する事が出来る。

VII-海岸や水浴地の質の低下が公道に雨が降った為か、もしくは、その他の原因による場合、こうした事情を分類公報に言及しなければならない。

VIII-サンプルの採集は、海岸や水浴地に人が多い日に優先的に行なう。

IX-分類の際には、検査結果は、5週間以下の期間のものであってもよいが、この場合、各期間を明記し、この期間中に少なくとも5つのサンプルを採集・検査しなければならない。

X-本省令に定められる大腸菌検査は出来る限り、糞便大腸菌を調べて数える為に行なわれ、こうした調査と計算がむずかしいか不可能である場合、大腸菌トータルで表現される指数を使う事が許される。

XI-大腸菌分析方法は、Standard Method for the Examination of Water and Waste Waterの最新版に記されるものである。

XII-海岸では、糞便大腸菌もしくは大腸菌トータルの数の決定の為のサンプルの採集は、バクテリアの数が現地で通常一番多い潮の条件で、優先的に行なう。

XIII-郡、州、連邦のどのレベルの公権であれ、一次接触レクリエーション水の質の悪さが立ち入り禁止を正当化するとみなし、この措置を実施する為の手段がある場合、海岸もしくはその他の水浴地は立ち入り禁止となりうる。

XIV-前項の規定とは別に、海岸もしくはその他の水浴地に深刻な危険を提供するような下水の流水もしくは溢出がある場合、担当機関は、Pという字のある赤旗もしくは、中央に黒色で汚染という字を書いた赤旗で印をつけねばならない。

XV-水浴向けの水の分類は、州機関の管轄下にある技術・基本衛生財団や会社も含め、郡、州、連邦のどのレベルの公格もこれを行ない、広く普及しなければならない。

XVI-本省令は、公布の日から施行され、これに反する規定は無効となる。

(署名) Mauricio Rangel Reis

(前ページh)

* かたつむりが媒体となる俗称、水腹(barriza dagua)と呼ばれる病気のこと。

関連省間省令第090号、1978年3月29日

鉱山動力大臣及び内務大臣は、その権限を行使し、1977年1月20日付けの関連省間省令により設けられた作業グループの提案を受け、下記のように決議する。

I - 連邦河川の流域の各々を多角的に利用し、各地域の生態系に有害な結果を最少限にする為、これの水資源の合理的利用の総合的研究とフォローアップや国内河川を分類する特別委員会を創設する。

II - ここで創設される特別委員会の構成メンバーを次のようにする。

a) 環境庁長官 - MITER/SEMA

b) 国家水・電力局の局長 - MME/DNAEE

c) ブラジル電力会社の社長 - MME/Eletróbras

d) 国家下水道工事局の局長 - MITER/DNOS

e) 連邦河川の流域の地理経済地域に於ける地方開発庁の長官

f) 連邦河川の各流域の水資源及び環境規制に関する特殊権限をもつ州の州知事の任命する州の局長達

III - 本省令第II項に言及される各構成員は、特別委員会を構成するに際し、補欠員を指名する。

IV - 特別委員会の議長は、環境庁長官とDNAEEの局長が交替で務める。

V - 特別委員会のメンバーが作成する内部規約は、本省令の署名者達の合同条例により承認される。

VI - 本省令は、公布の日施行される。

Shigeaki Ueki

鉱山動力大臣

Mauricio Rangel Reis

内務大臣

省令第1832号，1978年11月17日

鉱山動力大臣は，その法的権限を行使し，下記のように決議する。

- I - 工業・衛生用に連邦公共用水を使用する為の認可，もしくは許可願いは，特別環境庁もしくは，これが然るべく信任した地方機関が承認する廃水処理システムと，水をひく工事プロジェクトを提出するものしか，国家水電力局は評価しない事を決める。
- II - 本省令は，公布の日に施行され，これに反する規定は，無効となる。

Shigoaki Ueki

GM省令第323号、1978年11月29日付

内務大臣は、1973年10月30日付け政令第73030号及び1975年8月14日付け大統領令第1413号及び1975年10月3日付け政令第76389号が付与する権限を行使し、環境庁長官の提案を受け、

砂糖きびの発酵廃液が、汚染物質として、都市用や経済活動用の給水を大幅に損ない、内陸部の水の生態学的均衡を大きく変更し、漁業資源に深刻な打撃を与える事に鑑み、

この水質汚染効果が、アルコール工場の生産の増大により悪化しており、生態系均衡と環境を保護する為の措置を採る事が勧められる事に鑑み、

下記の規則を公布する事を決議する。

- I - 1979/80年度の収穫期以降、既設のアルコール工場もしくは、今後国内に設置されるアルコール工場が河川・湖水等 (*colectores hidricos*) に廃水を直接もしくは、間接に投入する事は禁止される。
- II - アルコール工場を所有する企業は、本省令の日付けから3ヶ月以内に、水質汚染規制を目的とする廃水の適切な処理・利用システムの設置プロジェクトを提出する。
- III - 河川・湖水等に廃水を投入する砂糖工場は、この廃水が惹起する汚染の実質的規制の為、同様に前項に規定される期間を守らなければならない。
- IV - 前項に規定されるプロジェクトは、州の環境機関・団体の審査と承認を受ける為、2通提出しなければならない。州の環境機関・団体は、1通を内務省の環境庁 (SEMA) に送付する。プロジェクトが承認されれば、その実行の監督は、上述の州機関・団体が行なう。
- V - 州の環境機関もしくは団体は、必要と判断すればSEMAが介入する為に、プロジェクトを承認したそれぞれの鑑定書もしくは条例のコピーをSEMAに送付しなければならない。
- VI - 本省令に定められる期間が守られないか、もしくは、プロジェクトが満足のゆくものでない場合、機関・団体は、この事実をSEMAに通達し、SEMAは、1975年8月14日付け大統領令第1413号の細則規定である1975年10月3日付け政令第76389号に定められる趣旨の為、国家アルコール委員会、砂糖・アルコール院 (IAA) また政府金融機関にこの事実を正式に通達する。

Mauricio Rangel Reis

* 水たまり、河川、湖水、貯水池等水の集合体の事、以下河川・湖水等と訳す

SEMA 省令第 002 号, 1979 年 2 月 9 日

環境庁長官は、1978 年 10 月 30 日付け政令第 73030 号第 4 条 O 項により付与される権限を行使し、鉱山動力相の 1978 年 11 月 17 日付け省令第 1832 号に鑑み、

下記の規則を公布する事を決議する。

I - 連邦公共水を産業用もしくは、衛生用に使用する為の認可や許可の申請が、特別環境庁 (SEMA) に提出される場合、環境庁長官が承認する為、科学技術付属書記局が優先的にこれを審査する。

II - SEMA は、また本省に言及される申請を承認するのに、地方の環境機関・団体を信任する事が出来る。この場合、鉱山動力省の国家水・電力局に送付する為、各申請書と鑑定書のコピーとを SEMA に送付しなければならない。

III - 許可申請の認可もしくは却下に関し、発行される鑑定書は、河川の自浄能力も考慮した上、州・連邦の関連法規にもとづかねばならない。

Paulo Nogueira Neto

省令第 053 号， 1979 年 3 月 1 日

内務大臣は，環境庁長官の提案を受け，1978 年 10 月 30 日付けの政令第 73030 号第 4 条の付与する権限を行使し，

- 一 固形廃棄物問題は，汚染規制・環境問題に含まれる事に鑑み，
 - 一 土壌，大気，水の汚染媒体として，人間の全ゆる活動に発生する固形ゴミ，もしくは廃棄物の重要性に鑑み，
 - 一 固形ゴミ・廃棄物の置き場や汚物捨て場として使用される地域の止む事のない劣悪化に鑑み，
 - 一 国際的標準に従い，公共の福祉の為には，人口 2 万人以上の都市人口の少なくとも 80 % のゴミは，衛生上適切な最終的処理システムを備えるべきである事に鑑み，
 - 一 生活の質の観点からみて，露天のゴミタメ，汚物やゴミ捨て場はなくすべきである事に鑑み，
- 下記のように決議する。

I 一 固形廃棄物の処理・処分の個別プロジェクト及びその導入，操業，保全の監督は，州の汚染規制・環境保全機関の承認を受ける。

上述の個々のプロジェクトに対する許可のコピーは，特別環境庁に送付しなければならない。

- II 一 天然の状態のゴミは，農業もしくは，動物の飼料に使用してはならない。
- III 一 毒性のある固形廃棄物や，可燃性物，腐食物，爆発物，放射性物その他有害とみなされる物質を含む固形廃棄物は，生産現場で，州の汚染規制・環境保全機関の定める条件で，適切な処理・処置を受けねばならない。
- IV 一 固形ゴミもしくは廃棄物は，人工湖の埋めたての必要があり，これが州の汚染規制・環境保全機関に許可される場合を除き，河川に投入されてはならない。
- V 一 港湾や空港に生ずる固形廃棄物は生産現場で燃焼しなければならない。
- VI 一 病原菌を有する固形廃棄物は，病院及びこれに類する場所の廃棄物や人間の消費には使えないと宣告される食糧その他の産物は全て，州の汚染規制・環境保全機関が定める条件で適切に梱包され，特別輸送され，すぐに焼き払わねばならない。
- VII 一 前項に扱われる焼却設備や，大気の質規準を定める内務省の 1976 年 4 月 27 日付けの省令第 231 号に記される焼却器は，a) 小動物の火葬が出来るようなもので，b) 現地の技術的・経済的可能性に従い，1 つもしくはそれ以上の郡の公共用に郡当局が設置しなければならない。
- VIII 一 病原体を有する固形廃棄物で，国家原子力委員会の許可する設備で，電離放射線による殺菌プロセスに付されたものは，焼却義務項目から除外される。
- IX 一 住宅，商業，役務提供用建造物中では，固形廃棄物の焼却器を使用してはならない。
- X 一 全ゆる性質の固形もしくは，半固形廃棄物は，露天に放置したり焼却してはならない。但し，下記の事項のみ許される。

a) 汚染規制・環境保全当局，もしくは公共衛生当局が，公共衛生や環境にリスクをもたらさないと判断する，事前に承認される場所に全ゆる性質の廃棄物を一時的に蓄積する事。

- b) 衛生上緊急事態に於いて全ゆる性質の固形，もしくは半固形廃棄物を焼却する事。
- XI 一固形廃棄物を海に投入するには，連邦担当局の事前許可が必要である。
- XII 一固形廃棄物の最終的処理プランやプロジェクトに於いては，郡グループの共同対策や廃棄物の合理的リサイクリングや再利用をもたらす対策が助長されるべきである。
- XIII 一特別環境庁は，本省令の規定を実施，もしくはコントロールする州機関がなければ，直接もしくは補足的に行動する事が出来る。
- XIV 一本省令は，公布の日に施行される。

Mauricio Rangel Reis

省令第003号, 1979年3月12日

鉱山動力大臣と内務大臣は、その権限を行使し、1978年3月29日付けの閣僚間省令第90号の5項の規定に鑑み、下記のように決議する。

I - 1978年3月29日付けの閣僚間省令により設立されたCEEIBH(流域総合研究特別委員会)の添付する内部規約を承認する。

II - 本省令は公布の日施行される。

Shigeaki Ueki

鉱山動力大臣

Mauricio Rangel Reis

内務大臣

流域総合研究特別委員会 - CEEIBH 内部規約

標題 I

設立について

第1条 各構成機関の法的、技術的、管理的、金融的自決権を維持する自由協定プロセスにより、適切なメカニズムを用い、相互協力による共同行動の必要が認められた為、鉱山動力大臣と内務大臣の1978年3月29日付け閣僚間省令第090号により設立され、1978年4月4日の公報に発表された。流域総合研究特別委員会は、国家水電力局(MME/DNAEE)の局長、環境庁(MINTER/SEMA)の長官、国家下水道工事局(MINTER/DNOS)の局長、ブラジル電力会社(MME/Eletróbras)の社長、連邦河川の流域の各地理経済的地域の地方開発庁の長官達及び連邦河川の流域に於ける水資源と環境規制に関する特別権限を持つ州の知事が任命する州政府の局長達により構成される。

独立項：本規約の第14条に規定される実行委員会の設立につれて、地方開発庁の代表者達と実行委員会の管轄下にある。流域に対し、関連のある州政府の知事が任命する州の局長達は、CEEIBHのメンバーとして加えられる。

標題 II

趣旨について

第2条 各流域の多角的利用を達成し、地方の生態系に有害な結果を最少限にとどめる為、国の河川の分類と編成及び連邦河川の流域の水資源の合理的利用の総合研究とフォローアップを提案し、次のような措置をとる事を指導するのが、流域総合研究特別委員会の義務である。

I - 国の河川の編成

II - 最も必要な用途が現出するにつれ、この需要を満たす水の確保

III - 流域の衛生条件を改善

IV - 流域的情勢の予防とコントロールを担当する各種機関の活動の効率と調和を増大する事

V - 経済的、社会的活動の使用認可と許可の為の研究の企画、実行及び基礎的下水道工事の適正な実施と、その最終的処理の調整

VI 一流域の資源の多角的利用を考慮し、ここで操業する連邦、州、郡の公共機関その他の団体の努力を結集し、連結する。

VII 一標準化され、総合的に最適化するような形で水理データの収集と交換を助成。

標題 III

本部と権限について

第 3 条 流域総合研究特別委員会 (CEEIBH) の本部は、連邦府ブラジリア市にある。

第 4 条 CEEIBH の権限は下記の通り。

I 一流域の水資源の総合的利用の最適化とその水の衛生条件の改善の為の特別プラン実施の総合プランとタイム・スケジュールを承認する。

II 一これらの流域に於ける危機的な水路事情と衛生事情の効率的かつ迅速な予防とコントロールに必要な一連の措置を承認する。

III 一前項に言及されるプランの実施の為、実行委員会の活動を監督する。

IV 一流域の資源の多角的利用を目的として、関連公共機関や団体に勧告を行なう。

V 一危機的事態が発生する場合、それを予防し、結果を最少限にとどめる為に、迅速かつ独自の行動をとる。

VI 一実行委員会の内部規約、その機構また変更を承認する。

VII 一実行委員会の年次レポートを承認する。

VIII 一実行委員会の送付するレポート及び研究を評価し、提案される勧告及び措置に関して決定する。

IX 一実行委員会の会長を選び、CEEIBH の実行書記局の実行書記長を任命する。

X 一実行書記局の定める条件で、これに技術面、管理面での援助サービスを行なう企業を選ぶ。

XI 一期間が事前に固定される特別任務の実行を特徴とする作業プログラムに定めていない問題を扱う為の特別委員会の創設を決定、もしくは許可する。

第 5 条 CEEIBH の会長の権限は下記の通り。

I 一第 3 者との関係に於いて CEEIBH を代表する。

II 一 CEEIBH の活動を管理する。

III 一 CEEIBH を代表し、その会議で全ゆる措置、もしくは勧告を行ない、必要な書類を発行する。

IV 一危機的な事態の発生に際し、その結果の予防、かつ又最少限化の為に、CEEIBH の事後承認で担当機関に緊急措置をとらせる。

V 一 CEEIBH の一般会議、特別会議を招へいする。

VI 一内部規約を守り、またこれを守らせて、CEEIBH の作業を指導する。

VII 一会議の議長をつとめ、議題について決定する。

VIII 一メンバー中から、CEEIBH が評価する問題について報告者を任命し、レポートの提出期限を定める。

X- 自発的にもしくは、CEEIBHのメンバーの申請により、技術者を会議に招へいする。

X- CEEIBHのメンバー中から、本人が不在か何らかの支障がある際、代理人を任命する。

XI- 実行委員会メンバーの任命議事録の登録を命令する。

XII- CEEIBHに参加する団体から、人員の暫定的もしくは恒常的任命を要請する。

XIII- CEEIBHが保管するか、ここで手続き中の書類の証明書もしくはコピーの発行やCEEIBHに関するデータ、労作及び情報の発表を許可する。

XIV- 下記の事項を目的として、CEEIBHの構成機関の副会長、実行書記長、会長、コーディネーター達と定期的に内部調整会議をもつ。

1. これらの機関の活動をその目的に照らして指導・評価する。

2. 権限の枠内で、メンバーの活動の為の方法やプロセスに関する研究・調査基準を勧告する。

標題IV

金融制度について

第6条 CEEIBHのメンバー及び参加者に対する費用は各機関の負担となる。

第7条 地域的性質の有無を問わず、特別研究・プロジェクトの費用は、CEEIBHの認可する特別地域協定に従って分担される。

標題V

管理手続きについて

第8条 CEEIBHは、1978年3月29日付け閣僚間省令の決定に従い、環境庁長官とDNAEEの局長とが交替で議長を務める。

独立項：CEEIBHの議長の任期は2年である。

第9条 CEEIBHの構成機関は、その機関の専任者がこれを代表し、専任者の各々がその補欠員を任命する。

第10条 各機関の代表者は、CEEIBH内部で機関を代表して行動する権限がある。

第11条 CEEIBHのメンバーは、3ヶ月毎に少なくとも4名のメンバーの出席をもって一般会議に会合し、特別会議には、会長の発意によるか、もしくは、メンバーの少なくとも2名が要請するかすれば会合する。

第1節 CEEIBHの一般会議には、実行委員会の会長が投票権無しで出席する。彼らは、補佐官もしくは、CEEIBHの会長の招へいする他の人達を連れてきてよい。

第2節 CEEIBHの会議は、会長がその為に任命するメンバーの一人が書記となる。

第3節 一般会議の議題は、出来るだけ早目に、少なくとも10日前に各機関の代表達に配布される。

第4節 CEEIBHの会議から議事録の要約が作成され、この要約中には、議事日程と承認された勧告及び決定が記されていないなければならない。

第5節 一般会議の場所は、前回会議で選定される。

第12条 CEEIBHの会議では、下記の順序が守られる。

- I 一定足数の確認
- II 前回会議の議事録の読み上げ、討議、承認
- III 議事録にある問題の評価
- IV 各種話題

第13条 CEEIBHの決定は、参加メンバーの全員一致で下される。

標題VI

補助機関について

第I章 実行委員会について

第14条 CEEIBHの情報・サポート作業の実施の為、本規定第15条に言及される権限及びCEEIBHが、今後決定する権限を持ち、CEEIBHに直属する実行委員会が設けられる。

第15条 実行委員会の権限は、下記のようなものである。

- I CEEIBHに流域の水資源管理に必要な規範措置に関する勧告を検討し、提供する。
- II CEEIBHへの連絡を維持し、流域の水資源の多角的利用と保存に関する研究やプロジェクトや工事の実施をフォローアップする。
- III 危機的状態の予防とコントロールを担当する各種機関の措置のフォローアップに際し、CEEIBHの会長が要請する点を援助する。

第16条 実行委員会は、その権限を直接に、もしくはこれに代表される機関を通じ行使する。

第17条 各実行委員会は会長1人及び副会長1人をもつ。

第1節 会長は、CEEIBHの一般会議で選出され、支障のある際、会長代行を務める各副会長は、会長が任命する。

第2節 会長の任期は2年で、決定的な支障がある場合、CEEIBHは、任期を終える為の代行を選出する。

第18条 CEEIBHの構成機関の代表の他に、各流域で活動する連邦・州・郡の直接・間接行政機関の代表が実行委員会を構成できる。

第1節 DNAEE, Eletrobrás, SEMA, DNOSは、投票権無しの仲裁人の資格で、実行委員会に参加する。

第2節 実行委員会の構成機関の構成の責任は、各規約に明記され、CEEIBHがこれを承認する。

第3節 実行委員会を構成する諸機関の責任は、技術協力協定中に明記されねばならない。

第19条 実行委員会に参加する各機関は、それぞれの代表者とその代行とを任命し、各実行委員会の会長に書式で伝える。

第20条 CEEIBHが定める場所に本部をかまえる実行委員会は、書記局の援助と小委員会の技術面でのサポートを各自受ける。これらの機関の権限は、CEEIBHが実行委員会の提案にもとづき決定する。

第21条 実行委員会を構成する各機関は、各小委員会に2人のメンバーを任命し、会長に同委員会を代表する者達の氏名を、専任者とその補欠員を指示して、書式で伝える。

第22条 実行委員会の勧告は、加盟諸機関の多数決で承認され、CEEIBHに提出される。

独立項：反対票が維持される場合、それぞれのレポートは、承認された勧告と共にCEEIBHに提出される。

第II章 CEEIBHの実行書記局について

第23条 CEEIBHの機能に必要な技術面・管理面業務は、ブラジリアに本部をおく実行書記局により調整される。同書記局は、CEEIBHの活動に関するデータ、研究、情報の収集、予備的分析、保管、発行、配布及び技術文献と共通の利益のデータ・バンクの維持に責任をもつ。

第24条 実行書記局は、CEEIBHの任命する実行書記長が指導する。実行書記長は、会長の指導の下で下記の事項を行なう。

- a) 流域の実行委員会の形成と発展を目指し、地方当局を援助する。
- b) 作業・活動の発展に必要なデータと情報を提供し、CEEIBHを援助する。
- c) 各流域実行委員会の情報の受授方法を調整し、データ、標準、規準センターを設け、この稼働を維持する。
- d) 連邦法規に関する情報及び一般的な技術問題をカタログにのせ、各種実行委員会にこれを普及する。
- e) CEEIBHの会議の日程表を維持し、議題を用意し、それぞれの議事録を作成・配布する。
- f) 実行委員会の会議の日程表を維持し、これらの会議に出席するかもしくは、代理人を派遣し、メンバーの行なう活動をフォローアップする。
- g) CEEIBHの行なう活動の年次レポートを作成し、年間行事プログラムの作成と、書記局の支出の予想とを調整する。
- h) 書記局の業務を管理する。

標題VII

一般規定について

第25条 実行書記局に技術面・管理面でのサポート業務を行なう企業は、CEEIBHが定める条件で、CEEIBHがこれを選ぶ。

第26条 CEEIBHに関するデータ、労作、情報の普及は会長が事前にこれを許可しなければならない。

第27条 本規約の適用の際の疑問点及び脱落事項は、CEEIBHがこれを処理し、鉱山動力相と内務相がこれを後に考慮する。

第28条 本規約は、鉱山動力相と内務相が承認する日に施行される。

ブラジリア

CEEIBH会長

省令第092号, 1980年6月19日

内務大臣は、環境庁長官の提案を受け、1978年10月30日政令第73030号第4条により付与される権限を行使し、

過度な音響・騒音問題は環境汚染規制を受ける問題に含まれる事に鑑み、

騒音公害による生活の質の低下が大都市で悪化し続けている事に鑑み、

騒音や音響が健康にもたらす害は人間の聴覚の耐えられるレベルを超える事に鑑み、

騒音レベルの規制に必要な基準・標準の設定は、人間の要求・条件、騒音を惹起するものの特徴的な発生源、測定場所・地域、発生の分布・時間頻度等の無数のファクターに左右される事に鑑み、

ブラジル国土の広大さ、使用・慣習事情の異なるブラジルの各郡の異質性に鑑み、

基準・標準は、全国土で容易に適用できるように包括的でなければならない事に鑑み、下記のように決議する。

I—宣伝活動も含め工業・商業・社交・レクリエーション活動により発散される音・雑音は、公共の健康・安全・安寧の為に本省の規定する標準・規準・指針に従う。

II—前項の趣旨について下記のような音・雑音が公共の健康・安全・安寧に有害とみなされる。

a) 騒音の発生する場所の外部で、交通のない現場の暗騒音を10デシベル以上越えるレベルに達するもの。

b) 暗騒音とは無関係に、騒音発生場所の外部で日中に70デシベル以上、夜間60デシベル以上に達するもの。

c) 騒音の発生する場所の内部で、ブラジル技術規範協会—ABNTの規範NB—95号もしくは、これに続く規範が受認できるとみなすレベルを超える騒音度に達するもの

III—異種な活動用の建造物の建設もしくは改築プロジェクトの施行の際、このうちの一つの建造物が生ずる騒音レベルは、ABNTの規則NB—95もしくは、これに続く規則により定められるレベルを越える事はできない。

IV—自動車が発生する騒音もしくは音響の放散や作業環境内部で生ずる騒音は、各々国家交通審議会—CONTRANや労働省の担当機関が発行する規則に従う。

V—連邦、州、郡の担当機関・団体は、それぞれの警察権の行使に於いて、活動の行使と公共の健康、安全、安寧の保護との調和をはかる事を目的とし、騒音を発生する活動の場所、時間、性質を常に考慮した上で、全ゆる媒体が発生する全ゆる種類の音響及び騒音の放散もしくは、放散の禁止について、本省の規定に従い決定する。

VI—本日以降放散される騒音公害を規制する全ゆる規則は、本省令に適合され、SEMAに提出される。

VII—本省令については、EB386/74号、ABNTもしくは、これに続くものの勧告に応ずる音響レベル測定器により測定が行なわれる。

VIII—本省令に於いて考慮される騒音測定の為には、slow response に接続された騒音測定装置

のマイクは、騒音源のある建物の境界から少なくとも1.50 m（1メートル50センチ）離し、地面から1.20 m（1メートル20センチ）の高度に維持しなければならない。

X-騒音測定装置のマイクは、全ゆる障害物から少なくとも1.20 m（1メートル20センチ）離れていなければならない。風よけを備えていなければならない。

X-全ゆる騒音レベルは、A B N TのNB-95に言及される測定装置も含め、A特性による。

省令第100号、1980年7月14日

内務大臣は、環境庁長官の提案を受け、1973年10月30日付けの政令第78030号第4条の付与する権限を行使し、

大気の質基準を取り扱う1976年4月27日付けの省令第231号の規定に鑑み、

ディーゼル・オイルを燃料とする車の放散する煙は、大都市に於ける大気の質の悪化に貢献する事に鑑み、

煙の過剰放散も燃料浪費の要因の一つとなる事も鑑み、

鉱山動力省の機関である国家石油審議会は1972年5月10日付けのCNP/DIRABの基準指針第02号に於いて、運輸会社向けのディーゼルオイルの割当量の増大を煙の放散指数を示す環境庁機関の証明書の提出を条件としている事に鑑み、下記のように決議する。

第1条 ディーゼル車の放散する煙は、海拔500m以下の地点でテストされる場合、どの作業体制下に於いても、リンゲルマン濃度表の標準No.2を超えてはならず、海拔500メートル以上の場合、同じ濃度の標準No.3を超えてはならない。

独立項：市街部のみを走行する車は、本条の規定から除外される。この場合、海拔500メートル以上の地点であっても煙の放散は、リンゲルマン濃度表の標準No.2に限定される。

第2条 本省の規定するレベル以上に煙を排出する者は、関連法規に規定される処罰を受ける。

第3条 特別環境庁は、基準指針により本省令の適用に必要な処置を定める。

第4条 本省令の履行の監査は、1966年12月21日付けの法律第5108号第89条XXX項“a”と1970年3月17日付けのCONTRAN決議第425/70号に従い、国家交通審議会（CONTRAN）が担当する。

第5条 本省令は公布の日施行される。

書類番号No.00-80-00426-1

* リンゲルマン濃度表（Ringelmann Chart）煙突から排出するすす量を主観的に見積もる為の図

GM省令第124号, 1980年8月20日

内務大臣は、環境庁長官の提案を受け、1973年10月30日付けの政令第78080号及び1975年8月14日付け大統領令第1413号、1975年10月3日付け政令第76389号により付与される権限を行使し、

全国各地で河川を汚染し、水生動植物を削減し、都市全体の住民への給水をストップするに至るような事故の発生を予防する事が緊急に必要で不可欠である事に鑑み、次の規則を発布する事を決定する。

- I - 潜在的な汚染産業や水質汚染を惹起する可能性のある物質を貯蔵する建築物や構造物は、最も近い河川・湖水等もしくは、水流から少なくとも200メートル離れた地点に立地しなければならない。
- II - 潜在的な汚染液を受け入れる為、地表レベル以上のところに設計もしくは、建設される貯蔵所は、必要な安全規則に沿って保護されなければならない。生産プロセスもしくは、貯蔵プロセスに於ける汚染液の流出を受け、これを保存する能力があり、これを目的とするタンクや壁や地下サイロ、障壁、その他の収容装置が建設されねばならない。
- III - 本省の第1項に規定にある距離を維持したり、第II項に言及される事故の予防装置を建設する事が技術的に不可能である事が一定の地点で確認されれば、州の環境規制機関は、規定される要件を、同様に安全な他の予防措置にとってかえる事ができる。Empresa de Portos do Brasil S/A - Portobrás 社が然るべく承認した港湾施設については、河川・湖水その他もしくは水流の岸から200メートル以内に建設する事ができる。
- IV - 前項に言及される装置の大きさを決めるには、火災予防対策の規則も考慮に入れた上で、汚染物質の大きなロスの結果するような発生可能なタイプの事故が発生する可能性を考慮しなければならない。
- V - 州の環境規制機関は、それぞれの権限の枠内で、廃液の処理かつ又処置プロセスや事故防止装置のプロジェクトを審査し、設置許可書を発行し、これらのシステムの設置と稼働をフォローし、必要と判断すればSEMAの介入の為、SEMAにプロジェクトを承認した鑑定書かつ又条例のコピーを提出する。
- VI - 潜在的汚染液の貯蔵責任者に、州の環境機関は、本省令に規定される事故防止装置を設置する必要がある事を通達する。
- VII - 本省令の第IV項に規定される事故防止装置プロジェクトは、前項に言及される通達の日から10ヶ月以内に、州の環境規制機関に渡し、装置はこのプロジェクトの承認から12ヶ月以内に通常の使用条件を備えていなければならない。
- VIII - 第VII項に言及されるプロジェクトが承認できるような技術的条件を備えていない場合、州の環境規制機関は、新規にプロジェクト提出期限を決めるが、これは120日を越えてはならない。
- IX - 本省令の公布の日既に存在する工業設備や貯蔵設備の製造能力もしくは貯蔵能力の拡大は、第II項の規定を守らなければ、許可されない。

X-特別環境庁（SEMA）は、補足的基準指針により本省令の適用を改善する為の措置や要求を定める事が出来る。

XI-本省令は公布の日施行される。

Mário David Androuzza

Proc. No 00-80-03197-8-MINTER

省令第0158号、1980年11月3日

内務大臣は環境庁長官の提案を受け、1978年10月30日付けの政令第78030号、1975年8月14日付けの大統領令第1413号、1975年10月3日付けの政令第76389号により付与される権限を行使し、

1978年11月29日付けのGM省令第323号は、1979/80収穫年度以降、既設のもしくは、国内にそれ以降設置されるアルコール工場が直接もしくは、間接的にアルコール製造廃液を河川・湖水等に投入する事を禁止したが、アルコール飲料工場の惹起する汚染については、規定していなかった事に鑑み、

アルコール製造廃液の他にも、アルコール工場やアルコール飲料工場の廃液や砂糖工場の廃液は、都市や経済活動への捨水を大きく損ない、内陸部の河川の生態学的均衡を大きく変更し、漁業資源に深刻な損害を惹起する事に鑑み、

更に、上述の省令の適用で蓄積された経験からこれを改善し、拡大する必要がある事が証明された事に鑑み、下記の規則を發布する事を決定する。

- I - 1978年11月29日付けの省令第GM No. 323号の決定に従い、河川・湖水等へのアルコール製造廃液を直接・間接に投入する事の禁止は維持される。但し、本省令の第Ⅲ・Ⅳ項の規定は、除外する。
- II - アルコール製造廃液の処理かつ又利用システムは、州の環境規制機関が提出・承認する対策に従う。
- III - 本省令公布日までに設置されたアルコール工場で、アルコール製造廃液の適用・処置の為の場所を備えない事が証明されるものは、各州の環境規制機関や特別環境庁 (SEMA) が正式に許可すれば、その他の工業廃液の投入に対し、定められたのと同じ基準を採用する事が出来る。
- IV - 前項に規定される許可は、各ケース毎に適用できるアルコール製造廃液の処理もしくは、利用に技術的に可能な条件が定められるまで関連工場の提出する有資格の書類の分析後、暫定的に出される。
- V - 河川・湖水等に投入されるアルコール工場や砂糖工場の廃液は、そのどの区間に於いても、内陸部の水の分類に関する内務省の1976年1月15日付けの省令GM 0015号の規定にある等級に一致しない特徴を付与してはならない。
- VI - 本省令に於いては、未分類の河川・湖水は全て第2等級とみなされる。
- VII - 第V項にある廃液については、1976年1月15日付けの内務省の省令GM No. 0013号に規定されるのと同じ条件が採用されるべきである。
- VIII - アルコール製造廃液を含まない廃液の場合、既に操業中で本省令の規定に反している砂糖工場やアルコール工場は、本省令の公布日から60日以内に、その処理かつ又利用の為適切なシステムを設置する為の問い合わせ書を州の環境規制機関の承認を求め提出しなければならない。
- IX - 前項に指摘された問い合わせ書は、最低条件として、プロジェクトの作成・承認実行、操業開始

期限を明記する日程表を含まねばならない。全体の期限は、本省令の公布日から数えて14ヶ月を越えてはならない。

X—廃液処理かつ又利用システムの設置プロジェクトは分析と承認の為、州の環境規制機関に3通提出しなければならない。

XI—州の環境規制機関は、内務省の特別環境庁に承認された各プロジェクト1通と各技術鑑定書のコピーとを提出する。

XII—環境規制機関は、工事施行段階・システム運転段階に定期的な視察を行ない、企業に対し、受容水体の質の保存もしくは、改善に必要と判断される場合、矯正・予防措置を適宜採用する事を要求する事が出来る。

XIII—国内で設置中もしくは、今後設置される砂糖工場やアルコール工場の廃液の処理かつ又利用の全システムは、工場の運転開始時には完成され、運転できる条件になければならない。

XIV—政府の融資もしくは助成措置を受ける為には、特別環境庁（SEMA）の信任する州の環境規制機関により、廃液処理かつ又利用プロジェクトを然るべく承認されなければならない。

XV—州の環境規制機関は、各自の権限の枠内で本省令を全うする為、出来るだけの措置をとる。

XVI—前項にうたわれる措置が全てとられた上で、州の環境規制機関は、SEMAに、1975年10月3日付けの政令第76389号に規定される罰則を違反者に適用する旨の申請を提出する。

XVII—本省令は、アルコール工場、アルコール飲料工場、砂糖工場に適用される。

XVIII—特別環境庁（SEMA）は、基準指針により、本省令に関する手続きや要件を定める事が出来る。

XX—本省令は、公布の日から施行され、これに反する規定は無効となる。

Mário David Androazza

閣僚間省令第019号、1981年1月29日

ポリ塩化ビフェニル—PCB（商品名はAskarel, Aroclor, Clophen, Phenoclor, Kanechlor, その他）の化合物が人間及び動物に有害な結果をもたらす為、この環境汚染を回避する事が緊急に必要で不可欠である事に鑑み、

内務相、商工相、鉱山動力相は、その権限を行使し、特別環境庁（SEMA）の提案を受け、1973年10月30日付けの政令第73030号、1975年8月14日付けの大統領第1418号、1975年10月3日付け政令第76389号の規定に従い、

上述の化合物は、強度の皮膚障害、肝臓・じん臓の変化、歯の形態上の変化、心理上の変化、性欲そう失、奇形、がん効果を惹起する事に鑑み、

更に、幾つかの国でのPCBによる食物の偶発的汚染の際に行なわれた研究による人間・動物への悪影響に鑑み、下記の規則を發布する事を決議する。

I—本省令の公布日以降、PCBの生産を主目的とする工程の設置は、全国で禁止される。

II—下記に掲げられるケースと期間に於いて、PCBを純粋な形もしくは、混合物として全ゆる濃度、物理状態で使用・販売する事が全国的に禁止される。

a) 本省令公布日から6ヶ月目以降に注文された新トランスに於ける誘電液 (dielectric fluid) として使用・販売

b) 本省令公布日から20ヶ月後に注文される新コンデンサー中の誘電液として使用・販売

e) 本省令公布日から12ヶ月目以降製造されるインク、プラスチック、潤滑油、カット・オイル^{*}への添加剤として使用・販売

d) 本省令の公布日から24ヶ月目以降、上述の用途以外の用途に使用販売

III—PCBを誘電液として使用する運転中の電気システム設備は、これを空にするのが必要となるまで、この誘導液を使って良いが、その後は、PCBを含まない誘電液を満たす。

IV—電気設備を用いる企業は、新パワー・コンデンサーの仕様書に於いて、PCBを使わない設備の購入を考慮すべきである。

V—PCBやこれを含む製品を水流や河川・湖水等や悪天候にさらされる場所に直接もしくは間接的に廃棄する事は、厳禁される。

VI—本省令にある規則の遵守の監視と監督は、州の環境機関が行なう。

VII—SEMAは、基準指針により、本省令に関する手続きや要件を定める事ができる。

VIII—本省令の發布する規則の不履行により、違反者は関連法に規定される処罰を受ける。

IX—本省令は、公布の日から施行される。

Mário David Andreatza

内務相

Goao Camilo Penna

商工相

César Cals de Oliveira Filho

鉦山動力相

* カット・オイル：空気の下で、水を混ぜて部分的に浮化させた油

SEMA 省令第 020 号 1981 年 4 月 13 日

環境庁長官は、1973 年 10 月 30 日付けの政令第 73030 号第 5 条 C 項により付与される権限を行使し、

大気の質規準を設定する 1976 年 4 月 27 日付けの省令第 0231 / MI / SEMA の諸規定に鑑み、サン・パウロ州政府がサン・パウロ州で、環境汚染の予防と規制に関する法規を適用する為委任した機関である、環境技術衛生会社 (CETESB) の社長の提出した説明に鑑み、下記のように決定する。

1980 年 7 月 23 日の政令第 15425 号第 6 条により修正された、1976 年 9 月 8 日付けの政令第 8468 号第 33 - A 条に定められた規準及び、1980 年 12 月 2 日付けの政令第 16266 号の発布した附則 06 号にある規準を認可する。

Paulo Hogueira Neto

* 1981 年 3 月 19 日の公報に誤びゅうがあった為、再公布された。(5369 ページ)

省令GM第086号 1981年6月4日

内務大臣は、その権限を行使し、特別環境庁が提出した流域総合研究特別委員会（CEEIBH）の提案を受け、

パライバ・ド・スル川流域総合研究実行委員会—CEEIVAPの行なう研究を考慮し、

内務省の1976年1月15日付けの省令GM第0013号が全国の内陸部の水をその主な用途に従い4等級に分類している事に鑑み、

パライバ・ド・スル川流域は1975年10月3日付けの政令第76389号第8条に危機的汚染地域とされている事に鑑み、下記のように決議する。

パライバ・ド・スル川の水流を次の等級に分ける。

I—パライバ・ド・スル川の源から、サンタ・ブランカダムまで——第1級

II—パライバ・ド・スル川のサンタ・ブランカダムからリオ・デ・ジャネイロのカンポス市まで——第2級

III—パライバ・ド・スル川のカンポス市から、その河口まで——第3級

IV—パライブナ川の源からジェイス・デ・フォーラ郡のシャペウ・ドゥーバスダムまで——第1級

V—パライブナ川のシャペウ・ドゥーバスダムからパライバ・ド・スル川の河口まで——第2級

VI—プレト川の源からリベイラン・ダ・プラタ川の河口まで——第1級

VII—プレト川、リベイラン・ダ・プラタ川河口からパライブナ川の河口まで——第2級

VIII—ポンバ川の源からパライバ・ド・スル川の河口まで——第2級

IX—ムリアエ川の源からパライバ・ド・スル川の河口まで——第2級

X—ピラペチンガ川の源からパライバ・ド・スル川の河口まで——第2級

XI—バナナル川の源からバナナル市まで——第1級

XII—バナナル川、バナナル市からパライバ・ド・スル川の河口まで——第2級

XIII—カラングラ川の源からムリアエ川の河口まで——第2級

Mário David Andreazza

閣僚間省令第03号 1982年4月28日

厚生大臣と労働大臣はその権限を行使し、

ベンゼンのこれを含有する製品を取扱う者及び使用者に対する高度な毒性に鑑み、

ベンゼンを含む各種製品は、家庭用製品としても自由に売買されている為、人のこの製品による急性・慢性中毒の危険度が高い事に鑑み、

ベンゼンの操作・使用リスクを証明する国内外の労作の結果に鑑み、

国内市場に、取扱い者と使用者の健康への危険度が小さく、技術的メリットのあるベンゼンに代わる製品がある事に鑑み、

厚生省、労働省、工業開発審議会、国家石油審議会、Petroluás, Siderluás, Petroquímica, Uniaõ, Abiquim, Associsolueの代表者達から成るベンゼンと人体に対するベンゼンの影響を研究する事を委任された委員会の提出した勧告に鑑み、下記の事を決定する。

第1条 全国でベンゼンが成分に含まれる製品の生産を禁止する。但し、この汚染物質は量が1%以下だと許される。

第2条 ベンゼンのメーカーや再販業者が、本省令第1条に言及される製品の生産用販売を停止する期限を30日とする。

第3条 本省令の規定を守らなければ、担当当局が製品を押収する上、法に定められる他の処罰を受ける。

第4条 本省令の決定の遵守については、厚生省・労働省がこれを監督する。

第5条 本省令は、公布の日から施行され、これに反する規定は無効となる。

Waldir Mendes Arcoverde

厚生大臣

Murillo Macedo

労働大臣

(of No MS/87/82)

省令第0007号 1982年5月3日

港湾・沿岸局局長は、1968年6月16日の政令第62860号第48条独立項Ⅲ及び1969年10月23日付け政令第65611号により承認された港湾・沿岸局規定第2条XV項により付与された権限を行使し、1940年6月11日付けの政令第5798号により承認され、1961年1月26日付けの政令第50114号により修正された海上交通法規の第102、103、133号第1節の規定を考慮し、

集団もしくは、国自体の利益の為、個人の権利、利益もしくは自由を限定もしくは、規制する為、公共行政府は警察権を行使する権限がある事に鑑み、

海や海岸は、国民の共同使用する公共財で使用者を差別したり、特別な享受順なしに共同体が使用するものであるから、これは譲渡不能かつ永久に国民全体の利用に付されるものである事に鑑み、

これらの財は、共同体の用に供するものであるが、公権の管理と監視の下にあり、公権は、これらの財を一般人が普通に利用できる条件に維持する義務がある事に鑑み、

1977年12月20日付けの法律第6513号の第1条Ⅳ項の規定に鑑み、下記のように決定する。

第1条 港湾部、事務所、支所は、管轄地域で海岸の私有化もしくは占有化の試みを回避する為、海岸の利用に関する実質的な監督を行使すべきである。

第2条 海軍所有地もしくは寄洲により拡大された土地に、一般人の海岸への接近を阻止するような壁かつ又垣根を建設する事を許可してはならない。

独立項：港湾部・事務所・支所は、海軍省の声明なしに、上述の地域での建設許可書を供与しないよう、郡の役所に協力を要請しなければならない。

第3条 海軍の土地や寄洲により拡大された土地に於ける工事や、海岸線から100m以内の地帯の土地の区画の為には、海軍省から事前の鑑定書を得なければならない。

第1節 港湾部、事務所、支所は、関係者に海岸に通ずる公道を建白書と、これに添付される平面図中で指示する事を要求しなければならない。

第2節 本条規定を守らなければ、海岸に通ずる公道の通過阻止が確認されれば、違反者負担で工事の取りこわしが行なわれる上、海上交通規定第102条の規定される罰金が科される。

第4条 ここに脱落しているケースは、港湾・沿岸局の局長が判断する。

第5条 この省令により、1975年7月31日付けの省令第9316号が無効となる。

第6条 この省令は、公布の日から施行される。

Luiz Fernando da Silva Souza

海軍少将

省令第16号 1982年5月24日

植物衛生保護局長は、1934年4月12日付けの政令第24114号により承認された植物衛生保護規定の第Ⅵ章の規定に従い、国家農牧畜業保護局長の、1980年2月1日付けの省令第08号により付与された権限を行使し、

環境の均衡を損なう製品の使用を特に水生植物のコントロールについて規律を改善する必要に鑑み、下記のように決定する。

第1条 水生植物のコントロール用の植物衛生製品もしくは農薬の登録もしくは、登録更新の申請は全て環境衛生技術会社（CETESB）の発行する技術鑑定書と共に提出しなければならない事を決定する。

第2条 本省令は公布の日から施行される。

(of No. 59/82)

Marcus da Costa Ferreira

SDSV局長

閣僚間省令第917/82号 1982年7月6日

鉱山動力大臣，内務大臣，商工大臣は，その権限を行使し，1967年2月28日付けの大統領令第227号及び1973年10月30日付け政令第73030号の規定を考慮し，

石炭の生産・利用の拡大と環境の保全とのバランスを計る必要性に鑑み，

1981年3月16日付け省令第330号により設けられた閣僚間作業グループの提出した提案及び勧告に鑑み，下記のように決議する。

I—全国土に設立された石炭採鉱会社は，本省令の公布日から180日以内に国家鉱物生産局(DNPM)と，特別環境庁(SEMA)に，次のプロジェクトと各々の実行日程表を提出しなければならない。

a) 鉱山と石炭の選鉱の排水から生ずる廃液を水流に投入される廃水の質を規定する1976年1月15日付けのGM/MINTER省令第0013号に応じて処理するプロジェクトと日程表

b) 石炭の採鉱・選鉱により発生する固形副産物，産物もしくは，廃棄物の最終的かつ又部分的輸送，操作，処理プロジェクトと日程表

c) 採鉱場の修復プロジェクトと日程表

II—大統領令第227/67号の第22，27，47条の各項目の規定を忠実に守る為，本省令の第1項のa，b，cに記される要件を，特別環境庁(SEMA)と国家鉱物生産局(DNPM)が発行するNormative Instructionの規定する期間・形態に従い，SEMAが然るべきこの要件を評価し，DNPMが承認する事で遵守しなければ，石炭採鉱許可が出ない。

III—石炭の採鉱・選鉱の税制面かつ又金融面での助成措置は，環境面に関するSEMAの好意的な意見書がなければ許可されない。

IV—鉱山から消費者までの石炭の輸送，操作，貯蔵は，現行法の要求に応じ，大気や水の汚染を回避する措置を使用して行なわねばならない。

V—石炭を使用する企業は，本省令の公布の日から180日以内に，州の環境機関に汚染規制プロジェクトを提出しなければならない。

VI—石炭を使用する企業は，州の環境機関から，用途とfocalizationとのバランスをとる為，汚染規制プロジェクトの承認を得なければならない。

VII—石炭供給の注文に応ずるか，どうかは本省令の第5，6項に記される要件を守っているか，どうかにかかる。

VIII—本省令に規定される期間と規則を守らなければ，違反者は現行法に規定される処罰を受ける。

IX—これらの措置の結果をフォローし，評価するとともに担当機関に新規措置を提案する事を目的として，鉱山動力省に，鉱山動力省，内務省，商工省，運輸省，共和国大統領室企画庁の代表者達から成る委員会が創設される。

X—技術委員会が行なう活動により生ずる費用は，構成機関の自己資金で負担する。

XI—本省令は，公布の日から施行され，これに反する規定は無効になる。

César Cals

鉦山動力大臣

Mário David Androazza

內務大臣

Goão Camilo Penna

商工大臣

(of No. 1321/82).

省令第212号 1982年7月29日

農務大臣は、その権限を行使し、下記のように決議する。

第1条 国家農薬委員会-CDAを創設した1982年7月4日付け公報に公表された、1982年6月2日付け省令第141号の第1条第2条の内容は次のようになる。

第1条 農薬使用が公共衛生と環境に及ぼす影響に関する研究を行なう趣旨で農務省の国家農牧畜業防衛局の諮問機関として、国家農薬委員会(CDA)を創設する。

第1節 CDAは、下記の諸機関の代表者達により構成される。

I-国家農牧畜業防衛局から3名、このうちの一人がCDAの議長となる。

II-厚生省から一人。

III-内務省の特別環境庁から一人。

IV-サン・パウロ州農業・供給局の生物院から一人。

V-サン・パウロ州の保健局の"Adolfo Lutz"院から一人。

VI-国家農薬協会-ANDEFから一人。

VII-リオ・グランデ・ド・スル州農業経済学会から一人。

VIII-労働省の労働安全・医療局から一人。

IX-ブラジル農牧畜研究会社(Embrapa)から一人。

X-ブラジル技術援助・農村拡張会社から一人。

XI-全国農業連合から一人。

XII-全国農業労働者連合(CONTAG)から一人。

第2節 前節に言及される代表者達は欠席したり、何らかの支障のある場合に、これを代行する補欠員がある。

第2条 CDAは、検討中の問題に関する説明・情報を得る為、公共サービスもしくは、民間企業から専門家を招へいする事が出来る。

第3条 本省令は、公布の日から施行される。

第4条 これに反する規定は全て無効となる。

Angelo Amaury Stabile

省令第157号 1982年10月26日

内務大臣は、特別環境庁の提案を受け、1973年10月30日付け政令第73030号第4条により付与される権限を行使し、

管理プロジェクト第0003/79号—土地使用整理の指針：CEEIVAPの大型区画（macrozoning）により、工業用地の用途について出された勧告に鑑み、

政令第87561/82号第3条第Ⅲ節に従い、毒性の高い非分解物質を含む最終的廃液を出す工場の設置や拡張を禁止する為の細則規定の必要性に鑑み、

政令第87561/82号第3条Ⅳ節にもとづき、最終廃液中に発がん性物質を流出する工場の設置と拡張を禁止する為の細則規定の必要性に鑑み、下記のように決議する。

1. 工業活動から生ずる毒性の高い非分解物質を含む廃液の放出は、パライバ・ド・スル川の水を給水用に使う住民の健康、安全、福祉を守る為、本省令に定められる標準、基準、指針に従う。
2. 前条にある毒性の高い非分解物質とみなされるのは、下記のようなものである。
 - a) 水中に於ける半減期^{*}が4日以上のもの
 - b) 水中に於ける急性毒性が1 mg/lより小さいCL₅₀であるもの
 - c) ねずみに於ける径口急性毒性が100 mg/kgより小さいDL₅₀であるもの
3. 下記の発がん性物質を含む最終的産業廃液の放出は禁止される。

酢酸鉛

azotipirina

ベンゼン

ciclofosfamida

塩化ビニル

procarbazine hydrochloride

vineristine sulphate

treosulfan

4-aminobiphenyl

砒素

アスベスト

オーラミン

1, 2-benzanthracene

benzidine

3, 4-benzopyrene

beryllium

* 放射性物質の原子が崩壊して原子数が最初の半分に減るのに要する時間

BHC

bichloroethylnitrourea - ECNU

clorambucil

1 - 2 chloroethyl - 3 cyclohexyl - 1 - nitrous urea - CCNU

decaibazine

DDT

4, 4' - diamino diphenyleter

3, 3' - dichlorobenzidine

dieldrin

bi (2 - ethylhexil) phthalate

diethylnitrousamine

ethyl carbonate

ethylenotic urea

phenazopyridine

methylthiouracil

nafenopin

2 - naphthylamine

nitropropane

N - nitrous - di - N - butylamine

N - nitrous dimethylamine

N - nitrousmethyl urea

N - nitrous - N - methylurethane

PCB'S (Kaneclor 500 と Aroclor 1,254)

propylthiouracil

thiourca

O - toluidine

4. 本省令は、公布の日から施行される。

Mario David Andrezza

内務相

省令第158号 1982年10月27日

鉦山動力相と内務相は、その権限を行使し、下記のように決議する。

1978年3月29日付けの省令により、国の水流の分類と連邦河川流域の水資源の合理的利用の総合研究とフォローアップを行なう為に設けられた。

作業グループに下記のメンバーを加える。

- a) 農務相の漁業開発庁 (SUDEPE) 長官
- b) 内務省の南東地方特別局 (SERSE) の局長

本省令は、公布の日から施行される。

César Cals de Oliveira Filho

鉦山動力相

Mário David Andreazza

内務相

省令第174号 1982年12月7日

内務相は、1973年10月30日付けの政令第73030号と、1979年4月20日付けの政令第82355号と、1975年8月14日付けの大統領令第1413号、1975年10月3日付けの政令第76389号の規定にもとづき、特別環境庁（SEMA）長官と国家都市開発審議会の実行書記長から提案を勧告して下記のように決議する。

I－特別環境庁（SEMA）、国家都市開発審議会（CNDU）、ブラジル環境衛生工学協会（ABES）間で結ばれた協定に従って、全国都市清掃ガイド・ライン・プロジェクトの調整を補佐する為、諮問グループを創設する。

II－固形廃棄物操作に関する活動を行使する為、上記の諮問グループを下記の諸機関の代表者達により構成する。

- a) ブラジル公共清掃協会－ABLP
- b) 国家住宅銀行－BNH
- c) 国家社会経済開発銀行－BNDES
- d) リオ・デ・ジャネイロ市都市清掃会社－COMLURB
- e) 環境衛生技術会社－CETESB
- f) 国家科学・技術開発審議会－CNPq
- g) リオ・グランデ・ド・スル州保健・環境局環境部－DMA/SSRS
- h) 研究プロジェクト金融会社－FINEP
- i) 財団法人ブラジル地理・統計院－IBGE
- j) 環境工学州財団－FEEMA
- k) リオ・デ・ジャネイロ都市圏開発の為の財団－FUNDREM
- l) 経済・社会企画院－IPEA
- m) 州・郡調整局－SAREM

III－諮問グループのメンバーは、第II項の言及する機関の幹部が任命する。

IV－諮問グループは、適宜、調整部が招へいした時に会合するが、会議とは無関係に、参加機関への直接的問い合わせも出来る。

V－諮問グループのメンバーの参加は、報酬を得ない。同グループの構成機関は、プロジェクトの調整部に通知して、代表者達を代える事ができる。

VI－諮問グループは、SEMAとCNDUが調整し、その存続期間、国家都市清掃ガイド・ライン・プロジェクトに記される目標を達成するまでである。

VII－諮問グループの機能は、SEMA/CNDU/ABES協定の作業方法論にもとづく。

本省令は、公布の日から施行される。

Mário David Andrezza

省令第CGR/N°P-022 1982年8月25日

問い合わせ：20/O/81 (P.R. No 650/81)

要件：州・准州の地理的境界を通過せず、大洋に流入する河川を州・准州の財に含めるかどうか。

回答：源流・河口が州・准州の地理的境界内にあり、国有地に全体的に位置していないか、他の州・准州を流れず、他の諸国と境界を形成しない場合、大洋に流入したとしても、州もしくは准州の財中に含まれる。

鑑定書第P-022号

共和国大統領室民事官房長官が、内務大臣の要請に応え、河川の源流の位置する州もしくは、准州のみを流れ、大洋に流入する河川について連邦憲法第4条Ⅱ項及び第5条の規定の適用範囲に関する論争を提起する書類を本共和国諮問委員会に送付した。

特別環境庁(SEMA)の問い合わせについて、内務省の法律諮問委員会が、上記の概念を辞書(Caldas Aulete氏とAurélio Buarquo de Holanda Ferreira氏)にある「河口」の意味にもとずき、合憲であるとみなし、下記のように述べた情報第70-CJ-78号は、討議をかもした。

「6. 河川が州のものであるとみなされるには、水源と河口が同じ州にある必要があるという憲法の規定を考慮し、

7. 環境庁の設定する仮定に於いては、河川が唯一つの州に水源があり、その州内を流れても、大洋に河口があり、ここに流出する場合、大洋に流出するのであれば、河口は領海にあるのであるから連邦のものであるとされている。

8. 1970年8月25日付けの大統領令第1098号により、ブラジルは、200マイルまでを領海と決めた。しかし、領海とは一体何であるのか？ 上述の法学者Pontes de Miranda氏が上記の著作物中の539ページ目に2番目の定義を行なっている。

「領海とは、国の領土の一部として国に属する海域である。領土は海に広がる。国は領海について、国土で認められる権限・主権の全てを持つ。

9. 従って、唯一つの州の内部に水源があり、流れ、大洋に流入する河川は、河口が連邦憲法第4条Ⅵ項の規定にあるように、国の財とみなされる領海にある事から、連邦のもものとみなされるべきである。」

上記の「情報」に従えば、鉱山動力省の国家水・電力局の水資源許可課も同じように了解している。しかし、1979年9月29日に特別環境局長官は下記のような法律補佐部の判断を受け入れた。

「…ほとんど全ての河川が大洋に流入する為、州の河川とみなされるものの数は、とるに足りない事から、州はこの解釈により損害をこうむると判断して、これに抗議してきている。

従って、水という天然自然に関する国と連邦行政単位の個別の権限を考慮して、行政府に在る疑問を完全に払しょくし、連邦河川と州河川との正しい区別の基礎となり、規範を形成する連邦政府レベ

ルでの声明が必要となる。……」

この書類が内務省の法律機関にもどってから、補佐官の Goão Antonis de Souza Coelho 氏が、担当機関は、内務省の活動範囲に限定されるものではなく、連邦政府全体に広く反響のある、行政府の規範となるような声明を希望すると意見を述べた為、著名な法律コンサルタントの Wilton Lopes Machado 氏が次のような見解を表明する事となった。

「この情報に同意する。国と国を構成する州に関する法律上の疑問点であり、連邦機関と州機関との間に異論がある事に鑑み、共和国諮問委員会が意見表明をする事が時宜にかなっている。」

1980年6月23日、内務省官房長官は、論争点を明確にする為に、「1978年3月29日付関係閣僚省令第090号の設けた特別委員会が、国の水流の分類に関して行なう研究の最終的ドキュメントを、18、19ページ目に添付するように(20ページ)この書類をSEMAに返した。」

この規定を守り、SEMAの科学・技術次官が、内務省の法律機関の1978年7月31日の声明内容に関する意見表明を特別環境庁が要請した正式な回状に対する回答としての下記の諸機関からの書類の収集を行なった。

環境保護・規制院、マット・グロソ・ド・スル州経済開発局(22~24ページ)、リオ・デ・ジャネイロ州公共事業・サービス局州環境工学財団(25~29ページ)、エスピリト・サント州農務局州環境財団(30~31ページ)、バイヤ州企画、科学、技術局CEPRAM実行委員会(32~35ページ)、アラゴアス州企画局環境調整部(36~40ページ)、ミナス・ジェライス州科学・技術局(41~44ページ)、リオ・グランデ・ド・スル州保健・環境局環境部(45~47ページ)、パライバ州上下水道会社(48~49ページ)、セルジペ州保健局州環境管理部(166~170ページ)。

また、全国コンサルタント・エンジニア・コンソーシアム(ONEC)の作成した「水資源利用の企画と題する労作のコピーも収集した。(55~162ページ)

この書類を内務省の事務総局に返した際、(171ページ)特別環境庁長官は次のように述べた。

「大洋に流入する河川を全て連邦河川とみなすのは重大な誤りであると考え、この事を本書類(No. 15466-79)中で明確にしたいと思う。これが憲法制定者の意図であったとすれば、連邦憲法第5条の内容は、別のものとなっていた筈である。しかしながら、これらの河川は、大洋に流入する前に幅30mの国有地(海軍の所有地)を通るから連邦河川であると断定するものがあるが、ある州の領域内に何百キロメートルにも渡って広がる河川が、たった30mの為に連邦河川であるとみなされるのは、非合理である。こうした解釈は、我が国の連邦精神に全く反する中央集権主義の誇張的表現である。こうした疑問を明らかにし、もっと正しい指導が得られるように共和国諮問委員会にこの件を相談する事が重要である。

各法律諮問委員会の提案を維持し、内務大臣、共和国大統領に、動機説明書第101号(1981年11月24日)を提出し、本共和国諮問委員会(175~176ページ)に謁見を提案した。

1966年6月22日付けの政令第58693号により承認された本機関の規約第11条Ⅷ項と21条にもとずき、海軍相及び鉱山動力相に、各相の法律諮問委員会が意見を述べるように、また大蔵相に

も国有財産サービス及び国家財務局検察総局のこの件に関する意見をきく為(1981年12月4日付け通達第25, 26, 27号, 1982年4月6日付け通達第3, 4, 5号, 1982年6月21日第10, 11号), 上記書類のコピーを送付した。

海軍大臣は, 1982年5月21日付けの通達第0189号により, 同省事務局の法律諮問委員会の鑑定書第103/1982号を当方に送った。同鑑定書は, この問題を憲法の規定に照らし, リオ・デ・ジャネイロ州公共事業・サービス局州環境工学財団の法律補佐部とエスピリト・サント州環境財団の意見に言及し, リオ・デ・ジャネイロ州環境工学財団の了解が, 国家及び州の財産に関する連邦憲法の予備規定に真に合致するものであると主張した。」

1982年7月21日付け通達第501号で, 大蔵相は, 大蔵省の見解を反映する国有財産サービスと国家財務検察総局で発行された鑑定書を私に送付した。

国有財産サービス局長官は, 権威を以って次のように考慮する。

憲法は, 「連邦所地内, もしくは, 一つ以上の州を流れ, 他の諸国との境界を成すかもしくは, 外国の領土に拡がる水流は全て」(第4条第Ⅱ項)連邦河川とみなし, 州内部に水源と河口のある河川は, 州の財とされる。(第5条)

3. 同じ州に水源・河口のある河川は, 州のものであるという点は, 明らかであるようにみえるが, 大洋に流入する河川, つまり, 河口が領海に位置する河川は, 領海が憲法により国家の財に含まれる(第4条Ⅵ項)から, 連邦河川の条件を有するようになるという見解が弁護されるようになった。
4. 更には, 河川が海軍所有地や寄洲により拡大された部分の土地から成る地帯を横断するという理由が, 連邦所有地であるという論点にプラスに作用する見解が出現した。
5. 反対意見は立派なものであるが, 本サービス当局は, この憲法の解釈を受けないという意見を表明する。立法者が本当に, 大洋に流入する河川のすべてに連邦財の性格を拡大しようと望んでいたならば, この希望に合った言い方をしていたであろう, 水源と河口という表現への言及の仕方からみて *dat's venie*^{*}, この種の河川を州の所有物と規定する趣旨があった事は, 間違いないようである。
6. この点について, 州環境工学財団の司法補佐の Antonio Inage de Assis Oliveua 氏の作成した受けの良い鑑定書の次の短評を転載する。(18~21ページ)

「河口が2つの地理的起伏の分岐点であると概念規定されれば, 河口が別の起伏, 即ち領域に位置するという結論は出しようがない」, 河口がまさに2つの起伏の間の境界である点が非常に重要である。従って, 定義により, 河口は, 領海に位置する事が出来ないのであれば, 州の領域内にあると結論するのが論理的である。

Barsa 百科辞典の定義も援用する事ができ, かなり解明的である。

「河川の下流の最終的区間は一般に海に接しているが, 湖もしくは他の河川に連絡している事もある。」

* 反対意見を述べる前に, 述べて文句で失礼ながら位の意—法律用語

このように河口を点としてではなく、区間としてみなしたとしても、論理的には、河口は川の一部であって海の一部ではないという推論しかありえない。このようにして河口が海中にあるとみなす事は不可能である。従って、パラナ川のような国際河川のケースを除いて、河川は必ずどこかの州の領域内にある。

河川が他の公権人の支配下の河川に流入する事が法制度を左右する事を認めれば、Tieto川はパラナ川に流入し、パラナ川は、プラタ川に河口があり、プラタ川は、アルゼンチン国土に河口があるから、Tieto川は、外国河川もしくは国際河川であるという概念規定をしなければならないという全く途方もない結果になる。

7. 河川がその最終的段階で、海軍所有と規定される土地の一部を横断するという事情については、同じ鑑定人が強調するように、「水源」と「河口」は、州について使用された用語で、州の支配下にある土地について使用されたものでない事から、こうした事情だけで州の河川であるという条件をどういふ風に変更するのか検討がつかない。

「現行憲章第5条には他に解釈はない。」

「州所有地にある湖や、水源と河口がそこにある河川が州の財に含まれる。」(下線を著者が引いたもの)

「よどんだ水とは違い、水流の場合は、州の所有地を被う必要はなく、州の領域内に水源があり、河口があるだけで良い。この場合、「そこ」とは、州に言及しているしかありえないというのは、そこという言葉に一番近い州所有地に言及しているというのは、意味がない。そこという言葉は、もっと遠くにある言葉、この場合“州”もしくは、1946年憲法の場合、州領域にかかっている」

また、国家財務検察総局が、非常に良く出来た Ignácio Loyola Costa 氏の手になる鑑定書で、この問題を詳細に検討し、現行憲法のテキストに照らして、「或る州に水源のある公共河川で、その州の領域のみを流れてから大西洋に流入するものは、この連邦学位の財産に属するものとみなされるべきである」という結論を出している。この労作から下記の文章を引用する価値がある。

「10. 連邦共和国政府形態を国に設けた、1891年憲法以前には河川は全部王室の所有物であり、帝国憲法には、この件について何ら規定がなかった。

11. 建物や譲渡されたほとんど全ての土地を国家に補償する事なしに、州の支配下に移転した
1891年度の憲法議会は、この問題を明確に考察しなかったが、新カルタ・マグナのテキストに、下に転載する2つの条項を挿入した。

「第13条 陸上交通と内陸部の航行に関して法律を制定する国と州の権利は、連邦法により規定される。

第34条 下記の事項は、議会の独占的権限である。

第6項 一州以上を流れるか外国領土に拡がる河川の航行に関する法律制定」

12. これらの項目中で憲法は、州に対し内陸部の航行に関する法律制定権を譲渡し、国家に対して

は、一州以上を流れるか、それとも外国の領土に広がる河川の航行についてのみ法律制定する権限を特別に認可していた。

1.3. 何故こうした区別がなされたのか？ こうした河川についてのみしか国の支配権がない事を認めていたからである事は明らかである。何故州に内陸部航行に関し、法律制定権を譲渡したのか？

1.4. 高名な Clóvis Bevilacqua 氏は民法第 6.6 条についてコメントし、連邦財、州財、市町村財の区別は民法には無関係な問題で、憲法と行政法がこうした区別を行なう事を強調した後、同氏の「コメント」の第 3 版の発行された 1927 年に、現行制度（1891 年憲法）では、「航行可能な河川及び航行可能な河川の一部で水量が多く永久河川であれば、河川全体が各州の領域内にあれば、州に属する。」

1.5. 1934 年憲法と 1937 年憲法は、はじめて、公共河川概念規定をし、次の 3 つのケースのみを国の所有する河川である事を認めた。

a) 一州以上を流れる河川、b) 他の国との国境となる河川、c) 外国領土に広がる河川（第 20 条 II 項と第 3.6 条 b 項）、このようにして、他の全ての公共河川は連邦所有地から除外され、これらの河川については、上記の憲法は 1891 年憲法と同様に、各州が河川について補足的に法律制定する権利（1934 年憲法第 5 条第 3 節）と、内陸部航行については法律制定の独占権を（1937 年憲法第 1.6 条第 XI 項）保証し、更には、それぞれの憲法の第 2.1 条と第 3.7 条で、連邦所有地でも、市町村所有地でも私有地でもなく、公共の使用に供される航行可能な河川と湖の沿岸は、各州に属する事を明記している。

1.6. 1946 年度の民主的かつ自由主義的な憲法に於いては、連邦所有の公共河川のみならず、州所有の公共河川の特徴も規定された。連邦河川の特徴は変更されず、州所有の河川は次のような概念規定がなされた。

「第 3.5 条 州所有地にある湖と河川及び州領域に水源と河口のある河川が州の財に含まれる。

1.7. この内容がわずかながら修正され、1967 年憲法（第 5 条）と上述の 1969 年の憲法補則第 1 号（第 5 条）で採用され、下記の内容が現在施行されている。

第 5 条 州の所有地にある湖及び、州内に水源と河口のある河川が州の財に含まれる。

1.8. この問題の是非を検討する前に、国が一州以上を流れる河川に対し支配権を保留するのは、主に主の事を趣旨とするという点を釈明するのが適宜であるように思われる。1) 各州間での航行の自由を確保する。2) 共通の利益のある発意の採用を容易にする。3) 税制面での障害が設けられるのを回避する。国家は、この支配権から何らの経済的メリットも得ない。国家は、この場合、単に行政面での政策に関心があるにすぎない。

1.9. 従って、おもしろい事に、1946 年憲法制定者達が州の利益をよりよく擁護しようとして、憲法のテキストに州河川に関する州の権利を明記したという事実から、異論が生じている。この州の権利は、それまでは、単に除外により保証されてきていたものである。

2.0. こうした賞讃すべき措置が脱落していたならば、州の州河川に対する権利は異議を申し立てら

れる事なく、完全に定義されていたであろうから、この件について何らの騒音も生じなかったであろう。

2.1. Carlos Maximiliano 氏も教えるように、法律が明らかに保護しようとしたものに有利になるように、法文を解釈すべきで、これをそこなうような解釈はすべきでない。（Hermevoutica と法律の適用、第3版、194ページ）

2.2. 第5条を新憲法に含めた目的は、それまでは除外により認められてきた権利を定義する事であった事は、明白であるように見えるから、次に分かるように、沿岸州のほとんど全河川を州の所有からとりあげるといふ正反対の意味をこの規定に与えるのは、非論理的であろう。

2.3. 州河川概念規定を行なう際、河口という不幸な表現をはじめ採用した1946年憲法のコメントリスト達は、この事実に全く重きをおかなかったという事実を強調する事は適切である。鑑定書が付与する意味が根拠のあるものであれば、そういう事（全く重きをおかないという事）はなかった筈である。

2.4. 論法として、採用された解釈が優勢になるものと認めれば、ミナス・ジュライス州科学・技術局の法律顧問の鑑定書の32ページで主張されたように、沿岸各州にとっての結果は、破局的なものとなろう。同氏の主張とは、

「2.2 河口概念の意味は、領土の概念と分離する事は出来ない、「河口」は単に水の合流のみならず、領土概念を含む一連の地理的ファクターである。

「河口」の意味を釈明する為、「河口」の分類に次の意味を見出す。

「河口の形態は、河口湾とデルタの2種類に分類される。河口湾は、じょうご形の長い海峡から成り、デルタは、複雑な rede potamica を形成する一連の島、入り江、海峡の出現がみられる場合がそうである。例えば、ナイル川、ミシシッピー、パラエバ川その他がそうである。

デルタの形成は、浮遊状態にある固形物質が大量にある河口の深度が浅い、強い海流がない等の一連の条件の存在がみられる場合にのみ可能となる」（地質学・地形学辞書—Antonio Teixeira Guerra—1975年—第4版、193ページ）

だから、河口は各州の領土であり、従って河川の水源地と河口が州内にあれば、大洋に流入するとしても州河川として分類されるべきであると我々は了解する。

3.2 特別環境局の法律諮問委員会の河川の水源地が各州の領土内にあっても河口が大洋にあるものは、連邦河川として分類すべきである、というのは領海は国の財産であるからであるという仮説を認めれば、州河川というものはなくなってしまう。というのは、州河川が連邦河川に河口を持つなら、連邦河川とみなされるべきであろうし、ブラジルの河川を分析すれば、州河川が一つも見い出せないであろう。

2.5. 最後に、SPUの総局長の49～52ページにかけても意見表明にある次のような論議は interesting であると指摘できる。これは、州環境工学財団の法律補佐の18～21ページにかけての鑑定書について、水源地と河口という表現は、Lei Magna（憲法）では、州に関して用いられた

ので、州所有地について用いられたのではないとしている。

26. 1967年憲法の第5条と1969年の憲法補則第1号の第5条との間の違いを見て欲しい。

1967年憲法

「第5条 州所有地にある湖・河川と州領域内に水源と河口のある河川及び前条に含まれる譲渡された河川・湖水島と土地が州の財産に含まれる。

1969年憲法補則第1号

第5条 州所有地にある湖水や州内に水源と河口のある河川及び前条に含まれていない譲渡された河川・湖水島や土地が州の財産に含まれる。

27. 1967年憲法の規定は、河川は州領域内に水源と河口を有するべきであることを明記していた。

1969年憲法補則の内容は、この2現象は州にのみ発生すべきであると規定してある。確かに違いは微妙なものだが、書類中で受け入れられる仮説の論議の副証として役立つ。

28. 以上の理由から、憲法第5条の規定と1969年の憲法補則第1号の内容から、ある州に水源があり、その州のみを流れた後、大西洋に流入する公共河川は、その州（連邦学位）の資産に属するとみなされるべきであるものとみられる。

この声明は、国家財務局検事総長により完全に受け入れられた。

- II -

ある一州の内部で発生し、流れる河で大洋に流入するものは領海に河口を持つ事から、連邦河川とみなされるべきである、もしくは、河川が国有地（海軍所有地）に達する際、国の所有地に流れているから、その為憲法テキストから、この部分は国に属するから国は州河川の一部を国の所有地とみなす事が出来ようとする仮説に反対し、本書類に編入された鑑定書にある考察は、法律的かつ賢明なものである。

確かに1891年、1934年、1937年、1946年の憲法にある国と州の財に関する規定の検討により、最後の1946年憲法で、州の財産として含まれる河川を完全にはないが、明確に区別しようとする憲法制定者の意図が明らかになった事がはっきりと証明される。この意図はこれ以前には、連邦河川に言及する事で除外により達成されていた。

現行規則の起源となった1946年の連邦憲法の第35条は、「1946年ブラジル憲法」に於いて José Duarte 氏の述べるように、原案テキストに対する幾つもの補則を集合したものである事を想起すべきである。曰く、

「原案

I - 原案は、憲法委員会で承認された事項を簡素化し、第188条を作成し、これが総会に提出され補則を除き承認された。これらの補則は、単なる起草を目的としたり、また全くの追加事項であったり、第II項の修正案は1つしかなかった。

II - 前条の検討の際に分かったように、小委員会は第187条と188条を一つに融合した。従って、この鑑定書は2つの仮説を包括するものである。

Ⅲ 一立憲委員会、7月20日の会議で、補則を討議承認し、次のテキストを起草した。

「第21条 下記の事項は州の所有物である。

I 一前条の限定付きで、現行法により州の所有する財

II 一州所有地にある湖・河川もしくは、水源と河口が州の境界内にある河川

III 一州の公共河川・湖水中にある島や、これらの河川、湖水の岸で、何らかの名目で連邦所有地にも市町村所有地にも私有地にも属さないもの」

原案第188号をかなり修正するものである。

Dantas Jinin氏の補則第171号は、現在これが所有する財に言及し、これがI項に影響した。補則第3523号は第II項の内容を変え、補則第1070-A号は、「航行可能な」という言葉を除き受け入れられた。補則第3520号は、「及び一州以上を流れる河川中にある島」という言葉を除去すべきであるとしていた。これはDolor de Andrade氏が作者である。

立憲委員会は、小委員会の案を受け入れず、以前に承認されていた第21条I項を除外し、他の2項を維持し改訂案第35条を起草した。

改 訂 案

第35条は、総会に提出され、*deste gre*を除き承認された。

補則第3515号は、州所有地にある湖水や河川及び州領土に水源・河口のある河川を州の所有財に含めるよう提案した。これは、第34条の場合と同じように幾つかの補足を集めた結果である。この件は討議承認され、前条に言及された投票宣言は解釈材料となった。

かくして、I項とII項が第35条で一つとなり、最終起草の補則付き(No.56, 57, 58)で承認された。

(第1巻 594～595ページ)

国家財務局検察総局が強調するように、この規則の目的がそれまでは除外によってのみしか認められていなかった権利を定義する事であったとすれば、この規定にそれと正反対の意味を帰する事は、非論理的であろう。実際憲法の規定の対象をなくすような解釈技術は、最良のものではない、というのは、事実上この解釈は、州河が存在しないのと同じ事であるからである。

法文書自体が司法の各種分野に反映する概念を混同する場合には特に、不正確な用語により誤びゅうを惹起する可能性がある。この点について「ブラジル憲法概論」中で、Cláudio Pacheco氏が1946年憲法の第34条、第35条をコメントして次のように述べている。

「417. 公有物に関する用語に欠陥有。我が国の法律・憲法のテキストは、各種の公有物の形態に言及する場合、民間所有物を称するのと同じ表現を無差別に使っている。

譲渡された土地は州に所属するといったり、航行可能な河川や湖水の沿岸部は州の所有といったり、国境地帯にある河川や湖水中の島は連邦の所有物としたり、その後、国家所有地にある湖や水流もしくは、一州以上を流れる水流もしくは、他の国との国境線となるものは、国の財に含まれるとしたりしている。

従って、こうした所有権が法律や憲法上で、民間所有物の場合と同じ名称を使い、一定の基本的な区別も指摘しないという具合である。事実、民間所有権が上記の全ての所有権のうちで、唯一つ区別して規定され、充分に特徴付けられ、完全に制定されているものである。

公共所有権は、公共機関が一定の財に対し、私的所有者と同じ条件・状況下で財産権を行使する場合、民間所有権と混同される事が多い。

しかし、他の形態に於いては、公共所有権は、民間所有権と異なり、問題の財の使用・享受・自由処分といった特徴のうちの幾つもの特徴を失なう。この所有権の持ち主である公共機関は、直接使用、本人の享受、自由処分もしくは、権利行使に於ける独占権というものはない。民法第66条No.1の表現を借りると、海、道路、広場等の国民の共同使用財に対し、公共所有権が行使される場合がこのケースである。この場合には、公共所有権というのは、まず単なる仮定にすぎず、真の所有権ではない、全ゆる所有権の除外条項として、また公共所有権であれ私有権であれ、真の所有権の否定条項としてのみの価値しかないものと我々は了解する。国民の共同使用物とみなされるものは全て、その性質上、誰にも所屬しないし、その所有主と仮定される者は直接的享受、即時的使用、利用の独占権、自由処分権が出来ないし、国民の共同使用というものは、所有権の具体的もしくは、実質的概念と、真にかつ正当に矛盾するものである。

こうした物に対し公共機関が行使できる権限は、その共同利用を法律化、もしくは、規制したり、整理したり、共同利用に秩序を与える為監視したりといった国の権限であり、その一般性、その優位性、その超越性から独義の所有勸念に従うものではない。

(第IV巻 445～446 ページ)

更に下記のように付け加えている。

「420. 公共所有権の形態、ここでは、しかしこの法律・憲法規定が取り扱う国家もしくは、州の所有権の性質をまだ調べねばならない。

ここで、Costro Nunes が、公共所有権について行なった次の区別を考慮すべきである。同氏は、これを3つの形態に分けている。第1の形態である国が国土に対し行使する eminent domain^{*}で、これは国土主権概念と一致し、立法・行政権に変わる。州は、憲法第2条に基づき、imminent domain^{**}を分ち持ち、市町村は、州の委任により、これよりスケールは小さいが、立法・行政権が生ずる。第2の形態に於いては、独義の公共所有権は、全体の共同使用財(道路、広場、道、河川その他)や特殊用途に供される財を包括し、第3の形態は、国家の財所有権(広義の)で、いわゆる所有財(bens dominicaisもしくはdominiais)で、これは、我が国の民法・行政法特別の用語では、財産(própios)といわれ、国や(própios nacionais—国有財産)、州や市町村(連邦区や准州も含め)に属する事が出来る。」

同じ著者が次のように続ける。

* [法] 公用徴収権、土地収用権

** eminent domain と対照的な用語と思われるが、適訳不明

「最後の範ちゅうの財に関してのみ、財の属する公共物（国家、連邦州その他）を所有者といえる。2番目の範ちゅうの財—共同使用公共財もしくは、特殊用途財については国や州その他は、所有者ではない。その所有権は、全般的なコンセンサスによれば、国、共同体、国民に所属する。この場合の所有権は、公共所有権の概念は、この所有権を構成する物に対する使用権を表現しているのであり、「これらの物は、個別的また全体的（但し間接的に）に全員が使用する事が出来るものであるから、民法の所有権規則によって定義されるのではなく、公権規則、原則により定義される。」更にBIELSAは「この公共財について、国家は、最高警察権を有するのであって、所有権を有するのではない」と付け加えている。（BIELSA, 行政法, 第2巻420～424ページ）」

OTTO MEYER氏は、公共財は、公益の為に用いられる行政手段であるとしている。（OTTO MEYER, 「Le Droit Administratif Allemand”, 第3巻87ページ）
（Revista Forense, 159巻, 78ページ）。

公共支配権の第1の形態については、領土に対する国の権利は、本著作の第2巻第20節で述べたようにむしろ制度上のものであるという我々の見解を擁護した上で、我々が現在取り扱っており、憲法上、司法上規定により国と州により分与される公共所有権については、CASTRO NUNESのいう第2、第3の形態が適合する。

湖や河川、少なくとも広大で航行可能な湖や河川に対する所有権とされるものは、財産所有権ではなく、むしろ国民の共同使用財の概念規定である。これが国家の所有権とみなされてきており、国や州に、国権のバリエーションとしてこれを行使するよう付与されるもので、我々は、本章の423節で、財産所有権から除外されるものと現実的な考慮を行なっている。

これに対し、河川や湖水中の島や譲渡された土地、また土地や鉄道、港湾設備、電報局、電話、工場、修理工場、農場、造兵廠、武器、要塞、とりで、軍事施設、犯罪人の失なった財、その他これと同様な性質のものは、財産権とみなす事が出来、公共物（機関）自体が所有者となる」（第IV巻449～450ページ）

現在検討中の問題を規定する1946年憲法、1967年憲法、1969年の第1号憲法補則、1980年第16号憲法補則（准州を含めた）の各テキストを対照比較する必要がある。

1946年憲法

第35条 州の所有地にある湖・河川と州領域内に水源と河口のある河川が州の財に含まれる。

1967年憲法

第5条 州の所有地にある湖・河川及び州領域内に水源・河口のある河川及び前条に含まれていなかった河川及び湖内の島、及び譲渡された土地が州の財に含まれる。

1969年第1号憲法補則

第5条 州所有地にある湖水及びそこに水源・河口のある河川、前条に含まれなかった河川・湖水内の島、及び譲渡された土地が州の財に含まれる。

1980年第16号憲法補則

第5条 州・准州所有地にある湖水及びそこに水源・河口のある河川，前条に含まれなかった河川・湖水内の島，及び譲渡された土地が州の財に含まれる。

現在の内容からみて，リオ・デ・ジャネイロ州環境工学財団の法律補佐部の論議の適切さが分かる。

国有財サービスの総理事会及び国家財務局検察総局は，この論議を借用しているが，ここでもう一度転載する価値がある。

「停滞した水とは違って水流は，州所有地を被覆する必要はなく，州領土内に水源と河口があるだけでよい。そこにというのは，フレーズに一番近い州の所有地にかかるというのは，意味がなく，この表現はもっと遠くにある言葉，この場合，州に対してのみ用いられるか，もしくは，1946年憲法の場合，州領土に対してのみ用いられる事に留意して下さい。」

この鑑定書は，1980年11月27日に憲法補則第16号が出る前の1980年7月31日に発行されている為，准州に触れていない。

従って私は，国家財務局検事総長の了解に完全に同意する。同氏は，検察総局で発行された鑑定書を承認するに際し，下記のように述べている。

「2. Hermeneutica の教訓に従って，州河川の不在，または，私有地に取り囲まれた湖水は，州の財ではないといった馬鹿げた結論に導くような単なる字義通りの解釈を遠ざければ，論争は解決がつく。

3. 解釈を行なう者は，憲法の規定の趣旨を見い出す必要がある。

4. そうすれば，憲法第5条の趣旨は，水源や河口が地理的に州領域内に位置している限り，つまり，連邦学位の地理的境界内にある限り，河川が，どこに流出しようが，河岸が誰の所有地であろうが，これを実質的に州の財産中に含めるという事があったという事が明白となる。

結論として，全部国の所有地にあるのでなく，一州以上を流れておらず，他の国との境界を成していなければ，水源と河口と同じ州，もしくは准州の地理的境界内に位置すれば，これが大洋に流入しているとしても，連邦単位の財に含まれる。

検閲済み (Sub Censure)

ブラジリア， 1982年8月25日

Panlo Cesar Cataldo

共和国諮問委員長

4. ブラジル連邦共和国森林法・動物保護法

4. ブラジル連邦共和国森林法・動物保護法

ブラジル森林開発院 (IBDF)

森林法

動物保護法

IBDFの設立

(1967年2月28日付け大統領令第289号)

索引

ページ

森林法	211
動物保護法	219
IBDF設立	224

森林法

法律第4771号(1965年9月15日)新森林法を規定

共和国大統領は、議会在下の法律を布告し、大統領がこれを認可する旨通告する。

第1条 国土に現存する森林やその他の植物形態は、被覆する土地に有用である事が知られており、全国民の共益財であり、その所有権の行使は一般法規、特に本法の規定により限定される。

独立項：森林の利用・開発に於いて本法の規定に反するような行為や不作為(omission)は、所有物の有害な利用とみなされる。(民事訴訟法第302条XI b項)

第2条 本法に於いては次の場所に位置する森林その他の植物形態が、永久保存対象とみなされる。

a) 河川もしくはその他の水流沿いにあり、最低幅は

1. 幅が10メートル以下の河川については5m
2. 両岸の距離が10~200mの河川については河川の幅の半分
3. 幅が200m以上の河川全てについては100m

b) 天然もしくは人工の湖、池、貯水池の周辺

c) 地形事情がどのようなものであれ、通称泉(olho d'agua)といわれるものも含めた水源に於いて

d) 丘、山、山岳、山脈の頂上に於いて

e) 最大傾斜線に於いて100%に相当する傾斜4.5°以上の坂もしくは坂の一部に於いて

f) 砂丘を固定したり、湿地を安定化させる森(restings)に於いて

g) 低い高地(tabuleiros)もしくは、平地の緑部

h) 高度1,800メートル以上の天然もしくは人工の田畑に於いて、原生林や田園の植物

i) 法律第 65851/78 号に於いて定められる都市圏

第 3 条 公権の条件のより永久保存林と宣言される場合、次の趣旨をもつ森林その他の植物形態は、そのようにみなされる。

- a) 土地の侵食を緩和
- b) 砂丘を固定
- e) 道路・鉄道沿いに保護地帯を形成
- d) 軍当局の判断で国土保護を援助
- e) 美観が素晴らしいか、科学的・歴史的価値のある農園を保護する
- f) 消滅する恐れのある動・植物のサンプルを保護する。
- g) 森林部の住民の生活に必要な環境を維持する。
- h) 公共福祉条件を確保する。

第 1 節 永久保存森林の全面的もしくは、部分的除去が、公益もしくは社会的利益のある工事、プラン、活動やプロジェクトの実施に必要な場合、連邦行政府の事前の許可なしには、認められない。

第 2 節 土着民財産の一部となる森林は、本法によれば、永久保存制度（"g" 項）に付される。

第 4 条 下記の事項は、公共の利益にかなうとみなされる。

- a) 森林植物の適正な保存と繁殖の為、一定地域での牧畜業の制限・規制
- b) 森林植物をそこなう害虫や病気の予防と、根絶の為の措置
- c) 木材の経済的寿命を増大し、木材操作・加工の全局面で利用度を引き上げる為の技術方法の普及と採用

第 5 条 公権は、

- a) 動・植物と天然の景観の保護と教育やリクレーション、科学的趣旨による利用とのバランスをとり、自然の素晴らしい特性を守る為、国立・州立・郡立公園、生物保護地区を設ける。
- b) まだ植林されていない植林用地を保留する事も含め、経済的、技術的もしくは社会的趣旨で国立・州立・郡立森林を設ける。

独立項：国立・州立・郡立公園に於いては、如何なる形態の天然資源開発も禁止される。

第 6 条 保存されていない森林の所有者は、森林当局により公益の存在が認められれば、この森林を永久保存地とする事ができる。この関係は、森林当局に対し署名する記録中に明記され、登記台帳の登録の余白に記入される。

第 7 条 どの木でも、立地条件、希少価値、美観もしくは、(*porta-semente* / *seed-plant*) であるという理由で、公権の条例により伐採危険を宣告されうる。

第 8 条 入植や農地改革プランに於いて農業用地の区画の分配には、本法の扱う永久保存森林地域や木材その他の林産物の現地もしくは全国的補給に必要な森林を含めてはならない。

第 9 条 特別制度に付される森林と共存する私有地の森林は、特別制度下にある森林に対し施行され

る規定に従う。

第10条 25～45度傾斜している地域にある森林の伐採は許されていない。但し、恒常的收入を目的とする合理的利用体制下での丸太の切り出しは、許される。

第11条 林産物や石炭を燃料として使用する場合は、森林その他の境界部の植物形態に火災を惹起するような火花の散布を妨げる装置を使用する義務がある。

第12条 永久保存地とみなされない植林された森林では、刺その他林産物の採取や木炭の生産は自由である。その他の森林に於いては、連邦政府もしくは州政府の条例に規定される規則次第であり、技術と現地の特性に従う規則を守る。

第13条 森林で産出される生きた植物の売買は、当局の許可が必要である。

第14条 森林利用の一般的な規定の他にも連邦政府もしくは州政府は、下記の事が出来る。

- a) 現地の特殊性を考慮する他の規則を定める。
- b) 絶滅途上にあるとみなされる植物種の伐採を禁止もしくは制限し、伐採制限、禁止地域を区画し、これらの地域に於いて他の植物種を伐採する場合、事前許可を必要とさせる。
- c) 林産物・副産物の採取、工業、商業に専業する自然人・法人の登録を拡大する。

第15条 アマゾン盆地の原生林の経験主義的開発は禁止される。この原生林は、1年以内に公布される公権の条例により定められる条件・操作の技術プランを守らなければ、利用できない。

第16条 使用制限のない私有林は、本法の第2条・第3条に規定される永久保存森林は除き、次の制限を守り、開発できる。

- a) 南東地方、南部地方、中西地方（但し、この南部）—原生林・再生林を問わず、現地の森林の伐採は、どの場合でも当局の判断により、樹林に覆われる各所有地面積の最低限度20%以内であれば許可される。
- b) 前項に掲げられた地方や、既に開拓され当局が事前に区画した地域に於いては、栽培や牧草による土地の占拠の為に、原生林の伐採が行なわれる場合、伐採は禁止される。この場合、材木生産の為に切り出ししか許されない。開拓される未耕地に於いては、新規農業所有地を設置する為の原生林の伐採は、所有地の面積の最高50%までしか許されない。
- c) 南部地方に於いては、現在、ブラジル産松 *Araucaria angustifolia* (Bert) - O, Ktze の発生する森林層に覆われる地域は、森林の永久的除去を惹起するような形で伐採する事はできない。この場合、森林を良好な開発・生産条件に維持する事を保証し、技術規則を守って行なわれる森林の合理的開発のみ許される。
- d) マラニョン州、ピアウイ州も含めた北東地方や東部地方の北部に於いては、木の伐採と森林開発は、第15条の形態で公権の条例により規定される技術規則を守らなければ許されない。

独立項：面積が20～50ヘクタールで、本条の第a項に含まれる農村所有地では、開発限度を定める際、全ゆる性格の森林被覆部の他にも、果樹・装飾用・工業用を問わず、樹木塊 (maciso de porte arbóreo) が計算に入れられる。

第17条 農村所有地の区画販売に於いては、前条の項に定められるパーセンテージ限度を補足する為の地域は購入者間での共有地に一括してまとめる事が出来る。

第18条 私有地で永久保存森林の植林もしくは、再植林が必要で、所有主がこれをしない場合、連邦公権が没収せずにこれを行なう事が出来る。

第1節 上述の地域が栽培に使用されていた場合、所有主は、その価値だけ賠償を受ける事が出来る。

第2節 連邦公権が、このようにして使用する地域は課税が免除される。

第19条 経済的収益を増大する為に所有主は一度に、もしくは、続けて代替される植物全部の伐採を行ない、異質の森林を同質の森林に変える事が許されている。但し、作業開始前に当局に対し、交換・栽培処理の義務条項に署名しなければならない。

第20条 その性格上、大量の森林原料を消費する工業会社は、開発・輸送が経済的と判断される半径内で、自社の土地もしくは、第3者に属する土地での新地域の植林を確保する組織的作業（この生産量は、合理的に開発されれば、補給用に消費される量に匹敵する）を維持する義務がある。

独立項：本条規定を守らなければ、本法に規定される罰則の他にも、違反者は、消費された原生林原料の商品価値の10%に相当する罰金を支払った上、これを生産しなければならない。

第21条 木炭、荊、その他植物原料を使う製鉄会社や運送会社その他の会社は、合理的開発用の自社の森林を維持するか、補給用森林を直接形成するかもしくは、森林事業参加により形成しなければならない。

第22条 国が、本法規則の適用を農務省の特定実行機関により、直接もしくは、州・郡との協定により、監督し、その為に不可欠な業務を設ける事が出来る。

第23条 専門業務による森林の監督と監視は、自発的な警察当局の行動を除外するものではない。

第24条 森林職員は、その職務行使に於いて、公共保安官に匹敵し、武器の携帯が保証される。

第25条 普通の手段で消火できない農村部の火事の場合、森林職員のみならず、他の公共担当官は、物質的手段を要請し、援助できる条件のある人達を招へいする事が出来る。

第26条 下記の事項は、3ヶ月から1年の単純拘留もしくは、違反日・違反場所の最低賃金1～100ヶ月分の罰金もしくは、両方の処罰を受ける違法行為となる。

- a) 形成中であつたとしても永久保存とみなされる森林を破壊もしくは、き損したり、本法の規定する規則に違反して使用する。
- b) 当局の許可なしに永久保存森林にある木を伐採する。
- c) 当局の許可書を携帯せずに、禁止される狩猟もしくは、林産物もしくは、その副産物開発の為に、特有の武器、物資や器具を所持し、永久保存森林に入り込む。
- d) 国立公園、州立・郡立公園や生物保存地区をき損する。
- e) 適切な予防措置をとらずに、森林その他の植物形態に於いて、どのような形であれ火をつける。
- f) 森林その他の植物形態に火災を惹起するような気球を製造、販売、輸送する。

- g) 森林その他の植物形態の自然な再生を阻止したり、これを困難にする。
- h) 当局の供与する売り手の許可書の提示を要求せず、最終的加工に至るまで製品に随伴しなければならない書類を入手せずに、森林で産出される材木、刺、木炭その他の産物を受け取る。
- i) 森林で火事を起こすような火花の飛火を阻止するような装置を使用せずに、林産物や石炭を燃料として使用する。
- j) 特別制度下にある森林に、所有地の動物が入り込まないように必要な予防措置をとらなかつたり、動物を放つ。
- k) 公共用地もしくは、他人の私有地の装飾用植物もしくは、伐採出来ない木を殺生したり、き損したり、害を加えたりする。
- m) 公有森林もしくは、永久保存森林から事前許可なしに、石、砂、石炭もしくは全ゆる種類の鉱物を採取する。
- n) 拒否する。^(*) (〔大統領により〕以下同じ。)

第27条 森林その他の植物形態に於いて火を使用する事は、禁止される。

独立項：現地もしくは地方の特殊性により、農牧畜業もしくは、林業に於ける火の使用が正当化されれば、地域を区画し、予防規則を設ける公権条例により、許可が定められる。

第28条 前条に規定される違犯の他にも刑法、その他の法律に規定される軽犯罪及び犯罪に関する規定と処罰とが存在する。

第29条 下記の主犯に対し処罰が課される。

- a) 直接の主犯。
- b) 違反が、被代理人、もしくは、上役の為に代理人もしくは、部下により行なわれる場合、森林地域の借地人や小作人や占有者や経営者、管理人、部長、購入契約を結んだ者達 (promitentes compradores) もしくは、所有者達。
- c) 行為の実行の際、義務を履行しないか、非合法的な同意により便宜をはかる当局。

第30条 本法に別の事が規定されていない限り、刑法及び、刑事軽犯罪法の一般規定は、本法に規定される違犯に対し適用される。

第31条 下記の事情は、刑法及び刑事軽犯罪法に規定される以上に刑罰を重くする。

- a) 種子の落下時期や損傷した植物の形成時期、もしくは夜間、日曜日、休日、早ばつ期、洪水期に違反を犯す。
- b) 永久保存森林もしくは、この森林に由来する物資に対し違反する。

第32条 き損される財が、本法に規定される森林保護に関連する森林や植物形態や作業道具や書類や行為である場合、私有地に於ける侵害の場合でも、刑事訴訟は、告訴の有無とは無関係である。

第33条 森林その他の植物形態や森林に由来する作業道具や書類や産物を対象としており、本法も

* 1973年3月28日の公報に公表された、1973年3月26日付け法律第5870号は第26条にq項(当局の許可なしに建築用木材を工業用も含め木炭に変える)を付け加える事を命じた。

しくは、その他の法律に規定される犯罪もしくは軽犯罪の場合、取調べを提訴し、これを指導し、処理し、現行犯逮捕の調書を作成し、刑事訴訟を起す権限のある担当者は下記の者達である。

a) 刑訴訟法に指摘される者達

b) 監督業務に任命された森林当局やこれと相関する権限をもつ官公庁 (autarquia) の職員
独立項：同事実に対し、何人もの担当者達が同時に刑事訴訟を起す場合、刑事は、権限のある裁判管轄地に訴訟を集める。

第34条 前条b項に言及される担当者達は、検察庁による起訴が承認されても、本法の扱う訴訟手続きに於いては、一般裁判所では、補佐人の資格で、検察庁と同じ権限を持つ。

第35条 当局は、違反に使用された産物と器具を押収し、量と性質から取調べに随伴できなければ、現地の公的預り人がいれば、彼に、いなければ、判事の指名する者に渡し、後に、被害者にこれを返却する。これらが違反者のものであれば、公売で売却される。

第36条 軽犯罪訴訟は、1981年12月19日付け法律第1508号の略式手続きに従う。

第37条 本法もしくは、確定判決による補足州法に規定される罰金に関する債務の不存在証明書を提出しなければ、譲渡 (transmissao intervivo) もしくは、相続 (transmissao causa mortis) 行為や、農村地域の不動産に負担を設定する事は、不動産総合登記簿に転載も欄外記入も出来ない。

第38条 植林された森林もしくは、自然の森林は、課税免除を宣言されており、課税目的で森林のある土地の価値の引き上げの原因とはなる事は出来ない。(*)(**)

(*) 1966年9月5日の公報に発表された、1966年9月2日付けの法律第5106号により無効となった。

(**) 1972年12月12日付けの法律第5868号(国家登録システム)は、下記の条項により、この件を規定している。

第5条 下記の事項は、農村土地所有税を免税される。

I - 森林が既に形成されているか、もしくは形成中の永久保存地域。

II - 原生種で再植林された地域。

独立項：INCRAは、IBDFの意見を聴いて、農務相の承認する特別指令により、本条の規定適用規則を公布する。

第1節 植林された森林で、植林者により得られる林産物の価値は課税対象となる収入とはみなされない。

第2節 植林及び再植林に使用された金額は、再植林に関連する所得税と特別税から100%控除される。

第39条 永久保存制度下にある森林地域と材木開発の為に植林された森林地域は、農村土地税を免除される。(***)

(***) IBDFの意見表明後、INCRAは、1975年11月12日付けの省令第804号に従っ

て、農務相の承認した INCRA 特別指令第 08/75 号を作成した。

1967 年 2 月 28 日の公報に発表された同日付けの大統領令第 289 号第 20 条により無効となった。

独立項：森林が原生林であるならば、免税額は、課税される地域にかかる税金の金額の 50% を越さない。

第 40 条 拒否された。(大統領により)

第 41 条 公的信用機関は、法律で以前に定められたスケールに従って、植林・再植林プロジェクトもしくは、役務に必要な機械設備の購入を優先する。

独立項：国家通貨審議会は、全ゆる形態・方式のクレジット及びクレジットオペレーションの規律機関としての法的権限の枠内で、連邦森林審議会の承認する植林・再植林プランに関連する適切な金利と期間の森林融資に対する規則を定める。

第 42 条 本法の公布から 2 年後には、森林主務当局の意見を聴き、連邦教育審議会が事前に承認する森林教育テキストを含まない教材を採用する事を許可する事は出来ない。

第 1 節 ラジオ・テレビ局は、番組に、1 週間に最低 5 分間(数日間に分けられるかどうかは問わず)関係当局の承認する森林関係のテキストや規則を加えなければならない。

第 2 節 公的地図では、公立公園や公有林を指示する義務がある。

第 3 節 国家及び州は、各種レベルの森林教育の為の学校の設立と開発を推進する。

第 43 条 連邦令により、全国各地で一定日に森林の週が設けられる。林産物や有益性の面で森林の価値を強調するようなプログラムにより、公立もしくは、国の補助を受ける学校や機関で、同週を記念する義務がある。

独立項：森林の週向けに、森林を経済社会価値の高い再生可能な天然資源とする為に、会議や会合、再植林作業その他の記念・祝祭行事が計画される。

第 44 条 北部地方や中西部地方の北部では、第 15 条の扱う政令が定められない限り、伐採(exploração a corte raso)は、森林被覆部を各所有地の面積の 50% 以上に維持するのでなければ許可されない。

第 45 条 行政府は、180 日以内に、本法が採用した規則に合わせる為、全ゆる契約、協定、協約、許可を見直さねばならない。

第 46 条 ブラジリアに本部のある森林審議会は、ブラジル森林政策の諮問・規範機関として維持される。(**)

(**) 1965 年 9 月 16 日の公報に公布され、1965 年 9 月 28 日の公報で訂正された。

独立項：最高 12 名のメンバーから成る連邦森林審議会の構成と権限は、行政府の政令により定められる。

第 47 条 行政府は、本法の執行に必要と判断される細則を規定する。

第 48 条 本法は、公布の日から 120 日後に施行され、1934 年 1 月 23 日付けの政令第 23793 号

(森林法)その他本法に反する諸規定は無効となる。

ブラジリア、1965年9月15日、独立から144年、共和制から77年

H. Castello Branco

Hugo Leme

Octoys Gouveia de Bulhões

Flávio Lacerda

動物保護

法律第5197号—1967年1月3日—動物保護を規定しその他の措置をとる

共和国大統領は、議会が下記の法律を發布し、大統領がこれを認可する事を伝える。

第1条 おりの外で自然に生活する全ゆる発育段階の全ゆる種類の動物及びその巣や天然の避難所や飼育所は、国家の所有物であり、その利用、迫害、破壊、狩猟、捕ばくは禁止される。

第1節 地方の特殊性により狩猟行為が可能な場合、連邦公権の細則条例により許可が定められる。

第2節 私有地での野生動物の利用、迫害、狩猟もしくは、捕ばくは、前節に定められる形態で許可されていたとしても、各所有主達が、これを同様に禁止する事が出来、この場合、所有主が所有地での監督の責任を持つ。上述の地域で狩猟を行なうには、民法の第594条、595条、596条、597条、598条の規定に従い、所有主の明確な、もしくは暗黙の承諾が必要となる。

第2条 職業的狩猟行為は禁止される。

第3条 野生動物種の売買及び、野生動物の狩猟迫害、破壊もしくは捕ばくをもたらすような産物や品物の売買は禁止される。

第1節 然るべく合法化された飼育場に由来する種類は、と殺される。

第2節 上述の飼育場に送られる卵、幼虫、子の採集及び農業や公共衛生に有害とみなされる野生動物の破壊は、関係当局の許可により、許可される。

第4条 国内導入に賛成する公式な技術鑑定書と法律にもとづき発行される許可書なしには、動物は国内に導入できない。

第5条 公権は、下記の事項を設ける。

- a) 然るべく関係当局の許可する科学活動を除き、野生動植物や家庭用動植物種の利用、迫害、狩猟、捕ばく、もしくは導入活動や、どういう名目であれ、環境の修正が禁止される国立、州立、郡立の生物保存地区
- b) 狩猟行為が許可され、レクリエーション、教育、観光目的で永久的もしくは、一時的に、一般に全面的もしくは、部分的に公開される国立、州立、郡立狩猟公園

第6条 公権は、下記の事項を奨励する。

- a) 狩猟と射撃の実践の為の団体精神を養う為のアマチュア狩猟・空中射撃クラブ協会の形成と稼働
- b) 経済・工業目的の為、野生動物飼育用の飼育場の建設

第7条 本法にもとづき承諾される野生動物の利用、迫害、破壊、狩猟、捕ばくは、狩猟行為とみなされる。

第8条 担当連邦公共機関が、120日以内に、下記の事項を発表し、毎年新データを編入する。

- a) 利用、迫害、狩猟、捕ばくの許される種のリスト。各地域を指示・区画する。
- b) 上述の行為の許可される日の時期と日数。

e) 利用, 迫害, 狩猟, 捕ばくの許可される毎日の割当量。

独立項: 捨てられて野生化したか, 猛獣化する家畜も, 同様に利用, 狩猟, 迫害, 捕ばくの対象となりうる。

第9条 第8条の規定を守り, 法律の要求を満たした上で, 野生動物種を, 捕ばくしたり, おりに入れたりする事が出来る。

第10条 下記の条件で動物種を利用, 迫害, 破壊, 狩猟, 捕ばくする事は, 禁止されている。

- a) 獲物を虐待するようなとりもち, パチンコ, 投石機, 土球, 毒, 火事による。
- b) 鉄道もしくは, 公共道路から3 km以内で銃を用いる。
- c) tapiti (*Sylvilagus brasiliensis*) より大型の動物に対し, 口径22の武器を用いる。
- d) 火器から成るわなを使う。
- e) 人の住む都市部や郊外, 鉱泉場, 避暑・避寒地に於いて行なう。
- f) 公式機関や公有ダムや5 km以内の隣接地に於いて行なう。
- g) 公共鉄道や道路の軸の各側500 m以内の地帯に於いて行なう。
- h) 天然の動植物や景観の保護用地に於いて行なう。
- i) 動物園, 公園, 公庭に於いて, 行なう。
- j) 私有地内であっても, 狩猟許可時期以外の時期に行なう。
- k) 特別ケースと有害な動物の場合を除き, 夜間行なう。
- l) 全ゆる種類の車の内部から行なう。

第11条 アマチュア狩猟, 空中射撃クラブ協会はつりクラブ協会と別々もしくは, 合同で組織される事が出来, 民法にもとづき, 法人の性格を得て, 関係連邦公共機関に登録してからでないとは有効に機能できない。

第12条 前条の言及する団体は, 保護期間中, 一定の地域内で, 団体所在地で使用する為, 狩猟・スポーツ用武器をメンバーが持ち歩く為の特別許可を申請しなければならない。

第13条 狩猟を行なう為には, 関係当局の発行する特殊な性格をもち, 地方内での年次ライセンスが必要である。

独立項: 火器による狩猟許可書は, 民事警察の発行する武器所持許可書を伴わねばならない。

第14条 公的もしくは, 公式とされる科学機関もしくは, これが指定する科学機関に所属する科学者達に, どの時節でも科学用の資料採集の為の特別許可は付与する事ができる。

第1節 然るべく母国の信任を受ける外国人科学者の場合, 公的科学機関の仲介により, 許可申請は承認され, 公的連邦担当機関に提出されねばならない。

第2節 本条の言及する機関は, 毎年の許可書更新の為には, 公的連邦担当機関に前年度許可された科学者達の活動内容を知らせる。

第3節 本条に言及される許可書は, 商用やスポーツを趣旨として使ってはならない。

第4節 法律により, 科学的趣旨で, 動物資料の採集権限のある国内機関の科学者達には, 永久的

許可書が供与される。

第15条 ブラジル美術・科学探検監督審議会は、審判中の訴訟に動物に関する件がある場合必ず、公的連邦担当機関の意見を聴く。

第16条 野生動物及びその製品を取引きする自然人もしくは法人の登録が制定される。

第17条 前条の扱う自然人もしくは、法人は、担当機関が要求する時は必ずストックや価値の提出や宣告をする義務がある。

独立項：本条の規定を守らなければ、本法に規定される処罰を受ける上、登録が取り消される。

第18条 両生類やは虫類の原皮の外国への輸出は禁止される。

第19条 野生動物や、チョウ類、その他昆虫類及びその製品の長距離輸送及び海外輸送は、担当機関の提供する交通許可書を必要とする。

独立項：公的科學機関の委託する物資は、この要求を免除される。

第20条 狩猟人の許可書は、最低月給の10分の1に相当する年間料金を支払って得る。

独立項：観光客は、最低月給相当料金を支払い、許可書は30日間有効である。

第21条 第16条に言及される自然人もしくは法人の登録は、最低月給の半額相当料金を支払って行なう。

独立項：本条の取り扱う自然人もしくは法人は、各種商形態許可料金として、年間最高1最低月給まで支払う。

第22条 第11条の扱うアマチュアクラブもしくは協会の登録は、最低月給の半額相当料金を支払って行なう。

独立項：第12条に言及される狩猟用・スポーツ用武器の所持許可を受けるには、最低月給の20分の1相当の年間料金を支払う必要がある。

第23条 飼育場の登録は、最低月給の10分の2相当料金が徴収される。

第24条 本法に規定される許可・登録その他料金の支払いは、ブラジル銀行の動物資金と題する特別勘定で連邦農牧畜業基金に貸記する。

第25条 国は、本法規則の適用を農務省の特別執行機関が直接に、もしくは州・郡との協定により監督する。

独立項：専門機関により狩猟を監督する事は、警察当局や軍隊の自発的な行動を除外するものではない。

第26条 狩猟を監督する職員は全て公共保安官に匹敵し、武器の携行が保証される。

第27条 第1条とその2、3、4、8節及びa、b、c項と10条とそのa、b、c、d、e、f、g、h、i、j、l、m項と13条とその独立項、14条、第3節、17・18・19条を侵犯する事は、3ヶ月から1年の単純拘留もしくは、1～10最低月給の罰金もしくは両方の処罰を受ける軽犯罪を構成する。

第28条 前条に規定される軽犯罪の他にも、刑法その他の法律に規定される軽犯罪と犯罪に関する

規定及び罰則は存続する。

第29条 刑法、法律、刑事軽犯罪法にある情況の他にも罪を重くする情況は下記のようなものである。

- a) 禁猟期間もしくは、夜間に違反する。
- b) 詐欺したり、もしくは信頼を斯く。
- c) 当局の許可を不当に利用する。
- d) 禁猟地域に由来する野生動物やその製品に対し違反が犯される。

第30条 処罰は下記のような主犯に対し課される。

- a) 直接の主犯
- b) 代理人や部下が被代理人や上役の為に行なう場合、同地域の借地人、小作人、占有人、管理人、取締役、購入契約を結んだ者達もしくは、所有者
- c) 非合法な行為の実行を行動もしくは、義務不履行により承諾するかもしくは、権力を乱用するような当局

独立項：同じ事実に対し、各種担当機関が同時に刑事訴訟を起こす場合には、判事は、権限の確立する裁判管轄地に訴訟を集める。

第31条 私有地に於ける権利障害であっても、棄損される財が野生動物やその製品また、本法に規定される動物保護に関する作業器具やドキュメントや行為である場合、刑事訴訟は、告訴の有無とは無関係に行なわれる。

第32条 野生動物やその製品、またこれに関係する器具や書類を対象とする本法その他の法律に規定される犯罪もしくは、軽犯罪の場合に警察の取り調べを提訴、指導、処理し、現行犯逮捕状を作成し、刑事訴訟を起こすのは、刑事訴訟法に指摘される担当当局である。

第33条 当局は、狩猟の産物と違反に使われた道具を押収し、その性格上もしくは量からみて、取り調べに持ち込めないものは、現地の公共預託人がいればその人に、いなければ判事の指名する人に渡される。

独立項：腐敗する産物の場合、最も近い科学機関、病院、慈善団体に寄贈する事が出来る。

第34条 軽犯罪訴訟は、1951年12月19日付けの法律第1508号の略式訴訟手続きに従う。

第35条 本法の公布から2年以内に、連邦教育審議会の承認する動物保護に関するテキストを含まない教材を採用する事を当局は許可する事が出来なくなる。

第1節 小学校・中学校の教育プログラムは本条に言及される問題に関し、少なくとも年2回の授業を含まねばならない。

第2節 ラジオ・テレビ番組も同様に公的連邦関係機関の承認するテキスト及び規則を少なくとも一週間に5分間、(数日間に分割するかどうかは問わず)含まねばならない。

第36条 ブラジルの動物保護政策の諮問・規範機関としてブラジリアに、国家動物保護審議会が設けられる。

独立項：農務省に直接従属する審議会に構成及び権限は、行政府の政令により定められる。

第37条 行政府は、実施に必要と判断される本法の細則を規定する。

第38条 本法は、公布の日に施行され、1943年10月20日付けの大統領令第5894号及びその他、これに反する諸規定は、無効となる。

ブラジリア、1967年1月3日、独立から146年、共和国から79年

H. Castello Branco

Severo Fagundes Gomes

1967年1月5日の公報に発表される。

I B D F の設立

1967年2月28日付け大統領令第289号

共和国大統領は、1966年12月7日の軍政令第4号第9条2項により付与される権限を行使し、下記の大統領令を發布する事を決めた。

第1章 趣旨、方針、権限について

第1条 連邦府に本部及び裁判管轄があり、全国土に管轄権を有する独自の法人格を備え、農務省の間接行政機関の一部である官公庁であるブラジル森林開発院(I B D F)が設立される。

第2条 I B D Fは、現行法に基づき、森林政策を策定し、我が国の再生可能天然資源の合理的利用、保護、保存及び森林開発に必要な措置を指導、調整、実施したり、実施させたりする為の機関である。

第3条 I B D Fは、以下の事項を守って全国的・地域的植林・再植林の年間もしくは、多年の示唆的プランを作成する。

I - 同部門での最良な資金配分

II - 経済的用途ある樹木種の開発

III - 経済的趣旨の植林及び再植林

IV - 生態学、観光、景観を趣旨とする植林及び再植林

第4条 下記の事項は、I B D Fの優先的な権限である。

I - 国の森林政策の総合的指針を定め、年間もしくは多年間のプランを作成する。

II - ブラジルの森林資源の調査と目録作成を定期的に行なう。

III - 林学、木材技術、野生動物の分野で調査と実験を行なう。

IV - 経済的・生態学的趣旨の再植林を実行・推進する。

V - 森林の合理的利用を目的とし、技術援助を提供し、原則と規則を設定する。

VI - 消費市場の永久的補給を目的とし、森林保存と林産物、副産物との間の均衡の維持を確保する措置を採用、推進もしくは勧告する。

VII - 民間部門での森林開発を許可・指導・監督すると共に、管轄地域でこれに相当するオペレーションを企画、実施する。

VIII - 材木を原料とする製材所・産業の設置と操業を統制する。

IX - 1965年9月15日付け法律第4771号、1965年10月20日付け法律第4797号、1966年9月2日付け法律第5106号、1967年1月3日付け法律第5197号及び再生可能な天然資源に関連する全ゆる法規を守り、これを守らせる。

第5条 I B D Fの権限は、次のようなものである。

I - 規則の規定に従い、本大統領令に関連する作業を行なう自然人もしくは法人の義務的登録を決

め、登録簿を組織する。

II - 本大統領令に関連する活動の監督を直接もしくは、他の公的機関もしくは業界団体を通じて組織、実行すると共に、行政府の規定する条件に従って、森林開発、林産物の生産、輸送、売買、工業化に於ける詐欺を取り締まる。

III - 樹木種の植物分類を推進・奨励し、林産物の標準化及び分類を直接もしくは、他の公的機関もしくは、私的機関と協力して行なう。

IV - 権限を効果的に遂行する為、国内、国際もしくは外国の公・民団体と協定・協約を結ぶ。

V - 相互に関心がある事を事前に確認した上で、一方的条例により、公的機関であるかないかを問わず、実行機能をこれに委任する。

VI - 権限の完全な展開に必要な人材の養成と改善を行なう。

VII - 適切な法律及び規則に定められる税制恩典を享受する為に作成される植林・再植林プロジェクトを分析し、これに関する意見を述べる。

VIII - リオ・デ・ジャネイロ植物園、国立公園、国有林、生物保存地区、連邦狩猟公園を管理する。

独立項：行政府は、関連法に定められる税制恩典の適用を目的として、再植林の規定を決める。

第II章 機構と管理

第6条 行政府は、IBDFを本大統領令により生ずる新情勢に適応させる為、主に第2、3、4条の規定の完全実施を考慮して、IBDFの管理機構を政令により、組織もしくは修正する事が許される。

第1節 IBDFは、業務の量により正当化される場合は、主に技術的趣旨の為、州もしくは地方の事務所を維持する事が出来る。

第2節 IBDFは、州もしくは地方での活動に於いては、可能な限り、連邦・州・郡レベルの他の政府機関や業界団体もしくは、科学団体との協定を利用すべきである。

第7条 本大統領令の内容に従って、国の森林政策に必要な場合にはいつでも同院は、新しい国立公園、国有林、生物学保存地区、国立記念碑、連邦狩猟公園の創設、設置、維持を推進する事が出来る。

第8条 IBDFには諮問・規範機関として森林政策委員会が設けられ、次のような森林問題を専門とする職員から構成されていなければならない。

— 農務省代表

— 商工省代表

— 企画庁代表

— 地方組織調整担当管理部門の代表

— 軍隊参謀部の代表

— 国家経済開発銀行の代表

一ブラジル銀行の代表

一全国農業連合の代表

一全国工業連合の代表

第1節 森林政策委員会の権限は、行政府の規定に従って森林政策の調整と実施を指導・助成する事にある。

第2節 森林政策委員会の議長は、IBDFの総裁である。

第9条 IBDFの総裁は、技術・管理能力に秀でた人達の中から選ばれ、農務相の指名により、大統領が任命する。

第10条 同院を構成する機関の権限の機構と総裁その他の幹部の権限とは、行政府の政令により定められる。

独立項：森林エンジニアの職種が設けられる。

第11条 IBDFの職員は、行政府政令により定められる常員と統一労働法により規定される臨時職の2つに分かれる。

独立項：正規職員の雇用の場合は、事前に採用試験もしくは、経歴審査と試験とを行なわねばならない。

第三章 収入について

第12条 IBDFの収入は、下記の事項から成る。

I - 国家予算からの贈与

II - 法律により開設される特別クレジット

III - 林産物の開発・販売による収入

IV - 同院の活動もしくは、所管の不動産の開発により生ずる全ゆる性質の収入

V - ローン、助成金、拠出金その他受け取る所得

VI - 本大統領令とその規則に規定される罰金収入

第13条 予算拠出金は、国家予算に含まれ、IBDFの各金融年度の予算プログラムの予定に必ずる。

独立項：IBDFの予算プログラムは、行政府の政令により定められる規則に従って作成される。

第四章 違反と罰則

第14条 本大統領令に対する違反とは、

I - これにある規定を守らない事

II - IBDFの策定する森林政策もしくは、IBDFの発布する条例、決議、指令、省令を守らない事

III - 本大統領令第4条Ⅹ項に引用される法規の規定を守らない事

第15条 前条の違反条項を何であれ侵犯する自然人もしくは法人は、下記の処罰を受ける。

I - 罰金

II - 違反による産物の押収

III - 商店や工場の停止

IV - 登録の停止

V - 登録の取り消し

独立項：本条の処罰の適用により、法律により、他の当局により課される処罰が適用されないという事はない。

第16条 次の人達は、違反に連帯責任をとる。

I - 実際に違反した人

II - 委任者

III - 違反の実行に何らかの形で寄与する者

独立項：違反が成立するには、違反者の行動もしくは、意図的な義務不履行があれば良い。

第17条 第15条の罰則は下記のケースに適用される。

I - 荒廃地域の再植林に関するIBDFの決定を守らない場合 - 植林されなかった木1本毎に、地域の最低月給の金額の最高1%までの罰金。再犯する毎にこれは倍化する。

II - IBDFの事前登録なしに産物を生産、加工、売買する場合 - 産物の価格、相当額の罰金とその押収。

III - IBDFの事前許可なしに製材所や木材加工産業を設置する場合 - 地域の最低月給5ヶ月分までの罰金と、場合によっては、許可と登録が供与されるまで閉鎖

IV - 木材の合理的伐採を守らないか、伐採計画で許可された本数よりも多く切り倒す場合 - 不当にもしくは余分に切り倒された木一本毎に、地域の最低月給の最高10%までの罰金と1回目の再犯で登録停止、2回目の再犯で登録取り消し。

V - 私有地に於いて、IBDFに対し行なったアランテーション栽培協定を守らない場合 - 栽培面積1ヘクタール当たり、地域の最高最低月給の金額の最高50%までの罰金。これは再犯毎に倍化する。

第1節 違反の前の12ヶ月以内に、上訴不可能な行政決定により、同じ規則に対する違反を認められた違反者が、本大統領令に於ける特別再犯者とみなされる。

第2節 押収とは、IBDFによる産物の即時的差押えの事で、後に決議する為預託され、この措置により生ずる諸費用は、違反者のみが負担する。

第3節 行政府は、本条に規定されていないケースに於ける処罰の適用について、詳細に規定し、各ケース毎に罰金の金額を定める。

第18条 処罰の適用は、IBDFのみの権限である。

第19条 本大統領令の適用により生ずる措置について、IBDFに対し、また最終審級として、農

務省に対する上訴権が保証される。

独立項：上訴には、停止効果はない。

第V章

第20条 連邦森林審議会は消滅し、その権限は、本大統領令第8条に定められる森林政策委員会に移管される。

第21条 農務省の国家松院と更生可能天然資源局は消滅し、それぞれのフェイル資産、資金、債務・債権はIBDFに移管する。

第22条 特別訴訟の使用やその債権の取り立てや、期間、時効、訴訟費用や租税免除制について財務当局の特権がIBDFにも拡張され、関連訴訟は、連邦裁判所で裁判される。

第23条 本年度の行政支出費用をまかなう為、大蔵省が、IBDFの資金補足の為600万新クルゼイロの特別クレジットを開設する事が許可される。

独立項：前条の扱う特別クレジットは、会計裁判所がこれを自動的に登録し、国庫に配布され、国庫は大蔵省の定める金額を割賦払いにしてIBDFに拠出する。

第24条 IBDFの予算外収入は、IBDFが直接にもしくは、他の公・民団体との協定もしくは協約により、植林や再植林への予備投資や投資にのみ運用される。

第25条 1964年11月30日付けの法律第4502号を細則規定する1965年8月26日付けの政令第56791号のAnnex IIは、下記の状態とそれぞれの税率の導入により変更される。

44.03-皮をはぐか、それとも単に伐採された原木 - 3%

44.04-単に角切りされた木 - 3%

44.05-単に縦にひかれたか、切断されたか、拡大された木(厚さ5mm以上) - 3%

第26条 本年度6月30日以降、1942年10月8日付けの大統領令第4813号第22条の言及する料金は、廃止される。

第27条 IBDFの職員は、本大統領令第11条とその諸節の規定に従って、雇用される者の権利と選択権とを尊重して、IBDFに併合されるか、移管される機関や役所の公務員により、補充される。

第1節 IBDFに併合された機関に所属する者をIBDFの職員に加える場合、出身機関での地位と給与レベルより低くないレベルで加えられる。

第2節 本条の規定は、併合もしくは移管された機関や役所で、他の部門から要請された公務員については適用されない。

第28条 IBDFの総裁がIBDFの必要を上回ると判断する人員については、行政府の決める形態で、他の連邦公務機関に加えられる。

第29条 本大統領令第4条II項の形態で、IBDFが目録作成するか調査する天然の森林資源は、本大統領令第4条の第II項に従い、公権による没収の対象となりうる。但し、森林政策委員会がこ

うした没収措置が、森林法規定の遵守に不可欠であるとみなした場合の事である。

第30条 I B D FによるTi juca (チジューカー) 国立公園に所属する全地域の管理は、行政府条例の対象となる。

第31条 I B D Fは、本大統領令第4条第Ⅱ項の規定に必要と判断される航空写真測量調査を定期的実施する為、公共もしくは、非公共団体との協定を結ぶ事が出来る。

第32条 各種形態の木材の貿易政策は、本大統領令の規定に従い、森林政策の指針と目的とに鑑み、国家外国貿易審議会 (CONEX) が決定する。

独立項: I B D Fは、同院が担当する問題について、CONEXを補佐する。

第33条 本大統領令は、公布日から施行され、これに反する規定は、無効となる。

ブラジリア、1967年2月28日、独立から146年、共和制から79年

II. Castells Branco

Octávio Bulhões

Severo Fagundes Gomes

Pavlo Egydis Martins

Roberts Caupos

Goas Gonsalves de Souza

1967年2月28日の公報第1章第1部(2465/2466ページ)に公布さる。

5. 各州の環境関連機関

5.各種の環境関連機関

川の環境関連機関

AL- (アラゴアス州)

環境調査局 (Coordenadoria do Meio Ambiente-CMA/SEPLAN)

コーディネーター : Dr. José Roberto da Fonseca e Silva
ジョゼ ロベルト ダ フォンセカ エ シルバ

Rua Cincinato Pinto, nº 503-Center

57,000-Maceió-AL

Tel.: (082)223-3406

Telex: 082.2198

BA (バイヤ州)

環境資源調査局 (CRA)

コーディネーター : Dr. Ivan Barreto de Carvalho Filho

Rua São Francisco nº 01-Montserrat

40,000-Salvador-BA

Tel.: (071)226-9865/226-9868

Telex: 071.1235

CE (セアラ州)

セアラ州開発庁 (SUDEC)

長官 : Dr. Humberto Macário de Brito
ウンベルト マカリオ デ ブリト

Rua Barão de Aratã, nº 1.319

60,000-Fortaleza-CE

Tel.: (085)231-5945

Telex: 085.1143

DF (連邦府)

ブラジリア上下水道会社 (Companhia de Água e Esgoto de Brasília-CAESB)

部長 : Dr. João Carlos de Sigueira Filho
ジョアン カルロス デ シケイラ フィーリョ

SCS-quadra 13-Edifício CAESB

70,000-Brasília-DF

Tel.: 224-0405

Telex: 061.1688

ES (エスピリト・サント州)

エスピリト・サント州保健局環境活動部 (Departamento de Ações Ambientais da Secretaria de Saúde do Estado do Espírito Santo)

部長 : Dr. Heli Leonardo de Castro

An. Beira Mar, S/nº

29,000-Vitória-ES

Tel.: (027)227-4111 ramal

Telex: 027.2182

GO (ゴイヤス州)

州環境庁 (Superintendência Estadual do Meio Ambiente-SEMAGO)

長官 : Dr. Antonio Garcia
アントニオ ガルシア

11º Avenida, nº 1.272-Setor Universitário

74,000-GOIÂNIA-GO

Tel.: (062)261-5156/261-2268

Telex: 062.2104

MA (マラニョン州) マラニョン州天然資源・技術・環境局 (Secretaria de Recursos Naturais, Tecnologia e Meio Ambiente do Estado do Maranhão-SERNAT)

局長 : Dr. Marco Antonio Almeida Vieira da Silva
マルコ アントニア アルメイダ ビエイラ ダ シルバ

Rua do Ribeirão Luiz-MA

65,000-São Luiz-MA

Tel.: (098)222-5395

Telex: 098.2357

MG (ミナス・ジェライス州)

環境政策委員会 (Comissão de Política Ambiental-COPAM)

ミナス・ジェライス州科学・技術局)

局長 : Dr. Milton de Lima Filho
ミルトン デ リマ フィーリョ

Rua da Bahia, nº 916-9º andar

30,000-Belo Horizonte-MG

Tel.: (031)222-9466 Ramal137

Telex: 031.8216

MS (マット・グロッシン・ド・スル州) マット・グロッシン・スル州環境保存・取締り院 (Instituto de Preservação e Controle Ambiental do Estado do Mato Grosso do Sul-INAMB)

院長：Dr. João Pedro Cutih Dias

Rua Antonio Maria Coelho, nº1.836

79,100-Campo grande-MS

Tel.: (067)383-2151

Telex: 067.2436

067.2520

MT (マット・グロソン州)

マット・グロソン州社会開発局環境調整局(Coordenadoria de Meio Ambiente da Secretaria de Saúde do Estado do Pará)

コーディネーター : Dr. Humberto Jesuino de oliveira

Rua Pedro Celestino, nº 300

78,000-Cuiabá-MT

Tel.: (065)321-9296

Telex: 065.2110

PA (パラ州)

パラ州保健局基本的・補足的活動局 (Departamento de Ações Básicas e Complementares-DABC)

局長: Dra. Eliza Vianna Sá

Travessa Presidente Pernambuco, nº-489

66,000-Belém-PA

Tel.: (091)223-1257/223-1093

Telex: 091.1012

PB (パライバ州)

環境保護庁(Superintendência de Defesa do Meio Ambiente-SUDEMA)

長官: Dr. Joás Feitosa Mayer Ventura

Rua Rodrigues de Aquino, nº 594-Centuro

58,000-goás Pessoa-PB

Tel.: (083)221-3924/221-7394

Telex. 038.2163

PE (ペルナンブコ州)

ペルナンブコ環境汚染取締・水質源管理会社 (Companhia Pernambucana de Controle da Poluição Ambiental e Administração de Recursos Hídricos-CPRH)

リナルド ド レゴ バーロス ロシャ
社長 : Dr. Rinaldo do Rego Barros Rocha
Rua Santana, 367-Casa Forte
50,000-Recife-PE
Tel.: (081)268-4071
Telex: 081.1631

PI (ピァウイ州)

ピァウイ州企画局の財団法人ピァウイ社会経済調査センター (Fundação Centro de Pesquisas Econômicas e Sociais do Piauí-CEPRO)
Fundação CEPROの長官 : Dr. Antonio Adala Carmind
アントニオ アダラ カルミンド
Rua Miguel Rosa, nº 3.190
64,000-Teresina-PI
Tel.: (086)222-4061/222-4051/222-4052/222-4062/222-4080
Telex: 086.2174

PR (パラナ州)

水資源・環境管理庁 (Superintendência de Administração de Recursos Hidricos e Meio Ambiente-SUREHMA)
長官 : Dr. Cicero Jaime Bley Jr.,
シセロ ジャイメ ブレー ジュニア
Rua Engenheiro Rebouças, 1.206
80,000-Curitiba-PR
Tel.: (041)224-1864/(PABX)234-1811
Telex: 041.6206

RJ (リオ・デ・ジャネイロ州)

州環境工学財団 (Fundação Estadual de Engenharia do Meio Ambiente-FEEMA)
会長 : Dr. Armando Leitão Neves
アルマンド レイタン ネーベス
Rua Fonseca Telles, 121-15º andar-São Cristóvão
20,000-Rio de Janeiro-R.J.
Tel.: (021)222-3409
Telex: 021.22383

RN (リオ・グランデ・ド・ノルテ州)

環境調整局 (Coordenadoria de Meio Ambiente)
コーディネーター : Dr. Carlos Menezes Lira
カルロス メネゼス リーラ

Centro Administrativo-Lagoa Nova

59,000-Natal-RN

Tel.: (084)231-6080/231-6082/231-6084

Telex: 084.2339

